



北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録記念誌

縄文遺跡群世界遺産本部



北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録記念誌

Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan



縄文遺跡群世界遺産本部

北海道／青森県／岩手県／秋田県／

函館市／千歳市／伊達市／森町／洞爺湖町／青森市／弘前市

八戸市／つがる市／外ヶ浜町／七戸町／一戸町／鹿角市／北秋田市

北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録記念誌

Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan

ごあいさつ

縄文遺跡群世界遺産本部

本部長 青森県知事 **三村 申吾**



令和3年7月27日、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いオンラインで開催された国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の第44回世界遺産委員会拡大会合において、北海道、岩手県、秋田県及び青森県に所在する17の史跡及び特別史跡で構成された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載が決議されました。

平成19年に開催した北海道・北東北知事サミットにおいて、4道県が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表記載に係る共同提案を行うことを正式に合意して以来、14年にも及ぶ地道な取組がようやく実を結んだ歴史的瞬間でありました。

世界文化遺産登録の実現に向けて、長きにわたり多大なるお力添えを賜りました、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会をはじめとする国内外の専門家の皆様、縄文遺跡群世界遺産登録推進国会議員連盟及び各道県議員連盟の皆様、外務省及び文化庁の皆様、そして、各地の団体や応援組織、地域住民の皆様など、これまで登録推進に関わってこられたすべての皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

この地域の先人たちが、津軽海峡を挟みながらも、同一の文化圏を形成し、一万年以上にわたって諍いなく定住し、自然とともに生き、平和で協調的な社会を形成していたことを物語る「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、人類共通の貴重な宝であり、今日を生きる私たちに大切なメッセージや哲学を示唆してくれるなど、顕著で普遍的な価値を持っています。このかけがえのない遺産群をしっかりと守り、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。

このため、4道県がこれまで以上に連携を深めながら、「縄文遺跡群を未来に継承する取組」と「縄文遺跡群を活用した活力ある地域づくり」をより一層推進していくこととし、令和4年4月に4道県及び関係自治体で構成する「縄文遺跡群世界遺産本部」を設置したところです。当本部では、将来にわたって縄文遺跡群の保存管理及び周辺環境の保全並びに整備活用を推進するとともに、世界中の人々に縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や魅力を積極的かつ分かりやすく発信しながら、北海道・北東北の4道県を訪れる方々に、より一層の感動を与えることができるよう、関係者の皆様と一体となって取り組んでいきますので、今後とも皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本記念誌の作成に多大なる御協力を賜りました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。発刊にあたっての挨拶といたします。

ごあいさつ

縄文遺跡群世界遺産本部

副本部長 北海道知事 **鈴木 直道**



「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、令和3年7月27日、世界文化遺産への登録が決定し、その歴史的な瞬間には、登録の実現を目指して活動してきた多くの皆様と喜びをともにしました。本道初の世界文化遺産の誕生であり、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中において、未来を照らす大変明るい話題となりました。長年にわたり縄文遺跡群の優れた価値を守り、継承されてきた地域の皆様をはじめ、世界遺産登録に向けて多大なるご尽力をいただいた多くの方々に、改めて心から感謝申し上げます。

北海道・青森県・岩手県・秋田県に所在する17の遺跡で構成する縄文遺跡群は、自然と共生しながら1万年以上にわたって、採集・漁労・狩猟により定住した人々の生活と精神文化を伝える貴重な遺産であり、津軽海峡を挟んだ本道と北東北の長きにわたる強い結びつきを示すとともに、持続可能な地域社会の実現を目指す私たちにとって、学ぶべき貴重な示唆が多くある、未来に継承すべき大切な「宝」です。

道では、遺跡群に関する情報共有や課題解決を図るため、道と函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町及び森町、民間事業者などによる「北の縄文・官民連携プラットフォーム」を立ち上げたほか、ガイド養成など受入体制の充実や教育旅行を含む誘客の促進、道内他地域への効果の波及を進めており、また、アドベンチャートラベルでの活用に向けて周遊モデルコースの造成や体験コンテンツの磨き上げなど、文化遺産の保存・活用と地域振興との好循環を生み出すべく取り組んでいます。

世界の「宝」として認められた縄文遺跡群を、未来に確実に引き継ぐとともに、その価値が地域の誇りとなり、一層輝きを増していくよう、今後とも、文化庁や北東北3県、関係市町、そして地域で様々な活動をされている皆様としっかりと連携しながら、縄文遺跡群の適切な保存と活用に積極的に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

縄文遺跡群世界遺産本部

副本部長 岩手県知事 **達増 拓也**



令和3年7月16日から31日まで開催された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の第44回世界遺産委員会拡大会合において、本県の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が国内で20件目の世界文化遺産として登録されました。

一戸町の御所野遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する4道県17資産の中で最も南に位置し、全国的にもまれな土屋根の竪穴住居や墓、配石遺構が丘陵地に分布する拠点集落跡です。

御所野遺跡の世界遺産登録への歩みは、平成元年の工業団地開発に伴う発掘調査から始まります。調査が進むにつれ、縄文時代の大規模な集落跡であることが判明し、日増しに遺跡の保存を求める声が強くなっていきました。その当時、遺跡を保存することは全国的にも多くはありませんでしたが、一戸町の皆様の熱意が実り、平成3年に町として遺跡の全面保存を決定、そして、調査開始からわずか5年後の平成5年、国史跡に指定されました。平成11年には御所野愛護少年団が結成され、町民一体となって保存と活用に取り組んできました。この度の世界遺産登録は、一戸町民の皆様による遺跡の保存の英断や積極的な活動のたまものであり、改めて深く敬意を表します。

御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産として登録されたことで、本県は国内最多となる3つの世界遺産を有することとなりました。先史、中世、近代のそれぞれの世界遺産を有することは、本県の歴史・文化の多様性と豊かさを示しています。

今回の登録を契機とし、本県を始め北海道・北東北地域に改めて注目いただき、世界遺産を活用した地域振興につながるよう積極的に情報発信してまいります。

結びに、世界遺産登録に御尽力いただきました外務省、文化庁、構成資産を有する各自治体、長年にわたり御支援と御協力をいただきました一戸町の皆様の御努力に深く感謝申し上げますとともに、本誌の作成に御協力を賜りました皆様に厚く御礼を申し上げます。

ごあいさつ

縄文遺跡群世界遺産本部

副本部長 秋田県知事 佐竹 敬久



「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録が、第44回世界遺産委員会拡大会合で決議されてから2度目の冬がやってまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症の拡大の波にさらされながらも、構成資産への来訪者は以前を大きく上回っており、登録の効果を実感しております。

本県の構成資産である大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は、どちらも環状列石を中心とした祭祀に関わる遺跡であります。両遺跡を訪れる方々は、環状列石を通して、縄文時代に行われた祭りや人々の営みに思いを馳せることができます。しかしながら、このような環境が整うまでには、幾つかの関門がありました。

保存の歴史を振り返れば、大湯環状列石は、昭和6年の発見から同26、27年の国の調査を経て、同31年に国の特別史跡に指定されております。その後、鹿角市による発掘調査が昭和50年代から始まり、さらに平成10年からは遺跡の整備が進められるなど、今日の大湯環状列石の姿になるまでには、大変長い取組がありました。

伊勢堂岱遺跡は、平成4年に発見され同13年に国の史跡になりました。大館能代空港へのアクセス道路の建設予定地内で発見されたため、当初は環状列石の移設を計画しましたが、保存を求める地元の声の高まりを受けて、最終的に県が道路計画を変更して現地保存した経緯があります。この点は、行政が遺跡の保存のために機能しているとして、イコモスからも高く評価されております。

遺跡の保存や整備、活用には、様々なボランティア団体等の活動など、多くの地域の方々にも携わっていただいております。17の遺跡それぞれには、世界遺産、国の特別史跡や史跡としての価値に加え、関わった方々のたくさんのドラマがあり、これらが相まって、それぞれの魅力を形成していると考えております。

本県においては、県内の両遺跡を世界自然遺産の白神山地に加え、ユネスコ無形文化遺産である大日堂舞楽や花輪ばやし、毛馬内の盆踊をはじめとした周辺地域の文化財等と連携させ、更に魅力を向上させることで、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の各構成資産との周遊の活性化にも結びつけていけるよう取り組んでまいります。

結びに、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に御尽力いただいた、文化庁をはじめとする国の各機関、北海道・青森県・岩手県及び構成資産を保有する各自治体、そして構成資産の保護に長年携わっていただいた地域の方々や関係者に、改めて厚く御礼申し上げるとともに、本記念誌の作成に関わった皆様に心から感謝の意を表します。

寄稿

「北海道・北東北の縄文遺跡群」 の世界遺産登録に寄せて

文化庁長官 都倉 俊一



令和3年7月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されました。各自治体及び関係の皆様が、長年の御尽力が、世界遺産登録という形に結実しましたことを改めてお慶び申し上げます。

本資産は、1万年以上にわたり採集・漁労・狩猟により定住した人々の生活と精神文化を伝える文化遺産で、北海道、青森県、岩手県、秋田県に所在する17の考古遺跡から構成されます。

これらの地域では、豊かで多様な自然環境を背景に、約1万5千年前に定住がはじまりました。縄文の人々は、気候変動等の環境の変化に巧みに対応しつつ、集落を形成、発展、成熟させながら、独特かつ精緻な精神文化を育みました。このように本資産は、1万年以上のはるか昔に、人類が自然と共に生き、平和で持続可能な社会を形成していたことを物語るものであり、今日のSDGsの思想にもつながる普遍的な価値を有しています。

このような先史時代の資産は、世界遺産の中でも未だ十分に代表されていない分野の資産であるとされています。日本の宝が世界の宝になるだけでなく、この登録が世界遺産の更なる充実に貢献していることを大変嬉しく思います。ユネスコのオードレー・アズレー事務局長からは、「素晴らしい遺産が世界遺産になった」という、賞賛のコメントを直にいただきました。

価値の高さだけが世界遺産に登録された理由ではありません。地域コミュニティが資産の保存・活用及びその意思決定に主体的に関与していることも、イコモスの審査の過程で高く評価された点の一つです。これは、長きにわたって各資産を保護し、伝えてこられた地元自治体、地域住民、そして関係の皆様方のたゆまぬ努力の賜物です。

本資産の審査は、コロナ禍という未曾有の状況の中で行われました。様々な制約や困難を乗り越え、登録を達成された皆様への御尽力に深く敬意を表すとともに、本記念誌の発刊を心よりお祝い申し上げます。

寄稿

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に寄せて —人類史の鑑としてのJOMON

縄文遺跡群世界遺産本部顧問
元縄文遺跡群世界遺産登録専門家委員会委員長

早稲田大学名誉教授 菊池 徹夫



時の流れは速く、あれほど待ち焦がれていた「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録から、もう1年半にもなります。つくづく待つ時は永く、後の時は疾く過ぎ行くもの、との感を今さらながら深くしています。この間、終始苦勞された知事はじめすべての関係者の方々と地元住民の皆さまには、いま改めて心からの謝意と祝意を捧げます。

しかし、文化庁はもとより各自治体で文化財行政を担当される方々にしてみると、本当に大変なのは、じつはこれからでしょう。遺跡の価値を未来永劫にわたって保全し、文化財としての価値を常に高めながら、教育や観光など実際の活用方法を、おそらくは厳しい予算のなかで具体的に工夫していかなければならないのですから。

今回の登録の対象は、北海道・東北北部3県の、選りすぐった17(+2)遺跡でした。登録推進本部を中心に、それら構成資産つまり個別具体的な各遺跡の考古学的内容や特色を詳細かつ明確に示したうえ、それらが時間軸に沿って6つのステージを構成することなどを見事に説明しました。さらに他地域の文化・遺跡との比較研究も行ったうえ、当該遺跡群がユネスコの定める評価基準に完全に沿い、真実性と完全性とを十分に備え、過不足なく顕著で普遍的な価値を満たしていることを論証したのです。しかも、これら遺跡群が、現在はもちろん将来にわたって適切に保存管理されることを宣明しました。

こうした内容の推薦書がイコモスによって評価されユネスコによって最終的に承認された、というわけです。

今回の登録によって世界の多くの人々は、おそらく初めて、アジア東端の日本列島に分布する縄文文化を知ることになります。これからは、誰であれ人類史を語る時に、極東の列島に長い間栄えたこのJOMONという特色ある先史文化のことを等閑視できないでしょう。

ややもすれば一系的・進化論的な人類史の図式に拠りがちだった西欧の人々は、かつてヨーロッパ・アフリカの旧石器文化をはじめ、新大陸、南北アメリカの先住民やオーストラリアのアボリジニ文化といった異文化に遭遇・接触し、自らの歴史認識の体系じたいを豊かにしていきました。これからはJOMONをはじめ、おそらく他にも明らかにされるであろう世界の隅々の未知の先史文化に出会い、理解を深めることによって、かつて江上波夫先生がよく語られた「人類史の再構成」がいつそう進むことでしょう。

いずれにせよ、今回の登録が人類文化の多様性や相対主義の認識を深め、さらに持続可能な社会を考えるうえでも大いに役立つであろうことを確信しています。

日本にも、古くから「鑑としての歴史」といった言い方があります。まさに気候変動や環境破壊に直面する現代の私たちにとって「縄文」こそは間違いなく一つの鑑です。とくに今回は1万年に渉る採集・狩猟段階の定住集落社会が、ほぼ丸ごと登録されたのですから。

ところで、縄文文化としては、すでに函館の中空土偶を含む5点の土偶などが国宝になっていますが、つい先日、北海道白滝の旧石器群が国宝に指定されました。旧石器・縄文という、つい最近までは教科書でさえ軽視されがちだった先史時代の遺産が、歴史資料として正当に評価されるようになったのも、今回の登録の効果とは言わぬまでも、ともに軌を一にする傾向とは言えるでしょう。いずれにせよ今回の登録が、今後ますます日本の歴史研究、とくに先史考古学の一層の進展と、一方で文化財行政の更なる充実・発展の契機となれば幸いです。

ちなみに、包摂的 (inclusive) な博物館という考え方がICOM (国際博物館会議) で近ごろ提唱されました。これは世界遺産としての縄文文化の展示にも、じつは大切です。たとえば、人々が縄文文化に初めて接する時、一体これは何だと驚いたり、いつごろのものかと考える方は多いでしょう。一方で、土器や土偶を見て美しい、可愛いとさえ言う方もおられる。つまり、考古学的・歴史的関心だけでなく、美的・芸術的興味、あるいはむしろ純粹に感覚的に接する方も少なくない。現代の私たちが「縄文」に接する場は、時間を越えた、いわば異文化接触の生々しい現場なのです。それだけに「見せる工夫」はとても大切ですが、より多くの方々にリアルな遺跡・遺構・遺物そのものを自由な感性で見つめて頂きたいとも思うのです。

ごあいさつ

縄文遺跡群世界遺産本部 本部長 青森県知事 三村 申吾
縄文遺跡群世界遺産本部 副本部長 北海道知事 鈴木 直道
縄文遺跡群世界遺産本部 副本部長 岩手県知事 達増 拓也
縄文遺跡群世界遺産本部 副本部長 秋田県知事 佐竹 敬久

寄稿 —— 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に寄せて

文化庁長官 都倉 俊一

縄文遺跡群世界遺産本部顧問・

元縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員長・早稲田大学名誉教授 菊池 徹夫

第1部 世界遺産登録へのあゆみ

第1章 世界遺産登録推進のあゆみ	2
1 世界遺産登録までの経過.....	2
2 世界遺産登録実現に向けた共同推進体制.....	18
3 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会の概要.....	27
(1) 構成員.....	27
(2) 専門家委員会の開催状況.....	27
4 国際的合意形成に向けた取組.....	32
(1) 海外での説明会・プロモーション活動.....	32
(2) 海外専門家会合及び世界遺産委員会への職員派遣.....	34
(3) 海外専門家招聘及び国際会議開催事業.....	36
5 縄文遺跡群の保全に向けた取組.....	49
(1) 史跡指定及び公有地化の推進.....	49
(2) 緩衝地帯の設定.....	49
(3) 構成資産周辺の景観保全に向けた取組.....	50
(4) 包括的保存管理計画の策定及び包括的保存管理体制の整備.....	51
(5) 地域住民を主体とした遺跡活用団体の設置.....	52
6 イコモス現地調査.....	55
(1) イコモス現地調査予行演習.....	55
(2) イコモス現地調査.....	57
(3) イコモスからの追加情報要請及び中間報告への対応.....	57
第2章 世界遺産登録に向けた機運醸成の取組	58
1 縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム.....	58
(1) 東京開催.....	58
(2) 北海道開催.....	61
(3) 青森県開催.....	64
(4) 岩手県開催.....	67
(5) 秋田県開催.....	70
2 4道県における世界遺産登録推進の取組.....	76
(1) 北海道.....	76
(2) 青森県.....	78
(3) 岩手県.....	80
(4) 秋田県.....	82
3 広報資料等.....	84
(1) パンフレット.....	84

(2) 公式ホームページ	86
(3) ポスター	87
(4) 新聞広告	88
(5) ブックカバー広告	89
(6) ノベルティ	91
4 世界遺産登録推進議員連盟	92
5 民間団体による機運醸成の取組	96
(1) 「青森県の縄文遺跡群」世界遺産をめざす会	96
(2) 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録をめざす道民会議	97
コラム01 世界遺産登録までの流れ	6
コラム02 世界遺産登録の条件	31
コラム03 縄文遺跡群の英語表記	56
コラム04 縄文遺跡群ロゴマーク	75
コラム05 「北の縄文文化回廊」事業	98

第2部 登録に係る資産の評価及び審議・決議内容

第1章 イコモス勧告	100
第2章 第44回世界遺産委員会拡大会合の審議及び決議	127
1 第44回世界遺産委員会拡大会合における審議	127
2 世界遺産委員会決議文	131
3 内閣総理大臣・文部科学大臣によるコメント	135
4 4道県及び関係自治体の首長によるコメント	136
第3章 世界遺産登録記念事業	146
1 世界遺産登録記念式典	146
2 世界遺産登録記念フォーラム	147
3 世界遺産登録記念広告・ポスター等	149
(1) 新聞広告	149
(2) ポスター	150
(3) 切手シート	151
(4) その他	151
コラム06 世界遺産一覧表記載認定書	146

第3部 北海道・北東北の縄文遺跡群の概要

第1章 資産の内容	154
第2章 資産の概要	159
1 資産の特徴	159
2 北海道・北東北地域の人々の暮らし	162
3 資産の顕著な普遍的価値（OUV）の属性	165
第3章 構成資産及び関連資産の概要	166

おわりに —— 縄文遺跡群の世界遺産登録までと現在、そして未来

縄文遺跡群世界遺産協議会会長・三内丸山遺跡センター所長 岡田 康博	204
-----------------------------------	-----

資料編（附属DVD）

資料1 暫定一覧表への記載

- 資料1-1 世界遺産暫定一覧表に係る提案書「青森県の縄文遺跡群」（2006年11月）
- 資料1-2 世界遺産暫定一覧表追加のための提案書「ストーンサークル」（2006年11月）
- 資料1-3 世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について（2007年1月23日）
- 資料1-4 世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書「北海道・北東北の縄文遺跡群」（2007年12月）
- 資料1-5 我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について
(2008年9月26日)
- 資料1-6 世界遺産暫定一覧記載内容（2009年1月5日）（英語・日本語）

資料2 世界遺産登録推薦書及び付属資料

- 資料2-1 北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推薦書（英語・日本語）
- 資料2-2 付属資料1 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画（英語）
- 資料2-3 付属資料2 資産目録（英語）
- 資料2-4 付属資料3 資産の保存に関する年表（英語）
- 資料2-5 付属資料4 資産に関する補足情報（英語）
- 資料2-6 付属資料5 資産に係る法令
- 資料2-7 付属資料6 写真等の使用承諾
- 資料2-8 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画本冊（2022年5月改訂版）
- 資料2-9 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画分冊（2022年5月改訂版）

資料3 イコモス中間報告、追加情報の提出及びイコモス勧告

- 資料3-1 イコモスからの追加情報要請（2020年9月24日）
- 資料3-2 イコモスからの追加情報要請への回答（2020年11月）
- 資料3-3 イコモス中間報告（2020年12月17日）
- 資料3-4 イコモスからの追加情報要請への回答（2021年2月）
- 資料3-5 イコモス勧告（2021年5月）
- 資料3-6 事実誤認の訂正に関する文書（2021年6月）

資料4 第44回世界遺産委員会拡大会合における審議・決議

- 資料4-1 世界遺産委員会決議文（抜粋）（2021年6月）

資料5 北海道・北東北知事サミットにおける合意事項・宣言

- 資料5-1 第7回北海道・北東北知事サミットにおける合意事項（2003年9月5日）
- 資料5-2 第11回北海道・北東北知事サミットにおける合意事項（2007年8月27日）
- 資料5-3 第18回北海道・北東北知事サミットにおける行動宣言（2014年9月2日）
- 資料5-4 第19回北海道・北東北知事サミットにおける北海道・北東北行動宣言（2015年11月16日）
- 資料5-5 第20回北海道・北東北知事サミットにおける「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録の推進に係る宣言（2017年8月31日）
- 資料5-6 第21回北海道・北東北知事サミットにおける北海道・北東北行動宣言（2018年8月31日）
- 資料5-7 第21回北海道・北東北知事サミットにおける「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録の推進に係る宣言（2018年8月31日）
- 資料5-8 第22回北海道・北東北知事サミットにおける「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録の推進に係る宣言（2019年10月9日）
- 資料5-9 第23回北海道・北東北知事サミットにおける北海道・北東北行動宣言（2020年10月22日）
- 資料5-10 第24回北海道・北東北知事サミットにおける北海道・北東北行動宣言（2020年10月22日）
- 資料5-11 第24回北海道・北東北知事サミット提言事項（2021年10月22日）

資料6 アクションプラン

- 資料6-1 北の縄文文化回廊づくりアクションプログラム（2004年3月）
- 資料6-2 北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画（2019年12月）

資料7 国際的合意形成促進事業実施報告書

- 資料7-1 平成21年度国際的合意形成促進事業実施概要報告書
- 資料7-2 平成22年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業（専門家招聘事業）実施報告書
- 資料7-3 平成23年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業（国際会議開催事業）実施報告書
- 資料7-4 平成24年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業（国際会議開催事業）実施報告書
- 資料7-5 平成25年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業（国際会議開催事業）実施報告書
- 資料7-6 平成26年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業（国際会議開催事業）実施報告書
- 資料7-7 平成27年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議（国際的合意形成促進事業）実施報告書
- 資料7-8 平成28年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議（国際的合意形成促進事業）実施報告書
- 資料7-9 平成30年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議（国際的合意形成促進事業）実施報告書
- 資料7-10 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦書英文作成作業ワーキング実施報告書

資料8 文化審議会から示された課題

- 資料8-1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する意見（2014年7月10日）
- 資料8-2 「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する意見（2015年7月28日）
- 資料8-3 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の進捗状況と課題について（2016年7月25日）
- 資料8-4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の進捗及び課題について（2017年7月31日）
- 資料8-5 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の進捗及び課題について（2018年7月19日）
- 資料8-6 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の進捗及び課題について（2019年7月30日）

資料9 合同要望活動

- 資料9-1 菅義偉内閣官房長官等への要望書（2017年4月26日）
- 資料9-2 菅義偉内閣官房長官等への要望書（2018年4月23日）
- 資料9-3 丹羽秀樹文部科学副大臣への要望書（2018年9月25日）
- 資料9-4 永岡桂子文部科学副大臣への要望書（2018年11月8日）
- 資料9-5 菅義偉内閣官房長官への要望書（2018年12月11日）
- 資料9-6 中村裕之文部科学大臣政務官への要望書（2019年6月10日）

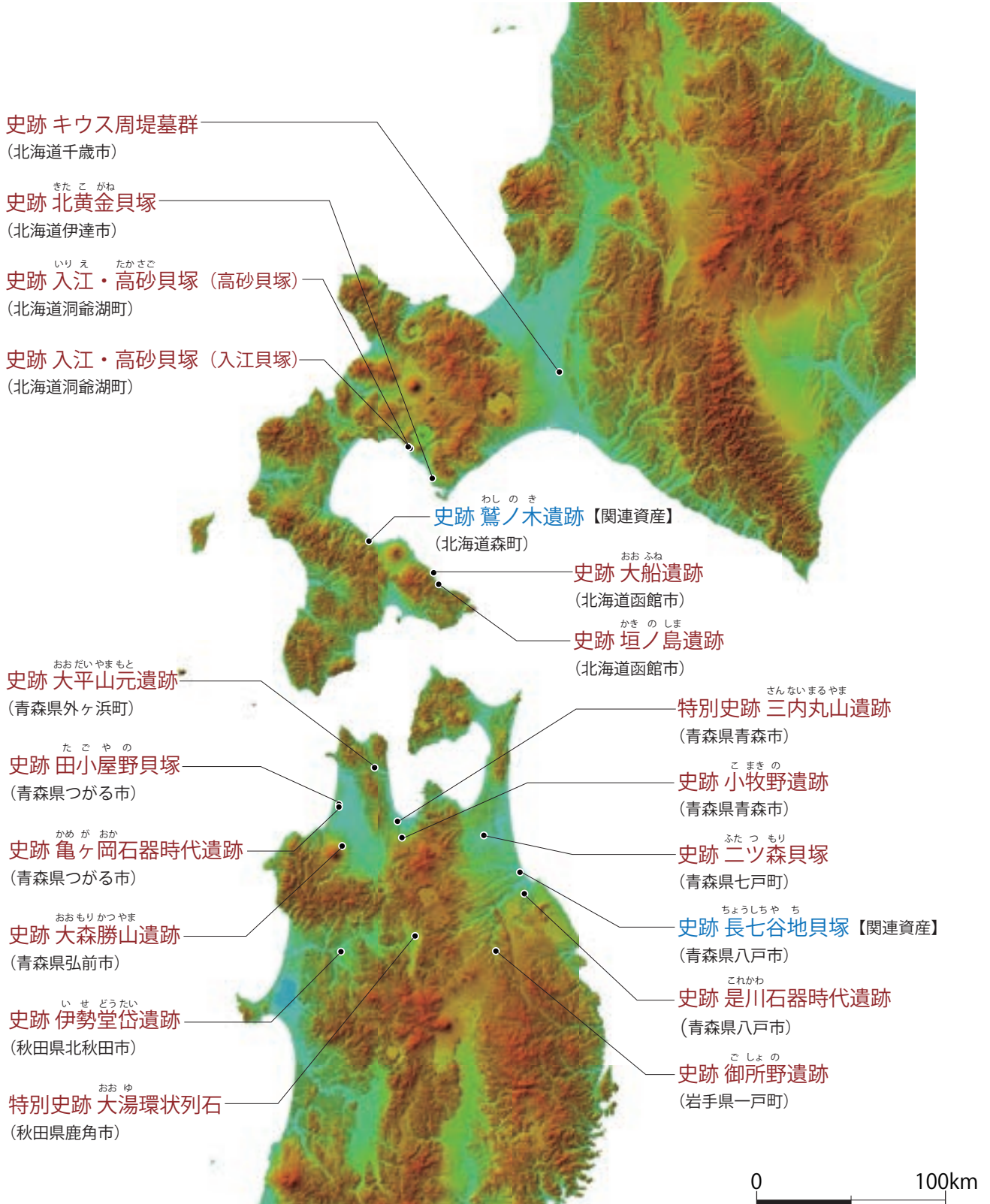
資料10 映像資料

- 資料10-1 世界遺産登録推薦書付属映像資料（mp4）（英語）
- 資料10-2 世界遺産登録推薦書付属映像資料（mp4）（日本語）

凡 例

1. 本書は、2021（令和3）年7月27日に開催された第44回世界遺産委員会拡大会合において世界遺産一覧表への記載が決議された「北海道・北東北の縄文遺跡群（Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan）」の世界遺産登録までの経過、国際記念物遺跡会議（イコモス）による評価、世界遺産委員会決議、資産及び構成資産並びに関連資産の概要等を掲載した世界遺産登録記念誌である。
2. 年代の表記については、西暦表記を基本とし、和暦を適宜併記した。人名・組織名等の固有名詞については、当時の呼称を使用し、適宜現在の呼称も併記した。また、表中の人名については敬称を省略した。
3. 世界遺産登録記念誌の刊行にあたり、文化庁長官 都倉俊一氏、縄文遺跡群世界遺産本部顧問・元縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員長 菊池徹夫氏（早稲田大学名誉教授）に御寄稿をいただいた。
4. 掲載写真は、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部が撮影したもののほか、本部を構成する関係自治体から提供いただいたものである。
5. 本書の作成にあたり、以下に記す機関の方々に協力を得た。深甚なる謝意を表します。
文化庁、株式会社プレック研究所、北海道新聞社

北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産



第1部

世界遺産登録へのあゆみ

第1章 世界遺産登録推進のあゆみ

第2章 世界遺産登録に向けた機運醸成の取組

第1章 | 世界遺産登録推進のあゆみ

1 世界遺産登録までの経過

■世界遺産登録推進の表明と世界遺産暫定一覧表への記載（2005年～2009年）

2005（平成17）年10月11日、三村申吾青森県知事が青森県の縄文遺跡群の世界文化遺産登録推進を表明した。翌年9月には、世界文化遺産登録を目指す青森県の活動と呼応し、県民の立場から登録推進運動を展開することを目的として、「青森県の縄文遺跡群」世界遺産をめざす会が設立された。

2006（平成18）年9月28日、文化庁が「世界文化遺産に係る説明会」を開催し、世界遺産暫定一覧表に追加記載すべき文化資産については、今後、地方自治体からの提案をもとに、審査・選定するとの方針を示した。その提案期限は、説明会の2ヶ月後の11月30日とされ、青森市、八戸市、つがる市、七戸町及び青森県の連名で「青森県の縄文遺跡群」（資料1-1）、鹿角市、北秋田市及び秋田県の連名で「ストーンサークル」（資料1-2）の提案書を文化庁に提出した。

2007（平成19）年1月23日、各自治体から提出された提案書を調査・審議するため、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会が開催された。委員会では、提案のあった24件について審査が行われ、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載すべき文化資産として4件（富岡製糸場と絹産業遺産群、富士山、飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群、長崎の教会群とキリスト教関連遺産）が選定され、「青森県の縄文遺跡群」及び「ストーンサークル」を含む20件は「継続審議とすることが適当」とされた（資料1-3）。両県の提案における共通の課題として挙げられた点は、「縄文文化」の定義及び世界史上における位置付けの明確化に加え、同一の文化圏及び地域性などの観点から、青森県及び秋田県以外の広域に所在する同種・同時代の諸要素の選択に関する検討が必要であるというものであった。

これを受け、同年4月、北海道、青森県、岩手県及び秋田県の4道県の世界遺産担当課長等による会議が開催され、提案のコンセプトや基本的な考え方など、4道県共同提案に向けた検討が開始された。同年8月、第11回北海道・北東北知事サミットにおいて、4道県知事が「北海道・北東北地域に所在する縄文遺跡群は、我が国の基層文化である縄文文化の様相を示す典型であり、人間と自然との共生の持続性を示す貴重な遺産として未来に残すべき文化遺産であるとの認識のもと、文化庁に対し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表登録に係る共同提案を行う」ことを正式に合意した（資料5-2）。

文化庁は、「継続審議案件」とされた20件の提案について、2007（平成19）年12月28日を期限として再提案を受け付けた。同年12月19日、4道県知事は「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書（資料1-4）を文化庁長官に提出した。

2008（平成20）年9月26日、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会が開催され、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む5件については、顕著な普遍的価値を持つ可能性が高く、「世界遺産条約履行のための作業指針」に定める評価基準を適用できる可能性が高いとして、世界遺産暫定一覧表への記載が適当な資産として選定された（資料1-5）。ただし、縄文遺跡群については、「暫定一覧表記載までに、東日本の落葉広葉樹林が広く展開する地域に分布する縄文遺跡群という主題のもと、「北海道、北東北などの縄文遺跡群」等の適切な名称を設定し、その名称で暫定一覧表に記載する必要がある」との条件が付された。

同年12月、日本政府は、我が国の世界遺産暫定一覧表に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として追加記載することを決定した。翌年1月5日には、「Jōmon Archeological Sites in Hokkaido, Northern Tohoku, and other regions（北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群）」として、ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された（資料1-6）。



文化庁長官への提案書の提出
（2007年12月19日）

■国際的合意形成と推薦書案の検討（2009年～2018年）

世界遺産暫定一覧表への記載を受け、2009（平成21）年6月には、4道県知事が協定書を締結し、4道県の共同推進体制として、4道県知事等からなる「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」（以下、「推進本部」という。）、文化財保護主管課長等からなる「縄文遺跡群世界遺産登録推進会議」（以下、「推進会議」という。）、学識経験者からなる「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（以下、「専門家委員会」という。）を設置した。

同年10月には、「第1回世界遺産登録推進本部」を開催し、三村申吾本部長は、世界遺産暫定一覧表記載「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録の実現に向けて、関係自治体や文化庁と連携を図るほか、世界遺産登録の実現に必要な情報収集を行うことを推進会議に指示した。

推進会議では、縄文遺跡群に対する国際的な理解を得るために、ロンドンやパリにおいて縄文文化説明会を開催したほか、海外専門家会合や世界遺産委員会へ職員を派遣して、縄文遺跡群に関するプレゼンテーションやパンフレット等の配付によるPR活動を行った。また、専門家委員会や海外専門家を招聘して国際会議を開催し、縄文文化に関する基本的な考え方、類似の世界遺産との比較研究、縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や評価基準、資産範囲や緩衝地帯などについて議論を交わし、推薦書案作成に向けた調査・検討を進めた。

2012年（平成24）12月11日には、4道県共同による世界遺産登録推進のシンボルマークとして、「縄文遺跡群ロゴマーク」を発表した。同日に開催した「第2回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」では、新たに史跡キウス周堤墓群（千歳市）と史跡垣ノ島遺跡（函館市）、史跡大森勝山遺跡（弘前市）を追加し、構成資産を15遺跡から18遺跡にすることを決定した。

2013（平成25）年3月29日、4道県は「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書協議案を文化庁へ提出した。同年7月24日には、4道県知事が「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推薦書原案を文化庁長官へ提出した。その後も、国内外の専門家の意見・助言等を得るとともに、文化庁とも協議を重ね、推薦書案を検討した。



第1回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議
(2009年10月19日)



縄文遺跡群ロゴマーク表彰式
(2012年12月11日)

■構成資産の見直し（2015～2017年）

2015（平成27）年3月27日、4道県は世界遺産登録推薦書素案を文化庁に提出した。同年7月28日、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する意見」として、検討を深める必要がある事項を示した。

2015（平成27）年12月25日に開催した「第15回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」では、特別委員会による意見を踏まえ、顕著な普遍的価値の記載と構成資産のあり方について検討した。その中で、構成資産とする遺跡の要件として、遺跡の価値や完全性・真実性、遺跡の保護措置のほか、資産（プロパティ）の保全に十分な範囲の緩衝地帯が設定できることや、縄文の雰囲気や体感することができる景観（地形、植

生などを含む)を有することといった、遺跡周辺の保全に関する事項も加え、構成資産を再検証した。その結果、当時の時点で要件を十分に満たさず、将来的な措置を行うにも相当の期間を要すると思われる史跡鷺ノ木遺跡(森町)及び史跡長七谷地貝塚(八戸市)を構成資産から除き、16遺跡にすることを了解した。翌26日に開催した「第4回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」では、資産の保全状況が懸念される史跡鷺ノ木遺跡と史跡長七谷地貝塚の2遺跡を構成資産から除外することを正式に決定するとともに、両遺跡の将来の世界遺産追加登録も視野に入れ、一体的な保存活用について検討を継続することを推進会議に指示した。

2017(平成29)年3月24日に開催された推進会議では、史跡入江・高砂貝塚(洞爺湖町)を入江貝塚と高砂貝塚に分け、構成資産を17遺跡として整理した。また、除外された史跡鷺ノ木遺跡及び史跡長七谷地貝塚については関連資産として位置付け、一体的な保存・活用に取り組むことを合意した。

■国内推薦決定と推薦書の提出(2018年~2020年)

2018(平成30)年7月19日、文化審議会世界文化遺産部会において「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産推薦候補に選定された。

同年11月2日に開かれた官房長官記者会見において、2018年度推薦候補案件から登録審査のための推薦枠が1国1件に制限されることから、自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を推薦候補に決定したことが発表され、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦は見送られた。選定理由について、いずれの遺産も、それぞれに固有の価値があり、甲乙つけがたい面があるが、(1)「奄美・沖縄」は、国際的にも生物多様性保全上重要な地域であり、我が国で唯一残る自然遺産の候補地であること、(2)世界遺産委員会の審査では、自然遺産の候補案件が優先的に審査対象とされること、(3)2018年夏の世界遺産登録を目指して準備を行ってきた「奄美・沖縄」については、2018年5月の世界遺産委員会の諮問機関による評価・勧告の詳細を分析した結果、今回推薦することは十分可能であると判断できることが示された。

翌年1月23日、文化審議会世界文化遺産部会は、2018(平成30)年度の選定結果を2019(平成31)年度に引き継ぐことを決定し、同年7月30日には、文化審議会世界文化遺産部会において「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、再び世界文化遺産推薦候補に選定された。

2019(令和元)年12月19日、世界遺産条約関係省庁連絡会議が開催され、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書をユネスコへ提出することが正式に決定した。翌日20日に開催された閣議において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書をユネスコへ提出することが了解された。これを受け、推進本部は、資産の正式名称を「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」とし、日本語名称の「北海道・北東北の縄文遺跡群」は通称として用いることを決定した。

2020(令和2)年1月16日、日本政府がユネスコ世界遺産センターに「北海道・北東北の縄文遺跡群」(Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan)の推薦書を提出した(資料2-1~7)。

このほか、2019年12月20日には、保存管理の方針をまとめた『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』を策定し、それに基づく包括的保存管理体制として、「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」



資産名称の発表(2019年12月27日)



世界遺産登録推薦書

(会長：三村申吾青森県知事)を設置した。

また、関係自治体では、イコモス現地調査に円滑に対応していくため、2019年度及び2020年度に実際の現地調査を想定した予行演習を実施した。2019年8月から9月に行われた予行演習では、中国イコモス副会長の呂舟 清華大学教授を模擬調査員として実施し、現地調査に向けた課題を確認した。

■イコモス現地調査からイコモス勧告へ（2020年～2021年）

2020（令和2）年4月、ユネスコは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う世界遺産委員会の開催延期を決定した。ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）の調査員による現地調査は、2020（令和2）年9月4日から9月15日に、オーストラリアの考古学者で文化遺産コンサルタントであるマシュー・ウィンコップ（Matthew Whincop）調査員を招いて実施された。現地調査は、締約国が提出した世界遺産登録推薦書の記載内容や保全状況について確認する業務である。

現地調査は、新型コロナウイルス感染症の流行による渡航制限がある中での招聘であったため、事前に入出国管理庁や厚生労働省、文化庁の間で必要な調整が行われた。最終的に、入国後14日間の公共交通機関の利用禁止、接触者及び宿泊先・展示施設等における動線の限定、その他感染症対策の徹底等を条件に来日が認められた。

従来の現地調査は、文化庁や関係自治体の担当職員、国内専門家等がイコモス調査員に同行して説明を行うことが一般的であったが、新型コロナウイルス感染症対策として、調査員と接触する者を必要最小限に絞り込み、関係者はリモートで配信される映像を見守り、現地視察後のミーティングもオンラインで適宜補足説明するという方法で行われた。

現地調査後もイコモスとのやりとりが行われ、追加情報の要請やイコモスパネル等に対応した（資料3-1～4）。

2021（令和3）年5月26日にイコモスから世界遺産一覧表への記載が適当との勧告がなされた（資料3-5）。



イコモス現地調査（大湯環状列石）
左：イコモス調査員



イコモス現地調査におけるオンライン配信の様子
（伊勢堂岱遺跡）

■世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の誕生（2021年）

2021（令和3）年7月16日、中国福州市を開催地として、初のオンライン開催となる第44回世界遺産委員会拡大大会が開会した。新規登録審査は7月24日～28日に行われ、推薦書提出資産45件のうち、事前に取り下げられた6件を除く39件（うち3件は拡張申請）について審議された。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の審議は7月27日に行われ、関係自治体でもパブリックビューイングを開催して審議を見守った。午後6時51分（日本時間）、世界遺産委員会委員国の全会一致により、評価基準（iii）及び（v）の下に世界遺産一覧表に「記載」することが決議された（資料4-1）。決議直後、尾池厚之ユネスコ日本政府代表部特命全権大使、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村申吾青森県知事が、委員国

及びイコモス関係者に対してスピーチを行い、縄文遺跡群の審議が終了した。

同年11月22日、文化庁主催の「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念式典がオンラインで開催された。文化庁長官からの激励のメッセージとともに、4道県及び関係自治体からコメントが述べられ、縄文遺跡群を確実に保存・保全するとともに、活用を図ることが表明された。この式典では、世界遺産一覧表記載認定書も披露された。その後、関係自治体に複製品が送付され、各構成資産のガイダンス施設等において一般公開されている。



世界遺産委員会における決議の瞬間

■縄文遺跡群の保存活用体制へ

2022（令和4）年3月31日、2009年に設置した「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」をはじめとする4道県共同による世界遺産登録推進体制を廃止した。同年4月1日、4道県及び構成資産・関連資産が所在する地方公共団体は、新たに「縄文遺跡群の保存・活用推進に関する協定書」を締結するとともに、包括的保存管理体制である「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」を「縄文遺跡群世界遺産本部」に改称し、引き続き縄文遺跡群の一体的な保存・活用の取組を進めることを合意した。

コラム 01

世界遺産登録までの流れ

(1) 各国政府

- ①世界遺産条約を締約。
- ②自国内の暫定リストを作成し、ユネスコ世界遺産センターに提出。
- ③暫定リストに記載された物件の中から条件が整ったものをユネスコ世界遺産センターに推薦する。

(2) ユネスコ世界遺産センター

- ①各国政府からの推薦書を受理。
- ②推薦された物件に関して、文化遺産についてはイコモス（ICOMOS：国際記念物遺跡会議）に現地調査の実施を依頼。

(3) イコモスによる調査

- ①イコモスの専門家が現地調査を実施し、当該地の価値や保護・保存状態、今後の保存管理計画などについて評価報告書を作成。
- ②ユネスコ世界遺産センターに報告書を提出し、評価について勧告を行う。
 勧告は、記載、情報照会、記載延期、不記載の4段階で行われる。
 - 記載 (Inscription) ————— 世界遺産一覧表に記載するもの。
 - 情報照会 (Referral) ————— 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
 - 記載延期 (Deferral) ————— より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。
 推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
 - 不記載 (Not to inscribe) ————— 記載にふさわしくないもの。

(4) 世界遺産委員会

- ①イコモスの勧告に基づき、世界遺産リストへの登録の可否を決定。
 年一回開催、21カ国の委員国で構成されている。

表1-001 世界遺産登録略年表

世界遺産関係の主なできごと	4道県及び関係市町の主な動き
2005 平成17年	
	2月1日 木造町など1町4村が合併し、「つがる市」となる。
	3月28日 三厩村・平館村・蟹田町が合併し、「外ヶ浜町」となる。
	3月31日 天間林村と七戸町が合併し、「七戸町」となる。
	4月1日 森町と砂原町が合併し、「森町」となる。 青森市と浪岡町が合併し、「青森市」となる。
	7月17日 知床が世界自然遺産に登録される。
10月11日 三村申吾青森県知事が定例記者会見において、青森県の縄文遺跡群の世界文化遺産登録推進を表明する。	
2006 平成18年	
	3月27日 虻田町と洞爺村が合併し、「洞爺湖町」となる。
	4月1日 青森県教育庁文化財保護課内に「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」設置。
	9月5日 「青森県の縄文遺跡群」世界遺産をめざす会」が設立される。
9月28日 文化庁が「世界文化遺産に係る説明会」を開催し、世界遺産暫定一覧表への記載については、今後、地方自治体からの提案をもとに、審査・選定するとの方針を示す。	
11月28日 「青森県の縄文遺跡群」について、青森市、八戸市、つがる市、七戸町及び青森県の連名で、文化庁に対し、世界遺産暫定一覧表への記載に係る提案書を提出する。	
11月29日 「ストーンサークル」について、鹿角市、北秋田市及び秋田県の連名で、文化庁に対し、世界遺産暫定一覧表への記載に係る提案書を提出する。	

世界遺産関係の主なできごと

4道県及び関係市町の主な動き

2007

平成19年

1月23日

文化審議会文化財分科会において、青森県及び秋田県の提案が「継続審議」となる。

2月22日

世界遺産暫定一覧表登載の提案に係る4道県打合せ会議を開催する。

4月24日

北海道、青森県、岩手県及び秋田県の4道県の世界遺産担当課長会議を開催し、4道県共同提案に向けた検討を開始する。

8月27日～28日

北海道・北東北知事サミット（北海道旭川市）において、4道県が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表記載に係る共同提案を行うことを正式合意する。

12月19日

4道県（北海道・青森県・岩手県・秋田県）の知事から文化庁長官に対し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書を提出する。

2月11日～18日

大阪歴史博物館において「あおり縄文まほろば展」開催。
(入場者数：7,803人)

7月8日～16日

江戸東京博物館において「あおり縄文まほろば展」開催。
(入場者数：8,430人)

10月18日

NPO法人「つがる縄文の会」発足。

2008

平成20年

9月14日

4道県関係団体が「北の縄文文化回廊づくり推進協議会」を設立する。

9月26日

文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む5件について、世界遺産暫定一覧表への記載が適当な資産として選定される。

12月15日

世界遺産条約関係省庁連絡会議が開催され、政府として、我が国の世界遺産暫定一覧表に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を追加記載することが決定される。

11月22日～12月21日

九州国立博物館において「あおり縄文まほろば展」開催。
(入場者数：46,050人)

2009

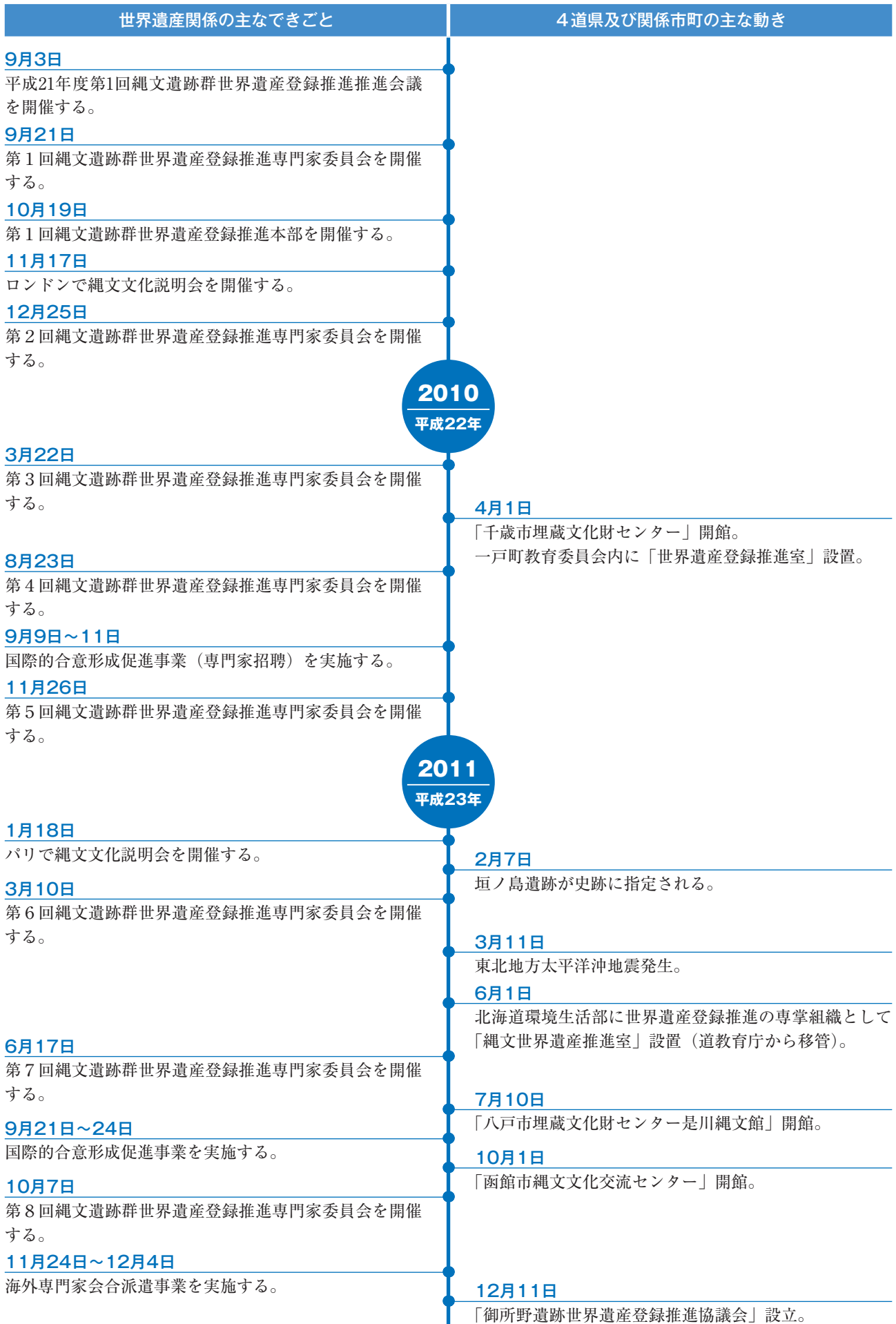
平成21年

1月5日

ユネスコ世界遺産委員会事務局において、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として世界遺産暫定一覧表に記載される。

6月1日

4道県知事による世界遺産登録推進に関する協定書を締結し、4道県共同による推進体制（縄文遺跡群世界遺産登録推進本部、推進会議、専門家委員会）を設置する。



世界遺産関係の主なできごと

4道県及び関係市町の主な動き

2012

平成24年

1月29日

有楽町朝日ホールにおいて、縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムを開催する。

2月24日

第9回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

3月24日

「北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録をめざす道民会議（略称：北の縄文道民会議）」（会長 堀達也氏）が設立される。

6月26日～7月2日

第36回世界遺産委員会でPR活動を実施する。

7月6日

第10回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

9月9日～17日

国際的合意形成促進事業を実施する。

9月19日

大森勝山遺跡が史跡に指定される。

10月17日

第11回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

11月6日

世界遺産条約採択40周年記念最終会合が開催される（「京都ビジョン」が採択される）。

11月25日～12月4日

海外専門家会合派遣事業を実施する。

12月11日

縄文遺跡群ロゴマークを発表する。

12月11日

第2回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部において、史跡 キウス周堤墓群（千歳市）、史跡垣ノ島遺跡（函館市）、史跡大森勝山遺跡（弘前市）を追加し、構成資産を15から18にすることを決定する。



世界遺産関係の主なできごと

4道県及び関係市町の主な動き

2015

平成27年

1月24日

有楽町朝日ホールにおいて、縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムを開催する。

3月9日

第14回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

3月27日

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推薦書素案を文化庁へ提出する。

7月1日～5日

第39回世界遺産委員会でPR活動を実施する。

12月25日

第15回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

12月26日

第4回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部にて、史跡鷺ノ木遺跡（森町）及び史跡長七谷地貝塚（八戸市）の2遺跡を構成資産から除外し、18遺跡から16遺跡に決定する。

2月6日

「一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会」発足。

3月19日

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議委員長から「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」を北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員長へ提出。

5月3日

青森市小牧野遺跡保護センター「縄文の学び舎・小牧野館」及び青森市小牧野遺跡観察施設「小牧野の森・どんぐりの家」開館。

7月

「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド」発足。

2016

平成28年

1月24日

有楽町朝日ホールにおいて、縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムを開催する。

1月25日

国際専門家会議を開催する。

3月31日

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推薦書素案（改訂版）を文化庁へ提出する。

10月26日

世界遺産委員会において、毎年一度の審査で扱う新規登録案件の上限を45件から35件に減らすこと、1国の推薦案件を1件とすることが決定される。

12月14日

第16回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

4月23日

「北秋田市伊勢堂岱縄文館」開館。

10月17日

北海道がユネスコ本部（パリ）の日本文化展示会に出展し、北海道の縄文文化を情報発信。

11月2日

青森県教育庁文化財保護課世界文化遺産登録推進プロジェクトチームの業務を企画政策部に移管し、「青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室」設置。

世界遺産関係の主なできごと

4道県及び関係市町の主な動き

2017

平成29年

1月29日

有楽町朝日ホールにおいて、縄文遺跡群世界遺産登録推進国際フォーラムを開催する。

1月30日

国際専門家会議を開催する。

3月12日

世界文化遺産登録推進“氣勢”会が開催される。

3月24日

縄文遺跡群世界遺産登録推進会議にて、史跡入江・高砂貝塚（洞爺湖町）を入江貝塚と高砂貝塚に分け構成資産を17遺跡として整理する（世界遺産登録事務上の数え方に変更される）。史跡鷲ノ木遺跡（森町）及び史跡長七谷地貝塚（八戸市）を関連資産として位置付け、一体的に保存・活用することを確認する。

3月31日

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推薦書素案（改訂版）を文化庁へ提出する。

11月1日

第5回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部を開催する。

6月11日

「御所野遺跡サポーターズ」発足。

2018

平成30年

1月28日

有楽町朝日ホールにおいて、縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムを開催する。

3月7日

第17回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

3月31日

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推薦書素案（改訂版）を文化庁へ提出する。

5月23～24日

国際専門家会議開催を開催する。

7月19日

文化審議会世界文化遺産部会において「北海道・北東北の縄文遺跡群」が2018（平成30）年度の世界文化遺産推薦候補に選定される。

8月22日

平成30年度第2回推進会議が開催され、文化審議会から示された課題対応として、各市町における景観計画の策定を行うことを合意する。

11月2日

2018年度は自然遺産（奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島）を推薦資産とする政府決定が発表される。

2月9日

「是川石器時代遺跡保存活用連絡会議」設置。

3月20日

道議会が北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦に関する意見書を提出（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、文化庁長官）

4月4日

「縄文遺跡群の世界遺産登録を目指す北海道議会議員連盟」設立。

世界遺産関係の主なできごと

4道県及び関係市町の主な動き

2019

平成31年 令和元年

1月23日

文化審議会世界文化遺産部会において、2018年度の選定結果を2019年度に引き継ぐことが決定される。

1月27日

有楽町朝日ホールにおいて、縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムが開催される。

3月4日

第18回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会が開催される。

3月20日

パリで「JOMON展」を開催する。

3月26日～27日

推薦書英文作成作業ワーキングを開催する。

7月30日

文化審議会世界文化遺産部会において「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、再び2019（令和元）年度の世界文化遺産推薦候補に選定される。

8月27日～9月4日

イコモス現地調査に向けた予行演習を実施する。

9月23日

日本政府がユネスコ世界遺産センターに「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書暫定版を提出する。

11月28日

第19回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会を開催する。

12月19日

世界遺産条約関係省庁連絡会議において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書をユネスコへ提出することが正式決定される。

12月20日

閣議において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書をユネスコへ提出することが了解される。資産の正式名称を「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」とすることを決定する。

12月20日

関係自治体共同による包括的保存管理体制として「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」等を設置する。

4月1日

青森県教育庁文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室の業務を移管し、教育機関「三内丸山遺跡センター」設置。

7月1日

「大平山元遺跡もりあげ隊」発足。

7月2日

「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」設置。

7月26日

「大湯SCの会」発足。

9月27日

「つがる縄文遺跡案内人」発足。

11月8日

「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」設置。

世界遺産関係の主なできごと

4道県及び関係市町の主な動き

2020

令和2年

1月16日

日本政府がユネスコ世界遺産センターに「北海道・北東北の縄文遺跡群」(Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan)の推薦書を提出する。

1月25日

有楽町朝日ホールにおいて、縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムを開催する。

2月12日

北海道が「北海道の縄文世界遺産の活用のあり方(仮称)に関する懇談会」を設置。

3月23日

青森県が「青森の縄文遺跡群」活用推進ビジョン～「みんなが集う憩いの場 世界に誇る『JOMON』遺跡群」をめざして～」を策定。

4月1日

「北黄金貝塚保存活用推進協議会」設置。

4月

ユネスコが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う世界遺産委員会の開催延期を決定する。

7月15日～23日

イコモス現地調査に向けた予行演習を実施する。

9月4日～15日

ユネスコの諮問機関であるイコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査が実施される。

9月24日

イコモスが追加情報を要請する書簡をユネスコ日本政府代表部に発出する。

9月30日

世界遺産委員会において開催方法について審議される。

10月16日

世界遺産委員会委員国によるオンライン会合により、世界遺産委員会を中国福州市で開催する方針が決まる。

11月10日

日本政府がイコモス追加情報要請への回答をイコモス及びユネスコ世界遺産センターへ提出する。

11月2～3日

世界遺産委員会特別会合が開催され、開催延期とした2020年の世界遺産委員会を2021年7月に開催し、2021年に予定する一部の議題を含む拡大会合として開催することが決定される(2020年分と2021年分を審査案件とする)。

11月25日

縄文遺跡群のイコモスパネルがオンラインで開催される。

12月17日

イコモスが中間報告の書簡をユネスコ日本政府代表部に発出する。

世界遺産関係の主なできごと

4道県及び関係市町の主な動き

2021

令和3年

2月10日

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムをオンライン配信する。

2月25日

イコモスによる中間報告で要請された追加情報への回答をイコモス及びユネスコ世界遺産センターへ提出する。

3月18日

イコモスにおいて評価書が承認される。

3月29日

第44回世界遺産委員会特別会合がオンライン開催となることが決定される。

3月30日

北海道が「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」を策定。

4月2日

「ニツ森貝塚館」開館。

4月15日

「ニツ森貝塚ボランティアガイドの会」発足。

5月26日

ユネスコの諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）から、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載が適当との評価結果が示される。

6月25日

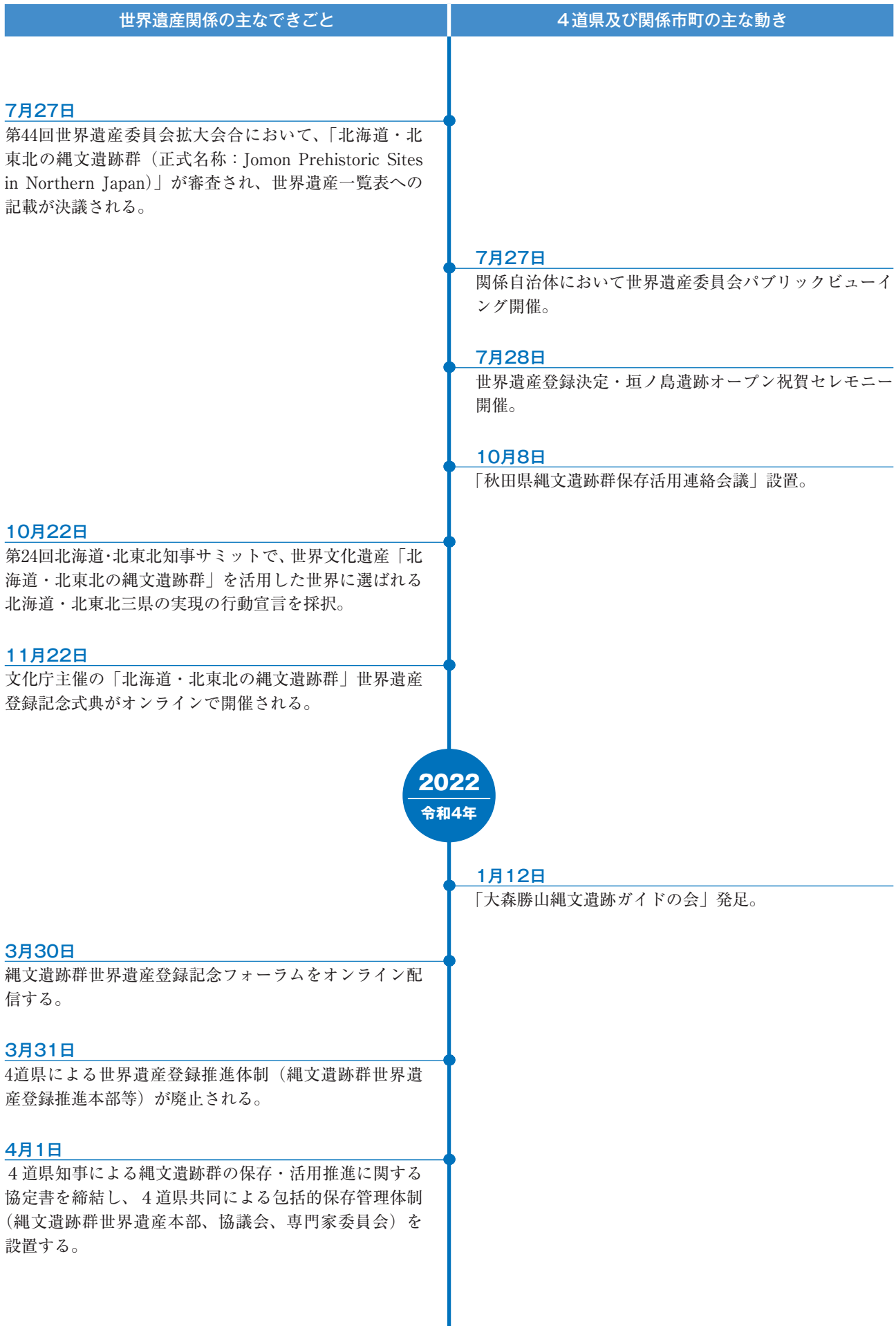
イコモス勧告における事実誤認を確認し、その訂正表を作成し提出する。

7月16日

中国福州市を開催地として、第44回世界遺産委員会拡大会合が開会する。

7月21日

「入江・高砂貝塚館」及び「高砂貝塚公園」オープンセレモニー開催。



2 世界遺産登録実現に向けた共同推進体制

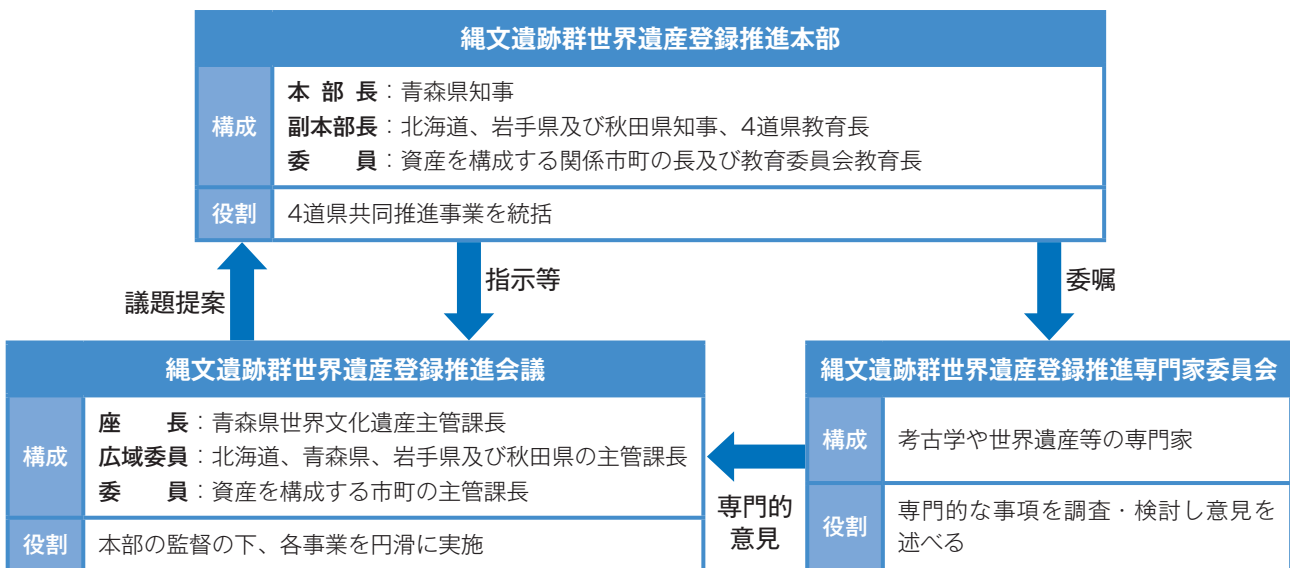
2009(平成21)年6月1日、青森県、北海道、岩手県及び秋田県の知事は、世界遺産暫定一覧表記載の「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録実現に向けた事業を共同で推進するための協定書を締結し、事業を統括する「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」(本部長：三村申吾青森県知事)をはじめ、世界遺産登録推進に係る各事業を実施する「縄文遺跡群世界遺産登録推進会議」、専門的な事項を調査・検討し意見を述べる「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」を設置した(図1-001、表1-002~005)。

2011(平成23)年4月1日には、4道県に加えて、構成資産が所在する函館市、伊達市、森町、洞爺湖町、青森市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市の共同による取組を推進する協定書を締結した。2012(平成24)年12月11日には、第2回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部において、15ヶ所の構成資産に函館市の史跡垣ノ島遺跡、千歳市の史跡キウス周堤墓群、弘前市の史跡大森勝山遺跡の3遺跡を新たに加えて世界遺産登録を目指すことが決まり、千歳市及び弘前市を加えた協定書を締結し、世界遺産登録実現に向けた取組を進めた。

2015(平成27)年12月、推薦書案の質をより高めるため、関係道県市町の経験豊富な人材を活用し、推薦書案の改訂作業を行う「推薦書案改訂作業ワーキング」を設置した。推薦書を提出する2020年度まで57回にわたって会議が開催され、推薦書案の改訂作業と査読が行われた。(表1-006)

世界遺産登録推進の取組とともに、縄文遺跡群全体の保存管理体制の整備も進めた。2019(令和元)年12月20日、閣議において「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書を国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)へ提出することが了解されたことを受けて、推薦書の付属資料となる『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』を推進する包括的保存管理体制として「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」(会長：三村申吾青森県知事)を設置した。

2021(令和3)年7月に縄文遺跡群の世界遺産登録が実現し、その保存・活用へと移行したことに伴い、2022(令和4)年3月31日に「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」を廃止した。同年4月1日、4道県及び構成資産並びに関連資産が所在する地方公共団体は、縄文遺跡群の保存・活用推進に関する協定書を締結するとともに、包括的保存管理体制である「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」を「縄文遺跡群世界遺産本部」に改称し、引き続き縄文遺跡群の一体的な保存・活用の取組を進めることを合意した。



※事務局は青森県

図1-001 世界遺産登録推進体制

表1-002 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部構成員

本部長	青森県知事	副本部長	青森県教育委員会教育長
副本部長	北海道知事		北海道教育委員会教育長
	岩手県知事		岩手県教育委員会教育長
	秋田県知事		秋田県教育委員会教育長
委員	函館市長	委員	函館市教育委員会教育長
	千歳市長		千歳市教育委員会教育長
	伊達市長		伊達市教育委員会教育長
	森町長		森町教育委員会教育長
	洞爺湖町長		洞爺湖町教育委員会教育長
	青森市長		青森市教育委員会教育長
	弘前市長		弘前市教育委員会教育長
	八戸市長		八戸市教育委員会教育長
	つがる市長		つがる市教育委員会教育長
	外ヶ浜町長		外ヶ浜町教育委員会教育長
	七戸町長		七戸町教育委員会教育長
	一戸町長		一戸町教育委員会教育長
	鹿角市長		鹿角市教育委員会教育長
北秋田市長	北秋田市教育委員会教育長		

参与 崎谷 康文（平成25年度～令和3年度）
木曾 功（平成28年度～令和3年度）



第1回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議
(2009年10月19日)



第2回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議
(2012年12月11日)



第3回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議
(2014年2月28日)



第5回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議
(2017年11月1日)

表1-003 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の開催状況

(敬称略)

第1回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部	
日時	2009（平成21）年10月19日
場所	ホテル東日本盛岡 オーロラ
内容	<p>①確認事項説明 世界遺産制度の概要と縄文遺跡群の世界遺産暫定一覧表記載の経緯等について</p> <p>②基調講演 「世界遺産登録に関する現状と課題」 三谷 卓也（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室長）</p> <p>③議題 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議の取組方針について 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議への指示事項について</p>
第2回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部	
日時	2012（平成24）年12月11日
場所	ラ・プラス青い森 メープル、カメラア
内容	<p>①縄文遺跡群ロゴマーク表彰式</p> <p>②基調講演 「JOMON JAPAN を世界に発信！」 菊池 徹夫（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員長）</p> <p>③議題 これまでの世界遺産登録に向けた取組状況について 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の今後の取組方針について （仮称）「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産について 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議への指示事項について</p>
第3回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部	
日時	2014（平成26）年2月28日
場所	青森国際ホテル 春秋の間
内容	<p>①議題 これまでの世界遺産登録に向けた取組状況について 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の今後の取組方針について 縄文遺跡群世界遺産保存活用体制の整備について</p>
第4回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部	
日時	2015（平成27）年12月26日
場所	都道府県会館 402号会議室
内容	<p>①議題 これまでの世界遺産登録に向けた取組状況について 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産について 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の今後の取組方針について</p>
第5回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部	
日時	2017（平成29）年11月1日
場所	ホテル青森 孔雀の間
内容	<p>①議題 これまでの世界遺産登録に向けた取組状況について ユネスコへの推薦実現に向けた取組について 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の今後の取組方針について</p>

表1-004 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議構成員

座長	
	青森県教育庁文化財保護課長（2009～2015年度）
	青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長（2015～2020年度）
	青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室世界文化遺産登録専門監（2021年度）
幹事（2009～2013年度）／広域委員（2014～2021年度）	
北海道	環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室長（2014～2015年度） 環境生活部文化・スポーツ局文化振興課縄文世界遺産推進室長（2016年度） 環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室長（2017～2021年度）
北海道教育庁	生涯学習推進局文化・スポーツ課参事（2009年度） 生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財担当課長（2010～2011年度） 生涯学習推進局文化財・博物館課長（2012～2021年度）
青森県	企画政策部世界文化遺産登録推進室長（2021年度）
青森県教育庁	文化財保護課長（2014～2021年度）
岩手県	文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当課長（2017～2019年度） 文化スポーツ部文化振興課世界遺産課長（2020～2021年度）
岩手県教育委員会事務局	生涯学習文化課文化財・世界遺産課長（2009～2011年度） 生涯学習文化課文化財・世界遺産担当課長（2012～2016年度） 生涯学習文化財課文化財課長（2017～2021年度）
秋田県教育庁	生涯学習課文化財保護室長（2009～2021年度）
委員	
函館市教育委員会	生涯学習部参事（2009～2015年度） 世界遺産登録推進室長（2016～2021年度）
千歳市教育委員会	埋蔵文化財センター長（2012～2021年度）
伊達市教育委員会	噴火湾文化研究所長（2009～2021年度）
森町教育委員会	社会教育課長（2009～2021年度）
洞爺湖町教育委員会	社会教育課長（2009～2020年度） 社会教育課参事（2021年度）
青森県教育庁	三内丸山遺跡センター所長（2019～2021年度）
青森市教育委員会	文化財課長（2009～2021年度）
弘前市教育委員会	文化財保護課長（2012年度） 文化財課長（2013～2021年度）
八戸市教育委員会	文化財課長（2009年度） 是川縄文館開館準備室長（2010年度） 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館長（2011～2013年度） 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館副館長（2014～2021年度）
つがる市教育委員会	文化課長（2009～2012年度） 社会教育文化課長（2013～2021年度）
外ヶ浜町教育委員会	社会教育課長（2009～2020年度） 社会教育課長兼世界遺産対策室長（2021年度）
七戸町教育委員会	生涯学習課長（2009～2012年度） 世界遺産対策室長（2013～2021年度）
一戸町教育委員会	生涯学習課長（2009年度） 世界遺産登録推進室長（2010～2021年度）
鹿角市教育委員会	生涯学習課長（2009～2018年度） 大湯ストーンサークル館長（2019～2021年度）
北秋田市教育委員会	生涯学習課長（2009～2021年度）

表1-005 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議の開催状況

年度	回次	期日・場所	内容
2009(平成21)年度	第1回	平成21年9月3日 青森市	推進会議の今後の取組方針(案)について 第1回専門家委員会について 第1回推進本部について
	第2回	平成21年12月4日 函館市	第2回専門家委員会について 平成22年度4道県共同推進事業について
	第3回	平成22年2月26日 秋田市	専門家委員会での意見の内容及びその取扱いについて 第3回専門家委員会について 今後の関係自治体の作業内容及び作業の進め方について ほか
2010(平成22)年度	第1回	平成22年7月12日 青森市	平成22年度の事業計画について 第4回専門家委員会について ほか
	第2回	平成22年11月1日 盛岡市	第5回専門家委員会について 平成23年度事業計画及び予算案について
	第3回	平成23年2月14日 札幌市	第6回専門家委員会について 平成23年度以降の世界遺産登録推薦書案準備の進め方について 平成23年度の事業計画及び予算について 他
2011(平成23)年度	第1回	平成23年5月31日 秋田市	平成23年度推進会議事業計画・予算について 第7回専門家委員会の開催内容について 包括的保存管理計画の策定作業について ほか
	第2回	平成23年9月6日 青森市	第8回専門家委員会について 保存管理に関する組織体制及び包括的保存管理計画について 平成24年度事業計画・予算案 ほか
	第3回	平成24年2月8日 盛岡市	世界遺産登録推薦書(案)の作成について 構成資産について 包括的保存管理計画について 第9回専門家委員会の内容について ほか
2012(平成24)年度	第1回	平成24年5月31日 札幌市	世界遺産登録推薦書案本文の作成について 構成資産について 包括的保存管理計画の作成について 第10回専門家委員会について ほか
	臨時	平成24年8月30日 青森市	構成資産について 構成資産の追加に伴う経費負担の取扱い(案)について 平成25年度事業計画及び予算案について ほか
	第2回	平成24年9月21日 秋田市	構成資産の追加に伴う経費負担の取扱い(案)について 平成25年度事業計画及び予算案について 第11回専門家委員会について ほか
	第3回	平成24年11月13日 盛岡市	構成資産について 第2回推進本部について 第12回専門家委員会について 世界遺産登録推薦書(原案)について ほか
	第4回	平成25年3月12日 札幌市	世界遺産登録推薦書(協議案)について 包括的保存管理計画(協議案)について 平成25年度事業計画・予算案について ほか
2013(平成25)年度	第1回	平成25年4月24日 青森市	世界遺産登録推薦書(協議案)について 包括的保存管理計画(協議案)について 第13回専門家委員会について ほか
	第2回	平成25年6月3日 秋田市	世界遺産登録推薦書(協議案)について 包括的保存管理計画(協議案)について 第14回専門家委員会について ほか
	第3回	平成25年10月30日 盛岡市	ユネスコ推薦に向けた諸課題と今後の対応について 第14回専門家委員会について 平成26年度事業計画案・予算案について ほか

年度	回次	期日・場所	内容
2013(平成25)年度	第4回	平成26年2月20日 札幌市	第3回推進本部について ユネスコ推薦に向けた諸課題の整理について 平成26年度事業計画案・予算案について ほか
2014(平成26)年度	第1回	平成26年5月16日 青森市	平成26年度事業実施について 推進体制の見直しについて 包括的保存管理体制等について ほか
	第2回	平成27年2月9日 秋田市	「更に検討を深めるべき事項」について 平成27年度予算案及び事業計画案について 縄文遺跡群保存活用体制準備会議について ほか
2015(平成27)年度	第1回	平成27年10月26日 青森市	「検討を深めるべき事項」について 第15回専門家委員会について 平成28年度予算案及び事業計画案について ほか
	第2回	平成27年12月11日 盛岡市	第15回専門家委員会について 作業ワーキングについて ほか
	第3回	平成27年12月26日 東京都	専門家委員会の意見を踏まえた諸課題の整理について ユネスコへの推薦の早期実現に向けた取組について
	第4回	平成28年3月24日 札幌市	推薦書案の改訂について 包括的保存管理計画案の改訂について 関連資産との連携について ほか
2016(平成28)年度	第1回	平成28年9月23日 秋田市	文化審議会からの課題等への対応について 平成29年度事業計画案及び予算案について
	第2回	平成29年3月6日 青森市	平成29年度事業計画案及び予算案について 推薦書素案の改訂について ほか
2017(平成29)年度	第1回	平成29年8月22日 青森市	平成29年度事業執行及び平成30年度事業案について 推進体制について 縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会について ほか
	第2回	平成30年3月15日 青森市	文化審議会から示された課題への対応について 推薦書素案2018年改訂版について 国際専門家会議について ほか
2018(平成30)年度	第1回	平成30年5月15日 青森市	推薦書素案改訂作業ワーキンググループの設置について 国際専門家会議の開催について 平成30年度事業計画案及び予算案について
	第2回	平成30年8月22日 札幌市	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の進捗及び課題について 平成31年度事業計画案策定に向けた基本方針について 包括的保存管理体制について ほか
2019(平成31/令和元)年度	第1回	令和元年11月28日 東京都	令和2年度事業計画及び予算案について 推薦書案及び包括的保存管理計画案の作成について 第19回専門家委員会について ほか
2020(令和2)年度	第1回	令和2年10月23日 青森市	令和3年度事業計画及び予算案について 世界遺産登録審査対応について 世界遺産登録後の体制について ほか
	第2回	令和3年3月23日 オンライン開催	令和3年度事業計画案及び予算案について 世界遺産登録後の保存・活用推進体制について
2021(令和3)年度	第1回	令和3年9月6日 オンライン開催	イコモス勧告及び世界遺産委員会決議について 世界遺産委員会における追加決議の取り扱いについて
	第2回	令和3年10月29日 オンライン開催	令和4年度以降の関係自治体による共同事業について 令和4年度以降の包括的保存・活用推進体制について 包括的保存・活用推進のための拠点機能(世界遺産センター)構築について
	第3回	令和4年3月25日 青森市	縄文遺跡群の保存・活用推進体制について 「縄文世界遺産センター(仮称)」について 縄文遺跡群の保存・活用推進に関する協定書案について

表1-006 推薦書案改訂作業ワーキングの開催状況

【2015(平成27)年度】

回次	期日・場所	内容
第1回	平成28年1月18日 青森市	作業方針の確認 推薦書素案の確認 ほか
第2回	平成28年1月31日 青森市	推薦書素案第2章・第3章の改訂案の検討
第3回	平成28年2月12日 東京都	推薦書素案第2章・第3章の構成案 稲葉信子委員への改訂案について意見聴取及び検討
第4回	平成28年2月20日 青森市	改訂作業方針の最終確認 素案執筆行程の整理
第5回	平成28年3月12日 青森市	推薦書素案の改訂について 諸課題対応について ほか
第6回	平成28年3月18日 東京都	菊池徹夫委員長への推薦書素案改訂案及び推薦準備全般について意見聴取
第7回	平成28年3月28日 青森市	文化庁提出書類について 関連資産について

【2016(平成28)年度】

回次	期日・場所	内容
第1回	平成28年10月8日 青森市	文化審議会からの課題及び作業方針の確認
第2回	平成28年11月10日 青森市	推薦書素案改訂(OUV、比較研究)について
第3回	平成28年11月24日 青森市	推薦書素案改訂(環状列石、OUV、比較研究、構成資産の選択)について
第4回	平成28年12月8日 青森市	推薦書素案改訂(OUV、比較研究) 第16回専門家委員会について
第5回	平成28年12月21日 青森市	専門家委員会の振り返り 推薦書素案改訂(OUV、比較研究)について
第6回	平成29年1月11日 青森市	文化庁協議の振り返り 推薦書素案改訂(構成、比較研究)について
第7回	平成29年1月31日 東京都	国際会議の海外専門家の意見の振り返り、執筆分担について
第8回	平成29年2月22日、 2月23日 東京都	推薦書素案改訂(構成案、OUV、比較研究)について
第9回	平成29年3月15日 青森市	推薦書素案改訂(OUV、評価基準の適合、比較研究)について
第10回	平成29年3月22日、 3月23日 青森市	推薦書素案改訂案(第2章、第3章)について 菊池徹夫委員長への意見聴取

【2017(平成29)年度】

回次	期日・場所	内容
第1回	平成29年10月12日 青森市	課題の確認について 課題対応の基本的な考え方について
第2回	平成29年11月9日 青森市	推薦書素案の記載内容について 推薦書素案の構成について

回次	期日・場所	内容
第3回	平成29年11月30日 青森市	各構成資産の課題の整理について
第4回	平成29年12月21日 東京都	海外の資産との比較研究の構成について 推薦書素案第2章の構成について プロパティの範囲設定について 市町における景観計画等の策定について
第5回	平成30年1月29日 東京都	推薦書素案第2章の構成及び記載内容について 各構成資産の全体のOUVとの関係性について 各構成資産のプロパティ範囲の検討について
第6回	平成30年2月8日 東京都	推薦書素案第2章の構成及び記載内容について 各構成資産の全体のOUVとの関係性について 各構成資産のプロパティ範囲の検討について
第7回	平成30年2月15日 青森市	Attribute (属性) の確認 推薦書素案第2章の構成・目次案について 推薦書素案第2章の内容について 比較研究について
第8回	平成30年2月23日 青森市	菊池委員長へ作業進捗報告 推薦書素案第2章について 推薦書素案第3章について
第9回	平成30年3月2日 青森市	推薦書素案第2章について 推薦書素案第3章について
第10回	平成30年3月13日 東京都	推薦書素案第3章について 包括的保存管理計画について
第11回	平成30年3月19日 青森市	推薦書素案第3章査読
第12回	平成30年3月22日 東京都	推薦書素案第2章について 推薦書素案第3章について

【2018(平成30)年度】

回次	期日・場所	内容
第1回	平成30年6月5日 青森市	推薦書案第2～3章改訂案・付属資料構成案について 審議対応について
第2回	平成30年6月18日、 6月19日 東京都	推薦書案第2章改訂案・経過観察の設定について 取組に係る意見交換
第3回	平成30年7月5日 盛岡市	推薦書案第2章改訂案について 景観計画策定に向けた課題について
第4回	平成30年7月9日 東京都	文化庁との検討 推薦書案第2～3章改訂案・包括的保存管理計画案改訂案について
第5回	平成30年7月26日 東京都	文化審議会からの意見「北海道・北東北の縄文遺跡群の進捗と課題について」
第6回	平成30年8月23日 東京都	Attribute (属性) とElement (要素) について 付属資料目次案について
第7回	平成30年9月5日 青森市	比較研究について 付属資料について
第8回	平成30年9月7日 東京都	評価基準について
第9回	平成30年10月11日 東京都	推薦書案第3章改訂案について

回次	期日・場所	内容
第10回	平成30年11月7日 東京都	今後の作業スケジュールについて 資産の整備方針について
第11回	平成30年12月12日 東京都	文化庁との打合せ 作業スケジュールについて 英文作成作業WG開催について、推薦書改訂案第3章案査読
第12回	平成30年12月25日 東京都	推薦書改訂案第3章案査読、構成資産選択の正当性について
第13回	平成31年1月16日 東京都	推薦書改訂案第2～3章案査読 構成資産選択の正当性について
第14回	平成31年2月8日 青森市	推薦書改訂案第2～3章案査読 包括的保存管理計画案改訂案について
第15回	平成31年2月19日 東京都	推薦書改訂案第2～3章案及び英文案
第16回	平成31年3月4日 東京都	推薦書改訂案第3章案及び英文案の査読

【2019(令和元)年度】

回次	期日・場所	内容
第1回	令和元年5月9日 東京都	推薦書第2～4章改訂案について 第2回以降の作業WGについて
第2回	令和元年5月14日、 5月15日 東京都	推薦書第4～5章改定案査読 包括的保存管理計画改訂案査読
第3回	令和元年6月11日 東京都	文化審議会世界文化遺産部会の審査への対応について
第4回	令和元年6月20日 東京都	文化庁意見の振り返りと今後の対応について
第5回	令和元年7月17日 東京都	推薦書第2～3章改訂案査読 構成資産の概要説明の構成の工夫について
第6回	令和元年7月31日、 8月1日 東京都	文化審議会の意見内容について文化庁との確認の振り返り 推薦書案査読
第7回	令和元年8月30日 青森市	推薦書第2章の構成の変更について意見交換
第8回	令和元年9月5日 青森市	Attribute(属性)の整理
第9回	令和元年9月12日 東京都	推薦書第2章の構成変更案の確認 推薦書第2～3章改訂案査読
第10回	令和元年9月26日、 9月27日 東京都	推薦書第2～3章改訂案査読及び図、表、写真の精査
第11回	令和元年12月10日 東京都	推薦書案について 包括的保存管理計画案について 英語表記について 付属資料について
第12回	令和2年2月26日～ 2月27日 東京都	推薦書日本語版反訳について ウェブ掲載用推薦書のレイアウトについて

3 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会の概要

縄文遺跡群の世界遺産登録推薦書案の作成に関する専門的な事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産登録推進会議に意見を述べることを所掌として、平成21年9月に専門委員会が設置された。2009（平成21）年度から2019（令和元）年度にかけて20回に及ぶ意見交換が行われた。



第1回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会
(2009年9月21日)

(1) 構成員 (敬称略)

- 委員長 菊池 徹夫（早稲田大学文学学術院教授）
- 委員 小林 達雄（國學院大学名誉教授）
- 委員 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員）
- 委員 辻 誠一郎（東京大学大学院教授）
- 委員 西村 幸夫（東京大学大学院教授）
- 委員 稲葉 信子（筑波大学大学院教授）
- 委員 平澤 毅（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長、平成26年度まで）

※役職は設置当時。

(2) 専門家委員会の開催状況

第1回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会	
期日	2009（平成21）年 9月21日
場所	青森県庁西棟8階大会議室
内容	構成資産の内容説明、「北海道・北東北の縄文遺跡群」提案書に対する文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の評価と課題等について 4道県及び文化庁による上記内容の説明後、地下遺構からなる資産の顕著な普遍的価値の伝え方、「縄文文化」の価値や年代、「北海道・北東北」の範囲（文化圏のとらえ方）等について意見交換が行われ、巨視的な視点や海外からの視点で縄文遺跡群の価値について議論することの必要性が確認された。
第2回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会	
期日	2009（平成21）年12月25日
場所	一戸町コミュニティーセンター ホール
内容	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の検討課題・検討方法、縄文文化について、世界遺産「バン・チェンの古代遺跡」（タイ）の調査概要 ほか 世界遺産登録推薦書案の作成に向けて検討課題・方法について整理し、縄文文化の基本的事項として、年代表記、縄文時代のはじまりと終わり、分布範囲、地域性等について意見交換が行われ、共通理解が図られた。また、世界遺産「バン・チェンの古代遺跡」の調査概要についての情報提供や、国際的合意形成の取組内容の方向性について確認された。
第3回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会	
期日	2010（平成22）年 3月22日
場所	都道府県会館 401号会議室
内容	環境史からみた縄文文化、縄文漆文化の特色 縄文文化の基本的事項として、辻委員が環境史、岡村委員が漆文化の特色について説明後に意見交換が行われ、縄文文化を説明する上で「環境」及び「漆」が重要な要素であるとの共通理解が図られ、引き続き推薦書案作成に向けて調査研究を継続することが確認された。

第4回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2010（平成22）年 8月23日
場所	函館市役所 8階 大会議室
内容	貝塚に関する調査・研究の成果、主題とする地域（北海道・北東北）及び構成資産とすべき遺跡の考え方について ほか 縄文文化の基本的事項として、「貝塚」の調査研究成果について意見交換するとともに、北海道・北東北として推薦する理由や構成資産とすべき遺跡の考え方について議論された。また、15の遺跡以外の重要な遺跡として、垣ノ島遺跡（函館市）や大森勝山遺跡（弘前市）を早期に史跡指定し、推薦資産として加えるよう提言があった。

第5回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2010（平成22）年 11月26日
場所	鹿角市交流センター 講堂
内容	「環状列石」に関する調査・研究の成果、比較検討の進め方、主題とする地域（北海道・北東北）の考え方について ほか 鷲ノ木遺跡、小牧野遺跡、伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石の調査・研究成果及び環状列石の位置付けについて意見交換が行われた。比較検討の進め方については、推薦コンセプトに関わる比較検討と、世界遺産・世界遺産暫定一覧表記載資産との比較検討を行い、縄文文化及び遺跡の国際的な位置づけを整理することについて共通理解が図られた。

第6回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2011（平成23）年 3月10日
場所	都道府県会館 4階 402号会議室
内容	「集落（墓制を含む。）」について、構成資産とすべき遺跡の基本的な考え方について ほか 縄文時代と同時代の周辺地域（沿海州）の文化との比較検討や作業を進める上での留意点、縄文文化を特徴づける要素の一つである「集落（墓制を含む。）」の価値や特徴、前回取り上げた4つの環状列石を構成資産とする考え方について意見交換が行われた。

第7回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2011（平成23）年 6月17日
場所	都道府県会館 4階 401号会議室
内容	「集落（墓制を含む。）」のまとめ、縄文文化の人類史・世界史的な意義と現代からみた価値や意義、推薦コンセプトと顕著な普遍的価値、構成資産について ほか 「集落（墓制を含む。）」の定義付けした上でその価値や特徴について整理を進めたほか、縄文文化の人類史・世界史的な意義や現代からみた価値や意義、推薦コンセプトや顕著な普遍的価値から考えられる構成資産とすべき遺跡について意見交換が行われた。

第8回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2011（平成23）年10月7日
場所	青森グランドホテル 芙蓉の間
内容	縄文文化と同時代の周辺地域（中国東北部）の文化との比較検討、「交流」、顕著な普遍的価値、評価基準への適合性、資産範囲及びバッファゾーンの基本的な考え方について ほか 縄文文化を特徴付ける「交流」について整理を進めるとともに、同時代の中国東北部の文化との比較検討、顕著な普遍的価値の柱と考えられる「自然との共生」及び「定住」、評価基準への適合性、資産範囲及び緩衝地帯を設定する際の基本的な考え方について意見交換が行われた。

第9回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2012（平成24）年2月24日
場所	都道府県会館4階 402号会議室
内容	<p>アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群」の分析、評価基準への適合性、顕著な普遍的価値、構成資産、他資産との比較検討作業の進め方、資産範囲と緩衝地帯の設定 ほか</p> <p>評価基準（i）、（iii）、（iv）、（v）への適合性について検討を進めるとともに、これらの評価基準を適用する際の留意点等について意見交換が行われた。また、構成資産について、現行の15遺跡を精査することとし、主題とする地域内にある「大森勝山遺跡」、「キウス周堤墓群」、「垣ノ島遺跡」を構成資産として追加候補として検討対象にするとともに、構成資産とする遺跡の要件を整理することが確認された。</p>

第10回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2012（平成24）年7月6日
場所	都道府県会館4階 401号会議室
内容	<p>低湿地遺跡、評価基準への適合性、顕著な普遍的価値、主題とする地域、構成資産、資産と緩衝地帯の設定 ほか</p> <p>縄文遺跡群の特徴の一つである「低湿地遺跡」の価値や意義、評価基準の絞り込み（（iii）及び（v）にまとめること）、北海道・北東北の縄文文化の特徴等について整理されたほか、第9回専門家委員会を踏まえ、構成資産とすべき遺跡に垣ノ島遺跡・キウス周堤墓群・大森勝山遺跡を加えること、田小屋野貝塚の取扱いを保留とすることとし、18遺跡として検討を進めることについて共通理解が図られた。</p>

第11回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2012（平成24）年10月17日
場所	都道府県会館4階 401号会議室
内容	<p>顕著な普遍的価値の証明（評価基準への適合性）、田小屋野貝塚、主題とする地域（北海道・北東北）、真実性と復元整備、資産と緩衝地帯の設定 ほか</p> <p>評価基準（iii）・（v）の説明として強調すべき事項、第10回専門家委員会で保留とした田小屋野貝塚を構成資産とすること、北海道・北東北の18遺跡と評価基準（iii）・（v）との関係のほか、現行の遺跡の復元整備の考え方と真実性の説明の方向性、資産及び緩衝地帯の設定の考え方について意見交換が行われた。</p>

第12回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2013（平成25）年3月5日
場所	都道府県会館4階 402号会議室
内容	<p>国内外の資産との比較検討、真実性と遺跡整備・活用の考え方の整理、世界遺産登録推薦書（協議案）、包括的保存管理計画（協議案） ほか</p> <p>海外の世界遺産一覧表記載資産や世界遺産暫定一覧表記載資産、国内の北海道・北東北以外の地域の資産との比較検討の結果及び留意事項、真実性と遺跡整備の考え方、世界遺産登録推薦書（協議案）及び包括的保存管理計画（協議案）の構成・内容等について意見交換が行われた。</p>

第13回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2013（平成25）年5月10日
場所	都道府県会館4階 402号会議室
内容	<p>各構成資産の資産範囲（プロパティ）及び緩衝地帯の設定、現代的要素への対応、資産範囲及び緩衝地帯の法規制、包括的保存管理計画（協議案）、世界遺産登録推薦書案の記載内容についてほか</p> <p>文化審議会から示された課題等を踏まえ、各構成資産のプロパティ及び緩衝地帯の設定範囲や現代的要素とそれらへの対応、包括的保存管理計画（協議案）の作成に当たっての留意事項等のほか、北海道・北東北を推薦地域とする理由、構成資産を18遺跡とする理由を世界遺産登録推薦書案に記載する上での留意点について意見交換が行われた。</p>

縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員による意見交換会

期日	2014（平成26）年3月14日
場所	都道府県会館4階 402号会議室
内容	<p>構成資産、縄文遺跡の復元整備、包括的保存管理計画（案）</p> <p>文化庁から示された諸課題へ対応するため、構成資産を18遺跡とする理由、縄文遺跡の復元整備の考え方、包括的保存管理計画に盛り込む項目と各項目の基本的な考え方、包括的保存管理計画と推薦書、各構成資産の保存管理計画との関係性等について意見交換が行われた。</p>

第14回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2015（平成27）年3月9日
場所	都道府県会館4階 402号会議室
内容	<p>包括的保存管理計画素案、推薦書素案</p> <p>推薦書素案及び包括的保存管理計画素案の作成に向けて、文化庁から示された「更に検討を深めるべき事項」を受けて、文化庁と協議しながら検討を進めてきた課題対応の方向性及びその内容について意見交換が行われた。</p>

第15回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2015（平成27）年12月25日
場所	顕著な普遍的価値、構成資産について ほか
内容	<p>顕著な普遍的価値、構成資産について ほか</p> <p>世界遺産登録推薦書案の顕著な普遍的価値及び評価基準（iii）・（v）の改訂内容について意見交換が行われた。また、文化庁から示された「検討を深める必要がある事項」の「構成資産選択のあり方」を踏まえ、構成資産とする遺跡の要件に緩衝地帯の設定や景観など、保護措置等に関する事項を加え、現行の構成資産（案）から鷲ノ木遺跡と長七谷地貝塚の2遺跡を除き、構成資産を16遺跡とすることについて共通理解が図られた。</p>

第16回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2016（平成28）年12月14日
場所	文化審議会から示された課題への対応について ほか
内容	<p>世界遺産登録推薦書素案及び包括的保存管理計画素案の改訂を進めるにあたり、2016年7月25日に文化審議会から示された課題とそれらへの対応方針及び内容について共通理解を図り、地域文化件による顕著な普遍的価値のわかりやすい説明、17の構成資産の関わり方、北海道・北東北を推薦地域とする論理的な説明等について意見交換が行われた。</p>

第17回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2018（平成30）年3月7日
場所	情報オアシス神田 オアシス4
内容	文化審議会から示された課題、推薦書素案について ほか 2017年7月31日に文化審議会から示された課題とそれらへの対応方針及び内容について共通理解を図り、地域文化圏として顕著な普遍的価値を主張する際の留意点、包括的保存管理計画素案の構成と内容、各構成資産の資産範囲の再検討案、顕著な普遍的価値の文案等について意見交換が行われた。

第18回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2019（平成31）年3月4日
場所	都道府県会館4階 402号会議室
内容	課題への対応状況、資産名称、縄文遺跡群の保存・活用指針について ほか 2018年7月19日に文化審議会から示された『「北海道・北東北の縄文遺跡群」の進捗及び課題について』への対応状況及び推薦書案の概要について報告・確認が行われたほか、資産名称及び縄文遺跡群保存・活用指針の考え方と方向性について意見交換が行われた。

第19回縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会

期日	2019（令和元）年11月28日
場所	都道府県会館4階 402号会議室
内容	文化審議会から示された「進捗と課題」、推薦書案の改訂、資産名称について 2019年7月30日に文化審議会から示された『「北海道・北東北の縄文遺跡群」の進捗及び課題について』及び推薦書案及び包括的保存管理計画作成の考え方について報告・確認が行われたほか、資産名称について意見交換が行われた。

コラム 02

世界遺産登録の条件

世界遺産は「顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value：OUV）」を持っていないと認められない。顕著な普遍的価値とは、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を有するような、傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値」（「世界遺産条約履行のための作業指針」第49段落）と定義されている。

その価値は、①評価基準への適合、②完全性・真実性の担保、③適切な保存管理の3つの柱によって構成されている。これらの要素が満たされなければ顕著な普遍的価値が認められないということになる。

世界遺産に登録される際には、世界遺産委員会において「顕著な普遍的価値の言明」が採択される。この委員会で認められた価値は、世界的に重要性を持つ資産である理由を示すものであり、世界遺産登録後も顕著な普遍的価値を保持するための保存管理を進める根拠となる。



【世界遺産条約履行のための作業指針第77・78段階】

OUVを支える3本の柱



4 国際的合意形成に向けた取組

4道県では、縄文遺跡群が持つ顕著な普遍的価値について国際的な合意形成を図るため、海外の考古学者等を対象とした縄文文化・縄文遺跡群に関する説明会、海外専門家を招聘した国際会議、世界遺産委員会の審議傾向等について情報収集するための世界遺産委員会への職員派遣を実施した。

(1) 海外での説明会・プロモーション活動

欧米の専門家に縄文文化と縄文遺跡群が持つ顕著な普遍的価値について理解を深めてもらうため、イギリス及びフランスにおいて、ユネスコやイコモス、考古学研究機関等へ表敬訪問するとともに、在住の考古学者、歴史学者、日本文化の研究者等を対象に縄文文化に関する説明会を実施した。

イギリス・ロンドンにおける縄文文化説明会	
期日	2009（平成21）年11月16日～11月18日〔現地時間〕
概要	①イギリス国内の考古学研究機関等への表敬訪問 ②説明会「JOMON in London ～世界遺産をめざして～」
内容	<p>①イギリス国内の考古学研究機関等への表敬訪問 期日：2009（平成21）年11月16日、11月18日 訪問先：University College London Institute of Archaeology Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures 内容：イギリス国内の考古学研究機関等に対し表敬訪問を行い、縄文遺跡群の価値と魅力及び世界遺産登録に向けた活動について理解と協力を求めた。</p> <p>②説明会「JOMON in London ～世界遺産をめざして～」 期日：2009（平成21）年11月17日 会場：Society of Antiquaries of London 後援：東奥日報社、デーリー東北新聞社、陸奥新報社 内容：ア 主催者挨拶 イ 開会挨拶 サイモン ケイナール（セインズベリー日本藝術研究所副所長） ウ 基調講演 「縄文文化の意義とその歴史的価値」 小林 達雄（國學院大学名誉教授） エ 報告 「最近の調査成果と遺跡整備について」 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 「世界遺産登録をめざす『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』」 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） オ ディスカッション</p>
	
	
	<p>説明会「JOMON in London」</p> <p>ディスカッションの様子</p>

フランス・パリにおける縄文文化説明会	
期日	2011（平成23）年1月17日～1月18日
概要	①フランス国内の考古学研究機関等への表敬訪問 ②パリ縄文文化説明会
内容	<p>①フランス国内の関係機関等への表敬訪問 期日：2011（平成23）年1月17日 訪問先：ユネスコ日本政府代表部 パリ日本文化会館 国立考古学博物館 内容：フランス国内の考古学研究機関等に対し表敬訪問を行い、縄文遺跡群の価値と魅力及び世界遺産登録に向けた活動について理解を求める。</p> <p>②パリ縄文文化説明会 期日：2011（平成23）年1月18日 会場：パリ日本文化会館 内容：ア 開会挨拶 パリ日本文化会館館長、セインズベリー日本藝術研究所所長 イ 主催者挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部副本部長 橋本 都 青森県教育委員会教育長 ウ 基調講演 「日本の縄文文化」 小林 達雄（國學院大學名誉教授） エ 講演 「日本の文化遺産の保護と活用」 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） オ 報告 「世界遺産登録をめざす『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』」 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） カ ディスカッション キ 発表 「世界各地の縄文時代と同時代の先史時代の遺跡など」 ジャン ポール ドムール（パリ第一大学教授） 「一万年間継続した縄文文化についての一考察」 ロラン ネスブルス（フランス国立東洋言語文明学院准教授） ク ディスカッション 〔コメント〕 ジョン マック（イーストアングリア大学世界芸術及び博物館学部長、大英博物館顧問） ケ 総括 サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所副所長）</p>
	 <p>ユネスコ日本政府代表部表敬</p>  <p>パリ縄文文化説明会</p>

世界遺産条約採択40周年記念行事PR事業	
期日	2012（平成24）年11月6日～11月8日
場所	京都府京都市・京都国際会館
内容	世界遺産条約採択40周年記念最終会合において、4道県共通リーフレット配布によるPR活動を実施した。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」海外プロモーション	
期日	2019（平成31）年3月19日～3月21日
概要	①ユネスコ世界遺産センター、ユネスコ日本政府代表部等への表敬訪問 ②JOMON展開催
内容	<p>①ユネスコ世界遺産センター、ユネスコ日本政府代表部等への表敬訪問 期日：2019（平成31）年3月19日、3月21日 訪問先：ユネスコ世界遺産センター ユネスコ日本政府代表部 イコモス本部</p> <p>②JOMON展開催 期日：2019（平成31）年3月20日 会場：Normandy Hotel 内容：</p> <p>ア オープニング 主催者挨拶 佐々木 郁夫 青森県副知事 （縄文遺跡群世界遺産登録推進本部代表） 来賓挨拶 北山 浩士 ユネスコ日本政府代表部公使 ウェルカムスピーチ 木曾 功 （縄文遺跡群世界遺産登録推進本部参与）</p> <p>イ 講演 「日本の歴史に見るJOMON」 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 「北海道・北東北の縄文遺跡群」 岡田 康博（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）</p> <p>ウ 懇談会 ・プロモーション映像（英語版）の放映 ・4道県の土偶（中空土偶、遮光器土偶、笑う岩偶、大型土偶頭部）のレプリカの展示</p>



ユネスコ世界遺産センター表敬



菊池名誉教授による講演



土偶の展示会

（2）海外専門家会合及び世界遺産委員会への職員派遣

2011（平成23）年度から2014（平成26）年度にかけて国際記念物遺跡会議（ICOMOS）総会や国際博物館会議（ICOM）の年次会議等に職員を派遣し、縄文遺跡群に関するプレゼンテーション及びリーフレットの配布等によるPR活動を通じて、海外における縄文遺跡群の理解促進を図る取組が実施された。また、世界遺産委員会における審査状況について情報収集するとともに、縄文遺跡群のPR活動をするため、3ヶ年にわたり職員を派遣した（表1-007～1-008）。

表1-007 海外専門家会合派遣事業



年度	内 容
平成23年度	<p>実施時期：2011（平成23）年11月24日～12月4日 派遣先：スイス及びフランス 派遣者：1名（青森県職員） 内 容：①世界遺産「アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群」現地調査（スイス） ②国際記念物遺跡会議（ICOMOS）総会参加（フランス） ③国際博物館会議（ICAM）年次総会参加（フランス） ・「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」に関するプレゼンテーション</p>
平成24年度	<p>実施期間：2012（平成24）年11月25日～12月4日 派遣先：ペルー・クスコ 派遣者：2名（青森県及び岩手県職員） 会合名：I C A H M（国際記念物遺跡会議考古学遺産管理委員会）年次会議 内 容：①見えない遺跡の保存管理方法に関するプレゼンテーション ②4道県共通リーフレット及びハンディサイズリーフレット配布によるPR</p>
平成25年度	<p>実施期間：2014（平成26）年1月10日～1月19日 派遣先：カンボジア・シェムリアップ 会合名：I C A H M（国際記念物遺跡会議考古学遺産管理委員会）年次会議 派遣者：2名（青森県及び岩手県職員） 内 容：①縄文遺跡群の保存管理に関するポスター発表 ②4道県共通リーフレット及びハンディサイズリーフレット配布によるPR</p>
平成26年度	<p>実施期間：2014（平成26）年11月9日～11月14日 派遣先：イタリア・フィレンツェ 会合名：I C A H M（国際記念物会議考古学遺産管理委員会）総会 派遣者：2名（青森県依頼者及び北海道職員） 内 容：①縄文遺跡群の「地域主導型の保全と地域活性化」の取組に関する発表を行い、学術的価値の浸透を図った。 発表内容：「地域活性化に果たす考古学的遺産の役割：北海道・北東北の縄文遺跡群の事例から」 発表者：根岸 洋（国際教養大学助教） ②ポスターによる縄文遺跡群のPR</p>

表1-008 世界遺産委員会対策事業

年度	内 容
平成24年度	<p>実施期間：2012（平成24）年6月26日～7月2日 派遣先：第36回世界遺産委員会（ロシア・サンクトペテルブルグ） 派遣者：2名（北海道及び秋田県職員） 内 容：審査内容の情報収集、4道県共通リーフレット配布によるPR</p>
平成25年度	<p>実施時期：2013（平成25）年6月16日～6月24日 派遣先：第37回世界遺産委員会（カンボジア・プノンペン） 派遣者：2名（北海道及び秋田県職員） 内 容：審査内容の情報収集、4道県共通リーフレット配布によるPR</p>
平成27年度	<p>実施時期：2015（平成27）年7月1日～7月5日 派遣先：第39回世界遺産委員会（ドイツ・ボン） 派遣者：2名（岩手県及び秋田県職員） 内 容：審査内容の情報収集、4道県共通リーフレット配布によるPR</p>

(3) 海外専門家招聘及び国際会議開催事業

国内外の専門家等による構成資産の視察や意見交換を行うことにより、縄文遺跡群が持つ学術的価値の国内外への浸透及び国際的合意形成を図ることを目的として、海外専門家を招聘して構成資産の視察、国際会議を開催した（資料7-1～7-10）。

平成22年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業（専門家招聘事業）	
期 日	2010（平成22）年9月9日～9月11日
招聘者	ウィレムス ウィレム氏 （オランダ ライデン大学教授、イコモス考古学遺産管理委員会会長）
概 要	①縄文文化に関する説明 ②遺跡視察 ③意見交換会
参加者	菊池 徹夫（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員長） 三谷 卓也（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室長） 水ノ江 和同（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 加藤 博信（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室係員） 北海道、青森県、岩手県、秋田県各幹事及び道県ワーキングメンバー、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局
内 容	<p>①縄文文化に関する説明 期日：2010（平成22）年9月9日 会場：青森グランドホテル 芙蓉の間 内容：説明1 「縄文文化の概要」 菊池 徹夫 説明2 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産と特徴 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長）</p> <p>②遺跡視察 期日：2010（平成22）年9月10日 場所：特別史跡三内丸山遺跡、特別史跡大湯環状列石視察</p> <p>③意見交換会 期日：2010（平成22）年9月11日 会場：青森グランドホテル 芙蓉の間 内容：ア 意見交換 1）縄文文化・縄文遺跡について 2）埋蔵された遺跡の評価等について 3）復元整備について 4）その他（国際会議、イコモス現地調査等） イ 総括的助言</p>
	 <p>遺跡視察（大湯環状列石） 左から2番めがウィレムス教授</p>  <p>遺跡視察（三内丸山遺跡）</p>

平成23年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業							
期 日	2011（平成23）年9月21日～9月24日						
主 催	文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部						
概 要	①海外専門家への縄文文化に関する説明 ②遺跡現地視察 ③意見交換会 ④国際シンポジウム						
参加者	①海外専門家 ダグラス コマー（Cultural Site Research and Management（CSRM）代表、イコモス考古学遺産管理委員会共同委員長） ジョン ピーターソン（グアム大学ミクロネシア地域研究センター長、イコモス考古学遺産管理委員会委員） ②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 小林 達雄（國學院大學名誉教授） 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 辻 誠一郎（東京大学大学院教授） 西村 幸夫（東京大学大学院教授） 稲葉 信子（筑波大学大学院教授） 平澤 毅（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長） ③文化庁 園邊 邦輝（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室室長補佐） 水ノ江 和同（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 西 和彦（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 遠山 康介（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室係員） ④縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（幹事） 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） 長沼 孝（北海道教育委員会生涯学習局文化・スポーツ課文化財担当課長（代理）主幹） 中村 英俊（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課文化財・世界遺産課長） 磯村 亨（秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長（代理）学芸主事） ⑤その他 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局						
内 容	①海外専門家への縄文文化に関する説明 期日：2011（平成23）年9月21日 会場：ホテル札幌ガーデンパレス 孔雀の間 内容：説明1 「縄文文化について」 小林 達雄 説明2 「縄文遺跡の保護と活用」 岡村 道雄 説明3 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産と特徴 岡田 康博 ②遺跡現地視察（9月21日～9月23日） <table border="1" data-bbox="316 1771 1433 1899"> <tr> <td>9月21日</td> <td>史跡入江・高砂貝塚、史跡北黄金貝塚視察</td> </tr> <tr> <td>9月22日</td> <td>史跡是川石器時代遺跡、史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石視察</td> </tr> <tr> <td>9月23日</td> <td>特別史跡三内丸山遺跡、史跡小牧野遺跡視察</td> </tr> </table> ③意見交換会 期日：2011（平成23）年9月23日～9月24日 会場：ホテル青森 錦鶏の間、孔雀の間	9月21日	史跡入江・高砂貝塚、史跡北黄金貝塚視察	9月22日	史跡是川石器時代遺跡、史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石視察	9月23日	特別史跡三内丸山遺跡、史跡小牧野遺跡視察
9月21日	史跡入江・高砂貝塚、史跡北黄金貝塚視察						
9月22日	史跡是川石器時代遺跡、史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石視察						
9月23日	特別史跡三内丸山遺跡、史跡小牧野遺跡視察						

内 容

- 議題：テーマ1 顕著な普遍的価値について
 テーマ2 評価基準の適用について
 テーマ3 構成資産について
 テーマ4 保存管理について
 テーマ5 その他（イコモス現地調査など）

④国際シンポジウム

期日：2011（平成23）年9月24日

会場：ホテル青森 孔雀の間

内容：

- ア 主催者あいさつ
 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 橋本 都
 （青森県教育委員会教育長）
- イ 講演
 「世界遺産登録に関する近年の動向」 園邊 邦輝
- ウ 海外専門家による発表（報告）
 「海外から見た縄文文化」 ジョン ピーターソン
 「市民参加による遺跡の保存管理計画」 ダグラス コマー
- エ 国内専門家による発表（報告）
 「縄文文化について」 小林 達雄
 「縄文遺跡の保護と活用」 岡村 道雄
 「生態・環境学から見た縄文文化」 辻 誠一郎
 「顕著な普遍的価値とは何か－縄文遺跡群の世界遺産登録にあたって」 稲葉 信子
 「日本における先史時代遺跡の整備と活用」 平澤 毅
 「〔北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群〕と世界遺産登録の取組」 岡田 康博
- オ 海外及び国内専門家による発表（報告）のまとめ 菊池 徹夫



遺跡視察（入江貝塚）



遺跡視察（北黄金貝塚）



意見交換会



国際シンポジウム

平成24年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業															
期 日	2012（平成24）年9月9日～9月17日														
主 催	文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部														
概 要	①海外専門家への縄文文化に関する説明 ②遺跡現地視察 ③意見交換会 ④国際シンポジウム														
参加者	<p>①海外専門家 ダグラス コマー（Cultural Site Research and Management（CSRM）代表、イコモス考古学遺産管理委員会共同委員長） ジョン ピーターソン（グアム大学研究事業部副部長、グアム大学ミクロネシア地域研究センター長、イコモス考古学遺産管理委員会委員） シンティア ダニング（Archaeo Concept代表、イコモス考古学遺産管理委員会専門委員） 劉 國祥（中国社会科学院考古研究所考古学センター副所長）</p> <p>②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 小林 達雄（國學院大學名誉教授） 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 辻 誠一郎（東京大学大学院教授） 西村 幸夫（東京大学副学長） 稲葉 信子（筑波大学大学院教授） 平澤 毅（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長）</p> <p>③文化庁 本中 眞（文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官） 水ノ江 和同（文化庁文化財部記念物課文化財調査官）</p> <p>④縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（幹事） 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） 高橋 充（北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課長） 菊池 修一（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産課長） 佐々木 人美（秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長）</p> <p>⑤その他 文化庁職員、縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局</p>														
内 容	<p>①海外専門家への縄文文化に関する説明 期日：2012（平成24）年9月9日 会場：青森国際ホテル 芙蓉の間 説明：説明1 「縄文文化の概要」 小林 達雄 説明2 「日本における遺跡の保護と活用について」 岡村 道雄 説明3 「国際会議（意見交換）について」 岡田 康博</p> <p>②遺跡現地視察（9月9日～9月15日）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>9月9日</td> <td>史跡亀ヶ岡石器時代遺跡、史跡田小屋野貝塚、大平山元Ⅰ遺跡視察</td> </tr> <tr> <td>9月10日</td> <td>史跡二ツ森貝塚、史跡長七谷地貝塚、史跡是川石器時代遺跡視察</td> </tr> <tr> <td>9月11日</td> <td>史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石、史跡伊勢堂岱遺跡視察</td> </tr> <tr> <td>9月12日</td> <td>史跡大森勝山遺跡、特別史跡三内丸山遺跡、史跡小牧野遺跡視察</td> </tr> <tr> <td>9月13日</td> <td>史跡垣ノ島遺跡、史跡大船遺跡視察</td> </tr> <tr> <td>9月14日</td> <td>史跡鷺ノ木遺跡、史跡入江・高砂貝塚、史跡北黄金貝塚視察</td> </tr> <tr> <td>9月15日</td> <td>史跡キウス周堤墓群、北海道立埋蔵文化財センター視察</td> </tr> </tbody> </table>	9月9日	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡、史跡田小屋野貝塚、大平山元Ⅰ遺跡視察	9月10日	史跡二ツ森貝塚、史跡長七谷地貝塚、史跡是川石器時代遺跡視察	9月11日	史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石、史跡伊勢堂岱遺跡視察	9月12日	史跡大森勝山遺跡、特別史跡三内丸山遺跡、史跡小牧野遺跡視察	9月13日	史跡垣ノ島遺跡、史跡大船遺跡視察	9月14日	史跡鷺ノ木遺跡、史跡入江・高砂貝塚、史跡北黄金貝塚視察	9月15日	史跡キウス周堤墓群、北海道立埋蔵文化財センター視察
9月9日	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡、史跡田小屋野貝塚、大平山元Ⅰ遺跡視察														
9月10日	史跡二ツ森貝塚、史跡長七谷地貝塚、史跡是川石器時代遺跡視察														
9月11日	史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石、史跡伊勢堂岱遺跡視察														
9月12日	史跡大森勝山遺跡、特別史跡三内丸山遺跡、史跡小牧野遺跡視察														
9月13日	史跡垣ノ島遺跡、史跡大船遺跡視察														
9月14日	史跡鷺ノ木遺跡、史跡入江・高砂貝塚、史跡北黄金貝塚視察														
9月15日	史跡キウス周堤墓群、北海道立埋蔵文化財センター視察														

内 容

③意見交換会

期日：2012（平成24）年9月16日～9月17日

会場：ロイトン札幌 キャッスル、ロイトンホール

議題：事例報告 世界遺産アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群

テーマ1 顕著な普遍的価値の証明について

テーマ2 構成資産について

テーマ3 プロパティ、緩衝地帯の設定について

その他（意見交換まとめ、総括的助言）

④国際シンポジウム

期日：2012（平成24）年9月17日

会場：ロイトン札幌 ロイトンホールD

内容：ア 主催者あいさつ

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 高橋はるみ（北海道知事）

イ 海外専門家による発表（報告）

「世界における縄文遺跡群の価値」

ダグラス コマー

「縄文遺跡と気候変動」

ジョン ピーターソン

「見えない遺跡の保護」

シンティア ダニング

「中国東北部における先史文化の様相」

劉 國祥

ウ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」と世界遺産登録の取組

岡田 康博

エ 国際会議の概要及びまとめ

菊池 徹夫



遺跡視察（大船遺跡）



遺跡視察（伊勢堂岱遺跡）



意見交換会



国際シンポジウム

平成25年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業					
期 日	2013（平成25）年7月23日～7月27日				
主 催	文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部				
概 要	①海外専門家への縄文文化に関する説明 ②遺跡現地視察 ③意見交換会 ④国際シンポジウム				
参加者	①海外専門家 郭 旃（イコモス副委員長、中国イコモス国内委員会副委員長） ダグラス コマー（Cultural Site Research and Management（CSRM）代表、国際考古遺産管理委員会（ICAHM）共同委員長） イアン リリー（クイーンズランド大学教授、国際考古遺産管理委員会（ICAHM）事務局長） ②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 小林 達雄（國學院大學名誉教授） 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 稲葉 信子（筑波大学大学院教授） 平澤 毅（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長） ③文化庁 西 和彦（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 石原 孝造（文化庁文化財部記念物課係員） ④縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（幹事） 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） 長沼 孝（北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課長） 菊池 修一（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産課長） 佐々木 人美（秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長） ⑤その他 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局				
内 容	①海外専門家への縄文文化に関する説明 期日：2013（平成25）年7月23日 会場：洞爺サンパレス本館 原生林 説明：「世界遺産を目指す縄文遺跡群の普遍的価値」 菊池 徹夫 「縄文文化について」 小林 達雄 「国際会議（意見交換）について」 長沼 孝 ②遺跡現地視察（2013（平成25）年7月24日～7月25日） <table border="1" data-bbox="316 1574 1433 1675"> <tr> <td>7月24日</td> <td>史跡北黄金貝塚、史跡鷲ノ木遺跡視察</td> </tr> <tr> <td>7月25日</td> <td>特別史跡三内丸山遺跡、特別史跡大湯環状列石、史跡御所野遺跡視察</td> </tr> </table> ③意見交換会 期日：2013（平成25）年7月26日 会場：盛岡グランドホテル 飛龍の間 議題：事例報告 考古学的遺産の真正性について：縄文遺跡群を表現する テーマ1 顕著な普遍的価値の証明について テーマ2 構成資産について テーマ3 プロパティ、緩衝地帯の設定について その他（意見交換まとめ、総括的助言）	7月24日	史跡北黄金貝塚、史跡鷲ノ木遺跡視察	7月25日	特別史跡三内丸山遺跡、特別史跡大湯環状列石、史跡御所野遺跡視察
7月24日	史跡北黄金貝塚、史跡鷲ノ木遺跡視察				
7月25日	特別史跡三内丸山遺跡、特別史跡大湯環状列石、史跡御所野遺跡視察				

内 容

④国際シンポジウム

期日：2013（平成25）年7月26日

会場：盛岡グランドホテル 飛龍の間

内容：ア 主催者あいさつ

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 達増 拓也（岩手県知事）

イ 海外専門家による発表（報告）

「中国における考古学的遺跡の保存管理の経験を通じて」 郭 旃

「縄文遺跡群を世界に発信するために」 ダグラス コマー

「世界遺産リストを強化する上での縄文遺跡群の重要性」 イアン リリー

ウ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」と世界遺産登録の取組

岡田 康博

エ 国際会議の概要及びまとめ

菊池 徹夫



遺跡視察（三内丸山遺跡）



遺跡視察（御所野遺跡）



遺跡視察（大湯環状列石）



意見交換会



コマー氏による講演



リリー氏による講演

平成26年度「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」国際的合意形成促進事業							
期 日	2014（平成26）年9月8日～9月13日						
主 催	文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部						
概 要	①海外専門家への縄文文化に関する説明 ②遺跡現地視察 ③意見交換会 ④国際シンポジウム						
参加者	①海外専門家 郭 旃（イコモス副委員長、中国イコモス国内委員会副委員長） ダグラス コマー（Cultural Site Research and Management（CSRM）代表、国際考古遺産管理委員会（ICAHM）共同委員長） スリア サンス（ユネスコ・メキシコ事務所所長） ジョン ピーターソン（グアム大学研究事業部副部長、イコモス国際考古遺産管理委員会委員） ②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 西村 幸夫（東京大学大学院教授） 平澤 毅（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長） ③文化庁 西 和彦（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 水ノ江 和同（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 齋藤 彩（文化庁文化財部記念物課係長） 松島 陽（文化庁文化財部記念物課係員） ④縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（幹事） 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） 長沼 孝（北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課長） 細越 健志（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産課長） 佐々木 人美（秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長） ⑤その他 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局						
内 容	①海外専門家への縄文文化に関する説明 期日：2014（平成26）年9月9日 会場：北海道埋蔵文化財センター研修室及び展示室 説明：「世界遺産を目指す縄文遺跡群の普遍的価値と国際会議について」 菊池 徹夫 「北海道から見た縄文遺跡群」 長沼 孝 ②遺跡現地視察（2014（平成26）年9月8日～7月25日） <table border="1" data-bbox="316 1599 1433 1747"> <tbody> <tr> <td>9月8日</td> <td>史跡垣ノ島遺跡、史跡鷺ノ木遺跡、史跡北黄金貝塚視察</td> </tr> <tr> <td>9月9日</td> <td>史跡キウス周堤墓群等視察</td> </tr> <tr> <td>9月10日</td> <td>特別史跡三内丸山遺跡、史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石視察</td> </tr> </tbody> </table> ③意見交換会 期日：2014（平成26）年9月11日 会場：秋田キャッスルホテル 放光の間	9月8日	史跡垣ノ島遺跡、史跡鷺ノ木遺跡、史跡北黄金貝塚視察	9月9日	史跡キウス周堤墓群等視察	9月10日	特別史跡三内丸山遺跡、史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石視察
9月8日	史跡垣ノ島遺跡、史跡鷺ノ木遺跡、史跡北黄金貝塚視察						
9月9日	史跡キウス周堤墓群等視察						
9月10日	特別史跡三内丸山遺跡、史跡御所野遺跡、特別史跡大湯環状列石視察						

内 容

議題：テーマ1 顕著な普遍的価値の証明について
 テーマ2 構成資産について
 テーマ3 プロパティ、緩衝地帯の設定について
 テーマ4 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の保存活用について
 テーマ5 地下に埋蔵された考古学的遺跡のインタープリテーションに関する
 国際考古遺産管理委員会の意見
 その他（意見交換まとめ、総括的助言）

④国際シンポジウム

期日：2014（平成26）年9月13日

会場：秋田キャッスルホテル 放光の間

内容：ア 主催者あいさつ 秋田県副知事 橋口 昌道

イ 国際会議の成果 菊池 徹夫

ウ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」と世界遺産登録を目指した取組 岡田 康博

エ 縄文遺跡の保存と活用の実態 岡村 道雄

オ パネル・ディスカッション「JOMONの魅力と価値をいかに伝えるか」

コーディネーター：菊池 徹夫

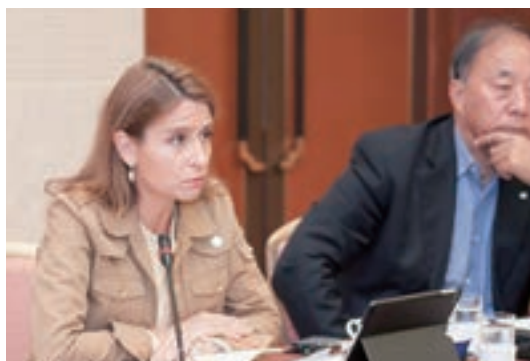
パネリスト：郭旻、ダグラス コマー、ヌリア サンス、岡村 道雄、平澤 毅



遺跡視察（垣ノ島遺跡）



意見交換会



意見交換会（左：サンス氏、右：郭氏）



意見交換会（左：コマー氏、右：ピーターソン氏）





国際シンポジウム



パネルディスカッション

平成27年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議	
期 日	2016（平成28）年1月25日
会 場	オフィス東京 T3会議室
主 催	文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
参加者	<p>①海外専門家 サイモン・ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所考古・文化遺産学センター長）</p> <p>②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 辻 誠一郎（東京大学大学院教授） 西村 幸夫（東京大学大学院教授） 稲葉 信子（筑波大学大学院教授）</p> <p>③文化庁 下田 一太（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 鈴木 地平（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 水ノ江 和同（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 柴 亨輔（文化庁文化財部記念物課係長） 切通 雅子（文化庁文化財部記念物課係員）</p> <p>④その他 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局</p>
内 容	<p>①報告 「これまでの国際会議の成果について」</p> <p>②意見交換 テーマ1 推薦書案のわかりやすい表現と英訳について テーマ2 構成資産の顕著な普遍的価値への貢献について テーマ3 海外へ向けた情報発信について</p> <p>③意見交換まとめ</p>

平成28年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議	
期 日	2017（平成29）年1月30日
会 場	都道府県会館 101大会議室
主 催	文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
参加者	<p>①海外専門家 イアン リリー（クイーンズランド大学教授、ICAHM事務局長） サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所考古・文化遺産学センター長）</p> <p>②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 辻 誠一郎（東京大学大学院教授） 西村 幸夫（東京大学大学院教授） 稲葉 信子（筑波大学大学院教授）</p> <p>③文化庁 下田 一太（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 鈴木 地平（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 岩村 沙綾香（文化庁文化財部記念物課企画係長） 切通 雅子（文化庁文化財部記念物課企画係）</p> <p>④外部有識者 根岸 洋（国際教養大学助教）</p> <p>⑤その他 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局</p>
内 容	<p>①報告 「これまでの国際会議の成果について」</p> <p>②意見交換 テーマ1 北海道・北東北の縄文遺跡群の顕著な普遍的価値について テーマ2 シリアル・プロパティの考え方について テーマ3 構成資産選択について</p> <p>③意見交換まとめ</p>
	 <p style="text-align: center;">国際専門家会議</p>  <p style="text-align: center;">国際専門家会議</p>  <p style="text-align: center;">ケイナー氏</p>  <p style="text-align: center;">リリー氏</p>

平成30年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際専門家会議	
期 日	2018（平成30）年5月23日～5月24日
会 場	ステーションコンファレンス万世橋 404会議室
主 催	文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
参加者	<p>①海外専門家 イアン リリー（クイーンズランド大学教授、ICAHM事務局長） サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所統括役所長）</p> <p>②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 辻 誠一郎（東京大学大学院名誉教授） 西村 幸夫（神戸芸術工科大学大学院教授） 稲葉 信子（筑波大学大学院教授）</p> <p>③文化庁 下田 一太（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 鈴木 地平（文化庁文化財部記念物課文化財調査官） 杉浦 あおい（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産企画係） 山崎 晋平（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産企画係）</p> <p>④外部有識者 根岸 洋（国際教養大学助教）</p> <p>⑤その他 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局</p>
内 容	<p>①報告 「これまでの国際専門家会議の経過について」</p> <p>②意見交換 テーマ1 顕著な普遍的価値と構成資産について テーマ2 構成資産の顕著な普遍的価値への貢献について テーマ3 顕著な普遍的価値の言明について テーマ4 比較分析について テーマ5 資産の保全及び公開活用について テーマ6 資産の名称について</p> <p>③意見交換のまとめ</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>国際会議</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ケイナー氏</p> </div> </div>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦書英文作成作業ワーキング

期 日 2019（平成31）年3月26日～3月27日

主 催 ステーションコンファレンス万世橋 405会議室

概 要 文化庁、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部

参加者

- ①海外専門家
サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所統括役所長）
- ②国内専門家（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会）
菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授）
稲葉 信子（筑波大学大学院教授）
- ③文化庁
鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官）
畑 英行（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界文化遺産推薦係長）
中谷 一穂（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界文化遺産企画係主任）
中門 亮太（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界文化遺産推薦係）
- ④推薦書案改訂作業ワーキンググループ
岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県企画政策部理事世界文化遺産登録推進室長）
阿部 千春（北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室特別研究員）
佐藤 嘉広（岩手県文化スポーツ部文化振興課主幹兼世界遺産担当課長）
新海 和広（秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室文化財主査）
根岸 洋（国際教養大学助教）
- ⑤その他
縄文遺跡群世界遺産登録推進会議、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局

内 容

- ①意見交換
推薦書第3章 記載のための価値証明
総合的所見／評価基準の適用／完全性の言明／
真実性の言明／保護と管理に必要な措置／
比較研究／顕著な普遍的価値の言明
推薦書第2章 資産の説明
資産全体の説明 構成資産の説明 歴史と発展
- ②総括・コメント



推薦書作成作業ワーキング



菊池委員長（右）、稲葉委員（左）



ケイナー氏

5 縄文遺跡群の保全に向けた取組

(1) 史跡指定及び公有地化の推進

世界遺産登録の条件の一つとして、構成資産範囲の万全の保護措置が挙げられる。縄文遺跡群の世界遺産暫定一覧表記載後、大平山元遺跡（2013年）、垣ノ島遺跡（2011年）、大森勝山遺跡（2012年）が文化財保護法に基づく史跡に指定された。また、史跡入江・高砂貝塚（2011年）、史跡北黄金貝塚（2013年）、特別史跡三内丸山遺跡（2014年）、史跡御所野遺跡（2014年）、史跡二ツ森貝塚（2015年）、特別史跡大湯環状列石（2015年）、キウス周堤墓群（2019年）、是川石器時代遺跡（2016年）、史跡田小屋野貝塚（2017年）、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡（2020年）では、史跡範囲の追加指定も行われ、完全性の向上が図られた。

史跡指定後の保護措置の取組として、指定地の公有化も進んだ。資産範囲が公有化されていない構成資産（大平山元遺跡、田小屋野遺跡、小牧野遺跡、キウス周堤墓群、大森勝山遺跡、亀ヶ岡石器時代遺跡）についても、土地所有者の理解と協力を得ながら、保存管理計画に基づいて計画的に土地取得を進めている。

このほか、資産範囲内にある現代的な工作物等の撤去など、完全性の向上に向けた取組も継続的に進められている。

(2) 緩衝地帯の設定

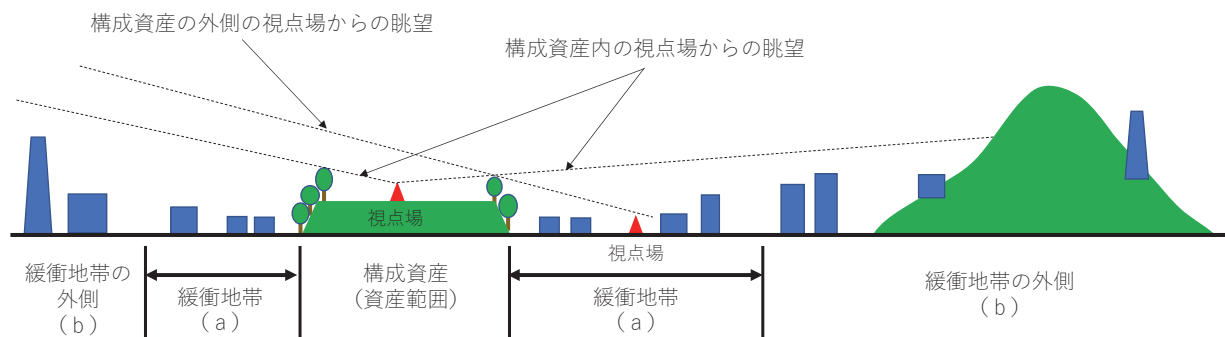
資産の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため、構成資産の周囲に必要不可欠な範囲を緩衝地帯として設定している。

緩衝地帯の範囲は、資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲を基本とし、景観法及び関係地方公共団体が定める条例の下に、万全な保全措置を講じている。

緩衝地帯における保全の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- 1) 顕著な普遍的価値を構成する要素と密接な関係にある構成資産周辺の地理的・自然的環境（地形、水源、水脈等）を保全する。
- 2) 構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全する。
- 3) 構成資産と調和した景観形成を図る。

緩衝地帯は、構成資産である考古遺跡が丘陵や台地の上という場所に立地する点を考慮し、丘陵や台地、山の稜線等の自然地形のほか、地形の変換ラインや河川及びそれらに規定されて形成されてきた街区などに基づいて設定されている。その境界線は、法令・条例等に基づく境界、地籍境界、道路、鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を用い、人々が容易に認知可能な明確な境界としている。



- a) 構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全し、構成資産と調和した景観形成を図る。
(建築物等の高さ、形態・意匠の規制)
- b) 構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全する。
(建築物等の高さの規制)

図1-002 構成資産周辺の景観保全

(3) 構成資産周辺の景観保全に向けた取組

構成資産の範囲の適切な保存管理とともに進められたのが、遺跡の周辺景観の保全の取組である。

2018（平成30）年7月19日、文化審議会世界文化遺産部会は「緩衝地帯の範囲の合理性について精査し、各市町における景観計画を策定するなど保全の在り方を整えること」を課題の一つとして指摘した。

これを受け、同年8月22日に開催された縄文遺跡群世界遺産登録推進会議では、緩衝地帯の保全に向けて構成資産が所在する市町毎に景観計画を策定することや、緩衝地帯については「景観重点区域」として重点的かつ積極的に景観形成を図ることが確認された。同年12月には、構成資産周辺の景観形成の基本的考え方、緩衝地帯における届出対象行為規模や規制内容、届出対象行為の手続きの流れ等について統一の方針を確認し、各自治体において景観計画の策定に向けた検討が行われた。

2018年7月時点において市町での景観計画があり、かつ緩衝地帯の範囲が重点区域に指定されていたのは御所野遺跡が所在する一戸町のみであったが、世界遺産登録が実現した2021年7月にはすべての市町において景観条例の制定（改正）及び景観計画の策定（改定）が行われ、遺跡周辺の保全措置が講じられた（表1-009）。

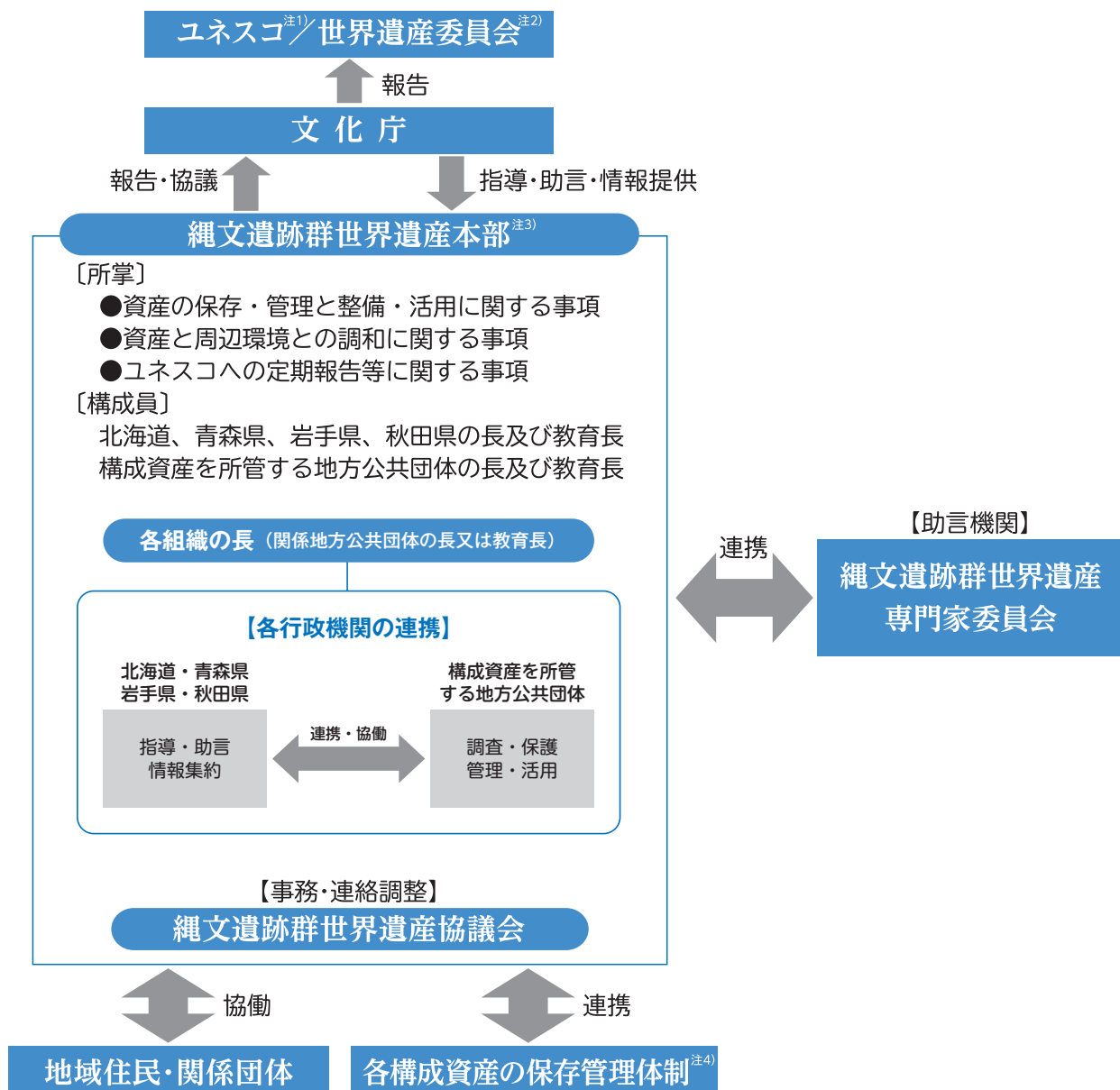
表1-009 景観計画一覧

計画名称	策定（改定）年月	緩衝地帯の位置づけ	構成資産名
函館市景観計画	2021年3月	縄文遺跡群都市景観形成地域	史跡 垣ノ島遺跡 史跡 大船遺跡
伊達市景観計画	2021年4月	特定景観区域	史跡 北黄金貝塚
千歳市景観計画	2021年7月	景観重点区域	史跡 キウス周堤墓群
洞爺湖町景観計画	2021年6月	入江・高砂貝塚景観形成重点区域	史跡 入江・高砂貝塚
青森市景観計画	2021年3月	景観形成重点地区	特別史跡 三内丸山遺跡 史跡 小牧野遺跡
弘前市景観計画	2020年3月	景観形成重点地区	史跡 大森勝山遺跡
八戸市景観計画	2020年3月	是川景観重点地区	史跡 是川石器時代遺跡
つがる市景観計画	2020年6月	特定景観地域	史跡 田小屋野貝塚 史跡 亀ヶ岡石器時代遺跡
外ヶ浜町景観計画	2020年7月	重点地区（大平山元遺跡周辺地区）	史跡 大平山元遺跡
七戸町景観計画	2020年9月	景観形成重点区域 （二ツ森貝塚周辺区域）	史跡 二ツ森貝塚
一戸町景観計画	2013年3月	特定景観地域	史跡 御所野遺跡
鹿角市景観計画	2021年3月	大湯環状列石重点地域	特別史跡 大湯環状列石
北秋田市景観計画	2021年3月	景観形成重点地区	史跡 伊勢堂岱遺跡

(4) 包括的保存管理計画の策定及び包括的保存管理体制の整備

4道県では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存管理及び周辺環境の保全並びに整備活用を推進するため、関係機関が連絡調整及び協議する場として、2019（令和元）年12月20日に「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」を設置した。また、同日付けで縄文遺跡群の一体的な保存・活用を進める上での基本方針や方法等を示した『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』及び『北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画』を策定した。

2022（令和4）年4月1日、「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」は「縄文遺跡群世界遺産本部」（以下、「本部」という。）と改称され、縄文遺跡群の包括的な保存・活用を推進している（図1-003）。



注1) 教育科学文化機関(United Nations Educational Scientific and Cultural Organization)。教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関。

注2) 文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)に基づきユネスコに設置された委員会。条約締約国から選出された21か国から構成されています。

注3) 縄文遺跡群世界遺産本部は、北海道、青森県、岩手県、秋田県並びに構成資産及び関連資産を所管する14の地方公共団体(函館市、伊達市、千歳市、森町、洞爺湖町、青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市)によって構成されています。

注4) 各構成資産を所管する地方公共団体の関係機関、地域住民、遺跡活用団体等で構成されています。

図1-003 包括的保存管理体制

表1-010 構成資産を所管する地方公共団体を中心とした保存管理体制

No.	構成資産名	所在地	名称	設置年
1	大平山元遺跡	外ヶ浜町	大平山元遺跡世界遺産協議会	2021年
2 7	垣ノ島遺跡 大船遺跡	函館市	函館市縄文遺跡群保存活用協議会	2019年
3	北黄金貝塚	伊達市	北黄金貝塚保存活用協議会	2020年
4 16	田小屋野貝塚 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市	つがる市遺跡整備計画策定委員会	2012年
5	二ツ森貝塚	七戸町	二ツ森貝塚保存管理活用連絡協議会	2015年
6	三内丸山遺跡	青森市	三内丸山遺跡保存活用推進協議会	2014年
8	御所野遺跡	一戸町	岩手県世界遺産保存活用推進協議会 縄文保存活用検討部会	2013年
9 15	入江貝塚 高砂貝塚	洞爺湖町	入江・高砂貝塚保存活用協議会	2019年
10	小牧野遺跡	青森市	青森市「縄文遺跡」世界遺産保存活用連絡会議	2019年
11	伊勢堂岱遺跡	北秋田市	伊勢堂岱遺跡保存活用推進協議会	2021年
12	大湯環状列石	鹿角市	大湯環状列石保存活用庁内連絡会	2020年
13	キウス周堤墓群	千歳市	キウス周堤墓群保存活用連絡会議	2019年
14	大森勝山遺跡	弘前市	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年
17	是川石器時代遺跡	八戸市	是川石器時代遺跡保存活用連絡会議	2018年

(5) 地域住民を主体とした遺跡活用団体の設置

縄文遺跡群を構成する遺跡は、地域住民によって守り伝えられてきた。構成資産及び緩衝地帯を保全し、活用していくためには、地域住民等との連携が重要である。

各構成資産には、地域住民を基礎とする遺跡活用団体が設置され、日常的に遺跡の維持管理や清掃などの保全活動のほか、来訪者に遺跡の価値を伝えるガイド、土器や勾玉づくりなどの体験プログラムの指導など多岐にわたる活動が行われ、遺跡の保存・活用を支える存在となっている。現在、29団体が設置され、1,000名以上の地域住民が構成資産の保存・活用に参画している（表1-011）。

民間団体の中には、児童・生徒を主体とするジュニアボランティア団体もある。一戸町の御所野愛護少年団が1999年、北秋田市の伊勢堂岱ジュニアボランティアが2015年に設置され、遺跡内の清掃活動やガイドとして活動している。遺跡でのさまざまな活動を通じて、縄文遺跡に対する愛着と誇りが育まれている。

また、世界遺産登録推進の取組の中で、団体間の交流も行われるようになり、お互いの遺跡への理解を深めるだけでなく、ガイド力の向上にもつながる機会となっている。

表1-011 構成資産を活動対象とする団体と活動概要

No.	活動対象資産	団体名	設立年	活動の概要
1	大平山元遺跡	大平山元遺跡もりあげ隊	2019年	普及啓発活動やイベントへの協力、情報発信を行っている。
2 7	垣ノ島遺跡 大船遺跡	一般財団法人道南歴史文化振興財団	2015年	ガイダンス施設を指定管理により運営しているほか、大船遺跡、垣ノ島遺跡の見学者に対する解説や体験学習の支援、要請に応じてワークショップ等を行っている。
		北の縄文CLUB	1998年	大船遺跡での自主事業の実施や勉強会、清掃活動等を行っている。
		道南縄文文化推進協議会	2013年	市民への縄文文化ならびに世界遺産登録に向けた各種普及啓発事業の主催あるいは支援を行っている。
3	北黄金貝塚	オコンシベの会	2001年	北黄金貝塚の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
4 16	田小屋野貝塚 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる縄文遺跡案内人	2019年	田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡、及び資料館への来訪者に対する解説を行っている。
		特定非営利活動法人つがる縄文の会	2007年	田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡に関する情報を発信すると同時に、イベントの開催や普及啓発活動を通して資産の理解の深化を図る取組を行っている。
6	二ツ森貝塚	二ツ森貝塚遺跡保存協力会	1997年	二ツ森貝塚の清掃、草刈りなどの保全活動を実施している。
		二ツ森貝塚ボランティアガイドの会	2021年	二ツ森貝塚の来訪者に対する解説を行っている。
5	三内丸山遺跡	特定非営利活動法人三内丸山縄文発信の会	1995年	三内丸山遺跡に関する広報誌の定期的な発行するなど、発信、交流をテーマとした取組を実施している。
		一般社団法人三内丸山応援隊	1995年	三内丸山遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
8	御所野遺跡	自然と歴史の会	1996年	御所野遺跡の来訪者に対する解説、体験学習の支援、清掃活動及び遺跡に関する情報発信を行っている。
		御所野愛護少年団	1999年	
		御所野遺跡を支える会	2001年	
		御所野遺跡発掘友の会	2004年	
		御所野遺跡ガイドサポートーズ	2017年	

No.	活動対象資産	団体名	設立年	活動の概要
9 15	入江貝塚 高砂貝塚	アプタ・フレナイの会	2002年	体験学習の支援や自主事業などを実施している。
10	小牧野遺跡	一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会	2015年	小牧野遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援、イベント開催、普及啓発活動を実施しているほか、草刈りなどの保全活動を行っている。
11	伊勢堂岱遺跡	伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ	1997年	伊勢堂岱遺跡の来訪者に対する解説を行っている。
		伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティア	2015年	
12	大湯環状列石	大湯S.C.の会	2019年	大湯ストーンサークル館の窓口業務及び大湯環状列石の来訪者に対する解説を行っている。
13	キウス周堤墓群	千歳文化財保護協会	1979年	キウス周堤墓群の来訪者に対する解説や普及啓発を行っている。
		キウス周堤墓群を守り活かす会	2014年	
14	大森勝山遺跡	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年	イベント開催や草刈りなどの保全活動を実施している。
		弘前縄文の会	2014年	普及啓発、体験学習を行っている。
		大森勝山縄文遺跡ガイドの会	2022年	大森勝山遺跡の来訪者に対する解説を行っている。
17	是川石器時代遺跡	八戸縄文保存協会	1995年	是川石器時代遺跡の来訪者に対する解説や体験学習の支援を行っている。
		縄文是川ボランティア	1996年	



資産の価値を伝える解説ガイド
(三内丸山応援隊)



資産を保全するための清掃活動
(御所野愛護少年団)

6 イコモス現地調査

(1) イコモス現地調査予行演習

縄文遺跡群の国内推薦候補選定を受け、イコモス現地調査に円滑かつ効果的に対応するため、2019年度及び2020年度に実際の現地調査を想定した予行演習を実施した。模擬調査員として、2019年8月～9月には呂舟氏（清華大学教授、中国イコモス副会長）、2020年7月には岡田保良氏（日本イコモス国内委員会委員長、国士舘大学大学院客員教授）及び稲葉信子氏（筑波大学大学院教授、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員）を招聘して実施した。

いずれの予行演習においても、初日の全体ミーティングで縄文遺跡群の推薦書の概要及び資産の保存管理について説明後、全ての構成資産及びそのガイダンス施設、関連資産を視察するとともに、ボランティアガイド等として構成資産の保存・活用に携わっている地域住民との面会の時間も設けた。

【2019年度】

■期日

2019（令和元）年8月27日～9月4日

■模擬調査員

呂舟（清華大学教授、中国イコモス副会長）



現地調査予行演習（左から2番目が呂氏）

■スケジュール

日程	内 容	
	午 前	午 後
8月27日	全体ミーティング（青森市内）	外ヶ浜町大山ふるさと資料館 史跡 大平山元遺跡
8月28日	青森市から函館市へ移動 ミーティング（函館市内）	函館市縄文文化交流センター 史跡 垣ノ島遺跡、史跡大船遺跡 事後ミーティング（函館市内）
8月29日	史跡 鷲ノ木遺跡	史跡 北黄金貝塚 北黄金貝塚情報センター 史跡 入江・高砂貝塚、入江・高砂貝塚館 事後ミーティング（洞爺湖町内）
8月30日	千歳市埋蔵文化財センター 史跡 キウス周堤墓群	千歳市から青森市へ移動
8月31日	史跡 ニツ森貝塚 史跡 長七谷地貝塚	事後ミーティング（青森市内）
9月1日	史跡 田小屋野貝塚 史跡 亀ヶ岡石器時代遺跡 つがる市縄文住居展示資料館カルコ	特別史跡 三内丸山遺跡 事後ミーティング（青森市内）
9月2日	御所野縄文博物館 史跡 御所野遺跡	大湯ストーンサークル館 特別史跡 大湯環状列石 事後ミーティング（青森市内）
9月3日	伊勢堂岱縄文館 史跡 伊勢堂岱遺跡	縄文の学び舎・小牧野館 史跡 小牧野遺跡 事後ミーティング（青森市内）
9月4日	八戸市縄文学習館 史跡 是川石器時代遺跡	弘前市裾野地区体育文化交流センター 史跡 大森勝山遺跡 最終ミーティング（青森市内）

【2020年度】

■期日

2020（令和2）年7月15日～7月23日

■模擬調査員

岡田 保良（日本イコモス国内委員会委員長、国士舘大学大学院客員教授）

稲葉 信子（筑波大学大学院教授、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員）



現地調査予行演習

（右から2番目が岡田保良委員長、5番目が稲葉教授）

■スケジュール

日程	内 容	
	午 前	午 後
7月15日	全体ミーティング（青森市内）	特別史跡 三内丸山遺跡 事後ミーティング
7月16日	外ヶ浜町大山ふるさと資料館 史跡 大平山元遺跡	史跡 田小屋野貝塚 史跡 亀ヶ岡石器時代遺跡 つがる市縄文住居展示資料館カルコ 事後ミーティング
7月17日	史跡 垣ノ島遺跡 函館市縄文文化交流センター	史跡 大船遺跡 事後ミーティング
7月18日	史跡 鷲ノ木遺跡 史跡 北黄金貝塚	史跡 入江・高砂貝塚
7月19日	史跡 キウス周堤墓群	—
7月20日	史跡 ニツ森貝塚 史跡 長七谷地貝塚	史跡 是川石器時代遺跡
7月21日	史跡 御所野遺跡	特別史跡 大湯環状列石
7月22日	史跡 伊勢堂岱遺跡	史跡 小牧野遺跡
7月23日	史跡 大森勝山遺跡	最終ミーティング（青森市内）

コラム 03

縄文遺跡群の英語表記

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の正式名称は、「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」である。世界遺産登録推薦書作成の過程で、専門家委員会において資産名について議論が交わされた。

2009年に世界遺産暫定一覧表に記載された名称は「Jōmon Archaeological Sites in Hokkaidō, Northern Tōhoku, and other regions」（北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群）である。これ以後、英語版のパンフレット等では「Jomon Archaeological Sites in Hokkaidō and Northern Tōhoku」と表記してきた。

専門家委員会では、推薦資産の時代・地域・性格を端的かつわかりやすい表現について検討が行われた。結果として、先史時代を意味する「Prehistoric」、考古学的な「遺跡」を示す「Sites」、「北海道・北東北」ではなく「北日本」を示す「Northern Japan」が用いられ、縄文時代を印象づける「Jomon」を冠して、「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」を資産名称とした。

また、構成資産の英語表記も日本語の遺跡名の直訳ではない。外国人が構成資産名を見るだけで遺跡の性格を理解できるよう、居住地や集落の遺跡は「●● Site」、環状列石を伴う祭祀場は「●● Stone Circle (s)」、共同墓地は「●● Burial Site」としている。

(2) イコモス現地調査

イコモス調査員による現地調査は、2020（令和2）年9月4日から9月15日に、オーストラリアの考古学者で文化財コンサルタントであるマシュー・ウィンコップ（Matthew Whincop）氏を招いて実施された。現地調査は、締約国が提出した世界遺産登録推薦書の記載内容や保全状況について確認する業務である。

現地調査は、新型コロナウイルス感染症の流行による渡航制限がある中での招聘であったため、事前に入出国管理庁や厚生労働省、文化庁の間で必要な調整が行われた。最終的に、入国後14日間の公共交通機関の利用禁止、接触者及び宿泊先・展示施設等における動線の限定、その他感染症対策の徹底等を条件に来日が認められた。

イコモス調査員の入国後、オンラインにより縄文遺跡群の概要（顕著な普遍的価値、構成資産、保存管理）や、日本の文化財保護制度に関する説明等が行われた。その後、全ての構成資産及びそのガイダンス施設、関連資産を視察した。

現地視察では、構成資産の概要について説明した後、遺跡及びガイダンスの視察が行われた。従来の現地調査は、文化庁や関係自治体の担当職員、国内専門家等がイコモス調査員に同行して説明を行うことが一般的であったが、新型コロナウイルス感染症対策として、調査員と接触する者を必要最小限に絞り込み、関係者はオンラインで配信される映像を見守り、現地視察後のミーティングもオンラインで適宜補足説明するという方法で行われた。また、三内丸山遺跡、北黄金貝塚、伊勢堂岱遺跡、御所野遺跡では、ボランティアガイド等として構成資産の保存・活用に携わっている地域住民との面会の時間も設けられた。その面会についてもオンラインで行われた。

現地調査の内容については非公開とされているが、三内丸山遺跡（9月4日）、大湯環状列石（9月6日）、北黄金貝塚（9月13日）、御所野遺跡（9月15日）に限り、静止画及び動画の取材が可能な地点を設定し、現地調査の状況の一部を報道機関に公開した。公開に当たっては、イコモス調査員への説明内容や質疑応答の内容が聞こえない距離からの撮影のみを許可し、調査員への取材は一切許可しない対応とした。

現地調査の内容については非公開とされているが、三内丸山遺跡（9月4日）、大湯環状列石（9月6日）、北黄金貝塚（9月13日）、御所野遺跡（9月15日）に限り、静止画及び動画の取材が可能な地点を設定し、現地調査の状況の一部を報道機関に公開した。公開に当たっては、イコモス調査員への説明内容や質疑応答の内容が聞こえない距離からの撮影のみを許可し、調査員への取材は一切許可しない対応とした。



三内丸山遺跡における現地調査



オンラインを活用したミーティングの様子

(3) イコモスからの追加情報要請及び中間報告への対応

2020（令和2）年9月24日、顕著な普遍的価値の価値証明、完全性、資産に影響を与える要因、資産範囲、法的保護及び保全について、イコモスから追加情報の要請がなされ（資料3-1）、同年11月10日に要請した事項に関する説明を記した回答を提出した（資料3-2）。

同年12月17日には、イコモスから締約国に中間報告が出され、縄文文化、推薦資産の選定・範囲・保護、考古学的発見に関する所有・管理・研究・記録・保管・展示及び、先住民の役割に関する追加情報の要請がなされ（資料3-3）、2021（令和3）年2月25日に要請した事項に関する回答を提出した（資料3-4）。

2021（令和3）年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への記載が適当との勧告がなされた（資料3-5）。

日本政府は、勧告内容における事実誤認を確認し、その訂正表を作成し送付した（資料3-6）。

第2章 | 世界遺産登録に向けた機運醸成の取組

1 縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム

(1) 東京開催

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2012（平成24）年1月29日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>テーマ：「北海道・北東北の縄文文化～世界遺産登録を目指して～」</p> <p>①報告 「『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』と世界遺産登録への取組」 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県教育庁文化財保護課長）</p> <p>②講演 「縄文文化の特性と主体性」 小林 達雄（國學院大學名誉教授） 「縄文遺跡に見る自然との共生の姿」 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） 「環境史から見た縄文文化」 辻 誠一郎（東京大学大学院教授）</p> <p>③パネルディスカッション「縄文遺跡群の世界遺産登録を目指して」 コーディネーター：菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） パネリスト：小林 達雄、岡村 道雄、辻 誠一郎</p>

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム																																					
日時	2013（平成25）年1月27日																																				
会場	有楽町朝日ホール																																				
内容	<p>テーマ：「北海道・北東北の縄文文化～世界遺産登録を目指して～」</p> <p>①報告</p> <table border="0"> <tr> <td>「大平山元遺跡」</td> <td>駒田 透（外ヶ浜町教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「垣ノ島遺跡」</td> <td>阿部 千春（函館市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「長七谷地貝塚」</td> <td>小久保 拓也（八戸市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「入江・高砂貝塚」</td> <td>角田 隆志（洞爺湖町教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「北黄金貝塚」</td> <td>青野 友哉（伊達市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「田小屋野貝塚」</td> <td>佐野 忠史（つがる市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「三内丸山遺跡」</td> <td>小笠原 雅行（青森県教育庁文化財保護課）</td> </tr> <tr> <td>「ニツ森貝塚」</td> <td>小山 彦逸（七戸町教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「大船遺跡」</td> <td>阿部 千春（函館市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「御所野遺跡」</td> <td>高田 和徳（一戸町教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「鷺ノ木遺跡」</td> <td>高橋 毅（森町教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「小牧野遺跡」</td> <td>児玉 大成（青森市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「大湯環状列石」</td> <td>藤井 安正（鹿角市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「伊勢堂岱遺跡」</td> <td>榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「キウス周堤墓群」</td> <td>高橋 理（千歳市埋蔵文化財センター）</td> </tr> <tr> <td>「亀ヶ岡石器時代遺跡」</td> <td>佐野 忠史（つがる市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「大森勝山遺跡」</td> <td>岩井 浩介（弘前市教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>「是川石器時代遺跡」</td> <td>小久保 拓也（八戸市教育委員会）</td> </tr> </table> <p>「『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』の世界遺産登録に向けた取組」 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県教育庁文化財保護課長）</p>	「大平山元遺跡」	駒田 透（外ヶ浜町教育委員会）	「垣ノ島遺跡」	阿部 千春（函館市教育委員会）	「長七谷地貝塚」	小久保 拓也（八戸市教育委員会）	「入江・高砂貝塚」	角田 隆志（洞爺湖町教育委員会）	「北黄金貝塚」	青野 友哉（伊達市教育委員会）	「田小屋野貝塚」	佐野 忠史（つがる市教育委員会）	「三内丸山遺跡」	小笠原 雅行（青森県教育庁文化財保護課）	「ニツ森貝塚」	小山 彦逸（七戸町教育委員会）	「大船遺跡」	阿部 千春（函館市教育委員会）	「御所野遺跡」	高田 和徳（一戸町教育委員会）	「鷺ノ木遺跡」	高橋 毅（森町教育委員会）	「小牧野遺跡」	児玉 大成（青森市教育委員会）	「大湯環状列石」	藤井 安正（鹿角市教育委員会）	「伊勢堂岱遺跡」	榎本 剛治（北秋田市教育委員会）	「キウス周堤墓群」	高橋 理（千歳市埋蔵文化財センター）	「亀ヶ岡石器時代遺跡」	佐野 忠史（つがる市教育委員会）	「大森勝山遺跡」	岩井 浩介（弘前市教育委員会）	「是川石器時代遺跡」	小久保 拓也（八戸市教育委員会）
「大平山元遺跡」	駒田 透（外ヶ浜町教育委員会）																																				
「垣ノ島遺跡」	阿部 千春（函館市教育委員会）																																				
「長七谷地貝塚」	小久保 拓也（八戸市教育委員会）																																				
「入江・高砂貝塚」	角田 隆志（洞爺湖町教育委員会）																																				
「北黄金貝塚」	青野 友哉（伊達市教育委員会）																																				
「田小屋野貝塚」	佐野 忠史（つがる市教育委員会）																																				
「三内丸山遺跡」	小笠原 雅行（青森県教育庁文化財保護課）																																				
「ニツ森貝塚」	小山 彦逸（七戸町教育委員会）																																				
「大船遺跡」	阿部 千春（函館市教育委員会）																																				
「御所野遺跡」	高田 和徳（一戸町教育委員会）																																				
「鷺ノ木遺跡」	高橋 毅（森町教育委員会）																																				
「小牧野遺跡」	児玉 大成（青森市教育委員会）																																				
「大湯環状列石」	藤井 安正（鹿角市教育委員会）																																				
「伊勢堂岱遺跡」	榎本 剛治（北秋田市教育委員会）																																				
「キウス周堤墓群」	高橋 理（千歳市埋蔵文化財センター）																																				
「亀ヶ岡石器時代遺跡」	佐野 忠史（つがる市教育委員会）																																				
「大森勝山遺跡」	岩井 浩介（弘前市教育委員会）																																				
「是川石器時代遺跡」	小久保 拓也（八戸市教育委員会）																																				

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2014（平成26）年1月26日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>テーマ：「北海道・北東北の縄文文化～世界遺産登録を目指して～」</p> <p>①講演</p> <p>「人類史における縄文遺跡群の価値」 小林 達雄（國學院大學名誉教授）</p> <p>「北海道・北東北の縄文遺跡群の特徴」 岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員）</p> <p>「近年の世界遺産登録の動向」 稲葉 信子（筑波大学大学院教授）</p> <p>②報告</p> <p>「北海道・北東北の縄文遺跡群の顕著な普遍的価値」</p> <p>菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授）</p> <p>「北海道・北東北の縄文遺跡群の現状と課題」</p> <p>岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県教育庁文化財保護課長）</p>

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2015（平成27）年1月24日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>テーマ：「北海道・北東北の縄文文化～世界遺産登録を目指して～」</p> <p>①講演</p> <p>「森とともに生きる縄文人～なぜクリ、なぜウルシ？～」</p> <p>鈴木 三男（東北大学名誉教授）</p> <p>「水とともに生きる縄文人～水産資源利用～」</p> <p>斉藤 慶吏（青森県教育庁文化財保護課）</p> <p>「縄文遺跡群の特徴～海外の類似資産との比較～」</p> <p>根岸 洋（国際教養大学地域環境研究センター助教）</p> <p>「『北海道・北東北の縄文遺跡群』の価値について～円筒土器文化から亀ヶ岡文化まで～」</p> <p>岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県教育庁文化財保護課長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進国際フォーラム	
日時	2016（平成28）年1月24日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>①講演</p> <p>「縄文遺跡群の世界的価値～世界から見た縄文文化～」</p> <p>サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所考古学・文化遺産センター長、イースト アングリア大学日本学センター長）</p> <p>「基層文化としての縄文文化」</p> <p>赤坂 憲雄（学習院大学教授）</p> <p>②パネルディスカッション「縄文遺跡群の価値と魅力」</p> <p>菊池 徹夫（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員長、早稲田大学名誉教授）</p> <p>サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所考古学・文化遺産センター長）</p> <p>三村 申吾（縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長、青森県知事）</p> <p>③報告</p> <p>「『北海道・北東北の縄文遺跡群』の価値」</p> <p>岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進国際フォーラム

日時	2017（平成29）年1月29日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>①講演</p> <p>「世界遺産登録に関する最近の動向」 鈴木 地平（文化庁文化財部記念物課文化財調査官）</p> <p>「海外から見た縄文文化の人類史的意義」 サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所考古・文化遺産学センター長）</p> <p>「世界遺産登録を実現するために」 木曾 功（千葉科学大学長、元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使）</p> <p>「縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた課題と取組～最新の話から」 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進フォーラム

日時	2018（平成30）年1月28日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>①講演</p> <p>「世界遺産登録実現に必要なこと」 西村 幸夫（東京大学大学院教授）</p> <p>②鼎談「世界遺産登録実現に向けて」</p> <p>菊池 徹夫（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員長、早稲田大学名誉教授） 西村 幸夫（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員、東京大学大学院教授） 三村 申吾（縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長、青森県知事）</p> <p>③講演</p> <p>「世界遺産に関する最近の動向」 鈴木 地平（文化庁文化財部記念物課文化財調査官）</p> <p>④報告</p> <p>「亀ヶ岡石器時代遺跡の発掘調査速報」 羽石 智治（つがる市教育委員会） 「貝塚で語る北海道・北東北の縄文遺跡群」 青野 友哉（伊達市教育委員会） 「記念物で語る北海道・北東北の縄文遺跡群」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会） 「集落で語る北海道・北東北の縄文遺跡群」 阿部 千春（北海道環境生活部） 「北海道・北東北の縄文遺跡群の価値と特徴」 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進フォーラム

日時	2019（平成31）年1月27日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>①講演</p> <p>「近年の世界遺産登録の動向」 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化財調査官）</p> <p>「北海道・北東北の縄文遺跡群の課題と最新情報」 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室室長）</p> <p>「『観光』から『感幸』『歓交』へー世界遺産をいかに活かすか」 石森 秀三（北海道博物館長）</p> <p>②鼎談「世界遺産を活かす」</p> <p>菊池 徹夫（世界遺産登録推進専門家委員会委員長、早稲田大学名誉教授） 石森 秀三（北海道博物館長） 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化財調査官）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2020（令和2）年1月25日
会場	有楽町朝日ホール
内容	<p>①講演 「世界遺産登録と活用の最新情報」 西川 英佑（文化庁文化資源活用課文化財調査官） 「日本列島の縄文文化と『北海道・北東北の縄文遺跡群』」 水ノ江 和同（同志社大学文学部教授）</p> <p>②映像紹介「北海道・北東北の縄文遺跡群」</p> <p>③報告 「ここまできた『北海道・北東北の縄文遺跡群』と最新情報」 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室室長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2021（令和3）年3月 オンライン配信
内容	<p>①対談「世界遺産登録と活用の最新情報」 稲葉 信子（筑波大学名誉教授） 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化財調査官）</p> <p>②現地メッセージ「『北海道・北東北の縄文遺跡群』の最新情報」 挨拶 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長） 函館市・垣ノ島遺跡・大船遺跡／千歳市・キウス周堤墓群／伊達市・北黄金貝塚 洞爺湖町・入江貝塚・高砂貝塚／森町・鷲ノ木遺跡／ 三内丸山遺跡センター・三内丸山遺跡／青森市・小牧野遺跡／弘前市・大森勝山遺跡／ 八戸市・是川石器時代遺跡／つがる市・田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡／ 外ヶ浜町・大平山元遺跡／七戸町・二ツ森貝塚／一戸町・御所野遺跡／ 鹿角市・大湯環状列石／北秋田市・伊勢堂岱遺跡</p>

（2）北海道開催

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム	
日時	2011（平成23）年11月26日
会場	函館市民会館 大会議室
内容	<p>①基調講演 「北日本の歴史と縄文世界遺産」 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授）</p> <p>②パネルディスカッション「縄文と現代」 司会：阿部 千春（函館市縄文文化交流センター館長） 話題提供1「特別史跡三内丸山遺跡の保存と活用」 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） 話題提供2「平泉の文化遺産の世界遺産登録」 中村 英俊（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課文化財・世界遺産課長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム	
日時	2014（平成26）年2月7日～2月9日
会場	室蘭モルエ、蓬峯殿（室蘭市）
内容	<p>①セミナー・パネル展示 北の縄文セミナー 「室蘭市と胆振の縄文遺跡」 松田 宏介（室蘭市教育委員会） 各構成資産の解説パネルを展示</p> <p>②フォーラム 講演「北海道・北東北の縄文はここがスゴイ！」 岡村 道雄（元文化庁主任文化財調査官） 構成資産紹介 「史跡キウス周堤墓群」 高橋 理（千歳市埋蔵文化財センター） 「史跡北黄金貝塚」 青野 友哉（伊達市噴火湾文化研究所） 「史跡入江・高砂貝塚」 角田 隆志（洞爺湖町教育委員会） 「史跡鷺ノ木遺跡」 高橋 毅（森町教育委員会） 「史跡大船遺跡、史跡垣ノ島遺跡」 福田 裕二（函館市教育委員会）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム	
日時	①2014（平成26）年10月1日～10月4日 ②2014（平成26）年10月5日
会場	①函館ショッピングセンター ポールスター（函館市） ②ロワジールホテル函館（函館市）
内容	<p>①セミナー・パネル展示 北の縄文セミナー「函館市と渡島の縄文遺跡」 福田 裕二（函館市教育委員会） 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の解説パネルを展示</p> <p>②フォーラム「津軽海峡をめぐる交流」 講演「津軽海峡圏の縄文はここがスゴイ！」 岡村 道雄氏（元文化庁主任文化財調査官） 事例発表「森町鷺ノ木遺跡からみた津軽海峡圏の環状列石について」 高橋 毅（森町教育委員会） 「函館市内の遺跡からみた交流（主に本州から北海道へ）」 阿部 千春（函館市縄文文化交流センター館長） 「青森県三内丸山遺跡からみた交流（主に北海道から青森県へ）」 小笠原 雅行（青森県教育庁文化財保護課） 縄文遺跡群ミニ博物館：函館市、森町、青森県教育委員会による遺物の展示・解説</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム	
日時	2015（平成27）年11月29日
会場	だて歴史の杜カルチャーセンター（伊達市）
内容	<p>テーマ：「～地域のたから・縄文遺跡群～」</p> <p>①講演 「縄文遺跡と世界遺産の可能性」 石森 秀三（北海道博物館館長）</p> <p>②パネルディスカッション テーマ：「地域のたから・縄文遺跡群をどのように活用し、発信していくか」 コーディネーター：青野 友哉（伊達市教育委員会） パネリスト：大竹 幸恵（長野県長和町教育委員会） 一町田 工（三内丸山応援隊長） 戒谷 侑男（㈱シーブーツアーズ代表取締役社長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム

日時	2016（平成28）年11月20日
会場	大雪クリスタルホール国際会議場（旭川市）
内容	<p>テーマ：「～世界遺産と地域の活性化～」</p> <p>①基調講演 「縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて－地域と文化財の観点から－」 越田 賢一郎（札幌国際大学縄文世界遺産研究室長）</p> <p>②パネルディスカッション コーディネーター 阿部 千春（北海道環境生活部縄文世界遺産推進室特別研究員） パネリスト 齊藤 傑（三浦綾子記念文学館副館長） 山本 牧（NPO法人もりねっと北海道代表） 戒谷 侑男（㈱シービーツアーズ代表取締役社長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム

日時	2017（平成29）年12月10日
会場	ホテルポールスター札幌（札幌市）
内容	<p>①基調講演 「世界遺産登録実現に必要なこと」 鈴木 地平（文化庁文化財部記念物課文化財調査官）</p> <p>②報告 「ここがすごい！北海道・北東北の縄文遺跡群」 角田 隆志（洞爺湖町教育委員会） 青野 友哉（伊達市教育委員会） 福田 裕二（函館市教育委員会）</p> <p>③パネルディスカッション「世界遺産登録実現のためにすべきこと」 コーディネーター 阿部 千春（北海道環境生活部縄文世界遺産推進室特別研究員） パネリスト 鈴木 地平、角田 隆志、青野 友哉、福田 裕二、 高橋 毅（森町教育委員会）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム

日時	2019（平成31）年3月21日
会場	ホテルポールスター札幌（札幌市）
内容	<p>テーマ：「縄文遺跡群を現代に活かす」</p> <p>①第1部 状況報告 「縄文文化の価値と世界遺産登録の進捗について」 阿部 千春（北海道環境生活部文化局縄文世界遺産推進室特別研究員）</p> <p>②第2部 基調講演 「縄文世界遺産を活用した新たな観光の創造」 石森 秀三（北海道博物館長）</p> <p>③第3部 パネルディスカッション「縄文遺跡群の活用方策や課題について」 コーディネーター 阿部 千春（北海道環境生活部文化局縄文世界遺産推進室特別研究員） パネリスト 石森 秀三（北海道博物館長） 戒谷 侑男（㈱シービーツアーズ代表取締役社長） 坪井 睦美（シーニックバイウェイ北海道函館大沼噴火湾ルート監事） 水口 猛（国土交通省北海道運輸局観光部次長） 近藤 裕司（北海道経済部観光局長）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム	
日時	2020（令和元）年9月23日
会場	札幌グランドホテル（札幌市）
内容	<p>テーマ：「ここまできた縄文遺跡群!! ～世界遺産登録の実現に向けて～」</p> <p>①第1部 基調講演 「世界遺産にまつわる近年の動向」 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官）</p> <p>①第2部 パネルディスカッション コーディネーター 阿部 千春（北海道環境政策部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室特別研究員） パネリスト 鈴木 地平（文化庁調査官） 豊田 宏良（千歳市教育委員会） 永谷 幸人（伊達市教育委員会） 角田 隆志（洞爺湖町教育委員会） 高橋 毅（森町教育委員会） 福田 裕二（函館市教育委員会）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録推進フォーラム	
日時	2021（令和3）年3月7日
会場	札幌グランドホテル（札幌市）
内容	<p>①第1部 基調講演 「縄文遺跡群と現代社会～縄文人から学ぶべきこと～」 石森 秀三（北海道博物館長）</p> <p>②第2部 パネルディスカッション「縄文遺跡群のこれから～登録を見据えた活用を考える」 パネリスト 阿部 千春（（一財）道南歴史文化振興財団アドバイザー） 池ノ上 真一（札幌国際大学観光学部教授） 白井 栄三（北海道教育大学非常勤講師） 戎谷 侑男（㈱シービーツアーズ代表取締役社長） 佐賀 彩美（（一社）北海道開発技術センター研究員） 進行 塚田みゆき（北海道縄文世界遺産推進室長）</p>

(3) 青森県

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2012（平成24）年12月15日
会場	青森県観光物産館アスパム あすなろ（青森市）
内容	<p>テーマ：～あおもりの縄文遺跡～「北海道・北東北の縄文文化 ～世界遺産登録を目指して～」 報告</p> <p>「大平山元Ⅰ遺跡」 駒田 透（外ヶ浜町教育委員会） 「長七谷地貝塚」 小林 和彦（八戸市教育委員会） 「田小屋野貝塚」 佐野 忠史（つがる市教育委員会） 「三内丸山遺跡」 齋藤 岳（青森県教育庁文化財保護課） 「二ツ森貝塚」 小山 彦逸（七戸町教育委員会） 「小牧野遺跡」 児玉 大成（青森市教育委員会） 「亀ヶ岡石器時代遺跡」 佐野 忠史（つがる市教育委員会） 「是川石器時代遺跡」 小林 和彦（八戸市教育委員会） 「大森勝山遺跡」 岩井 浩介（弘前市教育委員会） 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた取組 岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長）</p>

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2013（平成25）年11月30日、12月1日
会場	E L Mホール（五所川原市）
内容	①報告 「『北海道・北東北の縄文遺跡群』の価値」岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） 県内構成資産9遺跡の状況報告（各自治体担当者） ②県内構成資産の展示及び解説

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	①2014（平成26）年10月23日 ②2014（平成26）年10月24日
会場	①八戸ポータルミュージアム はっち（八戸市） ②八戸市美術館（八戸市）
内容	①県内構成資産の遺物展示及び解説 ②報告会 「『北海道・北東北の縄文遺跡群』の世界遺産登録に向けた取組」 佐藤 久常（青森県教育庁文化財保護課副参事） 県内構成資産9遺跡の状況報告（各自治体担当者）

縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2015（平成27）年10月17日～10月18日
会場	弘前市民文化交流館ヒロロ（弘前市）
内容	テーマ：「あおもりの縄文遺跡」 ①報告 「『北海道・北東北の縄文遺跡群』の価値」岡田 康博（青森県教育庁文化財保護課長） 県内構成資産9遺跡の状況報告（各自治体担当者） ②県内構成資産の遺物展示及び解説

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2016（平成28）年11月27日
会場	青森国際ホテル（青森市）
内容	テーマ：世界遺産登録を目指して ①講演 「世界遺産登録を実現するために」 木曾 功（千葉科学大学長、元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使） ②トークイベント「いまさら聞けない「縄文」のこと」 出演：長澤 瑠璃子（青森放送アナウンサー） 「縄文の達人たち」 進行：岡田 康博（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長） ③報告 「縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた課題と取組」 岡田 康博（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2017（平成29）年12月23日
会場	青森国際ホテル（青森市）
内容	<p>①基調講演 「世界遺産登録実現に必要なこと」 西村 幸夫（東京大学大学院教授）</p> <p>②報告 「田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡の最新情報」 羽石 智治（つがる市教育委員会） 「是川石器時代遺跡の最新情報」 市川 健夫（八戸市教育委員会） 「三内丸山遺跡の最新情報」 岩田 安之（青森県教育委員会） 「ここがすごい！ 北海道・北東北の縄文遺跡群」 岡田 康博（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）</p> <p>③パネルディスカッション「世界遺産登録実現のためにすべきこと」 パネリスト：渡邊 薫（青森市教育委員会文化財課長） 岩井 浩介（弘前市教育委員会） 市川 健夫（八戸市教育委員会） 羽石 智治（つがる市教育委員会） 金見 真樹（七戸町教育委員会） 川口 潤（大平山元遺跡等整備活用検討会議委員長） 岩田 安之（青森県教育庁文化財保護課） 司会：増田 仁（青森県教育庁文化財保護課長）</p>

もうすぐ世界遺産！「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2019（平成31）年3月9日
会場	三内丸山遺跡縄文時遊館（青森市）
内容	<p>①講演 「よくわかる世界遺産」 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化財調査官）</p> <p>②報告 「ここまできた北海道・北東北の縄文遺跡群」 岡田 康博（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）</p> <p>③事例発表 「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡の活用」 乗田 翔也（青森県立木造高等学校）</p> <p>④意見交換「遺跡を活かす」 井上 久榮（縄文是川ボランティア） 鎌本 義明（ニツ森貝塚遺跡保存協力会） 花岡 トキ（つがる縄文の会） 中村 文子（三内丸山応援隊）</p>

ここまでの縄文遺跡群!! ～世界遺産登録の実現に向けて～「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2019（令和元）年11月9日
会場	青森国際ホテル（青森市）
内容	<p>①報告「ここまでの縄文遺跡群」 岡田 康博（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長）</p> <p>②講演 「世界遺産登録の実現に向けて」 稲葉 信子（国立大学法人筑波大学芸術系教授） 「世界遺産にまつわる近年の動向」 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化財調査官）</p> <p>③意見交換「先生!! 世界遺産の登録に必要なことって何ですか」 お尋ね：猪俣 南（青森放送株式会社アナウンサー） お答え：稲葉 信子、鈴木 地平</p>

もうすぐ世界遺産！ あおもりの縄文遺跡へようこそ!!「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進フォーラム	
日時	2021（令和3）年3月公開
会場	オンライン開催
内容	<p>①講演 「『あおもりの縄文遺跡群』について」 岡田 康博（青森県企画政策部理事） 「『あおもりの縄文遺跡群』を未来に伝えるために」 中澤 寛将（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室）</p> <p>②意見交換「もうすぐ世界遺産!あおもりの縄文遺跡へようこそ!!」 パネリスト 児玉 大成（青森市教育委員会） 東海林 心（弘前市教育委員会） 小久保 拓也（八戸市教育委員会） 羽石 智治（つがる市教育委員会） 小林 由夏（七戸町教育委員会） 岩田 安之（青森県教育委員会） 進行 岡田 康博（青森県企画政策部理事）</p>

(4) 岩手県

岩手県縄文フォーラム「縄文への誘い～御所野で自然と共に生きた人々の暮らし～」	
日時	2011（平成23）年10月16日
会場	岩手県公会堂 大ホール（盛岡市）
内容	<p>テーマ「御所野に生きた人々の暮らし、うた、まつり」 トーク 岡村 道雄氏（奈良文化財研究所名誉研究員） 白井 貴子氏（ミュージシャン）</p>

岩手県縄文フォーラム「縄文から世界遺産へー岩手県内の縄文遺跡に見る意義と価値」

日時	2012（平成24）年11月1日
会場	岩手県民情報交流センター「アイーナ」（盛岡市）
内容	<p>①基調講演 「縄文文化と現代」 赤坂 憲雄（学習院大学文学部教授）</p> <p>②事例報告 「北上市樺山遺跡がもたらしたもの」 高橋 文明（北上市立博物館長） 「世界に発信する一戸町御所野遺跡」 高田 和徳（一戸町教育委員会世界遺産登録推進室長）</p> <p>③パネルディスカッション「縄文遺跡からのメッセージ」 司会：岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） パネリスト：赤坂 憲雄、高橋 文明、高田 和徳</p>

岩手県縄文フォーラム「ジュニア縄文考古学会」

日時	2014（平成26）年12月13日
会場	岩手県一戸町コミュニティセンター（一戸町）
内容	<p>縄文考古学ジュニアフォーラム開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縄文文化研究発表（小学生8チーム、中学生3チーム、高校生5チーム） ・講演「学校で教える縄文文化」岡村 道雄（奈良文化財研究所名誉研究員） ・合唱「御所野縄文公園讃歌」一戸混声合唱団「まべち」 ・表彰

岩手県縄文フォーラム「北東北と北海道をひとつにしたもの」

日時	2015（平成27）年12月6日
会場	サンセール盛岡大ホール（盛岡市）
内容	<p>①講演 「円筒土器分布圏から津軽海峡文化圏へ」 富樫 泰時（秋田県文化財保護審議会会長）</p> <p>②報告 「北の自然とともに生きた人々～北海道北黄金貝塚～」 青野 友哉（伊達市教育委員会） 「縄文世界遺産の中核遺跡～青森県三内丸山遺跡～」 永嶋 豊（青森県教育委員会） 「ストーンサークルを築いた人々の地下遺構～秋田県大湯環状列石～」 藤井 安正（鹿角市教育委員会） 「御所野遺跡が語る縄文人の交流と文化～岩手県御所野遺跡～」 菅野 紀子（一戸町教育委員会）</p>

岩手県縄文フォーラム「『北海道・北東北の縄文文化』の世界遺産登録をめざして」	
日時	2016（平成28）年12月18日
会場	ホテルルイズ（盛岡市）
内容	<p>①報告</p> <p>「縄文人の生活－貝塚の出土品から見えるもの」 小山 彦逸（七戸町教育委員会）</p> <p>「縄文人のマツリ－4つのストーンサークル」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</p> <p>「縄文人の墓－周堤墓が意味するもの」 高橋 理（千歳市埋蔵文化財センター）</p> <p>「縄文人のムラ－500年続いたわけ」 菅野 紀子（御所野縄文博物館）</p> <p>②アトラクション</p> <p>世界無形文化遺産「早池峰神楽」</p> <p>③パネルトーク「世界から見た縄文文化」</p> <p>サイモン ケイナ－（セインズベリー日本藝術研究所考古・文化遺産学センター長）</p> <p>高田 和徳（御所野縄文博物館館長）</p>

岩手県縄文フォーラム「ここがすごい！北海道・北東北の縄文遺跡群」	
日時	2017（平成29）年12月3日
会場	岩手県公会堂（盛岡市）
内容	<p>①基調講演</p> <p>「環境変動と北の縄文－海と火山と草木と人と－」 辻 誠一郎（東大大学院教授）</p> <p>②報告</p> <p>「貝塚で語る北海道・北東北の縄文遺跡群－入江・高砂貝塚」</p> <p>角田 隆志（洞爺湖町教育委員会）</p> <p>「記念物で語る北海道・北東北の縄文遺跡群－伊勢堂岱遺跡」</p> <p>榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</p> <p>「集落で語る北海道・北東北の縄文遺跡群－御所野遺跡」</p> <p>高田 和徳（一戸町教育委員会）</p> <p>「ここがすごい！北海道・北東北の縄文遺跡群」</p> <p>佐藤 嘉広（岩手県文化スポーツ部）</p> <p>③パネルディスカッション「世界遺産登録実現のためにすべきこと」</p>

岩手県縄文フォーラム「『北海道・北東北の縄文遺跡群』世界遺産登録への期待」	
日時	2018（平成30）年12月8日
会場	岩手教育会館（盛岡市）
内容	<p>①報告</p> <p>「世界文化遺産推薦の経緯と今後の展望」</p> <p>佐藤 嘉広（岩手県文化振興課世界遺産担当課長）</p> <p>②第1部 基調講演</p> <p>「縄文は生きている～日本列島人の精神文化の源流」</p> <p>瀬川 拓郎（札幌大学教授）</p> <p>③第2部 報告「世界遺産登録をめざす遺跡の報告」</p> <p>「遺跡が語る縄文人のくらしと文化」（是川石器時代遺跡）</p> <p>市川 健夫（八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館）</p> <p>「ストーンサークルが語る縄文人の精神文化」（大湯環状列石）</p> <p>赤坂 朋美（鹿角市教育委員会）</p> <p>「盛土遺構が語る縄文人の祭祀文化」（垣ノ島遺跡）</p> <p>福田 裕二（函館市教育委員会）</p> <p>「土屋根住居が語る縄文人の生活文化」（御所野遺跡）</p> <p>菅野 紀子（御所野縄文博物館）</p>

岩手県縄文フォーラム「ここまできた縄文遺跡群!! ～世界遺産登録の実現に向けて～」	
日時	2020（令和2）年2月2日
会場	アートホテル盛岡（盛岡市）
内容	<p>①講演</p> <p>「世界文化遺産の思想と近年の登録状況－北海道・北東北の縄文遺跡群をめぐって」 西村 幸夫（神戸芸術工科大学教授）</p> <p>「『北海道・北東北の縄文遺跡群』～世界遺産登録に向けて～」 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界遺産部門調査官）</p> <p>「再発見!!御所野遺跡」 菅野 紀子（御所野縄文博物館）</p> <p>「世界遺産登録に向けた地域住民の取り組み」 田中 猛（一戸町教育委員会世界遺産登録推進室長）</p> <p>②パネルディスカッション</p> <p>パネリスト：西村 幸夫、鈴木 地平、高田 和徳（御所野縄文博物館館長） コーディネーター：佐藤 嘉広（岩手県文化スポーツ部文化振興課世界遺産課長）</p>

岩手県縄文フォーラム「縄文ムラ原風景－世界遺産登録に向けて－」	
日時	2021（令和3）年3月14日
会場	盛岡市民文化ホール（盛岡市）
内容	<p>①根反鹿踊り（岩手県指定無形民俗文化財） 根反鹿踊り保存会（一戸町）</p> <p>②報告</p> <p>「世界遺産登録に向けた御所野遺跡のあゆみ」 菅野 紀子（御所野縄文博物館）</p> <p>③御所野遺跡ガイド</p> <p>御所野愛護少年団（一戸町立一戸南小学校）</p> <p>④講演</p> <p>「縄文ムラ原風景－御所野遺跡と岩手の縄文遺跡－」 高田 和徳（御所野縄文博物館館長）</p>

(5) 秋田県

国内フォーラム（秋田県）	
日時	2009（平成21）年12月20日
会場	秋田県庁第2庁舎大会議室（秋田市）
内容	<p>①基調講演</p> <p>「縄文時代の墓とストーンサークル」 小林達雄（國學院大學名誉教授）</p> <p>②講演</p> <p>「イギリスのストーンサークル」 サイモン ケイナー（セインズベリー日本藝術研究所副所長）</p> <p>「ストーンサークルがあった頃のお墓のつくり」 中村 大（総合地球環境学研究所研究員）</p> <p>③事例報告</p> <p>「鹿角市大湯環状列石の墓」 藤井 安正（鹿角市教育委員会）</p> <p>「北秋田市伊勢堂岱遺跡の墓」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</p> <p>「森町鷲ノ木遺跡の墓」 高橋 毅（森町教育委員会）</p> <p>「青森市小牧野遺跡の墓」 児玉 大成（青森市教育委員会）</p> <p>「秋田市の縄文時代の墓」 安田 忠市（秋田市教育委員会）</p> <p>④パネルディスカッション「ストーンサークルとお墓」</p> <p>コーディネーター：富樫泰時（横手市史編集委員長）</p> <p>パネリスト：小林 達雄、サイモン ケイナー、中村 大、藤井 安正、榎本 剛治、高橋 毅、 児玉 大成、安田 忠市</p>

国内フォーラム（秋田県）	
日時	2010（平成22）年9月19日
会場	北秋田市文化会館（北秋田市）
内容	<p>①講演 「縄文人がストーンサークルにもとめたもの」 小林 達雄（國學院大學名誉教授） 「ストーンサークルをなぜそこに造ったのか？」 中村 大（総合地球環境学研究所研究員）</p> <p>③事例報告 「大湯環状列石のやくわり」 藤井 安正（鹿角市教育委員会） 「伊勢堂岱遺跡のやくわり」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会） 「鷺ノ木遺跡のやくわり」 高橋 毅（森町教育委員会） 「小牧野遺跡のやくわり」 児玉 大成（青森市教育委員会）</p> <p>④パネルディスカッション「ストーンサークルのやくわり」 コーディネーター：富樫 泰時（横手市史編集委員長） パネリスト：小林 達雄、サイモンケイナー、中村 大、藤井 安正、榎本 剛治、高橋 毅、 児玉 大成</p>

国内フォーラム（秋田県）	
日時	2011（平成23）年10月2日
会場	鹿角市交流センター（鹿角市）
内容	<p>①講演 「縄文社会とストーンサークル」 小林 達雄（國學院大學名誉教授） 「ストーンサークルの周りのムラ」 中村 大（総合地球環境学研究所研究員）</p> <p>②事例報告 「大湯環状列石とムラ」 藤井 安正（鹿角市教育委員会） 「伊勢堂岱遺跡とムラ」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会） 「鷺ノ木遺跡とムラ」 高橋 毅（森町教育委員会） 「小牧野遺跡とムラ」 児玉 大成（青森市教育委員会）</p> <p>③パネルディスカッション「ストーンサークルとムラ」 コーディネーター：富樫 泰時 パネリスト：小林 達雄、中村 大、藤井 安正、榎本 剛治、高橋 毅、児玉 大成</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム「ストーンサークルとマツリ」	
日時	2012（平成24）年12月8日
会場	秋田県庁第二庁舎大会議室（秋田市）
内容	<p>①講演 「縄文時代のマツリとストーンサークル」 小林 達雄（國學院大學名誉教授） 「ストーンサークルとマツリの道具」 中村 大（ミホミュージアム客員研究員）</p> <p>②事例報告 「大湯環状列石とマツリ」 藤井 安正（鹿角市教育委員会） 「伊勢堂岱遺跡とマツリ」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会） 「鷺ノ木遺跡とマツリ」 高橋 毅（森町教育委員会） 「小牧野遺跡とマツリ」 児玉 大成（青森市教育委員会）</p> <p>③パネルディスカッション「ストーンサークルとマツリ」 コーディネーター：富樫 泰時 パネリスト：小林 達雄、中村 大、藤井 安正、榎本 剛治、高橋 毅、児玉 大成</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム「ストーンサークルの魅力発信」	
日時	2013（平成25）年11月9日
会場	秋田県庁第2庁舎大会議室（秋田市）
内容	<p>①事例報告</p> <p>「大湯環状列石の見どころ」 藤井 安正（鹿角市教育委員会）</p> <p>「伊勢堂岱遺跡の見どころ」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</p> <p>「鷺ノ木遺跡の見どころ」 高橋 毅（北海道森町教育委員会）</p> <p>「小牧野遺跡の見どころ」 児玉 大成（青森市教育委員会）</p> <p>②講演</p> <p>「遺跡情報の見せ方～イギリス向け教材作成を通して～」</p> <p>中村 大（セインズベリー日本藝術研究所共同研究員）</p> <p>「国内外における遺跡活用のバリエーション」</p> <p>小林 達雄（國學院大學名誉教授）</p> <p>③パネルディスカッション「ストーンサークルの魅力発信」</p> <p>コーディネーター：富樫 泰時</p> <p>パネリスト：小林 達雄、中村 大、藤井 安正、榎本 剛治、高橋 毅、児玉 大成</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム「遺跡が語る北海道・北東北の縄文」	
日時	2016（平成28）年3月5日
会場	秋田アトリオン 多目的ホール（秋田市）
内容	<p>テーマ：</p> <p>①講演</p> <p>「北海道・北東北の縄文の魅力と活用」</p> <p>根岸 洋（国際教養大学助教）</p> <p>②講評 富樫 泰時（元秋田県立博物館長）</p> <p>③各遺跡を所管する自治体の専門職員による4道県の遺跡の状況報告</p> <p>「北海道伊達市 北黄金貝塚」</p> <p>「青森県青森市 三内丸山遺跡」</p> <p>「岩手県一戸町 御所野遺跡」</p> <p>「秋田県鹿角市 大湯環状列石」</p> <p>「秋田県北秋田市 伊勢堂岱遺跡」</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム「遺跡が語る北海道・北東北の縄文」	
日時	2017（平成29）年3月26日
会場	にぎわい交流館AU（秋田市）
内容	<p>①報告</p> <p>「縄文人の生活－ニツ森貝塚が語る縄文の生活文化」</p> <p>小山 彦逸（七戸町教育委員会）</p> <p>「縄文人の墓－キウス周堤墓群が語る縄文の精神文化」</p> <p>高橋 理（千歳市教育委員会）</p> <p>「縄文人のマツリ－大湯環状列石が語る縄文の精神文化」</p> <p>赤坂 朋美（鹿角市教育委員会）</p> <p>「縄文人のマツリ－伊勢堂岱遺跡が語る縄文の精神文化」</p> <p>榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</p> <p>②講演</p> <p>「縄文遺跡群を見るポイント～縄文旅を通じて～」</p> <p>長沼 孝（公益財団法人北海道埋蔵文化財センター常務理事）</p> <p>「津軽海峡文化圏が語る北海道・北東北の縄文」</p> <p>富樫 泰時（元秋田県立博物館長）</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム「遺跡が語る北海道・北東北の縄文」	
日時	2017（平成29）年12月24日
会場	秋田県生涯学習センター（秋田市）
内容	<p>①基調講演 「世界遺産登録実現に必要なこと」 西村 幸夫（東京大学大学院教授、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員）</p> <p>②報告 報告1「貝塚で語る北海道・北東北の縄文遺跡群」 青野 友哉（伊達市噴火湾文化研究所） 報告2「記念物で語る北海道・北東北の縄文遺跡群」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会） 報告3「集落で語る北海道・北東北の縄文遺跡群」 根岸 洋（国際教養大学助教） 報告4「ここがすごい！北海道・北東北の縄文遺跡群」 岡田 康博（青森県企画政策部理事）</p> <p>③パネルディスカッション「世界遺産登録実現のためにすべきこと」 コーディネーター：新海 和広（秋田県教育委員会） パネリスト：青野 友哉、榎本 剛治、赤坂 朋美（鹿角市教育委員会）、根岸 洋</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム	
日時	2019（平成31）年3月17日
会場	秋田拠点センターアルヴェ（秋田市）
内容	<p>①基調講演 「近年の世界遺産登録の状況」 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化財調査官）</p> <p>②報告 「世界遺産登録を目指す北海道・北東北の縄文遺跡群」 岡田 康博（青森県企画政策部理事） 「縄文遺跡群と自然環境」 阿部 千春（北海道縄文世界遺産推進室特別研究員） 「縄文遺跡群の狩猟採集文化と弥生の農耕文化」 佐藤 嘉広（岩手県文化振興課世界遺産課長） 「縄文遺跡群と伊勢堂岱遺跡」 榎本 剛治（北秋田市教育委員会） 「縄文遺跡群と大湯環状列石」 赤坂 朋美（鹿角市教育委員会）</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム
「ここまできた縄文遺跡群!! ～世界遺産登録の実現に向けて～」

日時	2020（令和2）年2月24日
会場	秋田拠点センターアルヴェ（秋田市）
内容	<p>①講演 「縄文遺跡群の世界遺産登録の実現に向けて～世界遺産を考える～」 稲葉信子（筑波大学教授）</p> <p>②報告 「ここまできた！ 北海道・北東北の縄文遺跡群」 岡田康博（青森県企画政策部理事） 「縄文遺跡群と伊勢堂岱遺跡」 榎本剛治（北秋田市教育委員会） 「縄文遺跡群と大湯環状列石」 赤坂朋美（鹿角市教育委員会）</p>

北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進秋田フォーラム

日時	2021（令和3）年3月公開
会場	オンライン開催
内容	<p>①座談「世界遺産登録をめざす秋田の縄文遺跡」 根岸 洋（国際教養大学准教授） 赤坂 朋美（鹿角市教育委員会） 榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</p> <p>②世界遺産登録応援メッセージ 大湯環状列石サポーター大湯SCの会 伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド</p>

コラム 04

縄文遺跡群ロゴマーク

北海道、青森県、岩手県、秋田県及び関係自治体で組成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進の取組を進め、気運の醸成や普及啓発を図るため、4道県共通ロゴマークを公募により制作することとなった。

平成24年度に一般公募が行われた。応募総数は970点。その内、選考委員により選ばれた候補作品21点について、地域住民等を対象とした投票が行われた。

最終選考の結果、東京都在住の佐藤春平氏の作品が最優秀作品に選ばれ、2012（平成24）年12月11日に青森市で開催された第2回縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議において縄文遺跡群ロゴマークの発表と表彰式が行われた。

縄文遺跡群ロゴマークは、ポスターやパンフレット、ホームページ、のぼり等のほか、縄文遺跡群に関係する看板・解説板や多種多様なノベルティに用いられている。現在も世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の普及啓発や保存活用に向けたシンボルマークとして活用されている。

ロゴマーク解説

- 全体を縄文土器に見立て、北海道と北東北の形を、縄文時代のパワーを象徴するような渦巻きの形で繋いでいる。
- 図形の色は縄文時代の漆器や土器にみられる赤漆色とし、構成資産の分布している範囲を濃い目の色のグラデーションで表現している。
- デザインの左右に「縄文」の文字を、下部に「JOMON JAPAN」の文字を配置した。「JAPAN」には「漆」の意味もある。



2 4道県における世界遺産登録推進の取組

(1) 北海道

①体制

2011（平成23）年、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に関する施策の企画・調整及び推進に関する事務を所掌する組織として、北海道環境生活部に縄文世界遺産推進室が設置された。

②世界遺産登録推進に向けた取組

世界遺産登録に向けた機運醸成と認知度向上を図るため、世界遺産登録全道総決起集会の開催や、縄文遺跡群ロゴマークを活用した普及啓発、さっぽろ雪まつりなどの様々なイベントへの出展等、官民が連携して多様なプロモーションを国内展開するだけでなく、2016年にユネスコパリ本部で行われた「日本へのクリエイティブな旅展2016」で縄文文化を紹介するなど、国外へのプロモーションにも注力した。

2021（令和3）年3月には、「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」を策定し、縄文遺跡群の保存・活用の推進に向けた取組を進めている。

ア 道内プロモーション事業

- 世界遺産登録全道総決起集会
- 北の縄文ファンフェスタ
- 乳飲料パッケージを活用したプロモーション
- 北の縄文パネル展開催によるプロモーション
- さっぽろ雪まつりでのプロモーション
- 公共交通機関でのプロモーション

イ 道外プロモーション事業

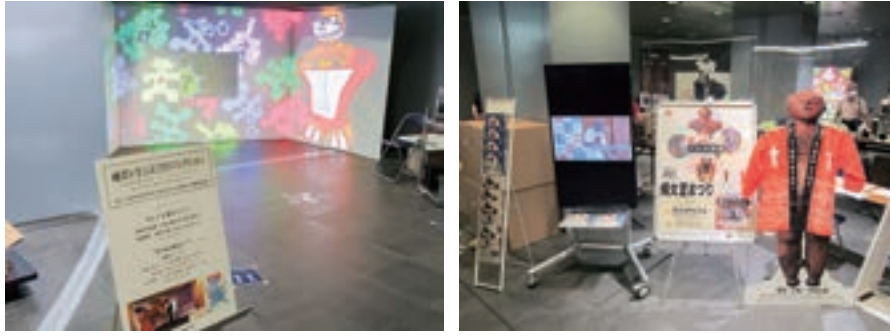
- 縄文遺跡群ロゴマークを活用したプロモーション
- WEBを活用したプロモーション
- 北海道観光振興機構と連携したプロモーション
- PR動画を活用したプロモーション

ウ 国外プロモーション事業

- 日本へのクリエイティブな旅展でのプロモーション



世界遺産登録全道総決起集会



縄文夏まつり



さっぽろ雪まつり（トークショー・雪像づくり）



各種広報活動



北の縄文世界展



啓発冊子の作成



日本へのクリエイティブな旅展でのプロモーション

(2) 青森県

①体制

2005（平成17）年10月11日、三村申吾青森県知事が定例記者会見において、青森県の縄文遺跡群の世界文化遺産登録推進を表明したのを受け、翌年4月1日に青森県教育庁文化財保護課内に世界文化遺産登録推進プロジェクトチームが設置された。2015（平成27）年11月2日には、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に関する施策の企画・調整及び推進に関する事務を所掌する組織として、青森県企画政策部に世界文化遺産登録推進室が設置された。

2022（令和4）年4月には、世界遺産登録を受け、縄文遺跡群に関する業務が知事部局から教育委員会に移管され、三内丸山遺跡センターに新たに世界文化遺産課が設置された。青森県内の縄文遺跡群の保存・管理に関する指導・助言、縄文遺跡群の普及啓発に関する業務のほか、縄文遺跡群世界遺産本部の事務を担う「縄文遺跡群世界遺産事務局」が置かれ、北海道・北東北の縄文遺跡群の包括的保存管理計画の推進に関する業務も所掌している。

②世界遺産登録推進に向けた取組

世界遺産登録に向けた気運醸成と認知度向上を図るため、縄文遺跡群ロゴマークを活用した普及啓発、県内外で多様なプロモーションを展開したほか、地域や民間企業・団体等と連携し、来訪者の受入態勢整備や地域における遺跡の保存・活用の取組を実施した。

2020（令和2）年3月には、『「青森の縄文遺跡群」活用推進ビジョン—「みんなが集う憩いの場世界に誇る「JOMON」遺跡群」をめざして』を策定し、縄文遺跡群の保存・活用の推進に向けた取組を進めている。

ア 県内プロモーション事業

- 縄文“体感”世界遺産講座（2009年度～現在）
- あおもりJOMONフェスタ（2015～2019年度）
- 縄文あおもり官民協働プロモーション事業 など

イ 県外プロモーション事業

- 縄文遺跡群ロゴマークを活用したプロモーション
- WEB・SNSを活用したプロモーション
- 青森ねぶた祭りでのプロモーション など

ウ 受入態勢強化事業

- 県内遺跡活用研究・実証事業成果報告会
- 縄文遺跡群受入態勢研修会
- 縄文遺跡群世界遺産ガイド養成講座 など



「青森の縄文遺跡群」活用推進ビジョン

縄文PRロゴマーク

青森県と民間企業・団体が協働して、青森の縄文の魅力を県内外に発信するPR活動である「青森県縄文ムーブメント」を推進するため、2009（平成21）年に制定したロゴマーク。縄文ムーブメントに協賛した企業・団体は70団体に及ぶ。

ロゴマーク解説

土偶の顔をモチーフに、縄文の人々が土偶に込めた信仰の心と白神山地の木々に宿る精霊を表している。丸（○）が自然＝白神を表し、四角（□）は文化＝縄文の象徴を表したもの。また、横ラインは地層や年輪を表し、全体的に緩やかな曲線で抽象的に表現している。尾崎伸行氏がデザインを制作。



青森の縄文を
世界遺産に

■ 縄文“体感”世界遺産講座



三内丸山遺跡の出土品に触れる体験

■ あおもりJOMONフェスタ



縄文遺跡群パネル展示



縄文ワークショップ

■ 縄文あおもり官民協働プロモーション事業



縄文土偶図鑑



あおもり縄文女子



どくろパンケーキ、どくろあんパン

■ 縄文遺跡群ロゴマークを活用したプロモーション



JOMONあおもりラッピングレンタカー
(2020年)



ラッピング列車 (青い森鉄道)



縄文あおもりカレンダー (2020年版)

■ 縄文遺跡群受入態勢研修会



受入態勢研修会 (2019年)

■ 来訪・周遊促進企画



ドキドキ! 遺跡探検隊
(2019年)



縄文おでかけスタンプラリー
(2020年)

(3) 岩手県

①体制

2018（平成30）年4月、岩手県知事部局への「文化スポーツ部」の新設に併せ、県内の世界遺産の保存・活用、情報発信、関係自治体との調整等に関する事務を行う組織として、文化スポーツ部文化振興課内に、世界遺産担当が設置された。

それまで岩手県教育委員会生涯学習文化課がその役割を担っていたが、縄文遺跡群の世界遺産登録をはじめとする世界遺産関連業務を知事部局へ移管したものである。

文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当は、世界遺産登録を目指す縄文遺跡群のほか、既に世界遺産に登録されていた本県が有する2遺産「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一」及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（橋野鉄鉱山）」に関する業務を所掌している。

②世界遺産登録推進に向けた取組

世界遺産登録に向けて、縄文遺跡群及び本県一戸町の御所野遺跡が有する価値や魅力の普及啓発や認知度向上のほか、保存・活用とその重要性の理解促進のため、県内の学校へ知事または文化振興課職員が訪問し、世界遺産登録を目指す縄文遺跡群や県内の世界遺産について授業を行う「世界遺産出前授業」の実施、県内各地での「パネル巡回展」を開催した。

また、県内外から講師を招き、縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラムを2011（平成23）年から開催し、最新の縄文研究から保存に係る地域の実践例など、幅広い内容で縄文遺跡群の周知及び登録に向けた機運の醸成に努めた。

縄文遺跡群の世界遺産登録を受け、本県は国内最多となる3つの世界遺産を有することとなり、一体的な情報発信、交流・周遊促進、保存・活用に係る人材育成など、本県の3つの世界遺産の連携強化に向けた取組を進めている。

ア 価値普及・理解促進

- 世界遺産出前授業（2007年度～現在）
- 世界遺産パネル巡回展（2017年度～現在）
- 縄文遺跡群世界遺産登録推進フォーラム（2011年度～2020年度）
- いわて世界遺産まつり など

イ プロモーション

- 東京都内アンテナショップを活用したプロモーション
- 首都圏大規模イベント会場でのプロモーション
- 首都圏主要JR駅構内への広告掲示 など



パネル巡回展



世界遺産出前授業



縄文ワクワクデイ



教員研修会



岩手の3つの世界遺産
PRポスター



世界遺産イベントチラシ

(4) 秋田県

①体制

2006（平成18）年11月に、大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡の2遺跡による「ストーンサークル」を世界遺産暫定一覧表追加のための提案書として取りまとめた段階から、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進を担当してきた。

2022（令和4）年4月には、担当班名を「埋蔵文化財・世界遺産登録推進班」から「埋蔵文化財・世界文化遺産班」に変更して、県内構成資産に係る保存・活用業務を所掌している。

②世界遺産登録推進に向けた取組

世界遺産登録推進のため、認知度向上及び気運醸成を目的とした普及啓発や広報を実施してきた。また、2021（令和3）年10月には、県・鹿角市・北秋田市の関係課室や地域住民及び民間団体が参加する秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議を立ち上げ、2023（令和5）年3月に秋田県縄文遺跡群保存活用基本構想を策定し、それに基づく保存・活用事業を展開していくこととしている。

ア 縄文遺跡群のPR事業

- 県内小学6年生へのクリアファイル配布（2011～2014年度）
- 縄文パスポートの配布と縄文マイスター認定事業（2015～2019年度）
- 県内小学6年生への縄文学習資料配付（2020年度～現在）
- 縄文遺跡群写真展（2012～2013年度）
- 県内各イベント会場でのチラシ配り（2012年度）
- 縄文文化展（2016年度）

イ 県内構成資産の活用事業等

- 縄文ナビゲーター育成講座（2013年度）
- J O M O N A R T フェスタ（国民文化祭関連事業）（2014年度）
- ストーンサークルライトアッププロジェクト（2014年度）
- 世界遺産環境整備調査事業（2021年度）
- 世界遺産魅力アップ事業（2022年度～）



世界遺産魅力アップ事業（気球搭乗：大湯環状列石）



世界遺産魅力アップ事業（気球搭乗：伊勢堂岱遺跡）

■ 国民文化祭 JOMON ARTフェスタ

会場：大湯環状列石



スペシャルパフォーマンス



特別鼎談（小林達雄氏・猪風来氏・神谷美保子氏）
コーディネーター（富樫泰時氏）



キャンドルによる環状列石のライトアップ



ジャンベ演奏とダンス



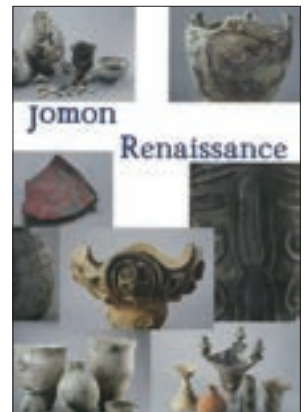
縄文学習資料



縄文文化展（ポスター）



縄文パスポート



クリアファイル



縄文ナビゲーター育成講座



縄文遺跡群写真真展

3 広報資料等

(1) パンフレット

パンフレット・リーフレット

資産名や構成資産の変更に伴い、パンフレットも改訂を重ねた。



2009 (平成21) 年度



2013 (平成25) 年度



2016 (平成28) 年度

各構成資産を照会するハンディサイズのリーフレットシリーズを作成した。全てを1冊にまとめた合本版も登場した。



2011 (平成23) 年度



2013 (平成25) 年度



2017 (平成29) 年度



2017 (平成29) 年度

世界遺産登録推薦書の提出後、国内外に縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や構成資産の役割を伝えるため、日本語・英語・仏語のリーフレットを作成した。



2020 (令和2) 年度

JOMON MAP

縄文遺跡群全体の地図をはじめ、構成資産及びガイダンス施設の情報、モデルコース等を紹介している。



JOMON MAP 2019(令和元)年度

北海道・北東北の縄文遺跡群まるごとナビ

縄文遺跡群のイベント情報や遺跡の楽しみ方、グルメ、お土産情報等を掲載している。

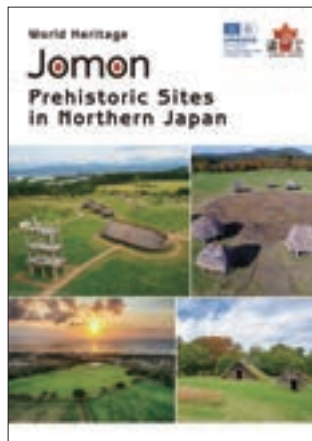


2021(令和3)年度



2022(令和4)年度

世界遺産登録後のパンフレット



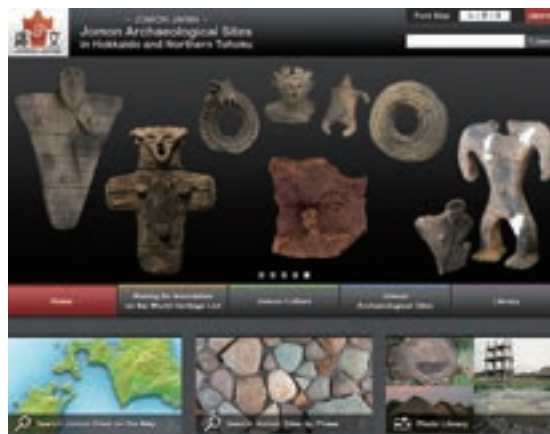
世界遺産登録後のパンフレット 2021(令和3)年度

(2) 公式ホームページ

「JOMON JAPAN—北海道・北東北の縄文遺跡群—」
2013(平成25)年度公開



日本語版



英語版

「世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群—Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」
2021(令和3)年度リニューアル



日本語版

<https://jomon-japan.jp>



多言語版

英語 <https://jomon-japan.jp/en>

中国語（簡体字）<https://jomon-japan.jp/zh-cn/>

中国語（繁体字）<https://jomon-japan.jp/zh-tw/>

韓国語 <https://jomon-japan.jp/kr/>

キッズサイト

2013(平成25)年度公開

2022(令和4)年度リニューアル



<https://jomon-japan.jp/kids/>

JOMON ARCHIVES

2021(令和3)年度～



<https://jomon-japan.jp/archives#/>

(3) ポスター



2012(平成24)年度



2012(平成24)年度



2013(平成25)年度



2014(平成26)年度(北海道Ver.)



2014(平成26)年度(青森県Ver.)



2014(平成26)年度(岩手県Ver.)



2014(平成26)年度(秋田県Ver.)



2019(平成30)年度

(4) 新聞広告



2016(平成28)年7月1日読売新聞(都内版)



2017(平成29)年7月7日 読売新聞(都内版)



2018(平成30)年7月7日 読売新聞(都内版)

(5) ブックカバー広告

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部では、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて普及啓発を図るため、北海道・北東北地域、首都圏、関西域の書店において、縄文遺跡群オリジナルデザインのブックカバー広告を実施した(表1-012)。

2019(平成31年)以降は、縄文遺跡群の認知度向上及び気運醸成を図るため、青森県が縄文遺跡群オリジナルブックカバー広告を継続した(表1-013)。

表1-012 推進本部が実施したブックカバー広告

実施期間	実施店舗	枚数
2015(平成27)年12月 2016(平成28)年2月	紀伊国屋書店(北海道・東北地域7店舗) ブックファースト(首都圏域17店舗) 全24店舗	各50,000枚
2016(平成28)年12月	紀伊国屋書店(北海道・東北地域7店舗) ブックファースト(首都圏域19店舗) 未来屋書店(北海道・東北地域31店舗) 全57店舗	100,000枚
2017(平成29)年12月	紀伊国屋書店(北海道・東北・関西19店舗) ブックファースト(首都圏、関西域45店舗) 東武ブックス(首都圏域25店舗) 宮脇書店(北海道・北東北15店舗) 全104店舗	130,000枚
2018(平成30)年12月	紀伊国屋書店(北海道・東北・首都圏19店舗) ブックファースト(首都圏、関西域30店舗) 宮脇書店(北海道・北東北14店舗) 全63店舗	100,000枚

表1-013 青森県が実施したブックカバー広告

実施期間	実施店舗	枚数	テーマ・作者
2018(平成30)年 3月	株式会社成田本店(青森県内4店舗)	20,000枚	縄文家族 イラストレーター 佐藤広則氏
2019(平成31)年 3月	株式会社成田本店(青森県内4店舗)	20,000枚	原画「じょうものしぜん」 六ヶ所村立尾駮小学校1年 武長恒樹さん
2020(令和2)年 3月	株式会社成田本店(青森県内4店舗) 株式会社ブックファースト(首都圏6店舗) 全10店舗	20,000枚	原画「世界に誇る縄文の美 -URUSHINURI-」 八戸市立根岸小学校6年 杉本よし壱さん
2021(令和3)年 3月	株式会社成田本店(青森県内4店舗) 合資会社伊吉書院(青森県内1店舗) T S U T A Y A(青森県内4店舗) 株式会社ブックファースト(首都圏18店舗) 全27店舗	60,000枚	原画「よみがえる土偶」 中泊町立薄市小学校6年 北畠 昊さん
2022(令和4)年 3月	株式会社成田本店(青森県内4店舗) 合資会社伊吉書院(青森県内2店舗) T S U T A Y A(青森県内4店舗) 株式会社ブックファースト(首都圏17店舗) 全27店舗	60,000枚	原画「土偶のいこい」 鶴田町立鶴田中学校1年 齋藤敦哉さん



2015 (平成27) 年



2015 (平成27) ~ 2018 (平成30) 年
(※告知内容は年度毎に異なる)



2018 (平成30) 年



2019 (平成31) 年



2020 (令和2) 年



2021 (令和3) 年



2022 (令和4) 年



ブックカバー広告

(6) ノベルティ

クリアファイル



(表) 2012(平成24)年度 (裏)



(表) 2013(平成25)年度 (裏)



(表) 2017(平成29)年度 (裏)

もんぐるの反射材キーホルダー



(表) (裏) 2015(平成27)年度～

のぼり



2012(平成24)年度～

海外PR用ポストカード



2014(平成26)年度

4 世界遺産登録推進議員連盟

2016（平成28）年3月9日、世界遺産暫定一覧表記載の「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を世界遺産に登録するための調査・研究を行うとともに、登録実現に向けた国民に対する啓発と国等に対する要請活動を行うことを目的として、国会議員の有志からなる「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟が設立された。縄文遺跡群の早期の世界遺産登録を実現するため、官房長官、文部科学省及び文化庁への要望活動（資料9-1～9-6）をはじめ、ユネスコへの推薦獲得に向けた気運醸成を図る世界遺産登録推進総決起大会を開催した。

また、北海道では「縄文遺跡群の世界遺産登録を目指す北海道議会議員連盟」（2018（平成30）年4月4日設立）、青森県では「青森県議会「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟」（2017（平成29）年3月10日設立）、岩手県では「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進議員連盟」（2017（平成29）年3月22日設立）、秋田県では「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録を推進する県議会議員連盟」が設置されたのをはじめ、構成資産が所在する市町議会でも議員有志から構成される議員連盟が設立され、世界遺産登録の早期実現と登録に向けた機運醸成を後押しする取組が行われた。



世界遺産登録推進“気勢”会（2017年3月12日）



総決起大会（2017年4月26日）



総決起大会（2018年4月23日）



総決起大会（2019年6月10日）

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟による構成資産視察

期 日	2017（平成29）年3月11日～3月12日
視察者	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟 会長 鈴木 俊一 衆議院議員 副会長 横山 信一 参議院議員 事務局長 前田 一男 衆議院議員 事務局次長 佐藤 英道 衆議院議員 事務局次長 津島 淳 衆議院議員
視察先等	①3月11日：垣ノ島遺跡 ②3月12日：三内丸山遺跡、八戸市 是川石器時代遺跡

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進“氣勢”会	
期 日	2017（平成29）年3月12日
会 場	三内丸山遺跡 縄文時遊館
主催者	縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 青森県知事 三村 申吾
来 賓	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟 副会長 江渡 聡徳、事務局長 前田 一男 事務局次長 佐藤 英道、津島 淳
参集者	縄文遺跡群世界遺産登録推進本部、関係道県市町議会議員、関係道県市町登録推進団体、遺跡活用団体、協賛企業ほか 総勢155名
内 容	①主催者挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 青森県知事 三村 申吾 ②主賓挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟副会長 江渡 聡徳 ③乾杯 青森県議会議長 清水 悦郎 ④地元代表挨拶 「青森県の縄文遺跡群」世界遺産をめざす会会長 若井敬一郎 ⑤来賓挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟事務局長 前田 一男 縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟事務局次長 佐藤 英道 ⑥縮めの挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟事務局次長 津島 淳

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進総決起大会	
期 日	2017（平成29）年4月26日
会 場	衆議院第一議員会館
出席者	国会議員連盟、4道県及び市町関係者、民間企業・団体 約200名
内 容	①主催者挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村 申吾 青森県知事 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界文化遺産推進議員連盟会長 鈴木 俊一 衆議院議員 ②挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 高橋はるみ 北海道知事 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 達増 拓也 岩手県知事 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 佐竹 敬久 秋田県知事 ③出席者紹介 ④合同要望書読み上げ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村 申吾 青森県知事 ⑤頑張りうコール 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界文化遺産推進議員連盟事務局長 津島 淳 衆議院議員 ⑥閉会

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた要望活動

期 日	2017（平成29）年4月26日
要望先	菅義偉内閣官房長官、林芳正文部科学大臣、宮田亮平文化庁長官
実施者	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟、4道県議会、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
要望内容	平成29年度のユネスコへの推薦候補として決定していただくこと。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進総決起大会

期 日	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟との合同開催		
日 時	2018（平成30）年4月23日		
会 場	衆議院第一議員会館		
出席者	国会議員連盟、4道県及び市町関係者、民間企業・団体 約200余名		
内 容	<p>①主催者挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村 申吾 青森県知事 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界文化遺産推進議員連盟会長 鈴木 俊一 衆議院議員</p> <p>②挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 高橋はるみ 北海道知事 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 達増 拓也 岩手県知事 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 佐竹 敬久 秋田県知事</p> <p>③出席者紹介</p> <p>④合同要望書読み上げ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村 申吾 青森県知事</p> <p>⑤頑張ろうコール 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界文化遺産推進議員連盟事務局長 佐藤 英道 衆議院議員</p> <p>⑥閉会</p>		

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた合同要望活動

期 日	2018（平成30）年4月23日
要望先	菅義偉内閣官房長官、林芳正文部科学大臣、宮田亮平文化庁長官
実施者	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟、4道県議会、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
要望内容	平成30年度のユネスコへの推薦候補として決定していただくこと。

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた合同要望活動

期 日	2018（平成30）年9月25日
要望先	丹羽秀樹文部科学副大臣
実施者	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟、4道県議会、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
要望内容	2020年の世界遺産登録を実現していただくこと。

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた合同要望活動

期 日	2018（平成30）年11月8日
要望先	永岡桂子文部科学副大臣、中村裕之文部科学大臣政務官
実施者	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟、4道県議会、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
要望内容	次期ユネスコの推薦候補に早急に決定していただくこと。

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた合同要望活動

期 日	2018（平成30）年12月11日
要望先	菅義偉内閣官房長官
実施者	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟、4道県議会、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
要望内容	次期ユネスコの推薦候補に早急に決定していただくこと。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進総決起大会

期 日	2019（令和元）年6月10日
会 場	東京都 参議院議員会館1階講堂
出席者	国会議員連盟、関係自治体及び議会、遺跡活用団体 約200余名
内 容	<p>①主催者挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村 申吾 青森県知事 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界文化遺産推進議員連盟会長 鈴木 俊一 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣</p> <p>②挨拶 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 鈴木 直道 北海道知事 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 達増 拓也 岩手県知事 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 副本部長 佐竹 敬久 秋田県知事</p> <p>③出席者紹介</p> <p>④合同要望書読み上げ 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村 申吾 青森県知事</p> <p>⑤頑張ろうコール 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界文化遺産推進議員連盟事務局長 佐藤 英道 衆議院議員</p> <p>⑥閉会</p>

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた合同要望活動

開 催	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟との合同実施
期 日	期日：2019（令和元）年6月10日
要望先	中村裕之文部科学大臣政務官
実施者	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」世界遺産登録推進議員連盟、4道県議会、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部
要望内容	北海道・北東北の縄文遺跡群をユネスコへ推薦し、2021年度の世界遺産登録を実現していただくことを決定すること

5 民間団体による機運醸成の取組

(1) 「青森県の縄文遺跡群」世界遺産をめざす会

2006（平成18）年9月5日、世界文化遺産登録を目指す青森県の活動と呼応する形で、民間の立場から登録推進運動を展開することを目的として、「青森県の縄文遺跡群」世界遺産をめざす会」が設立された。

めざす会では、世界文化遺産に関する勉強会の開催、「青森県の縄文遺跡群」交流記念品交付事業、ニュースレターの発行などが行われた。特に、設立当初から創刊されたニュースレター『縄文あおもり』は、年2回の頻度で第30号まで刊行され、縄文遺跡群の世界遺産登録推進の近況を青森県内外へ広く伝えた。

また、県内遺跡の認知度向上や遺跡活用団体の育成に向けた支援を行うほか、県内イベントを通じてのPR活動を積極的に展開するなど、世界遺産登録に向けて強力な後押しをいただいた。

設立当初は正会員（法人・団体）37団体、賛助会員（個人）107名であったが、世界遺産登録後の2021（令和3）年12月には、正会員（法人・団体）93団体、賛助会員（個人）8,930名に達し、青森県全体の機運醸成に大きく貢献された。

2022（令和4）年6月、定時総会においてめざす会の解散が決定し、15年余りの活動に幕を下ろした。



ニュースレター『縄文あおもり』
創刊号（左）と最終号（右）



勉強会の様子



青森大学でのPR活動の様子



2019（令和元）年度総会の様子
壁面ののぼりは文化審議会での推薦候補選定を受け、
各遺跡へ配布したもの

(2) 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録をめざす道民会議（北の縄文道民会議）

2012年3月24日、道内外の方々に縄文の価値や意義を伝え、世界遺産登録に向けた道民運動を展開していくことを目的に、「北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録をめざす道民会議（略称：北の縄文道民会議）」が設立された。2007年から有志により活動していた「北の縄文文化を発信する会」（代表幹事：石森秀三氏）を前身とし、経済界や縄文遺跡のある道内自治体、縄文を愛する個人などで構成され、2002年の4道県知事サミットで「北の縄文文化回廊づくり」を提唱した堀達也元北海道知事が代表に就任した。

北海道や北海道議会議員連盟（会長：川尻秀之氏）等との連携による要請活動への参加、道庁赤れんが庁舎や札幌地下歩行空間などでの恒例の「縄文夏まつり」「縄文冬まつり」の開催、全道各地でのセミナー、年4回発行の会報「北の縄文」や初心者向け小冊子「JOBON」を通じて、幅広い年齢層の縄文ファンを増やしてきた。

会員数は、個人会員550名、法人会員30件。東京支部もあり、各会員はそれぞれの立場で縄文の魅力や楽しさを伝えてきている。

2021年7月27日、関係者や会員（オンラインを含む）が共に世界遺産登録が決定する瞬間を見守った後、堀代表から鈴木直道北海道知事に、全道の小中高校に寄贈するため「縄文を旅するガイドブック」3,000部を贈呈した。

2022年7月31日、名称を「世界文化遺産登録の縄文遺跡群と全北海道の縄文遺跡群の活用を推進する道民会議（略称はこれまでと同様「北の縄文道民会議」）」に改め、荒川裕生代表のもとで新たなスタートを切った。引き続き官民連携のもと、縄文文化の魅力をも未来につなげる活動を展開することとしている。



登録を祝う堀代表（元北海道知事）と鈴木知事



親子連れでにぎわうイベント



会報と初心者向け小冊子JOBON



北海道命名150年記念・100名の縄文太鼓
（会員の活動）



毎年さっぽろ雪まつりに登場する雪偶
（会員の活動）

コラム 05

「北の縄文文化回廊」事業

2002（平成14）年8月23日に開催された「第6回北海道・北東北知事サミット」において、第7回サミットの議題として縄文遺跡の活用を取り上げることが提案された。

2003（平成15）年9月5日、札幌市で開催された「第7回北海道・北東北知事サミット」では、4道県知事によって「縄文文化遺産などの価値を見直し、地域間交流や情報発信などを行い、世界遺産登録も視野に入れて、この地域を「北の縄文文化回廊」として内外にアピールしていく」ことが合意された（資料5-1）。具体的な取組として、「北の縄文文化回廊づくり」実践プログラムの作成、「北の縄文文化回廊」の情報発信、「北の縄文文化学」交流会議の開催が提案され、翌年3月には、『北の縄文文化回廊づくりアクションプログラム』が策定された（資料6-1）。

このプログラムに基づき、北海道、青森県、岩手県、秋田県の4道県の連携のもと、縄文文化を核にした地域間交流や情報発信を行う「北の縄文文化回廊づくり事業」をスタートし、2004（平成16）年度から2007（平成19）年度にかけて、北の縄文文化回廊フォーラムや展示会をはじめ、4道県の民間活動団体代表者や博物館等の専門職員等による「北の縄文文化学交流会議」などが開催された。

2008（平成20）年9月14日には、4道県にある縄文遺跡の保存活用に関わる民間団体によって「北の縄文文化回廊づくり推進協議会」を設立され、行政と連携しながら地域間交流や情報発信を推進する体制が整えられた。



北の縄文文化回廊づくりアクションプログラム

2008（平成20）年9月14日には、4道県にある縄文遺跡の保存活用に関わる民間団体によって「北の縄文文化回廊づくり推進協議会」を設立され、行政と連携しながら地域間交流や情報発信を推進する体制が整えられた。

北の縄文文化回廊づくり推進協議会構成員（設置当時）

会 長	NPO法人三内丸山縄文発信の会	正会員	NPO法人函館市埋蔵文化財事業団(注1)
副会長	噴火湾考古学研究会		オコンシベの会
	大湯ストーンサークルボランティアガイドの会		苫小牧縄文会
理 事	御所野遺跡を支える会		恵庭カリンバの会
	北の縄文CLUB		三内丸山応援隊(注2)
	八戸縄文保存協会		ストーンサークル万座の会
	伊勢堂岱ワーキンググループ		御所野発掘友の会
監 事	大清水上遺跡をサポートする会		自然と歴史の会
	NPO法人つがる縄文の会		
	森鷲ノ木ストーンサークル研究会		

(注1) 平成28年から「一般社団法人道南歴史文化振興財団」に組織改編。
 (注2) 平成28年から「一般社団法人三内丸山応援隊」に組織改編。

第2部

登録に係る資産の評価及び審議・決議内容

第1章 イコモス勧告

第2章 第44回世界遺産委員会拡大会合の審議及び決議

第3章 世界遺産登録記念事業

第1章 | イコモス勧告

2021（令和3）年5月26日、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）から、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載が適当との評価結果が示された。以下、評価書の内容（原文）及び日本語訳を示す。

原文	日本語訳
<p>Jomon Prehistoric Sites (Japan)</p> <p>No 1632</p> <p>Official name as proposed by the State Party Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan</p> <p>Location Hokkaido, Aomori, Iwate, and Akita prefectures Japan</p>	<p>縄文遺跡群 (日本国)</p> <p>No 1632</p> <p>締約国提案の正式名称 Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan (北海道・北東北の縄文遺跡群)</p> <p>位置 日本 北海道、青森県、岩手県、秋田県</p>
<p>Brief description</p> <p>Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological sites that represent the pre-agricultural lifeways and complex spiritual culture of a prehistoric people. Located on the southern part of Hokkaido Island and northern Tohoku, this serial property attests to the emergence, development, and maturity of a sedentary hunter-fisher-gatherer society in Northeast Asia, which developed from about 13,000 BCE to 400 BCE. The series of settlements, burial areas, ritual and ceremonial sites, stone circles, and earthworks are located in a variety of landforms such as mountains, hills, plains, and lowlands, as well as near inner bays, lakes, and rivers with an abundant flow of water.</p> <p>This area of northern Japan had rich arborous and aquatic resources, with deciduous broad-leaved forests that featured abundant nut-bearing trees, as well as ideal fishing conditions created by the intersection of warm and cold currents off the coast. Migratory fish such as salmon and trout swimming upriver could be caught inland. Under these favourable environmental conditions, prehistoric people living in northern Japan were able to secure food without developing</p>	<p>概要</p> <p>北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び北東北に位置するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までに発展した北東アジアにおける狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び盛土は、山地、丘陵、平地、低地、内湾岸、湖岸、水量豊富な河川付近等の多様な地理的環境に立地している。</p> <p>日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交わることにより形成された理想的な漁業条件など、豊かな森林資源と水産資源に恵まれた。内陸部においてもサケやマスのような回遊魚が遡上した。このような良好な環境条件の下、日本北部に生活していた先史時代の人々は農耕を行うことなく、食料を確保することができた。</p>

原文	日本語訳
<p>agriculture.</p> <p>The Jomon people initiated a sedentary way of life about 15,000 years ago, as indicated tentatively at first by the use of pottery, and later by the construction of more permanent dwellings and ritual sites, and the year-round exploitation of nearby resources. Over a period of more than 10,000 years they continued hunter-fisher-gatherer lifeways without changing to an agrarian culture, adapting to environmental changes such as climate warming and cooling and the corresponding marine transgression and regression. Already in the very early stage of sedentary life, the Jomon people developed a complex spiritual dimension. They made graves and also created ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles that were used for rituals and ceremonies.</p>	<p>約 15,000 年前に縄文人が定住を開始したことは、土器の使用によって示され、その後、より恒久的な居住地及び祭祀場が作られるようになり、通年にわたって近くの資源を利用するようになった。1 万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化、それに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活が継続した。定住のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神的側面を発展させていた。彼らは、墓地をつくり、祭祀・儀礼に利用することを目的として、捨て場や盛土、環状列石などを創出した。</p>
<p>Category of property</p> <p>In terms of categories of cultural property set out in Article I of the 1972 World Heritage Convention, this is a serial nomination of 17 sites.</p> <p>1. Basic data</p> <p>Included in the Tentative List</p> <p>5 January 2009</p> <p>Background</p> <p>This is a new nomination.</p> <p>Consultations and Technical Evaluation Mission</p> <p>Desk reviews have been provided by ICOMOS International Scientific Committees, members, and independent experts.</p> <p>An ICOMOS technical evaluation mission visited the property from 4 to 15 September 2020.</p> <p>Additional information received by ICOMOS</p> <p>A letter was sent to the State Party on 24 September 2020 requesting further information about the proposed justification for Outstanding Universal Value, integrity, factors affecting the property, boundaries, legal protection, and conservation. A response was sent by the State Party on 10 November 2020 containing clarifications on the requested subjects.</p>	<p>資産のカテゴリー</p> <p>本資産は、1972 年世界遺産条約第 1 条に定められた文化遺産のカテゴリーにおける 17 の「遺跡 (site)」からなる連続性を持つ資産 (シリアル・ノミネーション) である。</p> <p>1. 基礎データ</p> <p>暫定一覧表記載年月日</p> <p>2009 年 1 月 5 日</p> <p>背景</p> <p>本件は新規推薦である。</p> <p>コンサルテーション及びテクニカル評価ミッション</p> <p>デスクレビューは、イコモスの各国際学術委員会、イコモス会員及び外部の専門家により行われた。</p> <p>イコモスの現地評価ミッションは、2020 年 9 月 4 日～ 15 日に行われた。</p> <p>イコモスが受理した追加情報</p> <p>2020 年 9 月 24 日、顕著な普遍的価値の価値証明、完全性、資産に影響を与える要因、資産範囲、法的保護及び保全について、追加情報を求める書簡を締約国に送付した。2020 年 11 月 10 日に要請した事項に関する説明を記した回答を締約国から受領した。</p>

原文

On 17 December 2020, ICOMOS sent an Interim Report to the State Party, which requested further clarification and elaboration by the State Party concerning Jomon culture, the selection, delimitation, and protection of the nominated component parts, ownership, management, research, documentation, inventory, exhibition of the archaeological finds, and role of the indigenous population. The State Party responded on 25 February 2021. All responses received throughout the evaluation process are incorporated into the relevant sections of this evaluation report.

Date of ICOMOS approval of this report

18 March 2021

2. Description of the property

Note: The nomination dossier and additional information contain detailed descriptions of this property, its history and its state of conservation. Due to limitations on the length of evaluation reports, this report only provides a short summary of the most relevant aspects.

Description and history

Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan is a serial nomination consisting of 17 component parts located in the southern part of Hokkaido Island and, across the Tsugaru Strait, in northern Tohoku on the northern part of Honshu, the main island of the Japanese archipelago. Six component parts are located in the southwestern part of Hokkaido Prefecture on Hokkaido Island, and eight in Aomori Prefecture, two in Akita Prefecture, and one in Iwate Prefecture in northern Tohoku. They are located in different types of geographical settings ranging from mountains and hills to plains and lowlands, and include inland bays, lakes, and rivers with an abundant flow of water. In prehistoric times, cool-temperate deciduous broad-leaved forests of chestnut, walnut, and other nut-bearing trees covered an extensive area of this region. Warm and cold currents intersected off the coast, creating rich fishing grounds. In addition, migratory fish such as salmon and trout seasonally swam upriver.

The pre-agricultural society known as the Jomon culture exploited this rich environment starting about

日本語訳

2020年12月17日、イコモスは締約国に中間報告書を送付し、縄文文化、推薦資産の選定・範囲・保護、考古学的発見に関する所有・管理・研究・記録・保管・展示及び、先住民の役割に関する追加情報を要請した。2021年2月25日に締約国から返答を受領した。評価の過程で受領した全ての返答は、本報告書の該当部分に反映されている。

イコモスによる本報告承認日

2021年3月18日

2. 構成資産の概要

注：推薦書及び追加情報には、本資産、その歴史及び保全状況の詳細な説明が含まれている。評価書の紙数の制限から、本報告書では、最も重要な側面についてその概要を示すにとどめる。

概要及び歴史

北海道・北東北の縄文遺跡群は、17件の構成資産からなるシリアルノミネーションであり、北海道南部と、津軽海峡をはさんだ日本列島本州北部の北東北に分布している。構成資産のうち6件は北海道南西部に所在し、北東北については、8件が青森県、2件が秋田県、1件が岩手県に所在する。構成資産は山地、丘陵、平地、低地、内湾周辺、湖岸、水量豊富な河川付近などの多様な地理的環境に立地している。先史時代には、この地域の大部分はクリヤクルミ、その他堅果類の冷温帯落葉広葉樹林に占められていた。海洋では暖流と寒流が交差することによって豊かな漁場が生まれていた。さらに、サケ・マスなどの回遊魚が季節ごとに遡上していた。

縄文文化として知られる農耕以前の社会がこの豊かな環境を利用し始めるのは約15,000年前

原文

15,000 years ago. Hunters, fishers, and gatherers, the Jomon people abandoned mobility and adopted a sedentary lifestyle. Along with sedentism, which progressed through three main stages (emergence – development – maturity), this cultural group also embraced a complex spiritual dimension that was expressed through their material culture by means of lacquered pots, clay tablets with the impression of feet, and the famous goggle-eyed dogu figurines, and ritual places such as earthworks and large stone circles reaching diameters of more than 50 metres.

Throughout the more than 10,000 years of development and sedentism, the Jomon people adapted to changing climates without developing an agrarian way of life, an adaptation that became increasingly common in other parts of Northeast Asia and China from around 9,000 BCE.

The 17 archaeological sites included in the nominated property are ordered chronologically and categorized into six stages of sedentism by subdividing each of the three main stages of emergence, development, and maturity into two sub-stages. These sub-stages are categorized as follows: Settlements emerge (one site); Settlement facilities are divided (one site); Settlement facilities diversify (three sites); Hub settlements appear (three sites); Ritual centres and cemeteries appear (four sites); and Ritual centres and cemeteries are separated (five sites). These six developmental sub-stages based on sedentism coincide with the conventional Jomon chronology: incipient, initial, early, middle, late, and final.

Archaeological scholarship has identified Jomon culture as an early example of a sedentary yet non-agricultural society. The recognition of this combination of cultural traits has helped to fracture the binary conception of mobile hunter-gatherers and sedentary agriculturalists as being mutually exclusive lifeways. The archaeological discoveries related to Jomon culture have thus played an important role in challenging the stage theory of human social evolution. Today, the Jomon culture appears to be an important part of Japanese identity.

Boundaries

The area of the nominated serial property's 17

日本語訳

である。狩猟・漁労・採集民である縄文人は、移動を止めて定住生活を選択した。3つの段階(開始、発展、成熟)で発展した定住に加え、この文化的集団は複雑な精神的側面を包含しており、このことは、漆塗り土器、足形付土版、有名な遮光器土偶等の物質文化、周堤墓、直径50mを超える大規模な環状列石等の祭祀場により示されている。

1万年を超える発展と定住を通じて、縄文人は、紀元前9000年頃から北東アジアの他地域や中国で一般的に行われた農耕生活に移行することなく、気候の変化に適応した。

推薦資産の17の考古遺跡は時系列で示されており、また定住の開始、発展、成熟の3つのメインステージをそれぞれ2つのサブステージに分けた、6つのステージに区分されている。それらのサブステージの区分は以下の通りである。居住地の形成(1件)、集落の形成(1件)、集落施設の多様化(3件)、拠点集落の出現(3件)、共同の祭祀場と墓地の出現(4件)、祭祀場と墓地の分離(4件)。定住に基づく6つのサブステージは、従来の縄文時代の時期区分、草創期、早期、前期、中期、後期、晩期と対応している。

考古学では、縄文文化は、定住を行っているが農耕を行っていない社会の初期の事例とされている。このような文化的特徴の組合せが認識されたことによって、移動する狩猟採集者と定住する農耕者が相互排他的な生活様式であるとする二元論的概念が打ち破られる一助となった。このように、縄文文化に関わる考古学的発見の数々は、人類の社会的進化の段階的発展論に対して異議を唱える重要な役割を果たした。今日、縄文文化は、日本人のアイデンティティの重要な一部分となっているようである。

境界線

推薦資産の17の構成資産の総面積は141.9ha、

原文

component parts collectively totals 141.9 hectares, with buffer zones totaling 994.8 hectares. The boundary of each component part is based on the distribution of the site's archaeological deposits, identified mainly through archaeological surface survey, gridded test-pitting, open area excavation, and hand augering, as well as the landform upon which the site is located.

The buffer zones are protected by the national Landscape Act, among other legislative mechanisms, whereby local municipal governments prepare a landscape plan that closely controls all development within the setting of a Historic Site, including the integrity of the general views from the property and particularly any visual connections with elements of importance for the Jomon culture, such as mountains, forests or the sea.

State of conservation

As long as there are no drastic changes to the environment (changes in groundwater levels, for example), or archaeological excavations, archaeological contexts normally remain relatively stable. In general, the excavated features at the 17 components have been recorded and reburied under 30 to 200 centimetres of protective soil, with a root screen to prevent root intrusion. The few original elements left exposed, such as stone circles, are constantly monitored, protected, and/or treated in order to avoid deterioration. Some elements are protected by modern structures or reburied during winter, while others are treated with water-repellent and/or anti-fungal agents.

Each of the serial property's archaeological features can thus be categorized in one of five basic states of conservation: still unexcavated and covered with a protective layer of soil; unexcavated, but in a part of the site that is in private hands (six of the component parts have privately owned areas) and which cannot be covered by protective soil; excavated and reburied under a protective layer of soil; excavated and protected by a modern structure; and excavated, regularly monitored, and given protective treatments.

The active conservation methods have been developed by specialists in conservation, and are implemented by on-site archaeological teams, some of which include conservators. Only the privately

日本語訳

緩衝地帯の総面積は994.8haである。各構成資産の境界線は考古学的な分布調査、グリッド試掘調査、発掘調査、ハンドオーガーボーリング調査等で確認された各遺跡の遺物の分布や、遺跡が位置している土地の形状に基づいている。

緩衝地帯は、特に国の景観法によって保護されている。この法に基づいて、地方自治体が景観計画を策定し、資産範囲内から見える風景の完全性、縄文文化にとって重要な要素（山、森林、海など）との視覚的な繋がりを含めて、史跡のセッティング内の全ての開発をコントロールしている。

保全状況

環境への劇的な変化（地下水位の変化等）や考古学的発掘調査がない限り、通常、考古遺構は比較的安定した状態にある。一般的に、17の構成資産の発掘された遺構・遺物については、記録が作成され、防根シートとともに30cm～200cmの保護盛土の下に埋め戻されている。環状列石のように、一部はオリジナルの要素が露出しているが、定期的なモニタリング、保護及び/若しくは劣化を防ぐための処理が施されている。一部の要素は現代の工作物で保護されたり、冬の間埋め戻されたりしている。また、撥水剤及び/若しくは抗菌剤で処理されている。

本シリアルプロパティを構成する個々の考古遺構・遺物は、基本的に、以下示す5つの保全状況に分類できる。未発掘のまま保護土層に覆われているもの、未発掘だが個人所有地（構成資産のうち6件に個人所有地がある）にあって保護土で覆うことが出来ないもの、発掘後埋め戻しが行われ保護土層で覆われているもの、発掘され現代の工作物で保護されているもの、発掘され定期的にモニタリングを行い、保存処理を施しているもの。

保全分野の専門家によって開発された積極的な保全方法が、現場において、考古学者らのチームにより（保存修復技術者が含まれる場合もある）実施されている。個人所有部分に限って、

原文

owned parts of the sites seem to be at more risk of direct damage. However, the State Party is advancing a plan to acquire all elements of the sites and is working together with the private owners in order to find the best solutions. In the second submission of additional information, following ICOMOS' Interim Report, the State Party describes the landowners as being cooperative.

Conservation of the archaeological sites is also connected to the visual aspects of the natural setting that are sometimes disturbed by “non-compliant” modern constructions such as roads, buildings, power transmission towers, radio towers, and wind turbines located on the property or in the buffer zones. The State Party is in the process of removing such infrastructural elements or mitigating their impact by planting vegetation screens, for example, or painting the elements. The trees that are planted aim to allude to the Jomon-period vegetation and resource base.

Based on the information provided by the State Party and the observations of the ICOMOS technical evaluation mission, ICOMOS considers that the state of conservation is adequate, and in some cases is in the process of being improved through the acquisition of the areas not yet owned by the State Party, the removal of non-compliant elements, and the mitigation of the impact of others.

Factors affecting the property

Based on the information provided by the State Party and the observations of the ICOMOS technical evaluation mission, ICOMOS considers that the main factors affecting the property are related to development pressures. Major pressures that might take place in the future include roads, wind power and photo-voltaic generation facilities, mobile telephone antennae, and electricity transmission lines. Nevertheless, the current legislation seems to protect the nominated property and its buffer zones adequately, as has been shown in the past by the suspension of construction work that would have damaged archaeological contexts.

Natural factors that could conceivably affect the nominated serial property in the future include earthquakes, storms, floods, sediment-related disasters, volcanic eruptions, snow and freezing damage, as

日本語訳

直接的被害をうけるリスクが他の場所よりも高いと思われる。しかしながら、締約国は、構成資産の全範囲を取得する計画を進めており、個人所有者らと協力しつつ最適な解決策を探っている。イコモスの中間報告後に提出された2回目の追加情報には、これらの土地所有者は協力的であると締約国は述べている。

これら考古遺跡の保全は、時に資産範囲若しくは緩衝地帯内にある「不適格」な現代の工作物（道路、建造物、送電塔、電波塔、風力タービン等）で阻害されている自然のセッティングの視覚的側面ともかかわる。締約国は、これらインフラ関連要素を撤去したり、遮蔽植栽や塗装等によって影響を緩和したりする手続きを進めている。植栽樹木は縄文時代の植性や資源基盤を示すことをめざしている。

締約国から提供された情報及びイコモス評価ミッションでの観察に基づき、イコモスは保全状況が適切であると考ええる。また、締約国がまだ保有していない土地の取得、不適格な要素の撤去、その他の影響に対する影響緩和を通じて、いくつかの事例ではさらなる改善が図られている。

資産に影響を与える要因

締約国から提供された情報とイコモス評価ミッションの観察に基づき、イコモスは資産に影響を与える主な要因は開発圧力に関係すると考える。将来起こり得る主な圧力には、道路、風力・太陽光発電装置、携帯電話のアンテナ、送電線等がある。しかしながら、過去には考古遺跡に被害を与えかねない工事が停止されていることから、現行の法令は、推薦資産及び緩衝地帯を適切に保護していると考えられる。

将来、推薦されたシリアルプロパティに影響を与える可能性が考えられる自然の要因としては、地震、台風、洪水、土砂災害、火山の噴火、雪及び凍結による被害、火災等がある。しかし

原文

well as fire. However, Regional Disaster Prevention Plans as well as the Conservation and Interpretation Plan developed for each component part appear to prepare the nominated property in an adequate manner. The monitoring of environmental pressures and the preparation and planning for natural disasters both indicate a reasonably high degree of control over these factors that could potentially affect the property.

3. Proposed justification for inscription

Proposed justification

- The nominated property is considered by the State Party to be of Outstanding Universal Value as a cultural property for the following reasons:
- The 17 component parts of the nominated serial property include settlements, burial areas, and ritual and ceremonial sites that include stone circles and earthworks.
- The Jomon culture started using ceramics at a very early date, which together with the subsequent development of more permanent dwellings, ritual sites, and year-round use of resources is taken to mark the start of a globally rare pre-agricultural sedentary society.
- The diverse locations and geographical settings of the settlements, ranging from mountains and hills to plains and lowlands, and including inland bays, lakes, and rivers, show constant adaptation to the changing environment during the period from about 13,000 BCE to 400 BCE.
- This hunter-fisher-gatherer society developed a complex spiritual culture expressed through lacquered pots, clay tablets with the impression of feet, the famous goggle eyed dogu figurines, and other material culture, and ritual places including earthworks and large stone circles reaching diameters of more than 50 metres.

Comparative analysis

The comparative analysis is presented in three parts: comparison of sites located in southern Hokkaido and northern Tohoku (41); comparison with sites located in Northeast Asia (14); and comparison with sites located elsewhere in the world (19), including World Heritage properties and Tentative List sites broadly comparable

日本語訳

ながら、各構成資産で策定された地域防災計画、保存活用計画によって、推薦資産の備えは適切と思われる。環境圧力のモニタリング及び自然災害に対する準備及び計画を見ても、資産に影響を与える可能性があるこれらの要素に対して、適切な高度のコントロールが担保されていることが示唆される。

3. 記載のための価値証明

提案されている価値証明

- 締約国は、以下の理由から、推薦資産は、文化的資産として顕著な普遍的価値を持つと考えている。
- 推薦されたシリアルプロパティの17の構成資産には、集落、墓地、環状列石及び盛土などの祭祀儀礼の場が含まれる。
- 縄文文化は、非常に早い時期に土器の使用を始めた。その後のより恒久的な居住地、祭祀の場の登場、1年を通した資源利用と合わせて、世界的にも稀な農耕以前の定住社会の始まりを示している。
- 山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖沼、河川に及ぶ多様な立地及び地理的環境は、紀元前13,000年頃～紀元前400年頃までの環境の変化に対する不断の適応を示している。
- この狩猟・漁労・採集社会は、漆塗土器、足形付土版、有名な遮光器土偶等の物質文化及び、周堤墓や直径50mを超える環状列石等の祭祀場にみられるように、複雑な精神文化を発展させた。

比較分析

比較研究は、推薦資産の顕著な普遍的価値及び属性と概ね比較可能な世界遺産及び暫定リスト掲載資産を含む比較対象と、北海道・北東北に所在する遺跡との比較（41件）、北東アジアに所在する遺跡との比較（14件）、その他地域の遺跡（19件）の3部に分けて行われている。

原文

to the nominated property's proposed Outstanding Universal Value and attributes.

The sites are compared on the basis of “perspectives” that are linked to the attributes identified for the nominated property: lifestyle, characterized by the managed use of natural resources; complex spirituality, as evident in rituals and ceremonies; diverse relations between the settlement locations and livelihood; and transition of the form of settlements.

The State Party also mentions having taken into account the ICOMOS report *The World Heritage List: Filling the Gaps – an Action Plan for the Future* (2004), as well as discussions at international conferences convened on Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan.

The State Party compares 41 legally protected archaeological sites in Hokkaido and northern Tohoku drawn from Stages I to III of the Jomon chronology. From these, the 17 archaeological sites that most directly contribute to the proposed Outstanding Universal Value have been selected as component parts of the nominated serial property. Consideration of the diverse relations between the settlement locations and livelihood has been excluded from this comparison, since it represents the characteristics of the distribution of settlements in Hokkaido and northern Tohoku and therefore does not work for the purpose of selecting individual component parts.

A slightly different approach was chosen for the comparisons of other sites located within Northeast Asia. The nominated serial property was compared to 14 areas (instead of specific properties) in terms of the duration and content of sedentary hunter-gatherer cultures, using four “perspectives” related to the proposed attributes, formulated as questions. Most areas were screened out because the duration of life based on hunting, fishing, and gathering was shorter than that of the nominated property. Furthermore, sufficient knowledge about that period does not yet exist for most of these areas, which makes a detailed comparative analysis difficult. The State Party indicates that among the nine areas where a hunter-gatherer lifestyle continued, only the eastern and northern parts of Hokkaido in Japan had ritual places that were separated from settlements, and only southern

日本語訳

これらの遺跡との比較は、推薦資産について特定された属性と結びつけられた「観点」（自然資源を巧く利用した生活の在り方、祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性、集落の立地と生業との多様な関係性、集落形態の変遷）に基づいて行われている。

また、締約国は、イコモス報告書「世界遺産一覧表：ギャップを超えて－将来に向けての行動計画（2004年）」や、北海道・北東北の縄文遺跡群に関する国際会議の議論を考慮したことに言及している。

締約国は、北海道・北東北で法的に保護された縄文時代のステージI～IIIに該当する考古遺跡41件を比較し、提案された顕著な普遍的価値に最も直接的に貢献する考古遺跡17件が、推薦されたシリアルプロパティの構成資産として選択された。集落の立地と生業との間の多様な関係性の考察については、北海道・北東北の集落分布の特徴を示すものであって個々の構成資産を選択する目的にはそぐわないとして、この比較からは除外されている。

北東アジアに所在する他の遺跡との比較は少し異なった方法で行われている。定住型の狩猟採集文化の存続期間及び内容に関して、提案された属性に関連した4つの「観点」（疑問文の形で示されている）に基づいて、推薦されたシリアルプロパティと14の地域（特定の資産ではなく）との比較を行っている。ほとんどの地域が、推薦資産の地域に比べ狩猟・漁労・採集を基盤とした生活の期間が短いことを理由に、その後の比較対象から外れる。さらに、ほとんどの地域でその期間の十分な知見が存在せず、詳細な比較研究を困難にしている。締約国は、狩猟・採集の生活様式が継続していた9つの地域の中かで、集落から分離した祭祀場がみられるのは日本の「北海道東部・北部」のみで、また比較的重要な集落構造の変遷若しくは、立地及び環境の多様性がみられるのは日本の「東北南部」、

原文

Tohoku and northern Kanto regions and the southern Kanto, Koshin-etsu, and Tokai regions, all in Japan, show a transition of settlement structure or a diversity in location and environment of any comparative significance.

At the global level, the nominated property is compared with 19 other properties selected from the World Heritage List and the Tentative Lists, based on the mention of sedentism. These properties, located across the five UNESCO regional groups, are associated with a wide range of World Heritage criteria; only four are serial properties. In general, the properties are considered not comparable due to the lack of one or more of the “perspectives.” Especially in the single-site category, it is not surprising to find that the compared properties do not show diverse relationships between settlement locations and livelihood, nor a transition of the form of settlements. Serial properties and cultural landscapes are more diverse and have more potential to offer comparable parameters, but often lack either the settlement or the spiritual aspect.

The State Party concludes that, with the 17 component parts selected for nomination, it is possible to understand a sedentary hunter-fisher-gatherer lifeway that continued for a period exceeding 10,000 years, and to see thoroughly how sedentary settlements emerged, developed, and matured over time. It is also possible to know how people at that time created a distinctive spiritual culture.

While the comparative analysis is detailed and far ranging, it can be argued that some of the properties used for comparison are irrelevant since they are not focused on pre-agricultural sedentism and spirituality. However, it can also be concluded that the paucity of properties with a comparable set of characteristics highlights the nominated property’s exceptionality, with its long, uninterrupted chronology, environmental settings, and cultural traits.

ICOMOS notes that there is inadequate analysis of certain distinctive areas in other regions of the world that are comparable to the Jomon culture’s sedentary, pre-agricultural, spiritual, sustainable-resource settlements, such as Archaeological Sites of the Chinchorro Culture (Chile, Tentative list) and the Pacific Northwest Coast cultural area exemplified

日本語訳

「関東北部」、「関東南部」、「甲信越」、「東海」地域のみであるとしている。

世界レベルでは、世界遺産一覧表及び暫定一覧表に掲載された資産の中から、定住に言及している19資産を選定し、推薦資産との比較を行っている。ユネスコの5つの地域グループに所在するこれらの資産は、幅広い世界遺産の登録基準に関わっており、その内4つのみがシリアルプロパティである。一般的に、これらの資産は1つ以上の「観点」が欠けているため、類似しているとは考えられない。比較対象の資産、特に構成資産が1つの資産が、集落の位置や生活、集落構造の変遷の多様な関係性を示していないことは驚くに値しない。シリアルプロパティや文化的景観はより多様であり比較可能なパラメーターを示す可能性がより高いが、しばしば集落や精神の側面のいずれかが欠けている。

締約国は、推薦資産に選定されたこの17の構成資産により、1万年以上にわたり継続した狩猟・漁労・採集による定住の生活と、定住の集落が長期間どのように開始、発展、成熟したかを理解することが可能と結論付けている。また、当時の人々がどのように他に類を見ない精神文化を育んだかを知ることが可能である。

比較研究は詳細かつ広範囲に渡っているが、比較に使われたいくつかの資産は、農耕以前の定住と精神性に焦点が当たっておらず無関係であるとも言える。しかしながら、比較可能な一連の特徴を持つ資産の少なさは、その長期的な途切れない時間軸（chronology）、環境のセッティング、文化的特徴という推薦資産の特異性を強調していると結論付けることも可能である。

イコモスは、縄文文化の定住、農耕以前、精神性、持続可能な資源の集落と、チンチョーロ文化遺跡群（チリ、暫定一覧表）や、スカン・グアイ（1981年に世界遺産一覧表に記載、評価基準(iii)）に代表される太平洋北西部沿岸の文化圏等、比較可能な世界の他地域の特定の著名な地域との分析は不適切であると考えられる。比較研

原文

in SGang Gwaay (Canada, inscribed on the World Heritage List in 1981, criterion (iii)). These areas are briefly mentioned in the comparative analysis, but are too quickly dismissed for their differences in environment, chronology or cultural traits.

ICOMOS notes that the State Party in its additional information highlighted that the nominated serial property aims to represent only the specific development of the Jomon culture in northern Japan, even though Jomon culture sites can be found throughout most of the country. The nominated property components represent a recognizable, congruous cultural area, based, for example, on pottery style, ritual and ceremonial facilities, locations and structural developments of settlements, and especially the particular environmental setting.

For serial properties, the Operational Guidelines require that the nomination set out the rationale for choosing the component parts, in terms of comparing them with other similar components and justifying the choices made. The 17 component parts that make up the nominated serial property were selected from amongst more than 20,000 Jomon-period sites located in Hokkaido and northern Tohoku. Choosing the component parts was based on: (a) the possibility of verifying the representativeness of the site based on the results of archaeological excavations; (b) the site's state of conservation and its designation by the national government as a Historic Site or Special Historic Site; and (c) the existence of thorough protective measures put in place by responsible local governments with instruction and advice from the national government. ICOMOS considers that the rationale for and justification of the choices made is adequate.

ICOMOS considers that the comparative analysis justifies consideration of this property for the World Heritage List.

Criteria under which inscription is proposed

The property is nominated on the basis of cultural criteria (iii) and (v).

Criterion (iii): *bear a unique or at least exceptional*

日本語訳

究の中でこれらの地域は示されているが、環境、時間軸、若しくは文化的特徴の違いによりあまりに早い段階で落とされている。

締約国は、追加情報において、縄文文化の遺跡は国内の多くの場所にみられるが、今回推薦されているシリアルプロパティは、日本北部における縄文文化の発展についてのみ代表するよう意図したことを強調している。推薦資産の構成資産は、土器様式や祭祀・儀礼施設、集落の立地と構造の変遷、そして特に特定の周辺環境などに基づいてまとまりを認識することができるひとつの文化圏を表している。

シリアルプロパティの場合、構成資産を選定した考え方について、他の類似資産との比較や、選択の妥当性の説明によって推薦書に示すように作業指針は求めている。推薦されたシリアルプロパティを構成する17の構成資産は、北海道・北東北に2万件以上が存在する縄文時代の遺跡の中から選ばれた。構成資産の選定は、

- (a)考古学的な発掘調査の成果に基づいて、当該遺跡の代表性を証明することができるか
- (b)当該遺跡の保全状況及び国により史跡若しくは特別史跡に指定されているか
- (c)関係地方自治体によって、国の指導、助言のもと、徹底した保護措置が担保されているか

に基づいて行われた。

イコモスは、選定の考え方、妥当性の説明は適切であると考ええる。

イコモスは、比較研究は、本資産を世界遺産一覧表に加えることの妥当性を示していると考ええる。

評価基準

本資産は評価基準(iii)、(v)に基づいて推薦されている。

評価基準(iii) 現存するか消滅しているかにかか

原文

testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared;

This criterion is justified by the State Party on the grounds that the property bears exceptional testimony to a globally rare prehistoric sedentary hunter-fisher-gatherer society which continued over more than 10,000 years, and which nurtured a complex spiritual culture.

ICOMOS considers that the property bears a unique testimony to the Jomon culture in northern Japan. The culture, with its early development of a non-agricultural sedentary way of life, expressed its complex spirituality through ritual constructions and impressive material culture.

Criterion (v): *be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use, or sea-use which is representative of a culture (or cultures) or human interaction with the environment, especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change;*

This criterion is justified by the State Party on the grounds that the property is an outstanding example of the development of sedentism from emergence to its subsequent development and maturity. People in this region maintained a hunter-fisher-gatherer way of life for a very long period of time by developing diverse modes of livelihood, adapting to various locations without altering the land significantly, as was the case with agrarian societies.

ICOMOS considers that the rare and very early development of pre-agricultural sedentism from emergence to maturity is well exemplified by the nominated serial property's component parts. Through the careful selection of the components, the State Party has managed to show the different adaptations of the culture to its ever-changing environment.

ICOMOS considers that the nominated property meets criteria (iii) and (v).

日本語訳

ならず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

締約国は、本資産が1万年以上にもわたって継続し、複雑な精神文化を育んだ、世界的にも稀な定住型の狩猟・漁労・採集社会を伝える物証として希有な存在であるとの理由で、この基準を適用できると主張している。

イコモスは、本資産は日本北部の縄文文化を伝える物証として無二の存在であると考ええる。この文化は、農耕によらない定住生活を早くに発展させ、祭祀のための構造物や印象的な物質文化にみられる、複雑な精神性を示した。

評価基準(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）

締約国は、本資産は、定住の開始、それに続く発展、成熟に至る過程を示す顕著な見本であるとの理由で、この基準を適用できると主張している。この地域の人々は、農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、様々な立地に適応しつつ、多様な生業を発達させることによって、非常に長い期間にわたって、狩猟・漁労・採集生活を維持した。

イコモスは、推薦されているシリアルプロパティの構成資産は、珍しい農耕以前の定住について、極めて早い時期における開始から成熟までの過程を良く示していると考ええる。注意深く構成資産を選択することによって、変化する環境に対するその文化の様々な適応を示すことに締約国は成功している。

イコモスは、推薦資産は評価基準(iii)および(v)を満たしていると考ええる。

原文

日本語訳

Integrity and authenticity**Integrity**

The integrity of the nominated property is based on archaeological remains that exemplify the cultural traits and site types of the ancient Jomon culture in northern Japan. It is comprised of sites that show the initiation of sedentism and the separation between the residential area and burial areas; sites that show the diversity of settlement facilities during the warm, marine transgression period and hub settlements that have ritual places; and sites that demonstrate the maturity of sedentism through stone circles, cemeteries, and settlements. The component parts of the nominated serial property are of adequate size individually, and as a group they include all important archaeological remains.

The sites also include, to a degree, their interaction with the environment. The decision to exclude present-day rivers or seashore from some of the selected component parts is motivated by the fact that important changes to the paths of the watercourses and to the sea level have occurred over thousands of years. That is, their present positions are not necessarily representative of possible Jomon-era associations.

The nominated serial property is protected by law and does not suffer from the negative impacts of natural disasters or large-scale developments. Only a few archaeological features were damaged by past construction works. There are, however, several modern constructions such as buildings, wind turbines, high-voltage cables, municipal roads, and a municipal cemetery, referred to as “non-compliant elements,” that have impacts on the views to and/or from the component parts. The State Party presents plans to mitigate such impacts by planting tree covers, for example, or by removing the non-compliant elements in the future.

The State Party indicates that while further excavations are possible, they are not considered urgent at this time. Nevertheless, in response to a question by ICOMOS, the State Party indicated in its additional information that (test) excavations are planned/ongoing at four sites in order to confirm the presence of archaeological remains. Some sites have areas set aside for future excavations, while others have committed to

完全性及び真実性**完全性**

推薦資産の完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を示す考古遺構に基づいている。それらは定住の開始、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡などから構成されている。推薦されたシリアルプロパティの構成資産は個々に適切な範囲であり、全体では全ての重要な考古遺構を含んでいる。

これらの構成資産は、環境との相互作用をある程度含んでいる。一部の構成資産について、現在の河川や海岸を範囲に含めない判断がなされているが、それは、数千年の間に河川の流路や海水位が大きく変化したことを考慮したものである。つまり、それらの現在の位置は、必ずしも縄文時代の関係性を示すものではない。

推薦されたシリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。過去の工事により損なわれている考古遺構・遺物が僅かにある。しかしながら、建造物、風力発電、高圧線、県道、墓地等の「不適格」要素として示されている現在の建造物が、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている。締約国は、遮蔽植栽若しくは将来的にこれら不適格要素を撤去する等の影響緩和措置を計画している。

締約国は、追加の発掘調査は可能であるが、現時点では急いで実施する必要はないとしている。しかしながら、イコモスの質問に対する回答として出された追加情報で、締約国は、4か所で考古遺構の存在を確認するための発掘（試掘）が計画されているか現在実施されているとしている。一部の遺跡には将来の発掘のために確保された地区があり、他の遺跡では遺跡の現代的

原文

excavations following the removal of on-site modern features. Any future excavations must be approved by the national government, and cannot have an impact on the proposed Outstanding Universal Value, authenticity or integrity of the nominated serial property.

ICOMOS considers that the integrity of the whole series as well as the integrity of the component parts is satisfactory, but that the work already started by the State Party to mitigate or remove non-compliant elements must be continued.

Authenticity

The nominated serial property retains a high degree of authenticity in terms of locations, forms and designs, materials and substances, uses and functions, traditions and techniques, and spirit and feeling, most of the archaeological remains having been buried untouched for thousands of years.

Only very few archaeological features were damaged by construction works in the past. More recent construction projects in some cases helped identify the sites and were suspended and changed once the importance of the finds was established.

The State Party acknowledges that the changing climate has brought about environmental changes affecting, for example, the cool-temperate deciduous broad-leaved forests (Boreal Beech Forest) that were important during the Jomon period due to the abundant forest resources such as chestnuts and walnuts, among others. However, attempts have been made to reconstitute elements of the paleoenvironment by planting similar species of trees, and by protecting the visual connection of the sites with, for example, the forest, the sea or the mountains.

ICOMOS considers that the authenticity of the whole series as well as the authenticity of the component parts is satisfactory.

In conclusion, ICOMOS considers that the conditions of integrity and authenticity of the whole series have been met, and the integrity and authenticity of the individual component parts that comprise the series have been met, although work on removing or mitigating the impact of non-compliant elements needs to be continued.

日本語訳

要素を撤去した後に発掘が行われている。全ての将来的な発掘は、日本国政府による承認が必要であり、推薦されたシリアルプロパティの顕著な普遍的価値、真実性、完全性に影響を与えることはない。

イコモスは、資産全体の完全性は各構成資産の完全性と共に十分と考える。締約国が既に開始している不適格な要素の影響緩和若しくは撤去に関わる事業を継続する必要がある。

真実性

推薦されたシリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・感性に関して高い真実性を保持しており、考古遺構のほとんどは数千年間にわたり手付かずのまま地下に埋蔵されていた。

過去に建設工事により損なわれた考古遺構・遺物のごくわずかである。近年の建設事業は、いくつかの例で遺跡を発見するきっかけとなっている。また、その発見の重要性が確定した場合は、事業の停止若しくは変更が行われている。

締約国は、気候変動が、例えばクリやクルミ等の豊富な森林資源として縄文時代に重要であった冷温帯落葉広葉樹（北方ブナ帯）等に対する環境変化をもたらしたことを認識している。しかしながら、同じ種類の樹木を植樹したり、遺跡と森林、海、山との視覚的なつながりを保護したりすることで、古環境の要素を再構成する試みが行われてきた。

イコモスは、資産全体の真実性及び各構成資産の真実性はともに十分であると考えます。

結論として、イコモスは、不適格な要素の撤去、若しくは影響緩和を継続する必要があるが、資産全体の完全性と真実性の要件は満たされており、また各構成資産の完全性及び真実性も同様に満たされていると考える。

原文

Evaluation of the proposed justification for inscription

The justification of this nomination is based on the very early and long period of pre-agricultural sedentism of this hunter-fisher-gatherer society, and the development of a complex spiritual culture. The comparative study shows that the property is exceptional in that it exemplifies a very early and long-lasting development in an ever-changing environment, and justifies consideration of this serial property for the World Heritage List.

Furthermore, the nominated serial property includes a wide range of different types of sites, which evolved and diversified over time in response to the society's needs. The very complete collection of traits assembled in this property allows the story of this sedentary pre-agricultural culture to be told in a very clear way. The proposed selection of component parts has been justified.

ICOMOS considers that the nominated property meets criterion (iii) and criterion (v).

ICOMOS considers that the conditions of integrity and authenticity of the whole series have been met, and that the integrity and authenticity of the individual component parts that comprise the series have been met, although work on removing or mitigating the impact of non-compliant elements needs to be continued.

Attributes

The attributes that contribute to the proposed Outstanding Universal Value of the nominated serial property relate to the pre-agricultural lifeways, complex spiritual culture, diverse relations between settlement locations and livelihoods, and transition of the form of settlements over time of the ancient Jomon culture in northern Japan.

These aspects are expressed physically through the landscapes that contained the Jomon culture's resource bases (forests, rivers, sea); the material culture (stone arrowheads and other hunting tools, pottery, lacquered ceramics, dogu figurines, clay tablets); the archaeological features and constructions with probable ritual use, including stone circles, graves, and artificial earthen mounds; the locations of the settlements in different geographical settings such as mountains, hills

日本語訳

提案されている記載のための価値証明の評価

本推薦の価値証明は、狩猟・漁労・採集社会によって非常に早い時期に開始され、長期間にわたって継続した農耕以前の定住と、複雑な精神文化の発展に基づいている。比較研究は、本資産が、変化する環境のなかで非常に早い段階から長期にわたって発展してきた点において類まれであることを示しており、このシリアルプロパティを世界遺産一覧表に記載することの正当性を示している。

加えて、推薦されたシリアルプロパティには、社会の要求に対応しつつ長期にわたって進化、多様化した様々な種類の遺跡を幅広く含まれている。本資産に集められた様々な特質を使って、全体として、この農耕以前の定住文化の物語を非常に明快に説明することが可能である。構成資産の選択は妥当である。

イコモスは、推薦資産が評価基準(iii)及び(v)を満たすと考える。

イコモスは、不適格な要素の撤去、若しくは影響緩和を継続する必要があるが、資産全体の完全性と真実性の要件は満たされており、また各構成資産の完全性と真実性も同様に満たされていると考える。

属性

推薦されたシリアルプロパティの顕著な普遍的価値案に貢献する属性は、日本北部における古代縄文文化の、農耕以前の生活の在り方、複雑な精神文化、集落の立地と生業の多様な関係、集落形態の変遷に関わっている。

これらの側面が、縄文文化の資源基盤となった景観（森林、河川、海）、物質文化（石鏃その他の狩猟道具、土器、漆塗土器、土偶、土版）、環状列石、墓、盛土など祭祀に利用された可能性がある考古遺構及び工作物、山地、丘陵、平地、河川や森林、海の近くといった様々な地理的環境における集落の立地、堅穴建物その他の工作物の遺構、貝塚、捨て場、貯蔵穴、集落の形態と遺跡の種類の種類を経時的進化及び多様化とし

原文

or plains, and next to rivers, forests or the sea; remains of pit dwellings and other structures, shell middens, dumping grounds, storage pits; and the evolution and diversification over time of the settlement pattern and the site types.

ICOMOS considers that the identified attributes contribute to the justification for inscription.

4. Conservation measures and monitoring

Conservation measures

Most of the archaeological features have been reburied under a layer of soil to protect them from modern activities. The elements that have been left uncovered for the visiting public to see receive active consolidation and conservation treatments. For example, at the Kitakogane settlement site (component 003), the archaeological remains of a watering place are covered with sandbags and protective sheets during the winter to prevent the stones from being frozen or moved from their original positions. Stone tools have been treated for conservation. Other interventions include the in situ sterilization of surfaces of archaeological remains, the application of fungicides and water repellent, and the removal of precipitated salts. When the State Party considers exposing original archaeological features, the materials and structure of the archaeological remains must first be determined to be strong, as is the case with stone circles; scientific preservation treatment must be applied to prevent deterioration from rain, snow, mould, and lichens; and fences must be installed to restrict visitor entry.

The active conservation measures have been developed by specialists in conservation and are implemented by on-site archaeological teams, some of which include conservation specialists. The conservation and maintenance activities are implemented following the conservation and interpretation plans developed (or in development) for each archaeological site. These plans are generally updated every 10 to 15 years, or in response to changes at the site (for example, expansion or the addition of infrastructure).

ICOMOS observes that portions ranging up to 57 % of six of the component parts are not yet owned

日本語訳

て、物理的に表れている。

イコモスは、特定された属性は記載の価値証明に貢献していると考える。

4. 保全措置及びモニタリング保全措置

考古遺構の大部分は、現代の活動から保護するために保護土層の下に埋め戻されている。一般の来訪者が見学できるように露出されている要素については、積極的な補強処理、保護処理が施されている。例えば、北黄金貝塚（構成資産 003）の水場遺構は、冬の間、石の凍結や移動を防止するために、土嚢及び保護シートによって被覆される。石器には保存処理が施されている。その他、遺構表面の防カビ処理、防カビ剤散布、防水処理、析出塩の除去等が行われている。遺構自体の公開を検討する際には、環状列石の場合のように、当該遺構の材質及び構造の強度が十分であることをまず確認しなければならない。雨、雪、カビ、コケによる劣化を防止するために科学的保存処理を施さなければならない。また、来訪者の進入を制限するために柵を設置しなければならない。

保全分野の専門家によって効力的な保全手法が開発され、現地の考古学チーム（一部は保全分野専門家も含まれる）によって実施されている。保全・整備事業は各遺跡で策定された（もしくは策定中）保存活用計画に則って実施されている。これらの計画は通常10年～15年ごとに更新されるか、遺跡での変化（インフラ施設の拡張や追加等）に対応する必要がある時に更新される。

イコモスは、6件の構成資産においては、最大57%の範囲がまだ地方自治体所有となっていない

原文

by the Local Government Authority. This situation could conceivably hamper timely conservation efforts. ICOMOS notes that the State Party says that the privately owned parts of the sites are equally protected by law, and that the owners are cooperative. Nevertheless, it is important that the State Party continues its ongoing efforts to transfer the privately owned parts of the sites into government hands.

Monitoring

A monitoring record is kept by the local prefectures and municipalities in charge of the individual component parts, under the guidance of the national Agency for Cultural Affairs. Issues that need to be discussed at a higher level are forwarded to the Council for Preservation and Utilization of Jomon Prehistoric Sites, which consists of the governors, mayors, and other representatives of the relevant local governments. The Council collects information and keeps an annual record.

All the archaeological sites have at least one dedicated archaeologist who is present on site and responsible for monitoring. These members of the technical staff make regular visual inspections in order to monitor impacts due to a number of different factors. The monitoring is focused particularly on the state of conservation of the exposed archaeological features such as stone circles.

The monitoring indicators described by the State Party deal with the state of conservation of the nominated property's components, and also include indicators for the effectiveness of management, issues such as development pressure, and the number of visitors. The indicators appear to be adequately linked to the attributes of the proposed Outstanding Universal Value and to the identified threats.

The nomination dossier includes a list of more than 200 very brief summaries of existing reports and results of previous reporting exercises.

ICOMOS considers that the conservation measures and monitoring processes for the component parts are adequate and well planned, as attested by the state of conservation maintained for the nominated property as a whole over a period of many years.

日本語訳

いことを確認している。この状況は時期を得た保全の取組を阻害する可能性がある。個人所有の範囲についても、他の範囲と同様に法的に保護されており、所有者も協力的であると締約国は説明している。しかしながら、一部残っている個人所有の範囲について、地方自治体での買い上げを進める現在の取組を、継続することが重要である。

モニタリング

モニタリングの記録は、文化庁の指導の下で各構成資産を所管する道、県、市町村によって保管されている。ハイレベルで議論する必要がある課題については、道県知事、市町村長、関係地方公共団体の長で構成される縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会（訳注：現縄文遺跡群世界遺産本部）で議論が行われる。協議会は情報を収集し、毎年記録を保管する。

全ての考古遺跡には、専任の考古学者が最低でも1名おり、モニタリングを担当している。これらの専門職員によって、様々な要因による影響をモニタリングするために、定期的な目視点検が実施されている。モニタリングは、特に環状列石等の露出している考古遺構・遺物の保全状況に焦点が置かれている。

モニタリング指標は、推薦資産の構成資産の保全状況に対応しており、また管理の有効性、開発圧力等の課題、来訪者数等の指標も含まれている。これらの指標は、提案された顕著な普遍的価値の属性及び特定された脅威に適切に関係している。

推薦書には、200件を超える報告書の概要と、過去の活動報告の一覧が掲載されている。

イコモスは、構成資産の保全措置及びモニタリングの手続きは適切で、良く計画されていると考える。これは、推薦資産全体の保全状況が実際に長年維持されてきたことで証明されている。

原文

5. Protection and management**Documentation**

The component parts and their contribution to the proposed Outstanding Universal Value of the nominated serial property are well described. There is also a list of the latest inventories that makes reference to reports on archaeological surveys and excavation. The site descriptions and Annex 4 with supplementary information contain excavation plans indicating the locations of the excavated areas, some excavation drawings (plans and profiles), as well as a number of illustrative photos from excavations. While there are some photographs and repeated references to the unearthed artefacts, some of which are being exposed in the on-site or municipal museums, no detailed information on the inventories is given. The response presented by the State Party to a question on this subject by ICOMOS does not add substantial information.

The investigation histories of the component parts point towards a large volume of documentation and publications. Some of the latter are mentioned in a bibliography, which is nearly entirely in Japanese.

While the large volume of information available on these 17 component parts, and on Jomon culture in general, makes it impossible to be itemized in total, it would be advantageous to present a clearer picture of what information is available regarding the processes of excavation, documentation, and object inventory. Furthermore, it would be useful to include in the bibliography more international publications on Jomon culture and the nominated component parts.

Legal protection

The existence of robust legal protection was one of the selection conditions used to identify the 17 component parts from amongst the many existing Jomon archaeological sites in northern Japan. Thus, all the nominated component parts have been designated by the national government as Historic Sites or Special Historic Sites under the Law for the Protection of Cultural Properties, and are therefore strictly protected. Any alterations proposed at these sites need prior permission from the Commissioner of the national Agency for Cultural Affairs. In response to a question

日本語訳

5. 保護と管理**記録**

構成資産及びそれらが推薦されているシリアルプロパティの顕著な普遍的価値案にどのように貢献しているかについて良く記述されている。また、考古学的調査・発掘報告書の参照先を示した最新のインベントリーの一覧が掲載されている。資産の説明及び補足情報を示した付属資料4には、発掘範囲の場所を示した地図のほか、発掘図（平面図及び断面図）、発掘の様子を伝える数枚の写真が掲載されている。出土遺物（その一部が現地や公立博物館で公開されている）については、数枚の写真が掲載され、繰り返し参照されているが、出土遺物のインベントリーについての詳細情報は無い。この件に関するイコモスの質問に対して、締約国から回答があったものの実質的な情報の追加はなかった。

構成資産における調査の履歴は大量の記録と出版物に示されており、後者の一部については参考文献の中で言及されているが、大半が日本語である。

これらの17の構成資産について、また縄文文化一般については、大量の情報が存在するため、全体を項目別に整理することは不可能だが、発掘、記録、インベントリー作成のプロセスに関して、どのような情報があるのかについて明示することは有益である。さらに、縄文文化及び構成資産についての国際的な出版物をより多く参考文献に含めることができれば有用である。

法的保護

強固な法的保護の有無は、日本北部の多くの縄文遺跡から17の構成資産を特定するために使われた抽出条件の1つであった。推薦された構成資産の全てが文化財保護法の下で、国により史跡若しくは特別史跡に指定されており、厳重に保護されている。これらの遺跡における全ての変更については、事前に文化庁長官の許可が必要である。イコモスの質問に対する回答として最初に提出された追加情報で、締約国は史跡と特別史跡の間で法的保護若しくは管理に違い

原文

by ICOMOS, the State Party clarified in its first submission of additional information that there is no difference in legal protection or management between Historic Sites and Special Historic Sites.

In the buffer zones a number of laws and regulations are applied, among them the Law for the Protection of Cultural Properties, the Landscape Act, the City Planning Act, the Forest Act, the River Act, and the Act Concerning the Establishment of Agriculture Promotion Areas, as well as the related ordinances based on these laws. Any type of alteration proposed in a buffer zone requires prior permission, and must comply with regulations on scale, height, shape, colour, structure, etc. In addition, the relevant administrative organizations provide appropriate instruction and advice to the proponent of the alteration.

The property and at least parts of the buffer zones are also protected as “Land Known to Contain Buried Cultural Properties,” a protective instrument available under the Law for the Protection of Cultural Properties. Mentioned in the State Party’s second submission of additional information, this instrument requires prior notification to be submitted before any development is undertaken. ICOMOS would appreciate receiving maps showing the extent of the areas covered by this protective instrument, in relation to the nominated property’s component parts, buffer zones, and (Special) Historic Sites.

The legal protection in place has been effective, as shown by the fact that several of the component parts were first discovered during construction works, which were subsequently stopped and the plans changed in order to avoid destruction of the site.

ICOMOS considers that the legal protection is adequate and has proven to be effective. The issue of private ownership at some of the component sites is being addressed, and will probably take 5 to 10 years or more to resolve due to budgetary limitations.

Management system

The management structure of the nominated serial property is complex, involving different levels of government as well as different local governments. Under the supervision of the national government, 14 Local Government Authorities, as the custodial bodies

日本語訳

はないことを明確にしている。

緩衝地帯内は、文化財保護法、都市計画法、森林法、河川法、農地振興地域の整備に関する法律や、これらの法律に基づいた条例など様々な法令が適用されている。緩衝地帯内で計画されている変更は全て、事前の許可が必要であり、規模、高さ、形状、色、構造等についての規制を遵守する必要がある。さらに、関連行政機関が変更の申請者に対して適切な指導と助言を行う。

資産範囲及び、少なくとも緩衝地帯の一部は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」という文化財保護法に基づく保護制度によっても保護されている。締約国から提出された二回目の追加情報によると、この制度では、いかなる開発を行う場合も、事前に届出を行うことが求められる。推薦資産の構成資産、緩衝地帯及び（特別）史跡との関係が分かるように、この保護制度によってカバーされている範囲を示した地図を提出していただきたい。

一部の構成資産が工事中に発見され、その後事業が中止され、遺跡の崩壊を避けるために計画が変更された事実が示すように、適用されている法的保護は効果的である。

イコモスは、法的保護は適切であり有効性が証明されていると考える。構成遺産の一部が個人所有（土地）であることについては、予算上の制限等により、解決には5年から10年、あるいはそれ以上かかることが予想される。

管理体制

推薦されたシリアルプロパティの管理体制は、様々な地方自治体や、行政の様々な階層が関わっており、複雑である。国の指導の下で14の地方自治体が文化財保護法で指定された管理機関として、17の構成資産の管理を行っている。地方

原文

designated under the Law for the Protection of Cultural Properties, are responsible for the 17 component parts. They have developed individual preservation and management plans for each of the component parts with the exception of the Tagoyano Site (component 004), Kamegaoka Burial Site (016), Irie Site (009), and Takasago Burial Site (015), which are managed under combined plans. All of these plans include a Conservation and Interpretation Plan, a Management Plan, an Action Plan for Comprehensive Management, and a Landscape Plan.

There appears to be little discernible difference amongst the Local Government Authorities in their approach to site management, since their management plans have been developed on the basis of specifications provided in a Manual for the Improvement Works of Historic Sites (2005), a document published under the supervision of the Agency for Cultural Affairs to provide technical guidance. Generally speaking, the local management plans lay out the responsibility of the Local Government Authority for daily maintenance and management measures at its site(s), including dedicated on-site staff, monitoring protocols, and the ongoing implementation of the site's Conservation and Interpretation Plan.

In addition to the local plans, a Comprehensive Preservation and Management Plan has been developed by the Headquarters for World Heritage Registration Promotion for Jomon Prehistoric Sites, which consists of the governors, mayors, and heads of the boards of education of each local government. This plan sets out policies for the integrated conservation and management of the nominated serial property as a whole. Based on this comprehensive plan, the Council for the Preservation and Utilization of the World Heritage Jomon Prehistoric Sites promotes the conservation, management, utilization, and improvement of the whole nominated property.

The Council is supervised by, and reports directly to, the national government's Agency for Cultural Affairs, which is responsible for (among other matters) Japan's World Heritage properties. The Council does not contain expert members, but solicits expert advice as needed from a dedicated Expert Committee for Preservation and Utilization of World Heritage Jomon

日本語訳

自治体は、複数の計画によって管理されている田小屋野貝塚（構成資産 004）、亀ヶ岡石器時代遺跡（構成資産 016）、入江貝塚（構成資産 009）と高砂貝塚（構成資産 015）を除いて、各構成資産に対して個別の保存管理計画を策定している。これらの計画には、保存活用計画、管理計画、包括的管理の行動計画、景観計画が含まれる。

遺跡の管理に対する地方自治体のアプローチには、ほとんど違いがみられない。技術的指導を行うために文化庁が監修した「史跡等整備のてびき－保存と活用のために－（2005年）」に列挙されている内容に基づいて、管理計画が策定されている。一般的に、管理計画は、遺跡の専任スタッフ、モニタリング方法、遺跡の保存・整備活用の計画の継続的な実施を含む、各遺跡での日常的な維持管理に関する地方自治体の責務を定めている。

各構成資産の計画に加えて、道県知事、市町村長、各地方自治体の教育長で構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進本部により包括的保存管理計画が策定されている。この計画では推薦されたシリアルプロパティ全体についての、包括的な保全管理の方針が定められている。この包括的計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会が、推薦資産全体の保全、管理、活用、整備を推進する。

協議会は、（特に）日本の世界遺産を管轄している文化庁による監督下であり、文化庁に直接報告を行う。協議会には専門家は含まれないが、独立した縄文遺跡群世界遺産保存活用専門家委員会（訳注：現縄文遺跡群世界遺産専門家委員会）に対して必要に応じて助言を求める。

原文

Prehistoric Sites.

This management system allows a degree of independence at the local level, while being informed and guided by national legislation, the Comprehensive Preservation and Management Plan, and the Headquarters for World Heritage Registration Promotion for Jomon Prehistoric Sites, among others.

Daily conservation and management activities are financed by the local government or owners that are designated as the custodial bodies of Historic Sites under the Law for the Protection of Cultural Properties. The national government provides financial assistance for recovery from natural disasters, installation of preservation facilities, disaster prevention facilities, visitor facilities, and archaeological excavations.

ICOMOS considers the management system to be very complete, as it provides a coherent overall structure as well as the needed local flexibility. Furthermore, it joins different levels of government in the decision-making processes and involves the local population. ICOMOS notes that the local plans are all in Japanese and for that reason difficult to assess. However, discussions with State Party representatives indicate that the documents appear adequate for their purpose. However, the periodicity of revisions to the various management instruments would require clarification.

Visitor management

Forecasts have suggested that visitor numbers can be expected to increase by as much as 200 percent if the nominated property is inscribed on the World Heritage List. Based on this forecast, visitor facilities at most component parts have already been scheduled for upgrading. Because the majority of the 17 component parts are most easily accessed by automobile, new car parks are being created and existing car parks enlarged. Visitor capacities at most of the museums and visitor centres will likely accommodate this increase; where carrying capacity is not sufficient, interventions are being planned. The local governments will take the necessary steps to appropriately receive visitors, taking into consideration the conservation of the property, safety of visitors, and specific situations of the individual component parts.

日本語訳

この管理システムでは、国の法律、包括的保存管理計画、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部等に従いつつ、地域レベルである程度の独立性が認められる。

日常的な保全管理活動については、文化財保護法の下で指定されている地方自治体、若しくは所有者が費用を負担している。国からは、自然災害からの復旧、保存施設、防災施設、来訪者施設の整備、考古学的発掘調査等に対して補助金が提供される。

イコモスは、この管理システムは、全体に一貫性を与えるとともに、必要な地域の柔軟性を認めており、非常に完全であると考えている。さらに、意思決定のプロセスに行政の様々なレベルが参画し、また地域住民も関わっている。各構成資産の計画は全て日本語で書かれているためにイコモスがこれらを評価することは難しいが、締約国代表との議論を通じて、これらの文書がその目的に照らして適切であると考えられる。しかし、様々な管理手段の定期的な見直しについては説明が求められる。

来訪者管理

推薦資産が世界遺産一覧表に記載された場合、来訪者数が200%以上増加すると推測されている。この予測に基づいて、ほとんどの構成資産の来訪者施設が更新される予定となっている。17の構成資産の大半において、最も簡単なアクセス手段は自動車であるため、新しい駐車場の整備や既存駐車場の拡大が進められている。ほとんどの博物館やビジターセンターの来訪者の収容力は、この増加に対応可能であると見られるが、収容力が十分でないところでは、改修が計画されている。地方自治体は、資産の保全、来訪者の安全、各構成資産の個別の状況を踏まえながら、来訪者を適切に受け入れるために必要な措置をとる予定である。

原文

All of the components have some kind of explanatory board and a volunteer guide service; six have open-air presentations, seven have indications on the ground surface, eight have three-dimensional models, nine have vegetation that alludes to period resources and/or the paleoenvironment; and one component has a digital “restoration.” Pamphlets for some of the components are available on the nominated property’s website.

Since most of the archaeological elements are buried under a protective soil fill, some local authorities have developed life-size interpretive models of key features, especially pit dwellings and shell middens. The models are designed and constructed so as not to have any impact on the archaeological deposits and be easily removed without any damage to the deposits. The models help visitors visualize elements that are otherwise invisible, due to the protective soil cover.

The volunteer guide service available for all sites provides an additional interpretive experience for visitors. Some sites also offer a self-guided option by means of a free on-line application (with Japanese-only content). Interpretive themes are consistent with the proposed Outstanding Universal Value.

ICOMOS considers the nominated serial property to be well prepared for visitors. The State Party is aware of the possible rise in visitor numbers in the case of inscription on the World Heritage List, and is in the process of preparing the sites for this possibility. Furthermore, several actions are planned or in progress to update the interpretation facilities, including virtual and augmented reality technologies.

Community involvement

The State Party mentions the participation of local residents in education, dissemination, preservation, and utilization of the component sites. In addition, local communities and civic groups participate in the Liaison Meeting for the Preservation and Utilization of the World Heritage Jomon Prehistoric Sites, thereby partaking in decision-making concerning the preservation and utilization of the individual component parts. All of these points indicate the inclusion of the local population in key objectives for the nominated serial property, as well as in the decision-making

日本語訳

全ての構成資産において、解説板やボランティアガイドのサービスが提供されている。露出展示が6資産、地表面での表示が7資産、三次元モデルによる展示が8資産、当時の資源または/若しくは古環境を伝える植生展示が9資産、デジタルによる「復元」が1資産で行われている。推薦資産のウェブサイトでは一部の構成資産のパンフレットが公開されている。

ほとんどの考古学的要素が保護土層の下に埋め戻されているため、一部の地方自治体は、堅穴建物や貝塚等の実物大モデルを整備している。これらは考古遺構 (deposit) に対する影響もなく、遺構を損なうことなく簡単に撤去が可能なように設計、建設されている。モデルは、保護土層に覆われているため目に見えない要素について来訪者が想像する手助けとなる。

ボランティアガイドサービスは全ての遺跡で提供され、来訪者に対して追加的な解説を提供している。一部の遺跡では、オンライン上で無料のアプリケーション（内容は日本語のみ）がセルフガイドのオプションとして提供されている。解説の内容は提案されている顕著な普遍的価値と一致している。

イコモスは、推薦資産では来訪者に対する準備が良くなされていると考える。締約国は、世界遺産一覧表に記載された場合の来訪者数増加の可能性を認識しており、それに向けて準備を進めている。さらに、仮想現実や拡張現実に関わる技術を含め、インタープリテーション施設を更新するための様々な活動が計画若しくは実施されている。

コミュニティの参画

締約国は、構成資産の教育、普及、保全、活用に対する地域住民の参加について言及している。さらに、地域コミュニティと市民団体が縄文遺跡群世界遺産保存活用連絡会議（注：縄文遺跡群世界遺産協議会）に参加しており、個別の構成資産の保存活用に関わる意思決定に加わっている。これらの点は、推薦されたシリアルプロパティの主要な目的に関わる意思決定プロセスに地域住民が包摂されていることを示している。

原文

processes concerning it.

ICOMOS notes that a variety of community events are held at the sites, and that the Jomon culture in general is taught in schools and appears to be a valued part of Japanese identity.

ICOMOS considers that the involvement of the local communities in the processes of nomination as well as in the maintenance and management of the nominated property is adequate. In response to a question by ICOMOS concerning the involvement of the Ainu, an indigenous group of northern Japan, the State Party signaled its openness to include interested parties who are not yet involved.

Evaluation of the effectiveness of the protection and management of the nominated property

The legal protection in place is adequate and effective. The management system is likewise effective, providing a coherent overall structure as well as local flexibility under the supervision of the national Agency for Cultural Affairs. Furthermore, it joins different levels of government in the decision-making processes and involves the local population. The nominated serial property is well prepared for visitors, and local communities have been involved in the processes of nomination as well as in the maintenance and management of the property.

Private ownership at six of the 17 component parts is in the process of being addressed, but will probably take 5 to 10 years to resolve, with the possibility of more time in some cases.

ICOMOS considers that the protection and management of the nominated serial property are well developed and effective.

6. Conclusion

The nominated property Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological component sites that represent sedentary pre-agricultural lifeways and a complex spiritual culture of prehistoric people starting about 15,000 years ago.

ICOMOS considers that the comparative analysis justifies consideration of this serial property for the World Heritage List. ICOMOS also considers that

日本語訳

イコモスは、遺跡において様々な地域のイベントが開催されていることや、縄文文化一般について学校で教えられており、日本人のアイデンティティの重要な一部となっている。

イコモスは、推薦プロセス及び推薦資産の整備・管理における地域コミュニティの参画は適切であると考えます。日本北部の先住民であるアイヌの参画に関わるイコモスの質問への回答として、締約国は、まだ関与していない利害関係者についても包摂することについてオープンな姿勢を示している。

推薦資産の保護および管理の有効性についての評価

適用されている法的保護は適切かつ効果的である。同様に、管理システムも効果的であり、文化庁の監督の下、全体の一貫性と地域の自由度が担保されている。さらに、意思決定には、行政の様々なレベルが参加し、地域住民も参画している。推薦されたシリアルプロパティは、来訪者に対する準備が良くなされており、地域コミュニティは資産の推薦プロセスや、整備・管理に参画してきた。

17の構成資産の内、6件の構成資産における個人所有地については対応中だが、5～10年、それ以上の時間が必要な可能性がある。

イコモスは、推薦されたシリアルプロパティの保護と管理は良くできており、効果的であると考えます。

6. 結論

推薦資産である北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万5千年以上前から始まった先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。

イコモスは、比較研究は、本資産を世界遺産一覧表に加えることが妥当であることを示していると考えます。またイコモスは、構成資産の抽

原文

the rationale for choosing the component parts and justifying the choices made is adequate. ICOMOS further considers that the identified attributes contribute to the justification for inscription.

ICOMOS considers that the nominated property meets criterion (iii) and criterion (v).

ICOMOS considers that the requirements of integrity and authenticity of the whole series have been met, and that the integrity and authenticity of the individual component parts that comprise the series have been met, though the work already started by the State Party to mitigate or remove non-compliant elements must be continued.

ICOMOS considers that the conservation measures and monitoring processes for the component parts are adequate and well planned.

ICOMOS considers that the legal protection is adequate and has proven to be effective. The main factor with the potential of affecting the nominated property is development pressure, however, the current legislation protects the nominated property and its buffer zones adequately, as the suspension of construction work that would have damaged archaeological contexts has shown. The State Party estimates that the issue of private ownership at some of the component parts will be resolved, at least in part, over the next 5 to 10 years.

ICOMOS considers that the management system provides a coherent overall structure as well as local flexibility. Furthermore, it joins different levels of government in the decision-making processes and involves the local population. The periodicity of revisions to the various management instruments should be clarified.

ICOMOS considers the nominated serial property to be well prepared for visitors, and that the involvement of the local communities in the processes of nomination as well as in the maintenance and management of the nominated property is adequate.

7. Recommendations

Recommendations with respect to inscription

ICOMOS recommends that Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan, Japan, be inscribed on the World Heritage List on the basis of **criteria (iii) and (v)**.

日本語訳

出の根拠及び考え方は適切であると考え。更に、イコモスは、特定された属性は価値証明に貢献していると考え。

イコモスは、推薦資産は評価基準(iii)及び(v)を満たしていると考え。

イコモスは、資産全体の完全性と真実性の要件は満たされており、既に締約国により開始されている不適格な要素の影響緩和若しくは撤去を継続する必要があるものの、全体を構成する個々の構成資産の完全性及び真実性は満たされていると考え。

イコモスは、構成資産の保全措置及びモニタリングプロセスは適切であり、よく計画されていると考え。

イコモスは、法的保護は適切でありその有効性が証明されていると考え。推薦資産に影響を与える可能性がある主な要因は開発圧力だが、考古遺跡・遺構(context)を損なう建設事業が中止されていることに見られるように、現在の法律は推薦資産及び緩衝地帯を適切に保護している。締約国は、一部の構成資産における個人所有地に関する課題については、今後5年～10年の間に、少なくとも部分的に、解決できると考えている。

イコモスは、管理システムによって、全体的な一貫性と地域の自由度が担保されていると考え。更に、意思決定には行政の様々なレベルが参加し、地域住民も参画している。様々な管理手段の定期的な見直しについては説明が求められる。

イコモスは、推薦されたシリアルプロパティは来訪者に対する準備が良くなされており、資産の推薦プロセスや、整備・管理における地域コミュニティの参画は適切であると考え。

7. 勧告

記載に関する勧告

イコモスは、評価基準(iii)及び(v)に基づいて、北海道・北東北の縄文遺跡群を世界遺産一覧表に記載するよう勧告する。

原文

Recommended Statement of Outstanding Universal Value**Brief synthesis**

Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological sites that represent the pre-agricultural lifeways and complex spiritual culture of a prehistoric people. Located on the southern part of Hokkaido Island and across the Tsugaru Strait on the northern part of the Tohoku region, this serial property attests to the emergence, development, and maturity of a sedentary hunter-fisher-gatherer society that developed in Northeast Asia from about 13,000 BCE to 400 BCE. The series of settlements, burial areas, ritual and ceremonial sites, stone circles, and earthworks is located in a variety of landforms such as mountains, hills, plains, and lowlands, as well as near inner bays, lakes, and rivers.

This area of northern Japan had rich arborous and aquatic resources, with deciduous broad-leaved forests that featured abundant nut-bearing trees, as well as ideal fishing conditions created by the intersection of warm and cold currents off the coast. Over a period of more than 10,000 years, the Jomon people continued hunter-fisher-gatherer lifeways without changing to an agrarian culture, adapting to environmental changes such as climate warming and cooling and the corresponding marine transgression and regression.

The Jomon people initiated a sedentary way of life about 15,000 years ago, as indicated tentatively at first by the use of pottery, and later by the construction of more permanent dwellings and ritual sites, and the year-round exploitation of nearby resources. Already in the very early stage of sedentary life, the Jomon people developed a complex spiritual culture. They made graves and also created ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles that were probably used for rituals and ceremonies, and confirmed a social bond across the generations and between the settlements.

Criterion (iii): The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan bears exceptional testimony to a globally rare prehistoric sedentary hunter-fisher-gatherer society which nurtured a complex spiritual culture, as revealed by archaeological artefacts such as clay tablets with the

日本語訳

顕著な普遍的価値の言明案**概要**

北海道・北東北の縄文遺跡群は、農耕社会以前の先史時代の人々の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び津軽海峡を挟んだ東北地方に所在するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までの間に、北東アジアで発展した狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び周堤墓群は、山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖、水量豊富な河川等の多様な地理的環境に立地している。

日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交差することにより形成された理想的な漁労条件等、豊かな森林・水産資源に恵まれた。縄文人は1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。

縄文人は約15,000年前に定住生活を開始した。このことは、まず土器の使用によって示唆され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を形成したり、近隣の資源を通年にわたって利用するようになったりしたことによって示される。すでに定住生活のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神文化を発展させていた。彼らは墓を作ったり、また、恐らく祭祀・儀礼のために使われた捨て場や盛土、環状列石を創造したりして、世代間、集落間で社会的なつながりを確認した。

評価基準(iii): 北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万年以上もの長期間継続した狩猟・漁労・採集を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶等の考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石等の考古遺構で明らか

原文

impression of feet and the famous goggle-eyed dogu figurines, as well as remains including graves, ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles.

Criterion (v): The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan are an outstanding example of sedentary modes of settlement and land-use from the emergence of sedentism through its subsequent development and ultimate maturity. The Jomon people maintained an enduring hunter-fisher-gatherer way of life by adapting to a changing climate without altering the land significantly, as was the case with agrarian societies. To secure food in a stable manner, diverse locations were selected for settlements, including near rivers where fish swimming upstream could be caught, in tidelands where brackish shellfish could be gathered, and near colonies of nut-bearing trees where nuts and berries could be collected. Skills and tools for obtaining food were developed in accordance with the specific conditions of different locations.

Integrity

The integrity of the serial property is based on archaeological remains that exemplify the cultural traits and site types of the ancient Jomon culture in northern Japan. The property is comprised of archaeological sites that show the initiation of sedentism and the eventual separation between the residential area and burial areas; sites that show the diversity of settlement facilities during the warm marine transgression period, as well as hub settlements that have ritual places; and sites that demonstrate the maturity of sedentism through stone circles, cemeteries, and settlements. The sites also include, to a degree, their interaction with the environment. The component parts of the serial property are of adequate size individually, and as a group they include all important archaeological remains that constitute settlements and ceremonial spaces as well as landforms or features showing their locations and environment. The serial property is protected by law and does not suffer from the negative impacts of natural disasters or large-scale developments. There are, however, several modern constructions, referred to as “non-compliant elements,” that have impacts on the views to and/or from the component parts. Plans

日本語訳

なように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文化を伝える類まれな物証である。

評価基準(v): 北海道・北東北の縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、最終的な成熟に至るまでの、集落の定住の在り方と土地利用の顕著な見本である。縄文人は農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、変化する気候に適応することで永続的な狩猟・漁労・採集の生活の在り方を維持した。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など、集落の選地には多様性が見られた。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。

完全性

このシリアルプロパティの完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を例示する考古遺構に基づいている。資産は定住の開始と、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡等から構成されている。また、遺跡には環境との相互作用もある程度含まれている。シリアルプロパティの構成資産の範囲は個々に適切であり、全体においても集落、儀礼の場や、立地や環境を示す土地形態や遺跡等の全ての重要な考古遺構が含まれている。シリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。しかしながら、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている「不適格」要素と呼ばれる現代の工作物が存在している。遮蔽植栽などの影響緩和措置や、不適格な要素の将来的な撤去が計画されている。

原文

to mitigate such impacts by planting tree covers, for example, or by removing the non-compliant elements in the future have been developed.

Authenticity

The serial property maintains a high level of authenticity in terms of locations, forms and designs, materials and substances, uses and functions, traditions and techniques, and spirit and feeling, most of the archaeological remains having been buried untouched for thousands of years; some remains, such as stone circles, are visible above ground. The archaeological remains can thus be said to credibly and truthfully convey the Outstanding Universal Value of the property as relates to the ancient Jomon culture in northern Japan.

In some cases, local authorities have developed life-size interpretive models of some key features, especially pit dwellings and shell middens. These models are intended to help explain to visitors some of the authentic elements that are otherwise concealed under a protective layer of soil. While the life-size models are presented as replicas, not reconstructions, and constructed so as not to have any impact on the archaeological deposits, new technologies are nevertheless explored to help visitors visualize some of the authentic archaeological features that must remain buried.

Management and protection requirements

All component parts of the property are designated and protected under the Law for the Protection of Cultural Properties as Historic Sites or Special Historic Sites, and strict long-term measures for protection and conservation are in place. In addition, an appropriate buffer zone has been delineated around each component part in which legal regulatory measures are in place to control activities with a view to ensuring the proper protection of the property.

A Comprehensive Preservation and Management Plan sets out the basic policies for sustaining the Outstanding Universal Value, authenticity, and integrity of the serial property in its entirety. Based on this plan, the Council for the Preservation and Utilization of World Heritage Jomon Prehistoric Sites and other

日本語訳

真実性

シリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・完成の点で高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは何千年間、手付かずのまま地下に保存されてきた。環状列石などの一部の遺構が地表に露出している。考古遺構は、日本北部の古代縄文文化に関係する、資産の顕著な普遍的価値を確実かつ嘘偽りなく伝えている。

一部の地方自治体は、竪穴建物や貝塚などの実物大モデルを整備している。モデルは、保護土層に覆われている本物の要素について、来訪者に対して解説を行うためのものである。実物大モデルは、復元ではなくレプリカとして展示されており、考古遺構に対する影響がないように建造されているが、埋藏したままにしておく必要がある本物の考古遺構・遺物の一部を来訪者が可視化できるように手助けする新しい技術が模索されている。

保存管理上の要件

資産の全ての構成資産は文化財保護法の下で史跡若しくは特別史跡に指定され保護されており、長期的な保護保全措置が厳格に適用されている。更に、各構成資産の周辺には適切な緩衝地帯が設定されており、資産の適切な保護を確実にする観点から、さまざまな活動を制限する法的規制措置が適用されている。

包括的保存管理計画は、シリアルプロパティ全体の顕著な普遍的価値、真実性、完全性を維持するための基本方針を定めている。この計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会その他の機関が設立されている。構成資産の保全管理は、日本国政府の監督の下、他の関係

原文

organizations have been established. The conservation and management of the component parts is promoted in a comprehensive manner under the supervision of the national government of Japan and in coordination with other related organizations. The local and prefectural governments in Hokkaido, Aomori, Iwate, and Akita in charge of each component part have developed individual management and utilization plans and have also incorporated the conservation, management, and utilization of the individual component parts in their basic administrative plans. The state of conservation of the individual component parts is monitored periodically and systematically, based on specific key indicators.

The key issue that requires long-term attention is that six of the component parts include privately owned areas. Acquiring the entirety of each component part will better ensure the implementation of correct and timely conservation activities.

Additional recommendations

ICOMOS further recommends that the State Party give consideration to the following:

- a) Advancing the plan to acquire all areas of the component parts currently in private ownership,
- b) Removing non-compliant infrastructural elements or mitigating their impact,
- c) Extending the information on the archaeological records and the inventory of archaeological objects from the component parts (description of excavation and registration processes, and excavation reports),
- d) Adhering to the principles of good governance by maintaining an open mind concerning the inclusion of stakeholders not yet participating in the protection and management of the property, in line with paragraphs 40 and 117 of the Operational Guidelines,
- e) Supplying maps of all the serial property's component parts showing a clear delimitation of the World Heritage inscribed property, the buffer zones, the areas protected as (Special) Historic Sites, and the "Land Known to Contain Buried Cultural Properties";

日本語訳

機関との調整を受け、包括的な手法で推進されている。各構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県の地方自治体は、個別の管理活用計画を策定するとともに、各構成資産の保全、管理、活用をそれぞれの総合計画に統合している。各構成資産の保全状況は、具体的な指標に基づいて、定期的かつ体系的にモニタリングされている。

長期的な注意が必要な課題としては、構成資産6件について個人所有地が含まれていることが挙げられる。各構成資産の土地を完全に取得することにより、正確かつ時期を得た保全事業を確実に実施することが保証される。

追加勧告

イコモスはさらに、締約国が以下について検討するよう勧告する。

- a) 現在も私有地となっている構成資産範囲の全てを取得する計画を進めること
- b) 不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること
- c) 考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録（発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告）を拡張すること
- d) 作業指針第40段落及び第117段落に則って、資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと
- e) 本シリアルプロパティを構成する全構成資産について、世界遺産に記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること

第2章 | 第44回世界遺産委員会拡大大会合の審議及び決議

1 第44回世界遺産委員会拡大大会合における審議

第44回世界遺産委員会は、2020（令和2）年6月から7月に中国福建省の福州市で開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により中止され、2020年及び2021年に審議予定だった案件をまとめた第44回世界遺産委員会拡大大会合として、2021（令和3）年7月16日から7月31日（7月20日は休会）にかけて、オンライン形式で開催された。

委員会では、推薦書提出資産45件のうち、事前に取り下げられた6件を除く39件（うち3件は拡張申請）について審議された。「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、7月27日午後6時51分（日本時間）に全会一致（議論なし）で、評価基準（iii）及び（v）の下に世界遺産一覧表に「記載」することが決議がされた。

本委員会では、「北海道・北東北の縄文遺跡群（Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan）」を含む34件（文化遺産29件、自然遺産5件、複合遺産0件）が新たに世界遺産一覧表へ記載することが決定された（表2-001）。当日の審議内容は、以下のとおりである。



世界遺産委員会における記載決議時の三村申吾青森県知事（縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長）によるスピーチ

原文

Chair (H.E. Mr. Tian Xuejun): I now invite ICOMOS to present the nomination, the Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan. But before I give the floor to ICOMOS, Mr. Balsamo, please. You have the floor.

Balsamo: Thank you very much, Chair. We've received the factual error notification concerning the evaluation of this nomination and this notification is to be found on page 95 of document Info8B4. Thank you.

Chair: Thank you. ICOMOS, please. You have the floor.

ICOMOS: Presentation of the ICOMOS evaluation of the Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan, Japan. On this evaluation, ICOMOS has received a letter of factual errors, and has acknowledged some of these errors. Next slide.

The Jomon Prehistoric Sites comprises settlements and burial areas, ritual and ceremonial sites, stone circles and earthworks that represent the pre-agricultural sedentary lifeways and complex spiritual culture of the Jomon people of northern Japan. The hunter-fisher-gatherer culture developed from 13,000

日本語訳

田学軍議長：では次にイコモスから説明していただくのは、「北海道・北東北の縄文遺跡群」です。その前に、バルサモさん、どうぞ。

バルサモ@事務局：ありがとうございます、議長。事実誤認の通知が、この推薦資産の評価に関して出ております。内容につきましては、文書番号 Info8B4 の 95 ページに記載されております。以上です。

議長：それではイコモス、どうぞ。

イコモス：日本の「北海道・北東北の縄文遺跡群」に対するイコモスの評価をご説明します。事実誤認の通知を受け取っており、そのうちいくつかを確認いたしました。（次のスライド）

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、集落・墓域、祭祀場、環状列石・盛土で構成され、農耕以前の定住による生活や複雑な精神文化を表わしています。狩猟・漁労・採集文化が紀元前 13,000 年から紀元前 400 年にかけて発展し、農耕文化に移行することなく、継続的に気候の変化や社

原文

BCE to 400 BCE and continuously adapted to changing climatic conditions and increasing social complexity without adopting an agrarian culture. The comparative analysis demonstrates the significance of this very early development of pre-agricultural sedentism that evolved from emergence to maturity in more than 10,000 years. The nominated property demonstrates criteria (iii) and (v). Next slide.

This serial nomination is made up of 17 archaeological sites located in very favorable environmental conditions of the Tsugaru Strait and settled in a variety of landforms, including hills, lowlands near rivers or bays. The requirements for authenticity and integrity have been met. Nevertheless, recommendations have been included on the necessity to continue to work on removing or mitigating the impact of existing non-compliant elements at some of the sites. Next slide.

The legal protection of the property is adequate and has proven to be effective as the suspension of construction work that would have damaged archaeological contexts as shown. Issues with land ownership are being addressed by the state party, and will be resolved over the next five to 10 years. The management system provides a coherent overall structure, as well as flexibility for local conditions. Furthermore, it joins different levels of government in the decision making processes and effectively involves the local population. Next slide.

Here is a summary of the ICOMOS evaluation of the proposed Outstanding Universal Value of the nomination property. Next slide.

To conclude, ICOMOS recommends the Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan, Japan, be inscribed in the World Heritage list on the basis of criteria (iii) and (v), and has included a number of further recommendations in the draft decision to aid the long term conservation of the property. Next slide.

Thank you.

Chair: Thank you, ICOMOS for your presentation. Dear committee members, as what we do for the previous properties, with recommendatiwon for inscription, can we go directly to examine the draft the decision?

I see no objection. Thank you very much for your

日本語訳

会の複雑化に適応しました。比較分析により、農耕以前の定住がごく早期に発展した意義が示されました。1万年以上続く中で、開始から発展、成熟をとげました。推薦資産は評価基準 (iii) と (v) を実証しています。(次のスライド)

このシリアル・ノミネーションは17の遺跡で構成され、津軽海峡の環境好適地に位置し、また、丘陵、河川近くの低地、内湾など様々な地形に立地しています。真実性や完全性の要件を満たしていますが、それでも、一部の遺跡では既存の不適合要素の影響を取り除く、あるいは軽減する取り組みを継続する必要などが提言されています。

資産の法的保護は十分になされており、考古学的な文脈を損なうような建設工事が差し止められたことで、その有効性が証明されています。土地の所有権の問題は国が対処しており、今後5年から10年で解決する見通しとなっています。さらに、意思決定のプロセスには様々なレベルの政府が加わり、地元住民も効果的に関与しています。(次のスライド)

こちらが推薦資産の顕著な普遍的価値 (OUV) に対するイコモスの評価のまとめです。(次のスライド)

結論として、イコモスは日本の「北海道・北東北の縄文遺跡群」を、評価基準 (iii) および (v) に基づき、世界遺産に登録することを勧告します。また、決議案に、資産の長期的な保全のための勧告を追加いたしました。(次のスライド)

ありがとうございました。

議長：イコモス、プレゼンテーションをありがとうございました。委員会の皆様方、今私たちがこれから行うのはこのプロパティについての推薦ということになりますが、直接この登録決議をしてもよろしいでしょうか。登録をすでに勧告されている遺産ということですので。

反対は見当たりませんので、では皆様方のご

原文	日本語訳
<p>understanding and the cooperation. I now invite you to adopt the draft decision 44 COM 8B. 37. But before doing so, I'd like to ask the rapporteur if she has received any amendments on the draft decision proposed.</p> <p>Rapporteur: Thank you, Mr. Chair. We haven't received any amendments on this decision.</p> <p>Chair: Thank you. Are there any comments?</p> <p>I see none. I therefore declare the draft decision 44 COM 8B. 37 adopted.</p> <p>Let me congratulate Japan for the second time in the session, on behalf of the entire committee for the inscription of this property on the World Heritage List. Japan, you have the floor for the brief two-minute statement. Thank you.</p>	<p>理解と御協力に感謝申し上げます。では登録決議に移りたいと思います。44 COM 8B. 37です。でもその前に、報告者がもし何かこの決議案について修正案を受け取っていましたら、お知らせいただきたいと思います。</p> <p>報告者：議長ありがとうございます。この決定に関しては修正を受け取っておりません。</p> <p>議長：ありがとうございます。他に何かコメントはございますでしょうか。</p> <p>何もないということで、この決議案 44 COM 8B. 37 は採択されました。</p> <p>日本に対しお祝い申し上げます。このセッションの中で2度目になりますが、皆様方にこのプロパティについて世界遺産一覧表に記載することを、委員会を代表してお祝い申し上げます。では、日本の方に2分間のスピーチをお願いいたします。</p>

◎尾池厚之ユネスコ日本政府代表部特命全権大使によるスピーチ

原文	日本語訳
<p>Thank you, thank you very much Mr. Chairman, distinct members of the committee, Excellencies, Ladies and Gentlemen, I wish to express my deepest appreciation to the member states of the committee, ICOMOS, and the World Heritage Center for the inscription of Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan on the world heritage list.</p> <p>This property is a precious testimony to the prehistoric lifestyle, as well as elaborate and complex spiritual culture. We reaffirm the nation to preserve important cultural heritage, together with our local partners involved. Please allow me to invite Mr. Mimura Shingo, the governor of Aomori Prefecture to make a statement on behalf of all the parties and people involved in the nomination process in Japan.</p> <p>Governor Mimura, please take the floor.</p>	<p>ありがとうございます。議長、委員国の委員、及びご列席の皆様、ありがとうございます。「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録について、委員国、イコモス、及び世界遺産センターの皆様へ深く感謝いたします。</p> <p>この遺産は、先史時代の生活様式や精緻で複雑な精神文化を物語る貴重な物証です。私たちはこの貴重な文化遺産を、地元の関係者と共に保存していく決意を新たにしております。では青森県知事の三村申吾様には、推薦プロセスに関わった日本国全ての関係者を代表して、声明を発表していただきたいと思います。</p> <p>三村知事よろしくお願いいたします。</p>

◎三村申吾青森県知事によるスピーチ

原文	日本語訳
<p>I am MIMURA Shingo, the Governor of Aomori Prefecture.</p>	<p>青森県知事の三村申吾です。</p>
<p>I am truly pleased that“Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan” has been inscribed on the UNESCO World Heritage List.</p>	<p>このたび、『Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan（北海道・北東北の縄文遺跡群）』が世界遺産一覧表に記載されることが決定し、大変うれしく思います。</p>
<p>On behalf of our partner local governments and the people of this region, I extend our heartfelt gratitude to all of you and to everyone who has supported us through the nomination process.</p>	<p>ともに世界遺産登録を推進してきた関係自治体と地域住民のみなさんを代表して、会議に出席の皆様とこれまでの過程に関わった全ての皆様に心から感謝申し上げます。</p>
<p>These archaeological sites tell us the story of a peaceful, cooperative society where people lived in harmony with nature thousands of years ago.</p>	<p>自然とともに生き、平和で協調的な社会を形成していたことを物語る遺跡群は、顕著で普遍的な価値を持ち、今日のSDGsにもつながる、私たちへの大切なメッセージと示唆を与えてくれます。</p>
<p>This way of life has universal value, providing insights for the realization of Sustainable Development Goals today.</p>	<p>自然とともに生き、平和で協調的な社会を形成していたことを物語る遺跡群は、顕著で普遍的な価値を持ち、今日のSDGsにもつながる、私たちへの大切なメッセージと示唆を与えてくれます。</p>
<p>We will do our utmost to protect this heritage, communicate its value to the world, and provide memorable experiences to visitors.</p>	<p>今後は遺跡群の保全に全力を尽くすとともに、遺跡群の価値や魅力を全世界に向けて積極的に発信し、訪れていただいた方々に、より一層の感動を与えることができるよう、関係者が連携してしっかりと取り組んでいきます。</p>
<p>Thank you very much.</p>	<p>ありがとうございました。</p>

2 世界遺産委員会決議文

原文	日本語訳
<p>Decision : 44COM 8B.37</p> <p>The World Heritage Committee,</p> <p>1. Having examined documents WHC/21/44.COM/8B and WHC/21/44.COM /INF.8B1,</p> <p>2. Inscribes Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan, on the World Heritage List on the basis of criteria (iii) and (v) ;</p> <p>3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value;</p>	<p>決定番号：44COM 8B.37</p> <p>世界遺産委員会は、</p> <p>1. 文書 WHC/21/44.COM/8B 及び WHC/21/44.COM/INF.8B1 を審議し、</p> <p>2. 北海道・北東北の縄文遺跡群を評価基準(iii)及び(v)の下に世界遺産一覧表に記載することとし、</p> <p>3. 以下の通り、顕著な普遍的価値の言明を採択する。</p>
<p>Brief synthesis</p> <p>Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan consists of 17 archaeological sites that represent the pre-agricultural lifeways and complex spiritual culture of a prehistoric people. Located on the southern part of Hokkaido Island and across the Tsugaru Strait on the northern part of the Tohoku region, this serial property attests to the emergence, development, and maturity of a sedentary hunter-fisher-gatherer society that developed in Northeast Asia from about 13,000 BCE to 400 BCE. The series of settlements, burial areas, ritual and ceremonial sites, stone circles, and earthworks is located in a variety of landforms such as mountains, hills, plains, and lowlands, as well as near inner bays, lakes, and rivers.</p> <p>This area of northern Japan had rich arborous and aquatic resources, with deciduous broad-leaved forests that featured abundant nut-bearing trees, as well as ideal fishing conditions created by the intersection of warm and cold currents off the coast. Over a period of more than 10,000 years, the Jomon people continued hunter-fisher-gatherer lifeways without changing to an agrarian culture, adapting to environmental changes such as climate warming and cooling and the corresponding marine transgression and regression.</p> <p>The Jomon people initiated a sedentary way of life about 15,000 years ago, as indicated tentatively at first by the use of pottery, and later by the construction of more permanent dwellings and ritual sites, and the year-round exploitation of nearby resources. Already in the very early stage of sedentary life, the Jomon</p>	<p>概要</p> <p>北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕社会以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び津軽海峡を挟んだ東北地域に所在するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までの間に、北東アジアで発展した狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び周堤墓群は、山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖、水量豊富な河川等の多様な地理的環境に立地している。</p> <p>日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交差することにより形成された理想的な漁労条件等、豊かな森林・水産資源に恵まれた。縄文人は1万年以上にわたって農耕社会に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。</p> <p>縄文人は約15,000年前に定住生活を開始した。このことは、まず土器の使用によって示唆され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を形成したり、近隣の資源を通年にわたって利用するようになったりしたことによって示される。すでに定住生活のごく初期の段階から、縄文人は複</p>

原文

people developed a complex spiritual culture. They made graves and also created ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles that were probably used for rituals and ceremonies, and confirmed a social bond across the generations and between the settlements.

Criterion(iii):The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan bears exceptional testimony to a globally rare prehistoric sedentary hunter-fisher-gatherer society which nurtured a complex spiritual culture, as revealed by archaeological artefacts such as clay tablets with the impression of feet and the famous goggle-eyed dogu figurines, as well as remains including graves, ritual deposits, artificial earthen mounds, and stone circles.

Criterion(v): The Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan are an outstanding example of sedentary modes of settlement and land-use from the emergence of sedentism through its subsequent development and ultimate maturity. The Jomon people maintained an enduring hunter-fisher-gatherer way of life by adapting to a changing climate without altering the land significantly, as was the case with agrarian societies. To secure food in a stable manner, diverse locations were selected for settlements, including near rivers where fish swimming upstream could be caught, in tidelands where brackish shellfish could be gathered, and near colonies of nut-bearing trees where nuts and berries could be collected. Skills and tools for obtaining food were developed in accordance with the specific conditions of different locations.

Integrity

The integrity of the serial property is based on archaeological remains that exemplify the cultural traits and site types of the ancient Jomon culture in northern Japan. The property is comprised of archaeological sites that show the initiation of sedentism and the eventual separation between the residential area and burial areas; sites that show the diversity of settlement facilities during the warm marine transgression period, as well as hub settlements that have ritual places; and sites that demonstrate the maturity of sedentism through stone circles, cemeteries, and settlements. The

日本語訳

雑な精神文化を発展させていた。彼らは墓を作ったり、また、恐らく祭祀・儀礼のために使われた捨て場や盛土、環状列石を創造したりして、世代間、集落間で社会的なつながりを確認した。

評価基準 (iii)：北海道・北東北の縄文遺跡群は、1 万年以上もの長期間継続した狩猟・漁労・採集を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶等の考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石等の考古遺構で明らかのように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文化を伝える類まれな物証である。

評価基準 (v)：北海道・北東北の縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、最終的な成熟に至るまでの、集落の定住の在り方と土地利用の顕著な見本である。縄文人は農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、変化する気候に適応することで永続的な狩猟・漁労・採集の生活の在り方を維持した。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など、集落の選地には多様性が見られた。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。

完全性

このシリアルプロパティの完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を例示する考古遺構に基づいている。資産は定住の開始と、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡等から構成されている。また、遺跡には環境との相互作用もある程度含まれている。シリアルプロパティの構成資産の範囲は個々で適切であり、全体においても集落、儀礼の場や、立地や環境を示す土地形態

原文

sites also include, to a degree, their interaction with the environment. The component parts of the serial property are of adequate size individually, and as a group they include all important archaeological remains that constitute settlements and ceremonial spaces as well as landforms or features showing their locations and environment. The serial property is protected by law and does not suffer from the negative impacts of natural disasters or large-scale developments. There are, however, several modern constructions, referred to as “non-compliant elements,” that have impacts on the views to and/or from the component parts. Plans to mitigate such impacts by planting tree covers, for example, or by removing the non-compliant elements in the future have been developed.

Authenticity

The serial property maintains a high level of authenticity in terms of locations, forms and designs, materials and substances, uses and functions, traditions and techniques, and spirit and feeling, most of the archaeological remains having been buried untouched for thousands of years; some remains, such as stone circles, are visible above ground. The archaeological remains can thus be said to credibly and truthfully convey the Outstanding Universal Value of the property as relates to the ancient Jomon culture in northern Japan.

In some cases, local authorities have developed life-size interpretive models of some key features, especially pit dwellings and shell middens. These models are intended to help explain to visitors some of the authentic elements that are otherwise concealed under a protective layer of soil. While the life-size models are presented as replicas, not reconstructions, and constructed so as not to have any impact on the archaeological deposits, new technologies are nevertheless explored to help visitors visualize some of the authentic archaeological features that must remain buried.

Protection and management requirements

All component parts of the property are designated and protected under the Law for the Protection of Cultural Properties as Historic Sites or Special Historic

日本語訳

や遺跡等の全ての重要な考古遺構が含まれている。シリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害若しくは大規模開発による負の影響を受けていない。しかしながら、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、若しくはその両方に影響を与えている「不適格」要素と呼ばれる現代の工作物が存在している。遮蔽植栽などの影響緩和措置や、不適格な要素の将来的な撤去が計画されている。

真実性

シリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・感性の点で高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは何千年間、手付かずのまま地下に保存されてきた。環状列石などの一部の遺構が地表に露出している。考古遺構は、日本北部の古代縄文文化に関係する、資産の顕著な普遍的価値を確実かつ嘘偽りなく伝えている。

一部の地方自治体は、竪穴建物や貝塚などの実物大モデルを整備している。モデルは、保護土に覆われている本物の要素について、来訪者に対して解説を行うためのものである。実物大モデルは、復元ではなくレプリカとして展示されており、考古遺構に対する影響がないように建てられているが、埋蔵したままにしておく必要がある本物の考古遺構・遺物の一部を来訪者が可視化できるように手助けする新しい技術が模索されている。

保存管理上の要件

資産の全ての構成資産は文化財保護法の下で史跡若しくは特別史跡に指定され保護されており、長期的な保護保全措置が厳格に適用されて

原文

Sites, and strict long-term measures for protection and conservation are in place. In addition, an appropriate buffer zone has been delineated around each component part in which legal regulatory measures are in place to control activities with a view to ensuring the proper protection of the property.

A Comprehensive Preservation and Management Plan sets out the basic policies for sustaining the Outstanding Universal Value, authenticity, and integrity of the serial property in its entirety. Based on this plan, the Council for the Preservation and Utilization of World Heritage Jomon Prehistoric Sites and other organizations have been established. The conservation and management of the component parts is promoted in a comprehensive manner under the supervision of the national government of Japan and in coordination with other related organizations. The local and prefectural governments in Hokkaido, Aomori, Iwate, and Akita in charge of each component part have developed individual management and utilization plans and have also incorporated the conservation, management, and utilization of the individual component parts in their basic administrative plans. The state of conservation of the individual component parts is monitored periodically and systematically, based on specific key indicators.

The key issue that requires long-term attention is that six of the component parts include privately owned areas. Acquiring the entirety of each component part will better ensure the implementation of correct and timely conservation activities.

Recommends that the State Party give consideration to the following:

- a) Advancing the plan to acquire all areas of the component parts currently in private ownership,
- b) Removing non-compliant infrastructural elements or mitigating their impact,
- c) Extending the information on the archaeological records and the inventory of archaeological objects from the component parts (description of excavation and registration processes, and excavation reports),
- d) Adhering to the principles of good governance

日本語訳

いる。さらに、各構成資産の周辺には適切な緩衝地帯が設定されており、資産の適切な保護を確実にする観点から、さまざまな活動を制限する法的規制措置が適用されている。

包括的保存管理計画は、シリアルプロパティ全体の顕著な普遍的価値、真実性、完全性を維持するための基本方針を定めている。この計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会その他の機関が設立されている。構成資産の保全管理は、日本国政府の監督の下、他の関係機関との調整を受け、包括的な手法で推進されている。各構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県の地方自治体は、個別の管理活用計画を策定するとともに、各構成資産の保全、管理、活用をそれぞれの総合計画に統合している。各構成資産の保全状況は、具体的な指標に基づいて、定期的かつ体系的にモニタリングされている。

長期的な注意が必要な課題としては、構成資産6件について個人所有地が含まれていることが挙げられる。各構成資産の土地を完全に取得することにより、正確かつ時期を得た保全事業を確実に実施することが保証される。

締約国に対し、以下について検討するよう勧告する。

- a) 現在も私有地となっている構成資産範囲について、全ての範囲を取得する計画を進めること、
- b) 不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること、
- c) 考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録（発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告）を拡張すること、
- d) 作業指針第40段落及び第117段落に則って、

原文	日本語訳
<p>by maintaining an open mind concerning the inclusion of stakeholders not yet participating in the protection and management of the property, in line with paragraphs 40 and 117 of the Operational Guidelines,</p> <p>e) Supplying maps of all component parts of the serial property, showing a clear delimitation of the inscribed property, the buffer zones, the areas protected as (Special) Historic Sites, and the “Land Known to Contain Buried Cultural Properties”</p>	<p>資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと、</p> <p>e) 本シリアルプロパティを構成する全構成資産について、記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること。</p>

3 内閣総理大臣・文部科学大臣によるコメント

◎「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録に当たっての総理メッセージ (2021(令和3)年7月27日、政府インターネットTV)

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されたことを心から嬉しく思います。候補地となって以来、12年もの長い間、多くの皆さんが待ち望んでいたことと思います。本当におめでとうございます。

北海道、青森県、岩手県、秋田県、地元市町村、専門家、関係団体を始め、多くの皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。そして、貴重な遺跡を守ってこられた関係者の皆様に心から敬意を表します。

農耕が始まる前にもかかわらず、人々が定住し、大規模な集落で生活を営み、祭祀が行われていた、1万年以上の長期間にわたって続いた世界的にも極めて珍しい生活の痕跡が、この縄文遺跡群には残っています。貝塚、ストーンサークル、周堤墓など多岐にわたる遺跡は、我々のルーツでもある縄文時代の豊かな文化を今に伝えています。

関係者の皆さんと一緒に、世界的に価値ある遺跡群の魅力をこれからもしっかりと守って次世代に引き継いでいき、世界に向けてその魅力を発信していきたいと思います。

令和3年7月27日
内閣総理大臣 菅義偉

◎「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産一覧表への記載決定に当たっての萩生田光一 文部科学大臣談話(2021(令和3)年7月27日)

今般、第44回世界遺産委員会拡大大会において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、人類全体の貴重な遺産として世界遺産一覧表への記載が決定されたことを大変喜ばしく思います。

本資産は、農耕以前における人類の生活の在り方と精神文化の発達を表す17の考古遺跡群であり、これらの貴重な遺跡群について、世界の人々に祝福されつつ世界遺産登録を実現されたことについて、地元関係者のたゆまぬ御努力に心から敬意と祝意を表します。関係者の皆様には、引き続き遺産の保存・活用に、地域社会一体となって取り組んでいただきたいと思ひます。

文部科学省としても、地元の関係各位及び関係省庁と連携しながら、人類の共通の宝である世界遺産の保護に万全を期して、後世に確実に引き継ぎ、その価値を積極的に発信してまいります。

4 4道県及び関係自治体の首長によるコメント

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載決議の際に出された4道県及び関係自治体の首長によるメッセージ、コメントを、以下に転載する。

北海道知事 鈴木 直道

本日、ユネスコ世界遺産委員会において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録が決定されたことは、大変嬉しく、また、「世界の宝」として認めていただいたことを誇りに思います。

平成19年8月の北海道・北東北知事サミットで共同提案の合意がなされて以来、長年にわたり、世界遺産登録を目指して、道民の皆様とともに歩んでまいりました。

この間の幾度の推薦見送りなどを経て、こうして、登録決定の瞬間を迎えられたことは、感慨無量であります。

これもひとえに、国や専門家の方々をはじめ、関係団体や道民の皆様方のお力添えと、関係市町の方々のご努力の賜であり、深く感謝申し上げます。

私としては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を確実に将来に引き継いでいくという大きな使命に、身の引き締まる思いであり、今後とも、国や関係自治体等と連携し、遺跡群の保存と活用に取り組み、地域の発展に繋がるよう努めてまいります。



青森県知事 三村 申吾

本日の第44回世界遺産委員会拡大会合において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、世界遺産一覧表に記載されることが決定いたしました。

この歴史的な瞬間を、本日お集まりいただきました県議会の皆様、関係団体の皆様、そして応援していただいた県民の皆様とともに迎えることができましたこと、本当に嬉しく思います。

県民の皆様をはじめ多くの方々に、ぜひとも特別史跡三内丸山遺跡をはじめ、各遺跡に足を運んでいただき、世界遺産に認められた価値や魅力に触れ、理解を深めていただきたいと思います。

今後は、関係自治体との連携の下、縄文遺跡群を次の世代に継承していくとともに、この地を訪れる人々に感動を与え、活力と魅力あふれる地域づくりを目指し、しっかりと取り組んで参ります。



岩手県知事 達増 拓也

岩手県一戸町の「御所野遺跡」を構成資産の一つとする「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、第44回世界遺産委員会拡大大会において、世界遺産に登録されました。

長年にわたり世界遺産の登録に向けて御支援、御指導いただきました関係省庁や、国内外の専門家を始めとする関係者の皆様、また御所野遺跡の保存、活用、価値の普及などに御尽力された一戸町民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

今回の世界遺産登録により、本県は、先史、中世、近代それぞれの時代の3つの世界遺産を有することとなりました。これは、本県の歴史・文化の多様性と豊かさを示しており、人類共通の永遠の宝として国内外へ積極的に情報発信を行いながら、3つの世界遺産の連携を図ってまいります。

縄文遺跡群を始め、世界遺産を将来にわたって守り伝え続けていくためには、皆様一人ひとりの理解と行動が何よりも重要です。引き続き皆様には、様々な形で遺産の継承・保存に関わっていただきますよう、お願い申し上げます。



秋田県知事 佐竹 敬久

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録が決定されました。

平成21年の北海道・北東北知事サミットの後、4道県の知事で世界遺産への登録を話し合ってから12年、ついにこの日を迎えることができ、万感の思いであります。

これまでの関係各位の御努力に敬意を表するとともに、県民の皆さまの御支援に感謝申し上げます。

本縄文遺跡群は、1万年以上の長きに渡り続いた、農耕以前の自然と共にした人類の生活のあり方を示したことが評価されたものであり、大湯環状列石や伊勢堂岱遺跡は、当時の複雑な精神文化や思考に触れることのできる場所であります。

こうした文化や思考は、私たちが目標とする「地球環境を壊さずに持続可能な形で発展する社会の実現」につながるものであり、このたびの登録は、多くの県民が貴重な文化遺産を見つめ直す良い機会となるとともに、確実に次の世代に引き継いでいくという大きな使命を負うものと考えております。

世界自然遺産の白神山地を含め、郷土にこのような素晴らしい遺産が残されていることに誇りを持ち、国内はもとより海外の方々にも広く知っていただけるよう、皆さんと一緒に保存活動に取り組み、しっかりと未来へ継承してまいります。



函館市長 工藤 壽樹

さきほどユネスコ世界遺産委員会で、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に決定いたしました。

5月にイコモスから記載の勧告がありましたので、まず大丈夫だろうと思っていましたが、ようやく正式に決定されて、安心いたしました。

東京オリンピックの開催年、その最中に日本で20例目、北海道では初の世界文化遺産登録として、記憶に残る記念すべき年になりました。

これまで多くの皆様の応援をいただき、見事に世界文化遺産「金メダル」をいただきました。ありがとうございます。

函館では明日、遺跡のある南茅部地区で、登録記念セレモニーと垣ノ島遺跡のオープンを予定しています。

コロナ禍ではありますが、大いに盛り上げ、自然と共生し、争いもなく、平和に暮らした縄文の精神を、広く世界に向けて発信するとともに、観光などで関係自治体と連携し、地域振興につなげていきたいと考えております。よろしく申し上げます。



千歳市長 山口 幸太郎

ただいま、第44回世界遺産委員会拡大会合において、国指定史跡キウス周堤墓群を構成資産の一つとする「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、世界遺産一覧表に記載されることが決定いたしました。

決定の瞬間を、長きにわたり史跡の保護や環境保全、普及活動に精力的に御協力いただきました「キウス周堤墓群を守り活かす会」や「中央連合会」、「千歳文化財保護協会」など関係団体の皆様をはじめ、世界文化遺産登録に向けて応援いただきました市民の皆様とともに視聴し、喜びを分かち合えたことを本当にうれしく思っております。

世界文化遺産までの道のりは、決して平坦なものではありませんでしたが、本日登録の日を迎えられたのは、関係者の皆様の御尽力はもとより、市民の皆様の御理解、御支援の賜物と、心から感謝を申し上げます。

世界の宝となりました「キウス周堤墓群」を、市民の皆様をはじめ多くの方々に御覧いただき、価値や魅力に触れることにより、理解を深めていただきたいと考えております。

今後も、継続して国や縄文遺跡群世界遺産登録推進本部、関係自治体と連携し、「キウス周堤墓群」の保護・保存を図るとともに、「キウス周堤墓群」を訪れる方々に感動を与え、活力と魅力あふれる地域づくりを目指し、しっかりと取組を進めてまいります。



伊達市長 菊谷 秀吉

北黄金貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録が決定されました。本当に長い間、多くの関係者の皆様や地元の様々な団体の皆様が登録推進活動を支えてくださいました。その力があって世界遺産登録が実現できたということに感謝しております。

縄文遺跡群の世界遺産登録は、難産の子であると思います。難産の子は良く育つということがありますように、縄文遺跡群をさらに発展させていきたいと思っています。

そのためにも、情報をいかに伝えるかかということがこれからの時代には重要だと思っていますので、教育委員会ともども情報の発信に努めていきたいと思っています。

改めまして、関係者の皆さまの温かいご理解とご支援いただき悲願を達成できましたことにつきましてお礼を申し上げます。



洞爺湖町長 真屋 敏春

このたび、入江貝塚・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録が正式に決定されましたことを大変光栄に存じます。

これまでの長年にわたる取組を思いますと、感慨無量の思いです。これもひとえに、地域住民の皆様、町議会、関係者のご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

また、登録に向けてご尽力いただいた関係自治体や政府の皆様にも厚くお礼申し上げます。

入江貝塚は1995年に着工し、その後、26年かけて高砂貝塚と入江・高砂貝塚館を含む全ての史跡整備事業が、今年7月に完了いたしました。幅広い世代の人々が気軽に立ち寄り、縄文文化に触れ合い、楽しんでいただけますことを心より願っております。

今後は、世界遺産を保有する自治体として、この世界の宝を適切に保全し、後世へと引き継ぐとともに、

地域そして文化財の枠を超えた幅広い分野で積極的に活用し、地域の発展につなげてまいります。



森町長 岡嶋 康輔

北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録が決定となり、大変うれしく、また誇らしく思っております。これも応援いただいた多くのみなさまをはじめ、関係機関、関係自治体のみなさまの永年にわたるご尽力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

関連資産である当町の鷲ノ木遺跡について、今後も関係自治体のみなさまと連携を図らせていただきながら、森町の魅力として、守り育てていきたいと思っております。

引き続きご支援ご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

青森市長 小野寺 晃彦

本日、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、世界遺産に登録されましたことは、縄文遺跡群の有する文化的な価値が十分に理解され、人類共通の宝として認めていただいたことを、大変嬉しくまた、誇りに思います。

去る5月26日にイコモスから「記載」が適当との勧告を受けるまでも、非常に長い道のりでしたが、本日、こうして皆様と登録決定の瞬間を迎えられましたことは、感慨無量でございます。これもひとえに、文化庁、青森県をはじめとした関係機関・団体及び、地域の皆様のご尽力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

ここ、小牧野遺跡は、当時の先端的な技術力を駆使して構築された環状列石を象徴とし、縄文人の高い精神性を具体的に示していること、また保存管理に関する本市の取組が、世界遺産として認められたものと考えております。

本市には、小牧野遺跡と三内丸山遺跡の二つの世界遺産が誕生しました。本市を縄文遺跡群の拠点としてPRするべく作成する展示パネルや懸垂幕等の様々な取組への支援を募るため、本市として初となるふるさと納税型クラウドファンディングを実施したところ、全国の皆様から、目標額を超える1,047,000円のご支援をいただきました。この場を借りて改めて感謝申し上げます。

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を将来に引き継ぐべく、今後とも国や県と連携しながら、地域の皆様とともに、取組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



弘前市長 櫻田 宏

本日の第44回世界遺産委員会拡大会合において、当市の史跡大森勝山遺跡を構成資産とする「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産への登録が決定し、感無量であります。

今回の決定は、ひとえに縄文遺跡群世界遺産登録推進本部、関係自治体及び民間団体を含む関係機関、長い間応援して下さった市民の皆様、登録に向けた活動に携わって下さったすべての皆様のご尽力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

今後は、世界遺産を未来につなぐために、これまで以上に史跡の価値の保存・活用に努めるとともに、関係自治体・機関の皆様と連携しながら国内外への情報発信の強化や、来訪者の受入態勢の強化の充実に取り組んで参ります。



八戸市長 小林 眞

このたび、当市の是川石器時代遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録が決定いたしました。当市では平成18年から取組をはじめて以来、15年を経て、ようやく念願の世界遺産登録を迎えることができました。

是川石器時代遺跡は成熟した縄文文化を伝える重要な遺跡であり、その素晴らしさが国際的に認められ、市の宝から世界の宝へと変わったことに、非常に大きな喜びを感じております。

これも、ひとえに泉山岩次郎、斐次郎御兄弟をはじめとする地元住民、八戸縄文保存協会、縄文是川ボランティアなど、市民の皆様の御理解、御支援の賜であり、厚く御礼申し上げます。

世界遺産登録をスタートとし、今後も関係する皆様と連携を深め、世界遺産は川石器時代遺跡を後世へ継承していくため、これまで以上に取り組んでまいりますので、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。



つがる市長 倉光 弘昭

本日の第44回世界遺産委員会拡大大会において、当市の史跡亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚を含む『北海道・北東北の縄文遺跡群』が世界遺産一覧表に記載されることが決定いたしました。

今回の世界遺産委員会に際しましては、当市でも「松の館」交流ホールにおいてパブリックビューイングを開催して、関係者約80名と共に審議の様子を見守り、登録決定の瞬間を共に祝ったところであります。

このたびの世界遺産登録は、関係4道県や市町、NPO法人つがる縄文の会など関係者、何より市民皆様のこれまでの取り組みが実を結んだものであり、応援、ご協力頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。

当市として、遺跡周辺の住民、地権者のみなさまのご理解ご協力を得ながら、史跡の公有化事業、現地整備等を継続的に推進することにより、国内外から訪れる来訪者の受け入れ態勢の充実に努めて参ります。更には、縄文遺跡を活用した地域の活性化と魅力づくりに、市として取り組んで参る所存です。



外ヶ浜町長 山崎 結子

外ヶ浜町を含めた北海道・青森県・秋田県・岩手県ならびに関係自治体で世界遺産登録を目指しておりました「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、本日の第44回世界遺産委員会拡大会合において、世界遺産一覧表に記載されることが決定しました。

この歴史的な瞬間を、皆さまとともに迎えることができましたことを、大変喜ばしく思います。

長年にわたり、本当にたくさんの方々からのご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

これからも、国・県とともに、4道県、関係自治体の連携のもとに、世界遺産に認められた遺跡群の価値や魅力を伝える責任を果たすため、保存と活用を着実に取り組んで参ります。大平山元遺跡を将来に引き継ぎ、この地域に住む人に誇りをもってもらえ、訪れた人に感銘をうけていただけるよう、魅力ある外ヶ浜町を目指して参りますので、ご協力、応援をよろしくお願いいたします。



七戸町長 小又 勉

二ツ森貝塚を含めた「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録が決定いたしました。

これまで地元の皆さんをはじめ町民のご協力、関係する自治体、関係機関、団体いろんな方々のご指導を頂きながら整備に努め、二ツ森貝塚の価値を様々な形で発信してきました。それが評価をされたということで誇らしく思います。七戸町は小さな町ですが世界遺産のある町になりました。なんとも素晴らしいことでありましょう。

今後も皆さん方のご協力を頂きながら世界文化遺産にふさわしいような取り組みや発信を続けていかなければならないと思います。本当にありがとうございます。



一戸町長 田中 辰也

本日、ユネスコ世界遺産委員会において、当町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、世界遺産に登録されることが決定いたしました。

御所野遺跡が平成元年に発見されて以来、多くの方々のご尽力を得て、遺跡の発掘調査を進め、遺跡の価値を明らかにしていただくとともに、復元作業を進めていただきました。

また世界遺産登録実現に向けては、平成21年の暫定リスト登載以来、御所野遺跡世界遺産登録推進協議会や協力ボランティア団体の皆様をはじめ、町内外の多くの方々にご尽力を賜りました。

さらに、文化庁や岩手県を含む4道県並びに構成資産を保有する他の市や町と、各世界遺産登録推進議員連盟など各種団体からもご支援をいただきました。これまで長年にわたりご支援をいただきましたすべての皆様に敬意と感謝を申し上げます。

今、持続的な開発目標(SDGs)が提唱されているときに、自然と共生し1万年以上にわたり営まれてきた「縄文文化」に世界的な注目が集まることは、非常に興味深いと思います。今もなお季節ごとに自然の恵みを得ながら、縄文の精神を引き継ぎ生活をしている「北海道・北東北」に住む私たちは、これを魅力とし誇ると共に、今後の地域発展につなげていかなければならないと思います。

今回の世界遺産登録を契機に、多くの皆様に御所野遺跡を訪れていただき、縄文の原風景を実体験し、縄文人の知恵にふれ、現代の生活に活かしていただきたいと思います。町としましては、遺跡の保存活用に引き続き取り組んでいくと共に、魅力の発信にも取り組んで参りますので、皆様方には、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



鹿角市長 関 厚

本日の第44回世界遺産委員会拡大大会において、大湯環状列石を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、世界遺産一覧表に記載されることが決定いたしました。

長年にわたる取り組みが実った瞬間であり、これまでの市民の皆様、関係者の皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

約1万年にわたる持続可能な定住を実現し、成熟した縄文文化へと発展を遂げた世界でも無二の存在であるこの縄文遺跡群を次の世代に確実につなげるとともに、世界に誇る文化遺産を通じて、本市の未来につながる取り組みを展開してまいります。

今回の登録を契機に、多くの縄文ファンや観光客の皆様にお越しいただき、縄文時代の豊かな自然や人々の暮らしに思いを馳せながら、新しい発見に出会える魅力あるまちづくりを進めてまいります。



北秋田市長 津谷 永光

第44回世界遺産委員会におきまして、伊勢堂岱遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、ついに世界文化遺産として登録を果たすことができました。これもひとえに、伊勢堂岱遺跡ワーキンググループや地域住民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様からのお力添えの賜物と、心より感謝を申し上げます。

平成8年の現地保存以来、多くの住民・県民の方々に伊勢堂岱遺跡の保存・活用について協力いただいたことが、今日の世界文化遺産登録につながったと確信しております。

引き続き、市民とともに遺跡の価値の保存や魅力ある活用を行い、世界に向けて発信していきたいと考えております。ありがとうございました。



表2-001 第44回世界遺産委員会拡大大会における新規記載資産

No.	国名	資産名	種別	評価基準
1	サウジアラビア	ヒマー・ナジュラーンの文化的岩絵群 Cultural Rock Arts in Himā Najrān	文化	iii
2	オーストリア、ベルギー、チェコ、フランス、ドイツ、イタリア、英国	ヨーロッパの大温泉保養地群 The Great Spas of Europe	文化	ii、iii
3	フランス	コルドゥアン灯台 Cordouan Lighthouse	文化	i、iv
4	ドイツ	ダルムシュタットのマチルダの丘 Mathildenhöhe Darmstadt	文化	ii、iv
5	イタリア	パドヴァ・ウルブス・ピクタ-ジョットのスクロヴェーニ礼拝堂とパドヴァの14世紀フレスコ画作品群 Padova Urbs picta, Giotto's Scrovegni Chapel and Padua's fourteenth-century fresco cycles	文化	ii
6	中国	泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム Quanzhou: Emporium of the World in Song-Yuan China	文化	iv
7	インド	光り輝くカーカティーヤ朝の寺院群と玄関建築群ー テーランガーナー州、ジャヤシャンカール・ブーボルパリー地区パランペット村のルドレシュワラ(ラムツパ)寺院 The Glorious Kakatiya Temples and Gateways – Rudreshwara (Ramappa) Temple, Palampet, Jayashankar Bhupalpally District, Telangana State	文化	i、iii
8	イラン	イラン縦貫鉄道 Trans-Iranian Railway	文化	ii、iv
9	スペイン	プラド通りとブエン・レティーノ、芸術と科学の景観 Paseo del Prado and Buen Retiro, a landscape of Arts and Sciences	文化	ii、iv、vi
10	トルコ	アルスランテペの墳丘 Arslantepe Mound	文化	iii
11	オーストリア、ドイツ、ハンガリー、スロバキア	ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス(西側部分) Frontiers of the Roman Empire – The Danube Limes (Western Segment)	文化	ii、iii、iv

No.	国名	資産名	種別	評価基準
12	ベルギー、オランダ	慈悲の居留地 Colonies of Benevolence	文化	ii、iv
13	ルーマニア	ロシア・モンタナ鉱山景観 Roşia Montană Mining Landscape	文化	ii、iii、iv
14	日本	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 Amami-Oshima Island, Tokunoshima Island, Northern part of Okinawa Island, and Iriomote Island	自然	x
15	韓国	ゲボル(韓国の干潟) Getbol, Korean Tidal Flat	自然	x
16	タイ	ケークラチャン森林保護区群 Kaeng Krachan Forest Complex	自然	x
17	ジョージア	コルクスの雨林・湿地群 Colchic Rainforests and Wetlands	自然	ix、x
18	ブラジル	ロベルト・バール・マルクス関連遺産 Sítio Roberto Burle Marx	文化	ii、iv
19	ペルー	チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地 Chankillo Solar Observatory and ceremonial center	文化	i、iv
20	ウルグアイ	技師エラディオ・ディエステの作品: アトランティダ教会 The work of engineer Eladio Dieste: Church of Atlántida	文化	iv
21	コートジボワール	コートジボワール北部のスーダン様式のもの群 Sudanese style mosques in northern Côte d'Ivoire	文化	ii、iv
22	インド	ドーラビーラ: ハラッパーの都市 Dholavira: A Harappan City	文化	iii、iv
23	イラン	ハウラマン/ウラマナットの文化的景観 Cultural Landscape of Hawraman/Uramanat	文化	iii、v
24	日本	北海道・北東北の縄文遺跡群 Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan	文化	iii、v
25	ヨルダン	アッ=サルト: 寛容と都市の歓待の場 As-Salt The Place of Tolerance and Urban Hospitality	文化	ii、iii
26	フランス	ニース、リヴィエラ観光の都 Nice, capital of Riviera tourism	文化	ii
27	ドイツ	ShUM、シュパイアー、ヴォルムス、マインツの遺跡群 ShUM Sites of Speyer, Worms and Mainz	文化	ii、iii、vi
28	ドイツ、オランダ	ローマ帝国の国境線: 低地ドイツのリメス Frontiers of the Roman Empire – The Lower German Limes	文化	ii、iii、iv
29	イタリア	ポローニャのポルチコ The Porticoes of Bologna	文化	iv
30	チリ	アリカ・イ・パリナコータ州のチンチョーロ文化の集落と人工ミイラ製法 Settlement and Artificial Mummification of the Chinchorro Culture in the Arica and Parinacota Region	文化	iii、v
31	ロシア	オネガ湖と白海の岩絵群 Petroglyphs of the Lake Onega and the White Sea	文化	iii
32	スロベニア	リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品群 一人間が中心の都市デザイン The works of Jože Plečnik in Ljubljana – Human Centred Urban Design	文化	iv
33	英国	ウェールズ北西部のスレートの景観 The Slate Landscape of Northwest Wales	文化	ii、iv
34	ガボン	イヴィンド国立公園 Ivindo National Park	自然	ix、x

第3章 | 世界遺産登録記念事業

1 世界遺産登録記念式典

2021（令和3）年11月22日、文化庁主催の「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念式典がオンラインで開催された。

記念式典では、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部長 三村申吾青森県知事をはじめ、4道県及び関係自治体の首長が画面を通じて一堂に会し、都倉俊一文化庁長官より、ユネスコから交付された世界遺産一覧表記載認定書の紹介とともに、お祝いの言葉が述べられた。その後、各道県知事及び市町首長から挨拶がなされ、世界遺産となった縄文遺跡群を未来へ伝える責任や4道県市町の連携した取組等について決意が述べられた。



都倉長官による祝辞

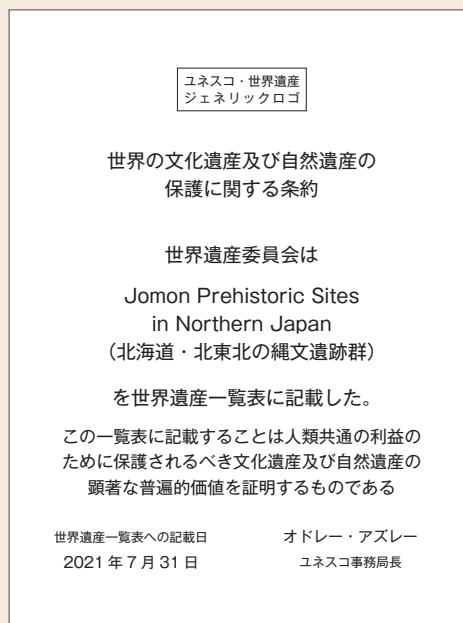
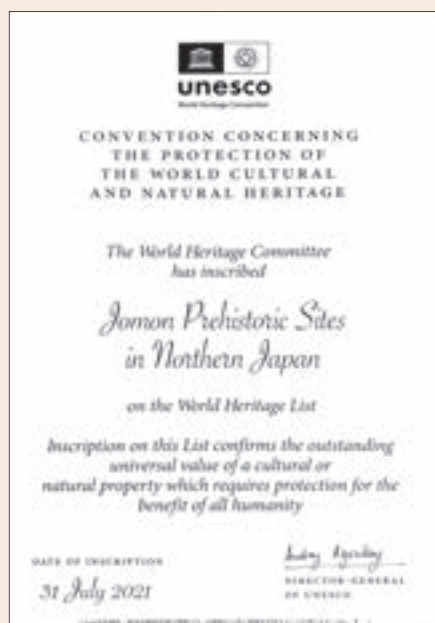
コラム06

世界遺産一覧表記載認定書

世界遺産に登録されると、ユネスコから日本政府に世界遺産一覧表記載認定書が交付される。資産が所在する各道県及び構成資産の立地する各自治体には、その複製品が保管されている。

認定証には、「世界遺産委員会は、北海道・北東北の縄文遺跡群を世界遺産一覧表に記載した。この一覧表に記載することは、人類共通の利益のために保護されるべき文化遺産または自然遺産の顕著な普遍的価値を証明するものである」と記されている。

認定書の上部には、ユネスコ及び世界遺産のエンブレムが配置されている。ユネスコのエンブレムは、ギリシャの首都アテネにあるパルテノン神殿の正面の姿に「UNESCO」の文字を配置している。一方、世界遺産のエンブレムは、文化遺産と自然遺産が相互に依存していることを象徴している。中央の正方形は人類の創造による象形であり、円は自然を表し、両者が密接に結ばれていることを示す。



2 世界遺産登録記念フォーラム

(敬称略)

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念フォーラム

日時	2022（令和4）年1月30日
会場	有楽町朝日ホール
内容	新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、上記日程・会場でのフォーラム開催を中止することとし、記念講演等の収録映像をYouTube縄文遺跡群チャンネルで公開した。

①記念講演

「縄文は世界史の中へ ―世界遺産になった「北海道・北東北の縄文遺跡群」―

菊池 徹夫（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員長、早稲田大学名誉教授）

「縄文遺跡群世界遺産登録の意義」

稲葉 信子（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員、筑波大学名誉教授）

「世界遺産の魅力と可能性」

鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官）

②登録記念報告

「世界遺産登録の歩みと縄文遺跡群の未来」

岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県企画政策部世界文化遺産登録推進専門監）



新聞広告（2022年1月14日 朝日新聞）



ポスター

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念フォーラム（北海道）	
日時	2021（令和3）年12月4日
場所	札幌グランドホテル（札幌市）
内容	<p>第1部 世界遺産としての縄文遺跡群 講演「世界遺産と「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値」 鈴木 地平（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官） 事例報告（構成資産及び関連資産の活用状況）</p> <p>第2部 縄文世界遺産のこれから 講演「北海道・北東北の縄文遺跡群に期待すること」 稲葉 信子（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員、筑波大学名誉教授）</p> <p>パネルディスカッション「縄文世界遺産、その活用と方向性」 パネリスト 千葉 真裕（北海道運輸局観光部観光地域振興課地域第一係長） 田中 洋一（北海道旅客鉄道株式会社鉄道事業本部営業部専任課長観光開発グループ） 池ノ上 真一（札幌国際大学観光学部教授）</p> <p>コメンテーター 鈴木 地平、稲葉 信子</p> <p>進行 阿部 千春（北海道庁環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室特別研究員）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念フォーラム（青森県）	
日時	2022（令和4）年3月30日
場所	オンライン開催
内容	<p>対談 岡田 康博（縄文遺跡群世界遺産登録推進会議座長、青森県世界文化遺産登録推進専門監） 上明戸 華恵（フリーアナウンサー）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念フォーラム（岩手県）	
日時	2022（令和4）年3月13日
場所	アートホテル盛岡（盛岡市）
内容	<p>講演 「縄文里山、そのみごとな循環型生態系」 辻 誠一郎（縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会委員、東京大学名誉教授）</p> <p>報告 「北緯40度 海辺のムラの縄文人の暮らし（力持遺跡を中心に）」 星 雅之（（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）</p> <p>「崎山貝塚の取組や御所野遺跡との連携について」 長谷川 真（宮古市教育委員会） 「御所野縄文里山カレンダーについて」 峠 友香（御所野縄文博物館） 「御所野遺跡における縄文里山づくりについて」 鈴木 雪野（御所野縄文博物館） 「御所野遺跡の世界遺産登録までの歩み」 菅野 紀子（一戸町教育委員会）</p>

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念フォーラム（秋田県）	
日時	2022（令和4）年3月30日
場所	オンライン開催
内容	<p>座談「世界遺産登録を振り返って」 新海 和広（秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室） 赤坂 朋美（鹿角市教育委員会） 榎本 剛治（北秋田市教育委員会）</p>

3 世界遺産登録記念広告・ポスター等

(1) 新聞広告



2021（令和3）年8月1日 読売新聞



2021（令和3）年8月1日 北海道新聞



2021（令和3）年8月1日 東奥日報



2021（令和3）年8月1日 デーリー東北



2021（令和3）年8月1日 岩手日報

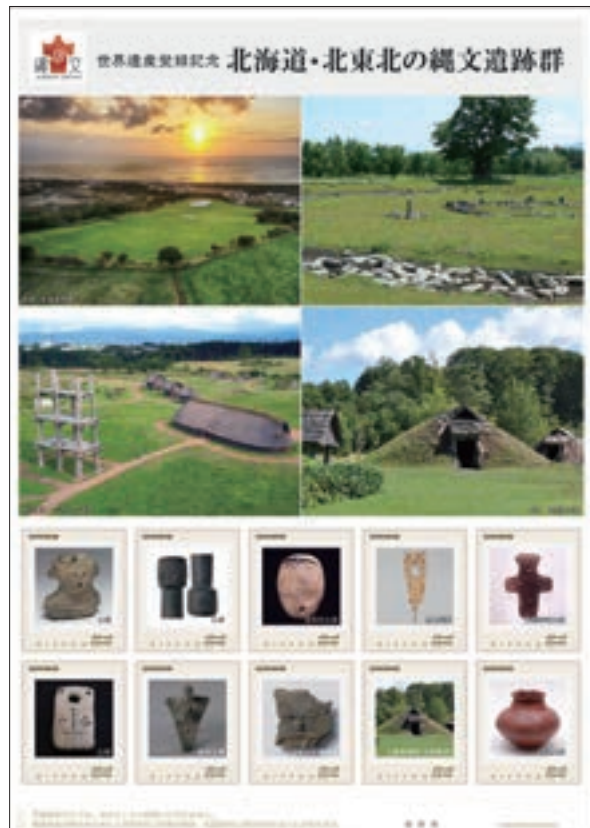


2021（令和3）年8月1日 秋田魁新報

(2) ポスター



(3) 切手シート



(4) その他



クリアファイル



のぼり

第3部

北海道・北東北の縄文遺跡群の概要

第1章 資産の内容

第2章 資産の概要

第3章 構成資産及び関連資産の概要

第1章 | 資産の内容

本章では、2020（令和2）年1月に世界遺産委員会に提出した世界遺産登録推薦書のエグゼクティブ・サマリーを基礎として、資産の基本情報を示す。推薦書及び付属資料については、資料2-1～資料2-7を参照いただきたい。

所在国

日本国

地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県

資産の名称

Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan

構成資産及び座標

表3-001のとおり。

資産の境界に関する記述

各構成資産の範囲は、顕著な普遍的価値を示す要素が全て含まれる範囲と一致し、全て国の史跡または特別史跡の指定地内にあり、文化財保護法により保護されている。

緩衝地帯は、本資産の顕著な普遍的価値を確実かつ持続的に保護するために必要な範囲とし、各構成資産をそれぞれ取り囲むように設定されている。この範囲は、価値と密接な関係がある地形や水脈、景観などの維持に必要な範囲についても考慮して設定されており、緩衝地帯の境界には、地形の転換点ほか、法令界、地籍界、行政界、道路境など、容易に認知される明確な境界線が用いられている。

資産及び緩衝地帯の範囲図

図3-001のとおり。

資産及び緩衝地帯の面積

資産の総面積及び緩衝地帯の総面積は以下のとおりである。

資産の総面積 : 141.9 ha

緩衝地帯の総面積 : 984.8 ha

合 計 : 1,126.7 ha

各構成資産とその緩衝地帯の面積は表3-001に示すとおりである。

表3-001 構成資産の一覧

No.	構成資産	種別		位置	資産面積 (ha)	緩衝地帯 面積 (ha)	所在地 (日本国)
		世界遺産 条約上の 種別	文化財保 護法上の 種別				
1	おおだいやまもといせき 大平山元遺跡	遺跡	史跡	N 41°03'56" E140°33'08"	0.7	49.1	青森県 外ヶ浜町
2	かきのしまいせき 垣ノ島遺跡	遺跡	史跡	N 41°55'45" E140°56'54"	7.6	53.5	北海道 函館市
3	きたごがねかいづか 北黄金貝塚	遺跡	史跡	N 42°24'08" E140°54'42"	14.4	32.0	北海道 伊達市
4	たごやのかいづか 田小屋野貝塚	遺跡	史跡	N 40°53'16" E140°20'16"	6.3	261.5 (注1)	青森県 つがる市
5	ふたつもりかいづか 二ツ森貝塚	遺跡	史跡	N 40°44'55" E141°13'45"	4.3	41.9	青森県 七戸町
6	さんないまるやまいせき 三内丸山遺跡	遺跡	特別史跡	N 40°48'37" E140°41'56"	23.5	69.7	青森県 青森市
7	おおふねいせき 大船遺跡	遺跡	史跡	N 41°57'27" E140°55'30"	3.5	18.3	北海道 函館市
8	ごしょのいせき 御所野遺跡	遺跡	史跡	N 40°11'53" E141°18'21"	5.5	65.5	岩手県 一戸町
9	いりえかいづか 入江貝塚	遺跡	史跡	N 42°32'34" E140°46'31"	2.4	34.0 (注2)	北海道 洞爺湖町
10	こまきのいせき 小牧野遺跡	遺跡	史跡	N 40°44'15" E140°43'40"	8.8	26.9	青森県 青森市
11	いせどうたいいせき 伊勢堂岱遺跡	遺跡	史跡	N 40°12'11" E140°20'48"	15.6	108.8	秋田県 北秋田市
12	おおゆかんじょうれつせき 大湯環状列石	遺跡	特別史跡	N 40°16'17" E140°48'16"	15.7	37.0	秋田県 鹿角市
13	キウス周堤墓群 しゅうていぼぐん	遺跡	史跡	N 42°53'12" E141°43'00"	10.9	22.9	北海道 千歳市
14	おおもりかつやまいせき 大森勝山遺跡	遺跡	史跡	N 40°41'56" E140°21'30"	8.5	115.3	青森県 弘前市
15	たかさごかいづか 高砂貝塚	遺跡	史跡	N 42°32'48" E140°46'11"	2.8	34.0 (注2)	北海道 洞爺湖町
16	かめがわかせつきじだいせき 亀ヶ岡石器時代遺跡	遺跡	史跡	N 40°53'02" E140°20'12"	10.1	261.5 (注1)	青森県 つがる市
17	これかわせつきじだいせき 是川石器時代遺跡	遺跡	史跡	N 40°28'25" E141°29'27"	1.3	48.4	青森県 八戸市

(注1) 4 田小屋野貝塚と16 亀ヶ岡石器時代遺跡は近接する遺跡であり、一体で緩衝地帯を設定している。

(注2) 9 入江貝塚と15 高砂貝塚は近接する遺跡であり、一体で緩衝地帯を設定している。

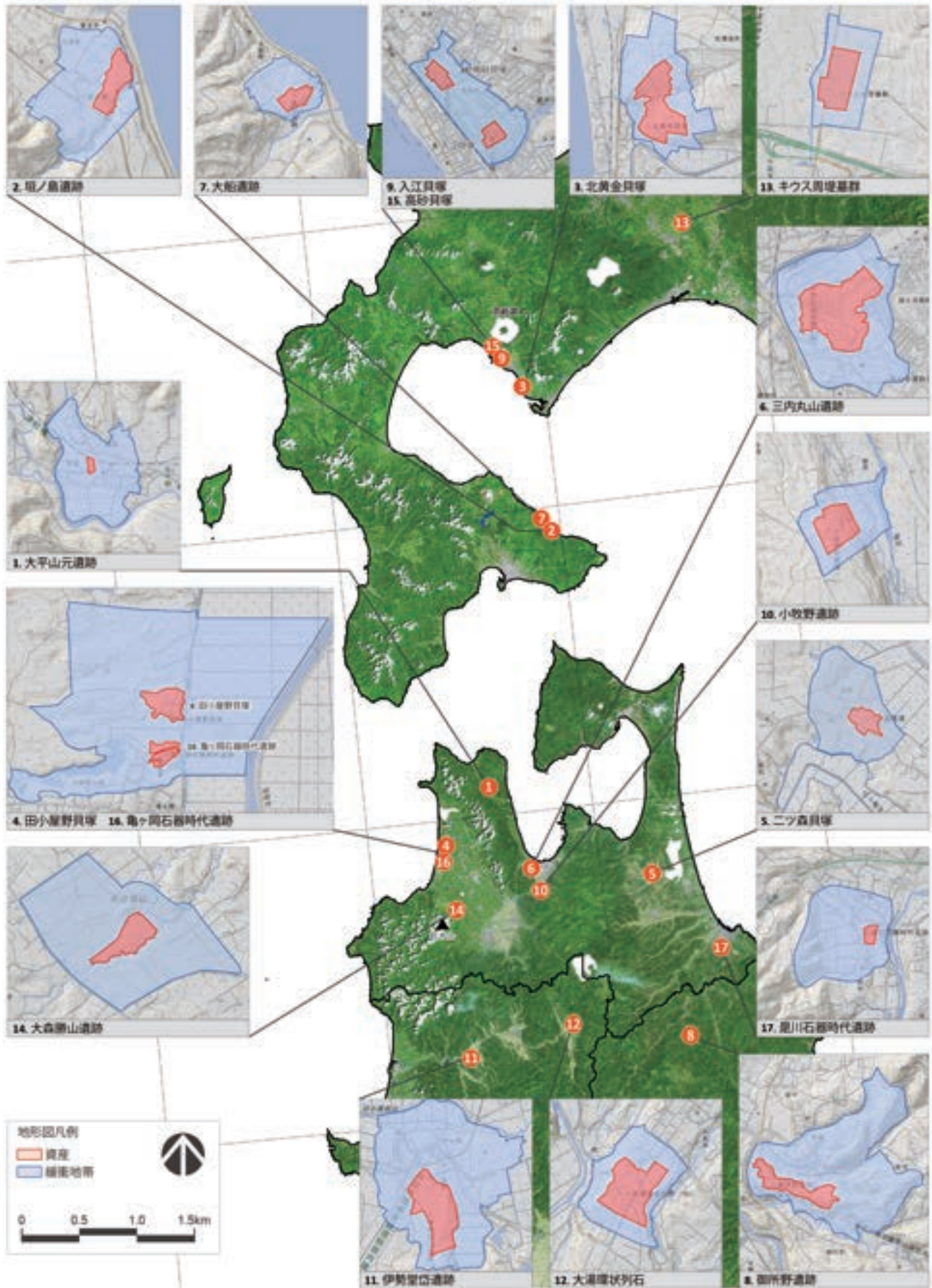


図3-001 構成資産の位置

適合される評価基準

評価基準 (iii) 及び評価基準 (v)

顕著な普遍的価値の言明

a) 総合的所見

本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。冷温帯落葉広葉樹の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差し豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、恵まれた環境にあった。

人々は、このような環境のもとで食料を安定して確保するとともに、約15,000年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1万年以上にわたって農耕社会に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を継続した。

また、定住開始のごく初期から精緻かつ複雑な精神文化を構築した。墓地を作り、祭祀・儀礼の場である捨て場や盛土、環状列石などを構築し、祖先崇拜や自然崇拜とともに、自然の豊穡への祈念や互いの紐帯の確認などが世代を越えて行われていた。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕社会以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

b) 評価基準への適合性証明

評価基準 (iii) の適用

先史時代の人々は、豊かな森林資源・水産資源を持続的に管理することによって採集・漁労・狩猟を生業の基盤とし、約15,000年前には土器を使用することによって定住を開始した。その後1万年以上にわたって、農耕社会に移行することなく集落を発展・成熟させた。冷温帯広葉樹が平野部まで広がるこの地域は、堅果類をはじめとして豊富な森林資源を得ることができた。また、暖流と寒流とが交わる地域でもあり、多様な水産資源も獲得できた。本資産は、季節変動又は気候変動に応じて巧みに食生活を変えてきたことが考古学的に明らかとなっている貴重な例である。

また、定住開始のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻で複雑な精神文化を構築したことが考古学的に明らかになっている。墓を作ることは先祖を追慕・崇敬する祖先崇拜の証左である。祭祀・儀礼に関わる捨て場や盛土、環状列石を構築し、豊穡への祈念や人々の互いの紐帯の確認などが行われた。

評価基準 (v) の適用

集落は生活の拠点であり、その立地環境は生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映されていたものと推測される。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など集落の選地には多様性が見られ、それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。海進期には高い丘陵地に、海退期には食料を得やすい海岸近くに集落を営むなど、気候変動による海水面の変動にも対応しつつ、サケ・マス・シジミ・ハマグリに代表される豊富な水産資源や、シカ・イノシシ・クリ・クルミといった豊かな森林資源を利用することによって、採集・漁労・狩猟の生活を長期間継続することができた。

c) 完全性の言明

本資産は17の考古遺跡で構成される。本資産は、

- 属性a：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと、
- 属性b：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと、
- 属性c：集落の立地と生業との関係が多様であること、
- 属性d：集落形態の変遷を示すこと、

など農耕社会以前における人類の生活の在り方を示し、本質的な価値を伝える全ての属性を満たしていることから高い完全性は保たれている。

各構成資産の資産範囲は、いずれも集落及び祭祀・儀礼空間を構成する重要な遺構を全て含む範囲及び当時の立地又は環境を示す地形もしくは情報について必要な範囲を確保しており、総体として全ての属性を満たしている。

また、本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡又は史跡に指定され、長期的に厳密な保護措置が講じられているとともに、それぞれ保存管理計画を策定し、管理者として地方公共団体が各構成資産を所管することを明記するとともに、適切な維持・管理、価値を保存・伝達するための環境整備等を積極的に行っている。

さらに十分な緩衝地帯を設定し、資産の価値に負の影響を与える行為に対して法的規制を行い、保全のための対策を示すことによって、資産の適切な保護を実施している。

d) 真実性の言明

本資産は、属性a：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと、属性b：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと、属性c：集落の立地と生業との関係が多様であること、属性d：集落形態の変遷を示すことのいずれの面についても高い真実性を保持している。

本資産は考古遺跡で構成され、基本的には地下に埋蔵されているが、一部の環状列石などは地表面でも確認できる。考古遺跡は廃絶後に土砂等によって埋没し、数千年が経過してもなおその状態が保たれており、各構成資産の形状・意匠（デザイン）、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性の諸要素について真実性が保持されている。

また、これらは文化庁の指導の下、所有者や所管する地方公共団体により万全な保護措置が講じられ、自然災害や大規模開発等による負の影響はなく、その顕著な普遍的価値を表す属性は保全され、文化遺産としての価値を失うことなく良好な状態を保っている。

e) 保存管理上の要件

北海道、青森県、岩手県及び秋田県等の関係地方公共団体では、資産の顕著な普遍的価値を保全するための基本方針である包括的保存管理計画を策定している。これに基づいて、縄文遺跡群世界遺産本部等を設置し、国の指導と関係機関との連携の下で、構成資産の保存・管理等を総括的に推進している。また、各構成資産を所管する地方公共団体では、個別の保存管理計画を作成するとともに、各構成資産の保存・管理及び活用を各地方公共団体の基本計画にも盛り込み、計画的に推進している。

なお、各構成資産の経過観察（モニタリング）については、顕著な普遍的価値の保持、維持・管理の観点から指標を設定し、定期的かつ体系的に実施している。

第2章 | 資産の概要

1 資産の特徴

本資産は、北東アジアにおいて1万年以上の長期間にわたり継続した採集・漁労・狩猟による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく表しており、農耕社会以前における人類の生活の在り方を顕著に示す物証である。

本資産は、日本列島を構成する北海道島の南部及び本州島の北部に位置する。資産は山地、丘陵、平地、低地などの多様な地理的環境に立地し、近傍には内湾や湖沼及び水量豊富な河川も存在する。本資産の属する先史時代には、ブナ・ミズナラ・クリ・クルミなどで構成される冷温帯落葉広葉樹（北方ブナ帯）の森林が海岸線まで広がっていた。海洋では暖流と寒流とが交差することによって豊かな漁場が生じ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上するなど、恵まれた環境にあった。それによって定住が早くから開始し、発展、成熟した。それとともに精神文化も充実し、この地域特有の祭祀・儀礼空間も出現した。

本資産が語る北海道・北東北における農耕社会以前の人類の生活の在り方は、紀元前13,000年頃に始まり、紀元前400年頃まで継続した。この時期は、日本の歴史では縄文時代に区分される。北東アジアの中国東北部やロシア極東地域では旧石器時代から新石器時代、そして青銅器時代の一部まで、中国大陸部の黄河以南では旧石器時代から春秋戦国時代まで、ヨーロッパでは旧石器時代から鉄器時代及び古代ローマ帝国の成立までの幅広い時代に相当する。

本資産の時代には、旧石器時代以降の急激な温暖化の中、長江（揚子江）流域では常緑照葉樹林を背景に稲作農耕文化、黄河流域では常緑照葉樹林や落葉広葉樹林を背景に雑穀農耕文化が成立した。一方、中国東北部では落葉広葉樹林、沿海州地域では落葉・針葉樹林、背景にそれぞれ狩猟採集文化が成立したことが知られている（図3-002）。

そして日本列島もまた、常緑照葉樹林や冷温帯落葉広葉樹林（北方ブナ帯）を背景として、北海道島から沖縄島まで、それぞれの地理的・気候的条件に適応した狩猟採集文化が存続していた。

本資産は北東アジアにおいて1万年以上の長期にわたって採集・漁労・狩猟を基盤とし、定住が開始、発展、成熟するとともに、精緻で複雑な精神文化を形成したことを示す類い希な物証である（図3-003）。

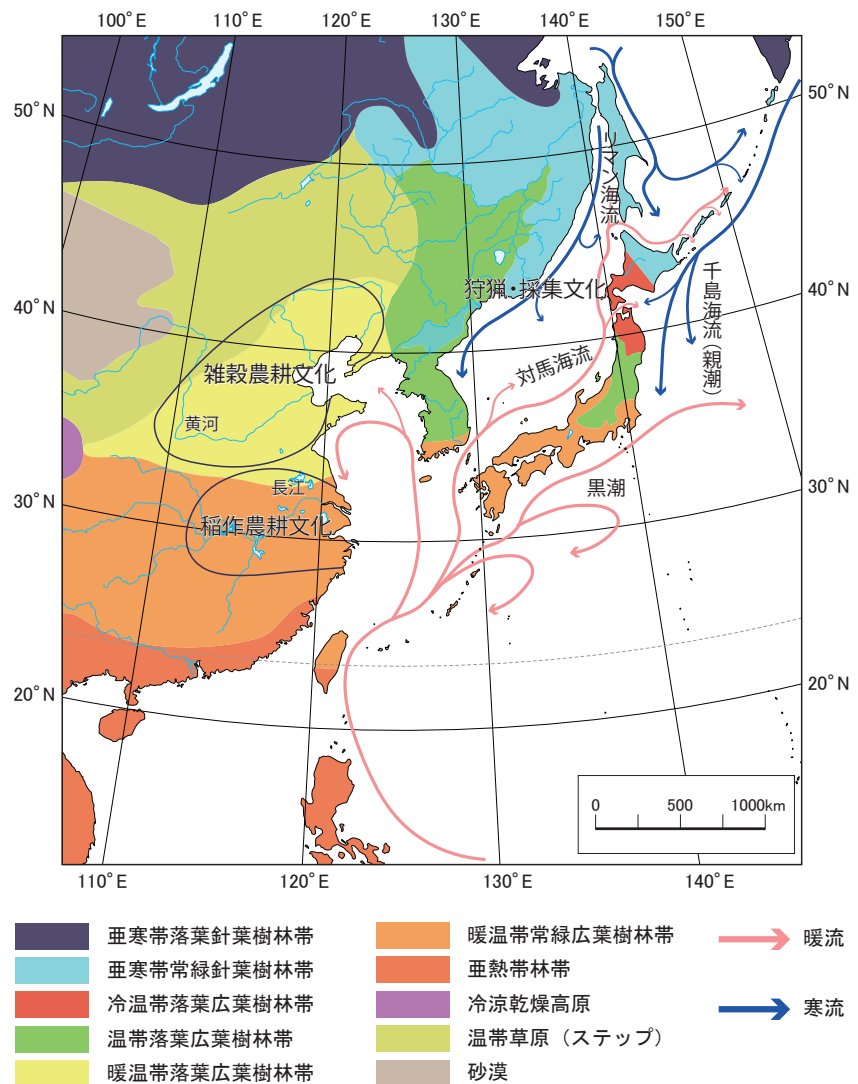
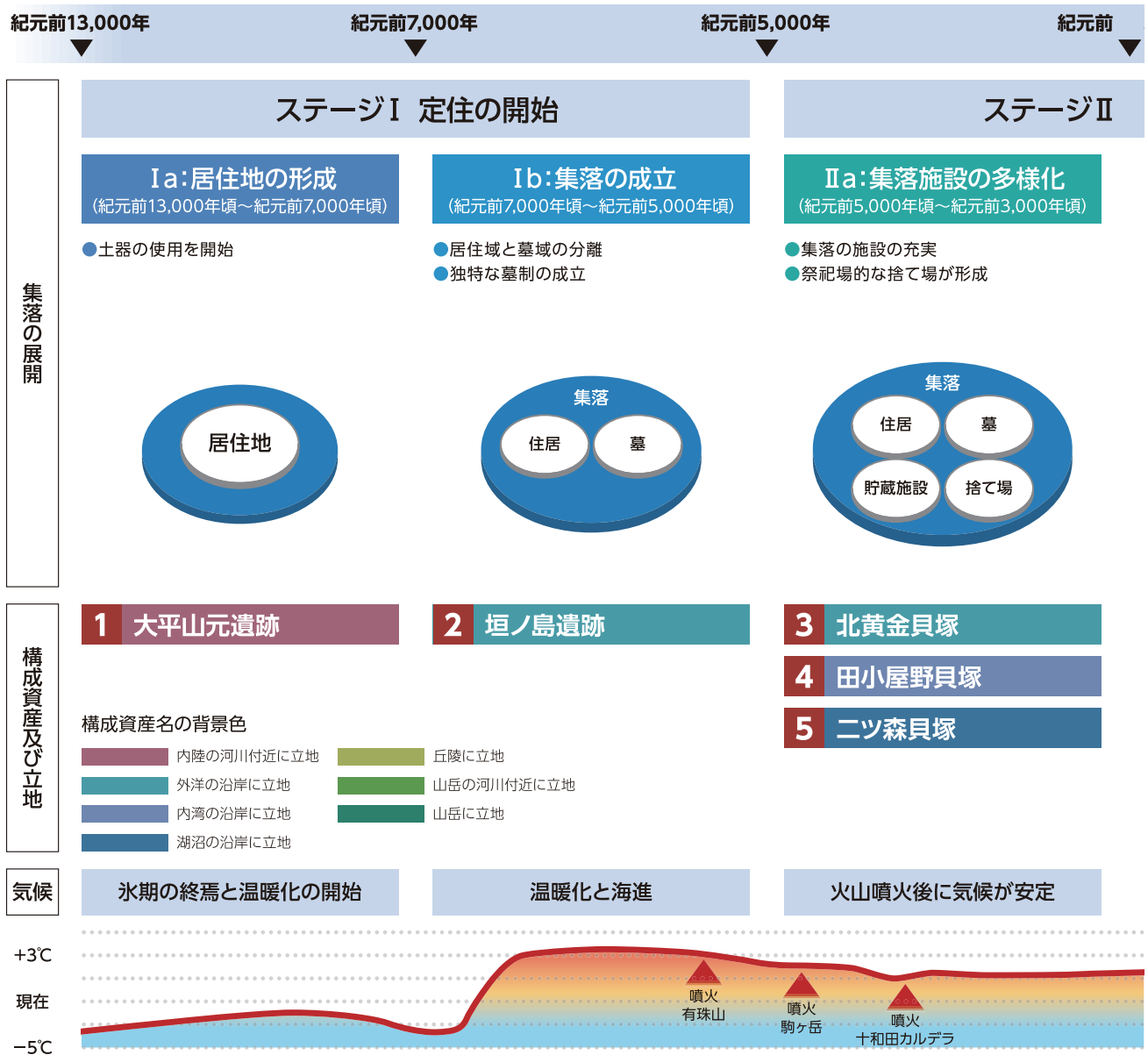


図3-002 植生図

図3-003 資産における集落展開及び精神文化に関する6つのステージ（模式図）





2 北海道・北東北地域の人々の暮らし

ステージ I a 定住の開始

紀元前13,000年頃に急激な温暖化・湿潤化が地球規模で進むと、日本列島は海水面の上昇により大陸から切り離された。針葉樹から落葉樹へと植生が大きく変化し、堅果類の増加や暖流・寒流に伴う回遊魚が出現すると、これらの新たな食料資源を利用するために、この地域では列島各地に先駆けて煮沸用の土器が出現した。重量があり壊れやすいため遊動生活に適さない土器の出現は、人類が定住を宣言し、新たな文化の幕開けを告げるものであった。

北東アジアで最古の土器が出土した1 大平山元遺跡では、竪穴建物などの本格的な居住施設は伴わないものの、石器製作や調理に用いた土器の分布範囲によって、当地において定住が開始したことを示している。この時期は祭祀・儀礼空間が遺構として確認されておらず、精神文化の在り方が未分化であり、その後の展開の前段階と位置づけることができる。この時期の遺跡は沿岸及び河川流域に立地するものの、その数はきわめて少なく、土器を伴う遺跡は大平山元遺跡のみである。



図3-004 ステージ I における立地環境

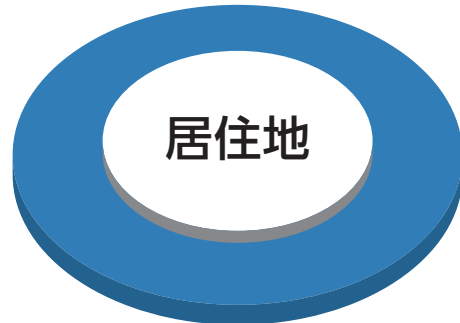


図3-005 ステージ I aの模式図

ステージ I b 集落内の機能分化

寒暖の小変動を繰り返しながらも温暖化は進み、紀元前7,000年頃には北海道南部・北東北では冷温帯落葉広葉樹林（北方ブナ帯）が人々の生活空間である平野部や海岸線まで広がった。冷温帯落葉広葉樹林は、生物多様性に富み豊富な食料資源があることから、長期間の安定した定住や集落の形成が可能となり、集落数が一気に増加した。また、海水面の上昇とともに潮流が活発化し、近海には様々な生物が生息するようになったことにより、沿岸地域に数多くの集落が作られた。海進の影響を受けにくい高台に立地する2 垣ノ島遺跡では住居数棟からなる集落が形成され、居住域と墓域の分離が明確となった。

墓域の出現は、日常・非日常の空間の区別や土地に対するある種の執着の醸成とともに居住する集団の結びつきを強めることに大きく貢献し、祖先崇拜の形成にもつながったと考えられる。

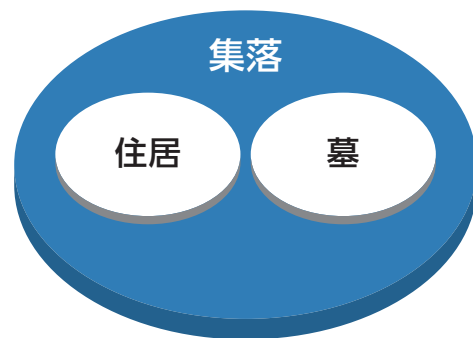


図3-006 ステージ I bの模式図

ステージII a 集落を構成する施設の多様化

その後も温暖化は継続し、紀元前4,300年頃に海進はピークを迎える。この地域では紀元前4,200年頃に十和田火山が大噴火したが集落が消滅することはなく、ブナ林が持つ多様な森林資源の利用を背景に、後に一大勢力となる地域文化圏が成立し、クリやウルシなど有用植物の積極的な利用が盛んになった。紀元前3,000年頃まで穏やかな気候が続くなか、定住が最も安定した。

各集落は海岸部、湖沼地帯、河川域などで地域ごとにまとまっており、住居域や墓域に加え、定住を安定させるための貯蔵施設、衛生環境を保持するためと祭祀的性格を持つ捨て場が形成され、集落の構成要素が多様化した。

3 北黄金貝塚では豊富な貝類・魚骨・海獣骨が出土し、当時の自然環境の変化と人間の環境適応の実態とがわかる。4 田小屋野貝塚の捨て場からは使用可能な骨角器やベンケイガイの貝輪の未成品が多数出土しており、この時期の祭祀のあり方を示す。5 ニツ森貝塚では貝塚から破砕された土器等が出土しており祭祀場としての機能を示すほか、貯蔵穴が墓として転用されるなど、祭祀場の多様な在り方がわかる。



図3-007 ステージIIにおける立地環境

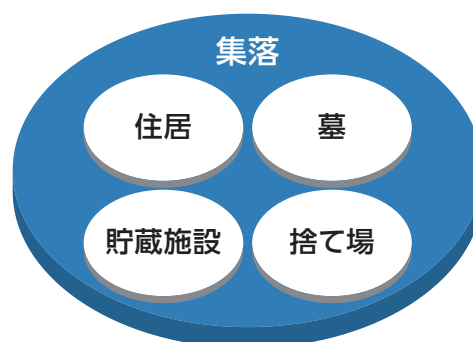


図3-008 ステージII aの模式図

ステージII b 拠点集落の登場

紀元前4,300年以降は次第に冷涼化するものの、気候は比較的安定していた。

集落の中には存続期間が長く、多様な施設から構成される拠点集落が登場した。集落内の祭祀場はより多様化し、環状に配置された配石や組石遺構、小型の環状列石を伴う墓が登場し、盛土も大規模化する。引き続き葬送儀礼が活発に行われており、加えて長期間かけて形成される盛土も見られることから、同一の場所で世代を超えて祭祀・儀礼が行われていた。

6 三内丸山遺跡は多様な施設で構成された拠点集落であるとともに、祭祀に使われた道具が多数出土していることから、継続して祭祀・儀礼が行われたことがわかる。また、周辺に所在する同時期の小規模集落との対比から拠点集落の在り方がわかる。7 大船遺跡では大規模な盛土を形成したのちに盛土をはさむように貯蔵施設及び墓域を配置するなど、祭祀場を軸とした集落形成の在り方を示す。8 御所野遺跡では墓、盛土、配石遺構、掘立柱建物が分離して配置されるほか、土偶、土製品、石製品などの祭祀的な遺物とともに焼かれた獣骨や堅果類、焼土が出土しており、火を使った祭祀が行われていたと考えられる。



図3-009 ステージII bの模式図

ステージⅢ a 集落の小規模・分散化と共同の祭祀場の成立

紀元前2,200年頃の一時的な冷涼化の影響により、集落規模や居住環境が大きく変化した。集落は小規模化するとともに分散し、これまで生活空間としての利用が少なかった丘陵や山地への進出も行われるようになった。分散化した集落間の結びつき（紐帯）を強めるため、共通の祭祀・儀礼活動の拠点となる共同墓地又は環状列石といった規模の大きな施設の構築が盛んに行われた。これらは地域内の複数の集落によって共有される施設であり、祭祀場を中心に地域的なネットワークを形成するようになったことがわかる。これらの構築や維持・管理には多大な時間と労力を要し、複数の集団が協働して計画的に行ったと考えられることから、地域社会が成熟、充実していたことを示すものである。9 入江貝塚は共同の祭祀場や墓地を支えた集落の典型である。10 小牧野遺跡は複雑な配石構造を持つ単独の環状列石、11 伊勢堂岱遺跡は多量の祭祀具を伴う4つの環状列石、12 大湯環状列石は同心円配置を示す遺構群から成る規則的な構造を有した2つの環状列石であり、併せて環状列石の多様な在り方を示すほか、いずれも墓域を伴う。一方で近接して集落はなく、この時期の精神文化の在り方を示している。



図3-010 ステージⅢにおける立地環境

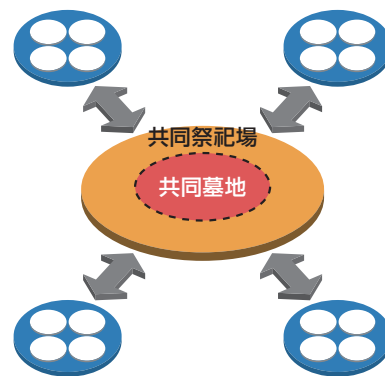


図3-011 ステージⅢ aの模式図

ステージⅢ b 祭祀場と墓地との分離

紀元前1,000年頃に再びやや冷涼な気候となった。このため、集落の減少及び小規模化も継続した。この地域では引き続き、集落の結びつき（紐帯）を深めるため共通の祭祀・儀礼の拠点となる施設を構築する。墓域は集落構成から離れて形成され、多様な祭祀・儀礼の中でも葬送に関する儀礼が特化し、独立したものと言える。

北海道では、13 キウス周堤墓群に代表されるように、大きな労力を必要とした大規模な土手で囲まれた共同墓地である周堤墓が発達する。また、14 大森勝山遺跡のように引き続き環状列石が形成されるが、従来とは異なり墓域とは別に祭祀場が構築される。15 高砂貝塚は土坑墓と配石遺構から構成される共同墓地であり、土偶や供献土器を伴う土坑墓から墓前祭祀が行われたことがわかる。16 亀ヶ岡石器時代遺跡は審美性豊かな土偶や多彩な副葬品が出土する共同墓地の遺跡である。17 是川石器時代遺跡は竪穴建物、水場、捨て場など多様な遺構も検出され、この時期の集落の典型を示している。いずれの構成資産も、この時期の発達した精神文化の在り方を示している。



図3-012 ステージⅢ bの模式図

3 資産の顕著な普遍的価値（OUV）の属性

本資産の価値の属性は、以下、**a**～**d**に整理することができる。

a 自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

先史時代の人々は、豊かな森林資源及び水産資源を持続的に管理することによって採集・漁労・狩猟を産業の基盤とし、約15,000年前には土器を使用することによって定住を開始した。その後1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、定住を発展・成熟させた。この間、海進・海退をはじめ様々な気候変動や環境の変化、大規模な火山活動や地震・津波等があったものの、これらの変化に巧みに適応することができたため、この地域における人間の生活が消滅することはなかった。

冷温帯広葉樹林（北方ブナ帯）が平野部まで広がるこの地域では、堅果類をはじめとして豊富な森林資源を得ることができた。また、暖流と寒流が交わる地域でもあり、多様な水産資源も獲得できた。本資産は、季節変化や気候変動に応じて巧みに食生活を変えてきたことが考古学的に明らかとなっている貴重な例である。

b 祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

縄文時代のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻で複雑な精神文化を構築したことが考古学的に明らかになっている。

楕円形や円形に地面を掘削して死者を埋葬する土坑墓は、しばしば特定の場所に集中して墓域を形成する。屈葬や伸展葬で埋葬された死者には、櫛や腕輪などの漆製品、滑石・コハク・ヒスイ製の玉、赤く彩色した土製の玉など副葬品が伴う。貝塚・盛土などの捨て場もまた、貝殻や生活廃棄物のほかに人骨や獣骨、意図的に破壊した土器や石器、母性を表現した土偶も出土しており、祭祀施設としての機能を有していたと考えられる。この地域の人々が構築した精神文化をもっとも端的に表すのが、複雑に組み合わせた組石を円環上に配置した環状列石である。環状列石には単数のもの、複数のもの、多重のものなど様々な形式があり、組石直下に土坑墓を設けるものもある。中には太陽の運行と周辺地形又は列石そのものとの配置を意識して構築されたものもあり、こうした自然現象を独特の精神文化と関わらせる活動を通じて、祖先崇拜や人々の互いの紐帯の確認などが行われたと考えられている。

また、盛土は、長期間にわたり土器や石器、土偶などの多様な土製品・石製品を土砂とともに埋納したものであり、世代を越えて祭祀・儀礼が行われていたことを示す。

c 集落の立地と生業との関係が多様であること

集落は生活の拠点であり、その立地環境は生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映されていたものと推測される。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリなどの群生地など集落の選地には多様性が見られ、それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。海進期には高い段丘上に、海退期には食料を得やすい海岸近くに集落を営むなど、気候変動による海水面の変化にも対応しつつ、サケ・マスに代表される豊富な水産資源やシカ、イノシシ、クリ、クルミに代表される豊かな森林資源を利用することによって、採集・漁労・狩猟の生活を長期間継続することができた。

d 集落形態の変遷を示すこと

土器の出現とともに定住が開始し、居住地が形成されると、やがて集落では居住域と墓域との分離が明確になるなど機能分化が生じた。穏やかな気候が続く中、祭祀場・捨て場・貯蔵穴といった多様な施設を備え、周辺の小規模集落とは規模や構造が異なる集落が出現した。その後、これらの集落は拠点集落として機能し、中でも祭祀・儀礼に特化した空間や施設が発達する。気候が冷涼化すると、集落の小規模化・分散化が進み、集落外に複数の集落が協同して営む墓地及び祭祀場が形成される。さらには複数の集落によって維持・管理される共同墓地が祭祀場と分離して形成され、人々の紐帯として機能した。このように、1万年以上継続した生活の中で、人々は気候変動や社会の在り方に応じて集落の構造を変化させてきた。こうした先史時代における集落形態の変遷について、物証をもって確認することができる。

第3章 | 構成資産及び関連資産の概要

1

史跡 — おおだいやまもと 大平山元遺跡

青森県外ヶ浜町

ステージIa — 紀元前13,000年頃

史跡年代 — 紀元前13,000年頃



大平山元遺跡は、日本列島北部青森県津軽半島の中央部の外ヶ浜町に所在し、^{かにた}蟹田川左岸の標高26mの河岸段丘上に立地する。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、日常生活に使用する石器に適した良質の石材が採取できる環境である。

本遺跡は、定住開始期前半（ステージI a）に位置づけられ、煮沸用の土器を使用し、この地に居住地を形成した。移動に適さない土器の出現は定住の開始を告げるものである。

居住地は南北26m×東西20mの楕円形の範囲で、この中に土器の使用と石器づくりの空間が含まれていることから、土地利用の何らかの規制があったものと見られるが、祭祀・儀礼の在り方は未分化の状態にあるものと考えられる。

出土した土器は、付着炭化物の放射性炭素年代測定の結果、紀元前13,000年頃の年代値が得られており、北東アジア最古のものである。また、共伴する石器群は旧石器時代末期の特徴を引き継いでいながらも、弓矢の使用開始を示す石鏃が新たに加わった。

本遺跡は、地球規模での温暖化とともに遊動から定住へと生活様式が大きく変化する時期（紀元前13,000年頃）のものであり、人類が山岳地域から平野部へ進出するとともに、安定した食料確保と生活を維持するための選地が行われ、定住開始期の様子や河川近くの生業の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-002 大平山元遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1971年	秋	石斧の発見
1975年・1976年		発掘調査 無文土器片の出土
1998年		発掘調査 炭化物の年代分析
2000年～2008年		発掘調査 価値・評価の確定
2011年	12月 1日	総括報告書『大平山元 旧石器時代から縄文時代への移行を考える遺跡群』の刊行
2012年	7月26日	意見具申書の提出(史跡指定にむけた諸手続準備)
2013年	3月27日 11月 3日	史跡に指定 史跡指定記念講演会「最古の土器文化を求めて」を開催
2014年	11月25日 4月 1日から	意見具申書の提出(追加指定にむけた諸手続準備) 公有地化事業の開始
2015年	10月 7日 4月 1日から	追加指定 保存・活用を目的とした追加事業
2016年	3月31日 4月 1日から	『国史跡大平山元遺跡保存管理計画』策定 保存・活用を目的とした追加事業
2017年	3月31日 4月 1日から	『国史跡大平山元遺跡整備基本構想』策定 保存・活用を目的とした追加事業
2018年	3月30日 4月 1日から	『国史跡大平山元遺跡整備基本計画』策定 保存・活用を目的とした追加事業
2019年	3月29日 3月31日 4月 5日 7月 1日	保存・活用を目的とした追加事業に伴う総括報告書Ⅱ『史跡大平山元遺跡』刊行 展示施設基本設計検討 出土品県重宝指定 民間団体「大平山元遺跡もりあげ隊」発足
2020年	3月31日 4月 1日から 5月 1日 7月 1日 11月12日・18日	整備実施設計(第1期整備事業) 第1期整備事業現地工事開始 外ヶ浜町景観条例施行 外ヶ浜町景観条例施行規則、外ヶ浜町景観計画策定 遺跡広場駐車場用地購入
2021年	4月 1日 7月 1日 7月27日 8月28日	外ヶ浜町教育委員会に世界遺産推進室が設置される 大平山元遺跡広場駐車場供用開始 大平山元遺跡の世界遺産登録記念リーフレット発行 大平山元遺跡の「登録記念を祝うの集い」開催



史跡整備工事了
(2022(令和4)年度)



大平山元遺跡もりあげ隊によるガイド活動

2

史跡——^{かきのしま}垣ノ島遺跡

北海道函館市

ステージIb — 紀元前5,000年頃
 史跡年代 — 紀元前7,000年頃～紀元前1,000年頃



垣ノ島遺跡は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、垣ノ島川左岸の標高32～50mの海岸段丘上に立地する。水産資源の豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である。

集落は、定住開始期後半（ステージI b）に位置づけられ、段丘中央部には地面を掘込み耐久性のあり長期間居住できる堅穴建物による居住域、その南側に墓域が形成され、居住域と墓域とが分離し集落内での機能分化が見られる。このことは土地利用について日常と非日常の空間が区別されていたとともに、墓地の構築は土地に対する愛着を示すものでもある。

墓には、子どもの足を押捺した足形付土版が副葬されることがあり、この地域独特の葬送であるとともに、高い精神性を示している。

生業では堅穴建物から漁網用の石錘が多く出土するなど、特に漁労が活発に行われていたことがわかる。

なお、定住成熟期前半（ステージIII a）にも祭祀場である大規模な盛土が継続して形成され、活発な祭祀・儀礼が行われていた。

本遺跡は、定住開始期後半（紀元前7,000年頃）の集落遺跡であり、海進期と沿岸地域における生業の在り方及び耐久性のある堅穴建物の出現、さらに居住域と墓域の分離など、集落における機能分化の開始を示し、精神文化の様相がわかる重要な遺跡である。加えて成熟期前半（紀元前2,000年頃）には祭祀場である盛土の形成も特筆される。

表3-003 垣ノ島遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1975年	10月	発見
1979年		垣ノ島A遺跡として遺跡台帳に登録
2000年～2003年		国道改良工事に伴う緊急発掘調査
2003年～2009年		詳細分布調査
2006年	3月	『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』策定
2011年	2月 7日 10月 1日	史跡に指定。垣ノ島遺跡に改称 函館市縄文文化交流センター開館
2012年	11月 7日 12月10日	「史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会」設置 『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画』策定
2012年・2013年		公有地化
2013年～2016年		史跡内容確認調査
2016年	3月16日 9月 1日 11月 8日	『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画』改訂 「史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会」設置 『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画』策定
2017年	3月17日 3月31日	『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本設計』策定 総括報告書『史跡垣ノ島遺跡』刊行
2017年～2021年		史跡垣ノ島遺跡保存整備事業実施
2019年	7月 2日	「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」設置
2021年	3月26日 6月26日～ 9月26日 7月 1日 7月28日 8月 3日～10月 3日	『史跡垣ノ島遺跡保存整備事業報告書』刊行 市立函館博物館において企画展「大船・垣ノ島遺跡と世界遺産」開催 函館市景観計画改定「縄文遺跡群都市景観形成地域」指定 世界遺産登録決定・垣ノ島遺跡オープン祝賀レモニー、一般公開開始 函館市縄文文化交流センターにおいて企画展「大船遺跡と垣ノ島遺跡」開催



本物の土器や石器に触れられる発掘体験
(2021年10月)



AR機能を駆使したデジタルコンテンツ
(2022年7月)

3

史跡——^{きた こ が ね}北黄金貝塚

北海道伊達市

ステージⅡa — 紀元前5,000年頃～紀元前3,500年頃

史跡年代 — 紀元前5,000年頃～紀元前2,000年頃



北黄金貝塚は、北海道南西部内浦湾東岸の伊達市に所在し、標高10～20mの丘陵上に立地する。水産資源に恵まれた内浦湾に面し、後背地には森林資源豊富な落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期前半（ステージⅡ a）に位置づけられ、台地上に居住域と墓域、貝塚が近接して配置される。低地には湧水点と水場遺構が所在する。居住域と近接した場所では、貝塚と墓域が一体となって祭祀場が形成されており、多様な機能を備えた施設を持つ集落である。

海水面が最も高かった時期には、温暖な環境に棲息するハマグリを中心とする貝塚と居住域が丘陵頂部に形成されていたが、海退にともなって海寄りの低地に移動するとともにハマグリは減少するなど、海進・海退など海水面や海岸線の変化と連動して貝塚や住居の形成地点、貝の種類などが変遷する環境適応の実態を示している。貝塚から出土するハマグリ、マガキ、ホタテガイなどの貝類やマグロやヒラメなどの魚骨、オットセイ、クジラなどの海獣骨は、漁労を中心としていたこの地域の生業の特徴を示している。

湧水点と水場遺構からは、故意に破壊したすり石と石皿が大量に出土し、石器の廃棄に伴う祭祀的な性格を持つ場と考えられており、さらに貝塚における動物骨の意図的な配置など、高い精神性も示している。

本遺跡は、定住発展期前半（紀元前5,000年～紀元前3,500年頃）の貝塚を伴う集落であり、多様な施設を備え、沿岸地域の生業の在り方及び海進・海退への適応状況、水場遺構や貝塚における祭祀・儀礼などの高い精神文化を示す重要な遺跡である。

表3-004 北黄金貝塚の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1948年		峰山巖により発見
1950年	6～7月	峰山巖・伊達高校郷土研究部が踏査を実施
1953年	7月	名取武光・峰山巖・伊達高校郷土研究部がA地点貝塚とB地点貝塚の発掘調査を実施
1958年	8月	名取武光・峰山巖・伊達高校郷土研究部がC地点貝塚の発掘調査を実施
1969年～1979年		札幌医科大学解剖学第二講座がA'地点の発掘調査を実施
1983年～1985年		伊達市教育委員会が詳細分布調査を実施
1985年		「北黄金貝塚利用計画策定懇談会」設置
1986年		『北黄金貝塚遺跡公園整備構想』策定
1987年	12月25日	史跡に指定(66,942㎡)
1989年～1990年		公有地化
1993年		「国指定史跡北黄金貝塚整備委員会」設置
1993年～1999年		伊達市教育委員会が史跡整備のための発掘調査を実施
1995年		『国指定史跡北黄金貝塚保存整備基本計画』策定
1996年	6月27日	追加指定(20,621.88㎡)
1998年～2001年		史跡整備事業実施
1998年～1999年		公有地化
2001年	6月	史跡北黄金貝塚公園オープン ボランティアガイド団体「オコンシベの会」設立
2007年	6月 8日	北海道教育委員会により、史跡北黄金貝塚が資産候補として選定される。
2010年～2012年		伊達市教育委員会が茶呑場台地の詳細分布調査を実施
2012年		「北黄金貝塚保存管理計画策定委員会」設置
2013年	10月17日	公有地化 追加指定(56,030.14㎡)
2015年	7月28日	『史跡北黄金貝塚保存管理計画』策定
2020年	4月 1日 12月14日	「北黄金貝塚保存活用推進協議会」を設置 『伊達市景観条例』制定
2021年	4月	『伊達市景観計画』策定



「オコンシベの会」による史跡ガイド



だて噴火湾縄文まつりでの釣りゲーム

4

史跡——^{たごやの}田小屋野貝塚

青森県つがる市

ステージⅡa — 紀元前4,000年頃～紀元前3,000年頃

史跡年代 — 紀元前4,000年頃～紀元前2,000年頃



田小屋野貝塚は、日本列島北部青森県西部のつがる市に所在し、岩木川左岸の標高10～15mの丘陵平坦面から緩斜面上に立地する。海進期に形成された内湾である古十三湖に面しており、内水面の漁労及び貝の採取に適するとともに、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である。

集落は、定住発展期前半（ステージⅡa）に位置づけられ、竪穴建物、墓、貝塚、捨て場などが分離して配置される。半地下式の貯蔵穴が複数作られるなど定住を営むための施設が見られる。居住域と墓域の分離は継続し、加えて土器・石器・祭祀遺物等が出土する捨て場の形成が行われる。捨て場の形成は恒常的な衛生環境の維持と日常的な祭祀・儀礼の存在を物語っている。土坑墓からは出産歴のある成人女性の埋葬人骨が発見され、この時期における埋葬方法を示している。

貝塚は、汽水域に棲息するヤマトシジミ・イシガイなどを主体とし、丘陵上に点在して形成されている。オニグルミやクリなどの炭化材も出土し、森林資源の利用も行われていた。

貝塚や捨て場からは、土器・石器の他にクジラ・イルカなど大型哺乳類の骨で作った骨角器なども発見されており、捨て場は祭祀場としての性格が窺われ、高い精神性を示している。さらに精神性の豊かさを示す装身具であるベンケイガイ製の貝輪の未製品が多数出土したことから、集落内で貝輪製作が行われていたことも明らかとなった。

本遺跡は、定住発展期前半（紀元前4,000年～紀元前2,000年頃）の貝塚を伴う集落であり、内湾地域における生業の在り方及び定住を営むための多様な施設の配置など、この地域における典型的な集落構造の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-005 田小屋野貝塚の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1896年以前		貝塚がすでに発見され、土器・石器などが出土
1896年		帝国大学佐藤傳蔵が発掘調査、現在で言う「盛土遺構」や円筒土器等を発見
1925年		東京帝国大学山内清男が踏査、円筒土器採集
1928年		東京帝国大学中谷治宇二郎が発掘調査、円筒土器出土
1944年	6月26日	史跡(史蹟)に指定
1990年・1991年		史跡南西部隣接地で青森県立郷土館発掘調査、竪穴建物内貝塚等を発見
2008年～2011年		つがる市教育委員会による史跡周辺の調査で、史跡周辺にも円筒土器文化の遺跡の所在確認
2009年	3月31日	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画』策定
2012年	2月 1日 12月25日	市の附属機関として「つがる市遺跡整備計画策定委員会」設置 『史跡田小屋野貝塚保存管理計画(補足)』策定
2012年～2015年		史跡内の調査で、縄文人骨、建物内外の貝塚、盛土遺構等確認 史跡周辺の内容確認調査を実施
2013年	4月 1日 8月 1日	史跡地の公有地化開始 「つがる市縄文遺跡整備検討有識者会議」設置。
2014年	3月31日	『つがる市縄文遺跡群整備基本構想』策定
2016年	3月31日	『田小屋野貝塚 総括報告書』刊行
2017年	10月13日	史跡指定地の西側42,917㎡を追加指定
2017年	10月21日	『田小屋野貝塚人骨展』をつがる市縄文住居展示資料館カルコで開催(11月26日まで)
2020年	4月 1日 6月 1日	市の附属機関として、「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会」を設置 つがる市景観計画、景観条例施行
2021年	3月29日	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画』策定。両史跡の拡張などの変化を踏まえてのもの

木造高校生による田小屋野貝塚ウォーク
(2019年8月)JOMON亀ヶ岡遺跡まつり2021でのベンケイガイ貝づくり体験
(2021年10月)

5

史跡——^{ふたつもり}ニツ森貝塚

青森県七戸町

ステージIIa — 紀元前3,500年頃～紀元前3,000年頃

史跡年代 — 紀元前3,500年頃～紀元前2,000年頃



ニツ森貝塚は、日本列島北部青森県東部の七戸町に所在し、太平洋岸に続く小川原湖西岸の標高約30mの段丘上に立地する。海進期に形成された湖沼地帯の最奥部で漁労や貝の採取など豊富な水産資源が得られるとともに後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期前半（ステージII a）に位置づけられ、段丘の東側を中心に広がり、平坦部に竪穴建物や貯蔵穴などによる居住域、その外側に捨て場（貝塚）や墓域が配置される。

貝塚は、丘陵の北斜面と南斜面に形成され、下層には海水性、上層には汽水性の貝塚が形成され、海進・海退による環境の変化を明確に反映している。出土した釣り針や銚などの漁労具、魚骨などから、活発な漁労が行われていたことがわかる。

貝塚には貝以外の使用可能な骨角器や完形土器等も含まれており、祭祀的な機能が確認できる。貯蔵穴の中には人骨が検出されているものもあることから、後に墓として転用されている。精巧に加工された鹿角製櫛は当時の高い精神性と加工技術を知る上でも貴重である。

本遺跡は、定住発展期前半（紀元前5,000年～紀元前3,000年頃）を中心とした大規模貝塚を伴う集落であり、湖沼地帯における生業の在り方及び貝塚などを中心とした集落構造、海進・海退など環境の変化による貝塚における貝の種類の変遷など環境適応の実態を示す重要な遺跡である。

表3-006 ニツ森貝塚の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1887年		廣澤安任氏による遺跡紹介
1938年		角田文衛氏による発掘調査
1962年	11月16日	青森県教育委員会による緊急発掘調査 鯨骨製青竜刀形骨器他3点が青森県重宝に指定
1972年		青森県立郷土館による貝層分布調査
1975年		天間林村教育委員会による緊急発掘調査
1989年		青森県立郷土館による発掘調査(第1次学術調査)
1991年		青森県立郷土館による発掘調査(第2次学術調査)
1992～1996年		天間林村教育委員会による発掘調査
1997年	4月 1日 7月 1日	ニツ森貝塚史跡公園開園 「ニツ森貝塚遺跡保存協力会」発足 天間林村教育委員会による緊急発掘調査
1998年	1月16日	史跡に指定(東側35,551.00㎡)
1999～2005年		天間林村教育委員会・七戸町教育委員会による発掘調査(第1次～第7次範囲確認調査)
2009年	9月 1日	「史跡ニツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会」設置
2010年	7月 1日	「史跡ニツ森貝塚保存管理等検討委員会」設置
2013年	4月17日	鹿角製櫛が県重宝に指定
2015年	3月10日 10月 7日 10月 2日	中央部9,331.98㎡を国史跡追加指定 西側から北側73,067.12㎡を国史跡追加指定 「ニツ森貝塚保存管理活用連絡協議会」設置
2016年	5月31日	『史跡ニツ森貝塚保存活用計画書』策定
2017年	8月24日	「史跡ニツ森貝塚整備計画検討委員会」設置
2018年	2月19日 3月	「ニツ森貝塚出土考古資料45点」町指定文化財に指定 『史跡ニツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画』策定
2019年	5月24日	「史跡ニツ森貝塚専門家委員会」設置
2020年	9月	七戸町景観計画策定
2021年	4月2日 4月15日	ニツ森貝塚館開館 「ニツ森貝塚ボランティアガイドの会」発足



ボランティアガイドによる解説(ニツ森貝塚館)



体験講座の開催

6

特別史跡 — さんないまるやま 三内丸山遺跡

青森県青森市

ステージⅡb — 紀元前3,000年頃～紀元前2,200年頃
 史跡年代 — 紀元前3,900年頃～紀元前2,200年頃



三内丸山遺跡は、日本列島北部青森県中央部の青森市に所在し、陸奥湾に注ぐ沖館川右岸の標高約20mの河岸段丘上に立地する。水産資源豊富な内湾及び河口に位置し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期後半（ステージⅡb）に位置づけられ、多様な施設で構成され、長期間継続した拠点集落であり、段丘全体に広がる。北側に竪穴建物、大型竪穴建物からなる居住域が、東側に墓域が明確に区分されて形成される。加えて、貯蔵施設や掘立柱建物、捨て場や盛土などが構築される。

列状に配置された墓からなる墓域や、祭祀・儀礼が行われた祭祀場であると考えられる大規模な盛土が長期間にわたって複数形成され、多数の土偶や祭祀用の道具類が出土し、自然崇拜や祖先崇拜などが継続して行われていたことを示している。

また、発掘調査により出土した狩猟具や釣り針、銚などの漁労具、加工具、多種多様な魚骨や動物骨、クリ、クルミなどの堅果類などから、通年において自然資源を巧みに利用していたことがわかる。

本遺跡は、定住発展期後半（紀元前3,000年～紀元前2,200年頃）を中心とした大規模な拠点集落であり、内湾地域における生業の在り方及び大規模な拠点集落の様相、祭祀・儀礼の多様性を示す重要な遺跡である。

表3-007 三内丸山遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1796年		紀行家の菅江真澄が現地を訪れ、「栖家能山」に土器・土偶をスケッチ
1928年		三内丸山からの石器出土報告（東京帝国大学理学部人類学教室）
1953年～1958年		慶応義塾大学と成田彦栄による調査
1991年	9月17日	運動公園拡張整備（都市計画公園）の事業認可
1992年～1994年		青森県教育委員会及び青森市教育委員会による調査
1994年	8月 1日	遺跡保存決定
1995年	8月 1日	『青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本構想』策定、遺跡展示室オープン
1995年～2022年		青森県教育委員会による調査（第1次～47次）
1997年	3月 5日	243,340.11㎡を史跡に指定
1998年	3月	『青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画』策定
1999年	3月	『集落復元専門委員会での集落復元基本計画・基本設計』策定
2000年	11月24日	243,340.11㎡を特別史跡に指定
2002年	11月30日	ガイダンス施設「縄文時遊館」オープン
2003年	5月29日	出土品1,958点が国重要文化財に指定
2010年	7月 9日	縄文時遊館を改修し、新展示室「さんまるミュージアム」オープン
2014年	3月18日 5月27日	近野地区8453.59㎡を特別史跡に追加指定 「三内丸山遺跡保存活用推進協議会」を設置
2016年	8月31日	『特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画』策定
2018年	3月23日	縄文時遊館新展示収蔵施設竣工
2019年	4月 1日	教育機関「三内丸山遺跡センター」設置
2020年	3月25日	教育委員会第854回定例会において『特別史跡三内丸山遺跡整備計画』が決定
2021年	4月 1日	青森市景観計画が改定。三内丸山遺跡の緩衝地帯を「景観形成重点地区」に指定。

三内丸山遺跡センターオープニングセレモニー
(2019年4月4日)第46次発掘調査風景
(2022年5月25日)

ステージⅡb — 紀元前2,500年頃～紀元前2,000年頃
 史跡年代 — 紀元前3,500年頃～紀元前2,000年頃



大船遺跡は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、大舟川左岸の標高約30～50mの海岸段丘上に立地する。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地に森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期後半（ステージⅡb）に位置づけられ、川に沿った段丘南側に竪穴建物、貯蔵施設、盛土、墓などの施設が分離して配置され、多様な施設が見られる拠点集落である。竪穴建物は、重複が激しく概して大型のものが多く、深さ2mを超えるものも存在する。

祭祀場である大規模な盛土が形成され、大量の土器・石器などが累積し、祭祀・儀礼が継続して行われており、高い精神性を示している。

また、発掘調査により、クジラ、オットセイなどの海獣骨やマグロ、サケなどの魚骨、マガキ類、タマキビなどの貝類のほか、クリ、オニグルミなどの堅果類、ヤマブドウ、ウルシ、キハダなどが出土しており、海岸部や河川における漁労とともに森林資源の利用も活発に行われた。

本遺跡は、定住発展期後半（紀元前3,500年～紀元前2,000年頃）の祭祀場である大規模な盛土遺構を伴う拠点集落であり、沿岸地域における生業の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-008 大船遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1984年	2月15日	発見、大船C遺跡として遺跡台帳に登録
1996年		町営墓地造成に伴う緊急発掘調査
1997年～2001年		詳細分布調査
1998年		「大船C遺跡調査検討委員会」設置
2000年	2月 4月28日	『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』刊行 「南茅部町大船C遺跡速報展示室」オープン
2001年	8月13日	史跡に指定。大船遺跡に改称
2002年		『国史跡大船遺跡整備・活用基本計画』策定
2003年		公有地化
2005年	9月 1日	史跡の内容確認調査（～2006年）。 速報展示室を「函館市大船遺跡埋蔵文化財展示館」に改称 「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」設置
2006年	3月 10月	『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』策定 『史跡大船遺跡復元整備基本計画』策定
2006年～2010年		史跡大船遺跡保存整備事業実施
2010年	3月31日 4月	『史跡大船遺跡保存整備事業報告書』刊行 一般公開開始
2011年	10月 1日	函館市縄文文化交流センター開館
2012年	12月10日	『史跡大船遺跡保存管理計画』策定
2016年	3月16日 4月 1日	『史跡大船遺跡保存管理計画』改訂 埋蔵文化財展示館を「大船遺跡管理棟」に改称
2019年	7月2日	「函館市縄文遺跡群保存活用協議会」設置
2021年	6月26日～9月26日 7月 1日 8月 3日～10月3日	市立函館博物館において企画展「大船・垣ノ島遺跡と世界遺産」開催 函館市景観計画改定「縄文遺跡群都市景観形成地域」指定 函館市縄文文化交流センターにおいて企画展「大船遺跡と垣ノ島遺跡」開催

市民団体による在来樹種の植樹活動
(2019年11月)管理スタッフによる遺跡内の解説
(2021年10月)

ステージⅡb — 紀元前2,500年頃～紀元前2,000年頃

史跡年代 — 紀元前2,500年頃～紀元前2,000年頃



御所野遺跡は、日本列島北部岩手県北部の一戸町に所在し、馬淵川東岸の標高190～210mの河岸段丘上に立地する。食料となるサケ、マスが遡上し、捕獲できるとともに、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期後半（ステージⅡb）に位置づけられ、東西に長い台地の中央部を墓域とし、その東西が大型建物、中・小型建物及び貯蔵穴で構成される居住域となっている。

中央部の墓域は、土坑墓が構築された後、その周囲に径2～3mの配石遺構が環状に分布する。配石遺構群の外側には掘立柱建物が環状に配置され、墓域の南側には祭祀場である盛土が形成される。墓域と盛土を中心としたこのような集落の形態は長期間にわたって継続されており、祖先崇拜などの祭祀を中心とした集落構成が読みとれる。

祭祀場である盛土からは大量の土器・石器などとともに焼かれたシカ・イノシシなどの動物骨、同様のクリ・クルミ・トチノミなどの堅果類、土偶、土製品、石製品などの祭祀的な遺物が出土し、火を使った祭祀が繰り返し行われたことを示している。

また、発掘調査によって、クリ・クルミ・トチなどの堅果類、サケ・マス類の魚骨、シカ、イノシシなどの動物骨が数多く出土し、それらの採集・加工や捕獲に用いられた道具類などとともに、多様な食料資源を具体的に示している。

本遺跡は、定住発展期後半（紀元前2,500年～紀元前2,000年頃）の配石遺構を伴う墓域と祭祀場である盛土を伴う拠点集落であり、内陸の河川流域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-009 御所野遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1989～1991年		農工団地造成に伴い試掘調査、範囲確認調査
1992年		国の指定を受けるための遺跡の内容確認調査
1993年	12月21日	史跡に指定
1994、1996～2000、 2002～2005年		遺構復元のための内容確認調査
1995年	2月21日	『御所野遺跡整備基本構想』策定
1996年	3月31日	『御所野遺跡整備基本計画』策定
1997年～2006年		環境整備事業
1999年	5月	「御所野愛護少年団」発足
2001年	4月21日	「御所野遺跡を支える会」発足
2004年	3月30日 4月 4日	『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅰ』刊行 「御所野遺跡発掘友の会」発足
2006年	7月28日	追加指定
2006年～2007年		範囲確認調査（遺跡東側）
2007年	3月31日	『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅱ』刊行
2007～2008年		範囲確認調査（遺跡西側）
2009～2012年		中央部盛土遺構の内容確認調査
2009年～（継続中）		保存整備事業
2010年	3月31日	『御所野遺跡植生復元整備計画書－縄文里山づくり事業－』策定
2013年	3月 6日 3月15日 3月29日	「岩手県世界遺産保存活用推進協議会縄文保存活用検討部会」 設置。 一戸町景観計画施行。御所野遺跡周辺を「特定景観地域」に指定。 『史跡御所野遺跡保存管理計画』刊行
2014年	3月18日	追加指定
2015年	12月28日	『御所野遺跡Ⅴ－総括報告書－』刊行
2017年	3月31日 6月11日	『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅲ－総括報告書』刊行 「御所野遺跡ガイドサポーターズ」発足
2021年	7月29日	御所野遺跡世界遺産登録記念誌を刊行



秋のクリーンデー
(2015年11月7日)



調査成果発表会
(2020年2月23日)

9

史跡——^{いりえ}入江・^{たかさご}高砂貝塚 (入江貝塚)

北海道洞爺湖町

ステージⅢa — 紀元前1,800年頃
 史跡年代 — 紀元前3,500年頃～紀元前800年頃



入江貝塚は、北海道南西部の洞爺湖町に所在し、内浦湾を望む標高約20mの段丘上に立地する。水産資源豊富な内浦湾に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住成熟期前半（ステージⅢ a）に位置づけられ、段丘の縁辺部近くに竪穴建物による居住域と墓域で構成される。貝塚は段丘の縁辺や段丘崖の斜面に形成されている。集落規模は前ステージに比べて小型化し、集落の分布も分散する傾向にある。

貝塚からはアサリやイガイなどの貝類のほか、ニシン、カサゴ、スズキ、マグロなどの魚類、エゾシカやイルカ類を中心とした哺乳類など多くの動物骨が出土し、多様な漁労具や魚骨、貝類の出土から漁労や狩猟が活発に行われていたことがわかる。また、特異な骨角製装身具なども出土するなど、祭祀場としての性格も見られ、高い精神性を示している。

墓域からは墓坑を伴わない埋葬人骨が確認され、そのうちの成人人骨1体は、筋萎縮症に罹患したことが明らかとなっており、四肢が不自由なまま周囲の手厚い介護を受けながら生きながらえたことを示している。

本遺跡は、定住成熟期前半（紀元前1,800年頃）の共同の祭祀場や墓地を支えた周辺に所在する集落の典型であり、水産資源を主とした沿岸地域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-010 入江貝塚の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1942年		入江貝塚、道路工事により貝塚の一部を発見
1950年		入江貝塚、A地点貝塚より「入江式土器」発見
1954年	8月18日～22日	入江貝塚、A地点貝塚調査
1966年・1967年		入江貝塚、C地点貝塚調査
1983年～1985年		入江貝塚分布調査、入江貝塚に関する懇談会設置
1985年	2月	入江貝塚整備、指定に向けた検討委員会の設置
1988年	5月13日 9月12日	史跡に指定(24,474.7㎡) 入江貝塚公園整備計画書作成
1991年	4月 9日	入江貝塚公園整備計画書の見直し 「国指定史跡入江貝塚整備検討委員会」を設置
1995年	2月17日	入江貝塚整備基本計画策定委員会
1995年～1997年		入江貝塚整備事業(ふるさと歴史の広場事業)
1998年		史跡入江貝塚公園及び入江・高砂貝塚館オープン
2002年	3月19日	高砂貝塚追加指定(24,873㎡)、名称「入江・高砂貝塚」
2003年	2月26日 4月	「国指定史跡入江・高砂貝塚整備検討委員会」を設置 「アプタ・フレナイの会」発足
2015年	6月23日	「史跡入江・高砂貝塚保存整備委員会」を設置
2021年	6月 1日	洞爺湖町景観計画策定
2022年	7月21日	高砂貝塚公園オープン及び入江・高砂貝塚館リニューアルオープン



入江貝塚ガイドの様子
(2021年10月23日)



とうや湖縄文まつり
(2019年7月15日)

ステージⅢa — 紀元前2,000年頃

史跡年代 — 紀元前2,000年頃



小牧野遺跡は、日本列島北部青森県中央部の青森市に所在し、2つの河川に挟まれた、南東部に八甲田山西麓が広がる標高80～160mの舌状台地上に立地する。後背地に森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

環状列石は、定住成熟期前半（ステージⅢa）に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあることから、高い精神性を具体的に示している。周辺には環状列石が確認されていないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理される共同墓地を伴う祭祀場であると考えられる。

環状列石は、中央帯が直径2.5m、内帯が直径29m、外帯が直径35mの三重となっているほか、その周りを囲むように直径4m前後の環状配石や一部四重となる列石などが配置され、全体で直径55mに上る。環状列石の内帯や外帯は、平らな石を縦横に繰り返し、あたかも石垣を築くように並べられており独特の配列になっている。環状列石の構築に際しては、斜面の高い方の土を削り（切土）、その排土を斜面の低い方に盛土するなど、あらかじめ土地造成が行われている。環状列石のほか捨て場、湧水遺構、土坑墓群や土器棺墓なども発見されている。

また、墓域や捨て場を中心に土器や石器のほか、土偶、ミニチュア土器、動物形土製品、鐸形土製品、三角形岩版、円形岩版などの祭祀具が出土した。特に三角形岩版は、400点以上もの出土が確認されており、環状列石を中心に儀礼・祭祀が行われたことを示している。

本遺跡は、定住成熟期前半（紀元前2,000年頃）の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、丘陵域における生業と祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-011 小牧野遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1985年		青森市教育委員会による高田村史編さん事業に伴う調査
1989年		青森山田高等学校等による学術調査(環状列石の発見)
1990年～1995年		青森市教育委員会による第1～6次調査
1995年	3月17日	9,766.94㎡を史跡に指定
1996年～2001年		青森市教育委員会による第7～12次調査
1999年	7月 2日	整備基本構想策定
2000年	3月21日	整備基本計画策定
2001年	8月13日	環状列石の周辺77,865.67㎡を追加指定
2002年～2005年		青森市教育委員会による第13～16次調査
2005年		青森市教育委員会による環状列石の保存処理調査・試験
2006年		青森市教育委員会による環状列石の防カビ処理試験
2006年～2008年		青森市教育委員会による石材の修復、保存処理、崩落防止措置等
2006年～2009年		史跡公有地化(77.7%)、環状列石等の盛土保護工事
2009年～2014年		史跡全体の保護・修景工事等
2009年～2013年		市民参加による“縄文の森”復元作業
2010年	7月29日	「青森市世界遺産登録推進連絡会議」を設置
2011年		小牧野遺跡観察施設用地調査・基本計画作成、環状列石の防カビ処理試験
2012年	3月23日 12月25日	小牧野遺跡観察施設実施設計、環状列石の防カビ処理 『史跡小牧野遺跡 保存管理計画』策定 青森市小牧野遺跡の保護に関する条例の制定(平成25年4月1日施行)
2013年	4月 1日 6月28日	小牧野遺跡の出土品を青森市指定有形文化財として指定 『史跡小牧野遺跡 保存管理計画』第1回改訂版作成 小牧野遺跡観察施設造成工事、小牧野遺跡保護センター実施設計
2014年		小牧野遺跡観察施設建設工事、小牧野遺跡保護センター改修工事等
2015年	5月 3日	小牧野遺跡観察施設、小牧野遺跡保護センターオープン
2017年	2月 1日	『史跡小牧野遺跡 保存管理計画』第2回改訂版作成
2019年	8月15日	青森市「縄文遺跡」世界遺産保存活用連絡会議設置 史跡公有地化(83.18%)
2021年	3月22日 3月29日	青森市景観条例の改正(令和3年4月1日施行) 青森市景観計画の改定(令和3年4月1日施行)



小牧野遺跡観察施設「小牧野の森・どんぐりの館」



小牧野遺跡保護センター「縄文の学び舎・小牧野館」

史跡——^{いせどうだい}伊勢堂岱遺跡

秋田県北秋田市

ステージⅢa — 紀元前2,000年頃～紀元前1,700年頃

史跡年代 — 紀元前2,000年頃～紀元前1,700年頃



伊勢堂岱遺跡は、日本列島北部秋田県北部の北秋田市に所在し、米代川左岸の2つの河川に囲まれた標高42～45mの山地に接続する河岸段丘上に立地する。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

環状列石は、定住成熟期前半（ステージⅢa）に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に近接した環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理された祭祀場と考えられる。

環状列石は4つ（環状列石A・B・C・D）発見されている。隣接して4つもの環状列石が確認されている例は、他にはなく、遠方の山並みが一望できるなど、眺望に恵まれていることも特徴である。4つの環状列石はそれぞれ形状が異なり、最大級の環状列石Cは直径約45m、三重のものである。もっとも小さいものは環状列石Bで弧状を呈しており、造営を途中で止めてしまったものである。

これらの環状列石は極めて見晴らしのよい段丘北西端に集中する。掘立柱建物跡や貯蔵穴等は環状列石の外周で同心円状に配置する。その他に、環状列石から離れた地点から、直径約10m以下の配石遺構や、長さ100mを越える溝状遺構などを検出している。

環状列石の周囲からは、土偶・動物形土製品・鐸形土製品・岩版類・三脚石器・石剣類など祭祀の道具も多量に出土しており、祭祀・儀礼が行われたことがわかる。

本遺跡は、定住成熟期前半（紀元前2,000年～紀元前1,700年頃）の4つの環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、内陸地域における生業及び祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-012 伊勢堂岱遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1992年		発見
1994年～1996年		発掘調査(秋田県教育委員会)
1996年		現地保存決定
1997年	4月	伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ設置
1997年～2000年		詳細分布調査
2001年	1月29日	史跡に指定
2001年～2007年		第Ⅰ期内容確認調査
2003年	3月	『伊勢堂岱遺跡整備基本構想』策定
2007年	3月	『伊勢堂岱遺跡整備基本計画』策定
2008年～2010年		第Ⅱ期内容確認調査
2011年～2018年		第Ⅰ期環境整備(ガイダンス施設等)
2012年	2月16日	「伊勢堂岱遺跡整備検討委員会」設置
2015年	7月	伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティア発足
2016年	4月23日	北秋田市伊勢堂岱縄文館開館
2019年	3月29日	『史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画』策定
2021年	3月 4月	「伊勢堂岱遺跡保存活用推進協議会」設置 北秋田市景観条例施行



伊勢堂岱縄文館 全景



伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ



伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド



縄文まつり

ステージⅢa — 紀元前2,000年頃～紀元前1,500年頃
 史跡年代 — 紀元前2,000年頃～紀元前1,500年頃



大湯環状列石は、日本列島北部秋田県北東部の鹿角市に所在し、米代川の支流である大湯川左岸に形成された標高180m程の台地上に立地している。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川の近くであり、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

環状列石は、定住成熟期前半（ステージⅢ a）に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理された祭祀場と考えられている。

環状列石は2つあり、最大径は万座環状列石が52m、野中堂環状列石が44mで、いずれも川原石を様々な組み合わせた配石遺構を二重の環状に配置した構造となっている。2つの環状列石は形状に類似点が多く、なかでも環状列石それぞれの中心の石と「日時計状組石」が一直線に並ぶような配置となっていることから、両者を関連づけて構築した可能性が高い。

環状列石周辺からは、墓域と考えられる配石遺構群が広い範囲に分布することや、それぞれの環状列石を中心として掘立柱建物跡、貯蔵穴、土坑墓といった遺構が同心円状に配置していることが判明した。土偶などの祭祀具も数多く出土しており、墓域・祭祀の場であることを明確に示している。また、発掘調査で出土した狩猟具や加工具、クリやクルミなどの堅果類が出土していることから狩猟・採集が行われていたことがわかる。

本遺跡は、定住成熟期前半（紀元前2,000年～紀元前1,500年頃）の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、内陸地域における生業と祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-013 大湯環状列石の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1931年		耕地整理中に発見
1946年		秋田県、朝日新聞社の主催による発掘調査
1951年	7月25日～8月11日	文化財保護委員会による第1次発掘調査、史跡に指定
1952年		文化財保護委員会による第2次発掘調査
1956年	7月19日	特別史跡に指定
1957年	8月15日	名称変更
1973年		大湯環状列石周辺遺跡緊急分布調査
1974年	1月23日	環状列石周辺の追加指定及び一部指定解除
1974年～1976年		大湯環状列石周辺遺跡分布調査が行われ、遺跡の範囲が確定
1978年	3月	『特別史跡大湯環状列石保存管理計画』策定
1984年～2008年		大湯環状列石発掘調査(1)～(25)
1989年	4月 1日	「特別史跡大湯環状列石環境整備事業検討委員会」設置
1990年	3月 8日	環状列石周辺の追加指定
1991年		特別史跡の追加指定地の公有化を開始
1992年	3月	『特別史跡大湯環状列石環境整備基本構想』策定
1994年	1月25日	遺跡北西側の追加指定
1995年	2月	『特別史跡大湯環状列石環境整備基本計画』策定
1998年	3月	『特別史跡大湯環状列石環境整備基本設計』策定
1998年～2015年	4月 1日	第Ⅰ～Ⅳ期環境整備事業を実施
2001年	8月13日	遺跡南側の追加指定
2015年	10月 7日	遺跡南側の追加指定
2017年	3月24日	『特別史跡大湯環状列石総括報告書』刊行
2020年	4月 1日	大湯環状列石保存活用庁内連絡会議設置
2021年	6月	鹿角市景観計画を策定し、大湯環状列石の緩衝地帯を「大湯環状列石重点地域」に指定。

ガイドレベルアップ講座
(2019年8月)

縄文祭

ステージⅢb — 紀元前1,200年頃

史跡年代 — 紀元前1,200年頃



キウス周堤墓群は、北海道中央部の千歳市に所在し、石狩低地帯の東縁の長沼低地に面する標高15～21mの緩やかな斜面に立地する。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、後背地に豊かな森林資源が伴う落葉広葉樹が広がる環境である。

遺跡は、定住成熟期後半（ステージⅢb）に位置づけられ、大規模な土手を持つ共同墓地の出現は高い精神性と社会の複雑化を顕著に示している。

周堤墓は円形の堅穴を掘り、掘り上げた土を周囲に積み上げてドーナツ状の周堤を造り、その中に複数の墓を配置する特異な形態である。キウス周堤墓群は現在でもその形状を視認できる外径30m以上の規模の大きな周堤墓が8基群集している。最大のもは外径が83m、周堤上面から堅穴底面までの高低差が4.7m、積み上げられた土量は推計約3,000立方メートル近くに達するなど、傑出した規模を持つ。

周堤墓の中には単独ではなく、複数が連結して一つのまとまりとなっているものがあり、道状の窪みを境として2群に分かれている。各周堤墓には出入口と考えられる周堤の切れ目があり、この開口部が道状の窪みに面していることから、定まった経路を通して周堤墓に出入りしていたことがわかる。

堅穴内部の土坑墓にはベンガラがまかれるほか、墓標と思われる立石が埋設されたものや周囲に礫が配置されたものがある。土器や石器、土偶が副葬、供献され、周堤外縁部の土坑墓では石棒が副葬されたものがあり、多様な葬送儀礼の在り方を示している。

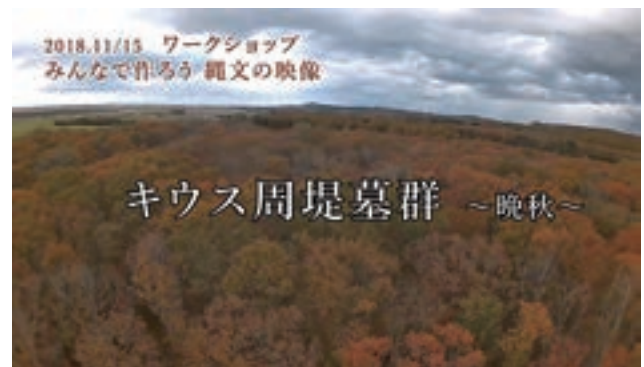
本遺跡は、定住成熟期後半（紀元前1,200年頃）の大規模な土手で囲まれた共同墓地であり、内陸地域における生業と独特な構造の墓地を構築する高い精神性を示す重要な遺跡である。

表3-014 キウス周堤墓群の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1930年	6月22日	史蹟名勝天然紀念物保存法により史蹟に仮指定(1950年失効)
1964年	7月26日～29日	1号周堤墓発掘調査(千歳市文化財調査委員会活動)
1965年	7月28日～30日	2号周堤墓発掘調査(千歳市文化財調査委員会活動)
1968年	12月18日	北海道文化財(史跡)に指定(41,615.05㎡)
1978年	5月18日～6月13日	奈良国立文化財研究所・千歳市教育委員会地形実測
1979年	10月23日	史跡に指定(49,441.00㎡ ※1982・1990年地積更正)
2009年	8月27日	史跡を管理すべき地方公共団体として千歳市を指定
2013年～2017年	5月～11月	史跡周辺地区詳細分布調査、地形測量
2014年	6月25日	市民団体「キウス周堤墓群を守り活かす会」発足
2016年	1月27日	『国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画』策定
2017年	7月20日	「史跡キウス周堤墓群調査指導委員会」設置
2019年	4月 1日 7月12日 10月16日 11月 8日	千歳市教育委員会教育部に「主幹(国指定史跡担当)」をおく 「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」設置 追加指定(北側及び南側59,331.06㎡) 「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」設置
2020年	6月29日 8月28日	「史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会」設置 『史跡キウス周堤墓群保存活用計画』策定
2021年	7月29日 9月9日～11月23日 12月21日	千歳市景観計画策定。構成資産範囲(史跡範囲)及び緩衝地帯を「景観重点区域」に指定 2号周堤墓発掘調査(史跡整備事業に伴う1965年発掘の検証) 『史跡キウス周堤墓群整備基本計画』策定



キウス1号周堤墓発掘調査現地説明会(史跡整備事業)
(2022年7月2日)



キウス周堤墓群を守り活かす会製作「キウス周堤墓群～晩秋～」
(2018年11月15日)



史跡周辺地区詳細分布調査
(2013年10月31日)



キウス1号周堤墓発掘調査
(1964年7月)

ステージⅢb — 紀元前1,000年頃

史跡年代 — 紀元前1,000年頃



大森勝山遺跡は、日本列島北部青森県西部の弘前市に所在し、大石川と大森川に挟まれた標高143mから145mの舌状丘陵上に立地する。遺跡から北東側眼下に津軽平野を、南西側には単独峰の岩木山の全景を眺望できる。後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

遺跡は、定住成熟期後半（ステージⅢb）に位置づけられる祭祀場である。周辺に近接して環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持、管理された祭祀場と考えられ、精神文化の発達を顕著に示している。

環状列石は、台地上を整地した後、円丘状に盛土し、その縁辺部に77基の組石を配置することにより円環が形成されている。組石を構成する石には、主に南北両河川から供給された輝石安山岩が用いられている。台地上には環状列石のほか、岩木山と環状列石との軸線上にあたる台地南西端に大型竪穴建物跡1棟、環状列石周辺に土器埋設遺構、屋外炉、捨て場などが確認されている。明確な墓域が確認されないことから、墓域は別の場所に形成されたものと考えられる。

また、土器、石器、祭祀用である岩版・石剣なども出土し、中でも、環状列石及びその周辺から約250点出土した円盤状石製品は、使用方法は明確ではないが、環状列石と関連する何らかの祭祀・儀礼用と考えられる遺物である。

本遺跡は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃）の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、山岳地帯における生業と高い精神性を示す重要な遺跡である。

表3-015 大森勝山遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1959年		大型竪穴建物跡及び後期旧石器を検出、大森勝山遺跡を確認
1960年		環状状列石の一部を検出
1961年		環状列石を全面検出、公有地化
1968年		『岩木山麓古代遺跡発掘調査報告書』刊行
1997年～1999年		遺跡北東隣接地に駐車場及び遺跡説明板を整備
2007年		環状列石を全面検出、大型竪穴建物跡の位置確認
2008年		環状列石の年代確定、遺構保護のため埋め戻し
2010年	3月26日	『大森勝山遺跡発掘調査報告書』刊行
2011年		遺跡の適正な保存と管理のため用地測量を実施
2012年	9月19日 12月25日	史跡に指定 「史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定委員会」設置。
2013年	7月23日	「史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議」発足
2014年	2月 7日 9月20日	弘前市景観計画において、「大切にしたい場所」に「大森勝山遺跡周辺」を追加 民間団体「弘前縄文の会」発足
2015年	3月 7月17日	『史跡大森勝山遺跡保存管理計画』策定 「史跡大森勝山遺跡整備指導委員会」設置
2016年	3月	『史跡大森勝山遺跡整備計画』策定
2017年～		史跡整備事業開始
2020年～	3月	弘前市景観計画において、「景観形成重点地区」に「大森勝山遺跡周辺」を、「景観眺望保全地区」に「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」を、「屋外広告物のルール」に「大森勝山遺跡から見えない配置・規模とすること」を追加。
2022年	1月12日	「大森勝山縄文遺跡ガイドの会」発足



環状列石の実物大表示（整備）風景



市内小学生による遺跡見学

15

史跡——^{いりえ}入江・^{たかさご}高砂貝塚 (高砂貝塚)

北海道洞爺湖町

ステージⅢb — 紀元前1,000年頃
史跡年代 — 紀元前3,500年頃～紀元前800年頃

高砂貝塚は、北海道南西部の洞爺湖町に所在し、内浦湾を望む標高約10mの低地に位置する。水産資源豊富な内浦湾に面し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

遺跡は、定住成熟期後半（ステージⅢb）に位置づけられ、低地の南西側縁辺部を中心として貝塚及び墓域が形成されている。墓域は、土坑墓と配石遺構で構成され、土坑墓は土器や石器、石製品などの副葬品を伴い、ベンガラが散布されている。他に、抜歯の痕跡が認められる例や胎児骨を伴う妊産婦の墓もある。配石遺構では、土偶や献供土器などが発見され、この地域における葬送や祖先崇拜など高い精神性を示している。

貝塚からはタマキビ・ホタテ・アサリなどの貝類、ニシン・カレイ・マグロなどの魚類、エゾシカ・イルカなどの哺乳類が出土しており、特にアサリやカレイが多くみられることから、貝塚周辺には砂浜が発達していたとともに、一時的な寒冷化も示している。漁労具では鹿角製の銚頭も発見されており活発な漁労が行われていた。

本遺跡は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃）の貝塚を伴う共同墓地であり、沿岸地域における生業と高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-016 高砂貝塚の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1950年～1951年		高砂貝塚、2箇所の貝塚確認
1963年・1965年		高砂貝塚、A地点貝塚調査
1993年～1998年		高砂貝塚分布調査 貝塚断面(高砂貝塚)
2002年	3月19日	高砂貝塚追加指定(24,873㎡)、名称「入江・高砂貝塚」
	12月19日	高砂貝塚追加指定(5,180.49㎡)
2003年	2月26日	「国指定史跡入江・高砂貝塚整備検討委員会」設置
2003年～2004年		公有地化
2004年～2006年・ 2008年		史跡入江・高砂貝塚(高砂貝塚地区)発掘調査
2009年～2011年		史跡入江・高砂貝塚周辺遺跡詳細分布調査
2011年	9月21日	高砂貝塚地区追加指定(10,957.71㎡)
2011年・2012年		公有地化
2015年	6月23日	「史跡入江・高砂貝塚保存整備委員会」設置
2015年～2021年		史跡入江・高砂貝塚保存整備事業
2021年	6月 1日	洞爺湖町景観計画策定
2022年	7月21日	高砂貝塚公園オープン及び入江・高砂貝塚館リニューアルオープン

入江・高砂貝塚館
(2021年6月8日)入江・高砂貝塚館展示室
(2021年6月8日)とうや湖縄文まつり
(2022年7月18日)高砂貝塚ガイドの様子
(2022年11月22日)

ステージⅢb — 紀元前1,000年頃～紀元前400年頃

史跡年代 — 紀元前1,000年頃～紀元前400年頃



亀ヶ岡石器時代遺跡は、日本列島北部青森県津軽半島西側のつがる市に所在し、岩木川左岸の標高7～18m程度の丘陵上に立地している。海進期に形成された内湾である古十三湖の汽水域に面し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

遺跡は、定住成熟期後半（ステージⅢb）に位置づけられ、土坑墓が多数群集していることから周辺の小規模集落とともに構築、維持、管理した共同墓地と考えられ、高い精神性を顕著に示している。

土坑墓は盛土や底部の溝を有し、土器等の供献品、玉などの副葬品が出土する。墓域は長期間にわたって構築されていることから祖先崇拝が継続して行われたことを示している。さらに台地周囲の低湿地には祭祀場としての捨て場が形成され、漆塗り土器や漆器、植物製品、玉類など多数の遺物が出土している。

豊富な出土遺物の中でも大型土偶（国指定重要文化財）は、その眼部の表現が「遮光器土偶」の名称の起りとなったことで知られている。

また、発掘調査によって出土したクリ・クルミなどの堅果類、魚骨や動物骨、狩猟具や加工具から採集・狩猟が主な生業であったことを示している。

本遺跡は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃～紀元前400年頃）の大規模な共同墓地であり、高度な精神文化を示すとともに内湾地域の汽水域における生業及び高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-017 亀ヶ岡石器時代遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1887年		遮光器土偶が出土(1957年重要文化財指定)
1944年	6月26日	史跡(史蹟)に指定
1957年	2月19日	出土品の遮光器土偶が国の重要文化財に指定
1959年	3月21日	出土品の収蔵展示施設として亀ヶ岡考古館が開館
1973年		県道バイパス工事に伴う青森県教育委員会による発掘調査
1979年	12月19日	木造亀ヶ岡考古資料室が開室
1980年~1982年		青森県立郷土館による史跡の内容確認調査
1987年	3月19日	縄文住居展示資料館カルコが開館
1990年	9月	遮光器土偶を象った石像を建立
2000年	3月	県道の便益施設としてしゃこちゃん広場オープン
2008年~2011年		つがる市教育委員会による発掘調査
2009年	3月31日	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画』策定
2012年	2月 1日 4月 1日	市の附属機関として「つがる市遺跡整備計画策定委員会」設置 史跡指定地公有地化開始
2012年	12月25日	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡保存管理計画(補足)』策定
2013年	8月 1日	「つがる市縄文遺跡整備検討有識者会議」設置
2014年	3月31日	『つがる市縄文遺跡群整備基本構想』策定
2013年~2017年		つがる市教育委員会による史跡内外の内容確認調査開始
2019年	6月28日	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』刊行
2020年	3月10日 4月 1日 6月 1日	史跡指定地の西側を中心に62,227㎡を追加指定 市の附属機関として、「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保 存活用計画策定委員会」を設置 つがる市景観計画、景観条例施行
2021年	3月29日	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画』策定
2021年	7月1日~11月16日	整備に必要な情報を得るため、追加の発掘調査を実施

夏休み体験講座「土器づくり体験」
(2021年8月)JOMON亀ヶ岡遺跡まつり2021での発掘調査現地説明会
(2021年10月)

ステージⅢb — 紀元前1,000年頃～紀元前400年頃

史跡年代 — 紀元前4,000年頃～紀元前400年頃



是川石器時代遺跡は、日本列島北部青森県東部の八戸市に所在し、新井田川左岸の南北の沢に挟まれた標高10～15mの段丘上に立地する。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くで、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住成熟期後半（ステージⅢb）に位置づけられ、竪穴建物、土坑墓、祭祀場の可能性のある捨て場、配石、盛土などが配置されている。捨て場は、墓域から分離して墓域の南北の谷地形に形成されており、土器や土偶などがまとまって出土したことから、祭祀・儀礼が活発に行われたものと考えられ、高い精神性を示している。漆製品のほか、弓やヤスなどの狩猟具・漁労具も出土し、生業の内容や高度な工芸技術の様子を知ることができる。

また、内水面用の漁労具や加工具、クリ・クルミ・トチなどの堅果類、サケ・マスの魚骨が出土しており、当時の環境とともに採集・漁労・狩猟を生業としていたことがわかる。また、沢には貯木や堅果類の加工などを行った水場もみつまっている。

本遺跡は、定住成熟期後半（紀元前1,000年頃～紀元前400年頃）の多様な遺構を伴う集落であり、河川流域における生業及び高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。

表3-018 是川石器時代遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1897年	10月28日	考古学者八木柴三郎が中居遺跡の土偶を東京人類学会雑誌で紹介
1901年	2月20日	河村末吉が中居遺跡などの石器を東京人類学会雑誌で紹介
1913年		人類学者石田収蔵が中居遺跡西側を発掘
1920年～1928年		土地所有者であった泉山岩次郎・斐次郎兄弟が中居遺跡を発掘
1921年	1月 3日	東北帝国大学の長谷部言人が中居遺跡東側を発掘
1926年	11月	長谷部言人・山内清男が一王寺遺跡を調査、出土土器を円筒土器と命名
1929年	4月15日～17日	大山史前学研究所が中居遺跡南低湿地・一王寺遺跡の貝塚を発掘
1933年	8月23日	是川遺跡出土品が重要美術品指定
1957年	7月 1日	史跡に指定(28,673.68㎡)
1961年	3月22日	土地所有者であった泉山岩次郎・斐次郎兄弟が八戸市へ是川遺跡出土品を寄贈
1962年	2月 2日	是川遺跡出土品633点が重要文化財指定
1962年～2010年		八戸市教育委員会による調査
1997年	7月23日 11月14日	「是川縄文の里整備基本構想策定会議」設置 『是川縄文の里整備基本構想』策定
2003年	6月30日	「是川縄文の里整備検討委員会」設置
2004年	9月30日	追加指定(24,192.35㎡)
2011年	6月27日 7月10日	是川遺跡出土品330点が重要文化財追加指定 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館開館
2013年	10月17日	追加指定(160,631.71㎡)
2014年～2017年		是川石器時代遺跡内容確認調査(一王寺遺跡)
2015年	9月17日・25日	是川石器時代遺跡範囲確認調査(中居遺跡)
2016年	3月31日 4月 1日 10月 3日	『史跡是川石器時代遺跡保存活用計画書』策定 「八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会」設置 追加指定(5,512.21㎡)
2018年	2月 9日 3月30日	「八戸市是川石器時代遺跡保存活用連絡会議」設置 『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画』策定
2019年	3月13日	『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本設計』完成 是川石器時代遺跡内容確認調査、第1期整備工事(2019年～)
2020年	3月25日	八戸市景観条例改正(施行：7月1日)、是川景観重点地区指定



これかわ縄文まつりでの火起こし
(2017年8月20日)



市民参加によるクリーンデー
(2020年8月23日)

関連資産

史跡——^{わしのき}鷺ノ木遺跡

北海道森町

ステージⅢa — 紀元前2,000年頃

史跡年代 — 紀元前2,000年頃



鷺ノ木遺跡は、北海道南西部の森町に所在し、噴火湾沿岸から約1 km内陸の標高70mの河岸段丘上に立地する。

北海道内最大規模である環状列石は、外周が直径36.9×短径33.8mのほぼ円形で、外側を二重にめぐる環状の配石と、中心にある楕円形の配石で構成されている。平均30～40cmの偏平・棒状の石が多く用いられ、その数は602個にのぼる。二重の環状の配石のうち、外側は石の長軸方向を連ねて配置し、内側は石の長軸方向を中心に向けて配置するなどの規則性が見られる。石は多くが地面に埋め込まれており、地面に対し直立か傾いている。

石の供給地は、最も近い地点で約1 km離れた桂川河口付近とみられている。

竪穴墓域は環状列石から南約5 mの場所にあり、大きき11.6×9.2mの竪穴の中に、土坑墓や、供献品や墓標を設置する穴が作られている。

遺跡全体が江戸時代に噴火した駒ヶ岳の火山灰に厚く覆われていたため、保存状態はきわめて良好であった。当時の祭祀・儀礼や精神世界を知る上で重要な遺跡である。

表3-019 鷲ノ木遺跡の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
2002年		北海道縦貫自動車道路建設に伴う別の遺跡の発掘調査中に発見
2003年		森町教育委員会による発掘調査により縄文時代後期の環状列石と竪穴墓域を発見
2006年	1月26日	環状列石と竪穴墓域の範囲2720.5㎡が史跡指定、範囲確認調査開始(2011年まで)
2011年	11月26日	北海道縦貫自動車道森IC～落部IC 供用開始
2012年	1月19日 9月19日	史跡管理のため高速道路用地の占用開始 史跡より東側80,136.37㎡を追加指定、整備に向けた内容確認調査開始
2015年		追加指定地のうち、民有地77627.12㎡の公有地化
2018年	3月29日	『史跡鷲ノ木遺跡保存管理計画』策定
2020年		「森町史跡鷲ノ木遺跡整備委員会」設置
2022年	3月31日	『史跡鷲ノ木遺跡整備基本計画』策定

鷲ノ木遺跡発掘調査
(2022年9月)

鷲ノ木遺跡見学会(2022年9月)

縄文座談会
(2016年11月)勾玉作り体験
(2013年8月)

関連資産

史跡 — ちょうしちやち 長七谷地貝塚

青森県八戸市

ステージ1b — 紀元前6,000年頃

史跡年代 — 紀元前6,000年頃



長七谷地貝塚は、青森県東部の八戸市に所在し、五戸川沿岸の標高約10～20mの丘陵末端部に立地する。海進期に形成された内湾である古奥入瀬湾に面し、後背地には落葉広葉樹の森が広がっていた。

紀元前6,000年頃の貝塚を中心とする集落遺跡で、気候の温暖化により、縄文海進の中でも最も海水面が高くなった時期に貝塚は形成された。

貝塚からは、ハマグリやオオノガイ、ヤマトシジミなど、内湾性の貝殻が多量に出土した。魚類では、スズキやクロダイ、カツオなど、内湾性を主体に外洋性の魚の骨もみられる。ほかにも、鳥類や動物の骨、さらには多量の土器と石器、石製品、土製品も出土している。組合せ式の釣り針や銚頭など、多種類の骨角器が出土しており、漁労活動が非常に活発であったことがわかる。

当時の人々が、縄文時代の早い段階で海洋資源に合わせた釣漁や刺突漁の漁労方法を編み出したと考えられ、漁労を中心とする生業・食生活や当時の自然環境を知る上で重要な遺跡である。

表3-020 長七谷地貝塚の保存・活用の取組

年	月 日	事 項
1921年		東北帝国大学の長谷部言人による試掘調査（当時「吹上貝塚」と呼称）
1958年	8月17日～22日	慶応義塾大学の江坂輝弥、地元の音喜多富寿等による発掘調査
1973年	11月17・18日	八戸市教育委員会他による桔梗野工業団地予定地詳細分布調査
1977年 1978年	4月20日～ 9月30日 4月24日～10月31日	青森県教育委員会による開発に伴う発掘調査、貝層等を検出
1979年	8月20日～11月16日	八戸市教育委員会による保存のための貝塚部分の内容確認調査。
1981年	5月25日	史跡に指定
1984年～1989年		史跡指定地公有化
1990年	3月31日	民間の寄付により史跡説明板設置
1991年～現在		史跡指定地草刈り清掃実施

長七谷地貝塚現況
(2020年9月3日)現地解説板
(2021年6月)八戸市博物館での遺物展示
(2021年8月)八戸市博物館での貝層展示
(2021年8月)

おわりに

縄文遺跡群の世界遺産登録までと現在、そして未来

縄文遺跡群世界遺産協議会会長

三内丸山遺跡センター所長 **岡田 康博**



2021年7月27日開催の第44回世界遺産委員会拡大会合において、青森県・北海道・岩手県・秋田県及び関係自治体（函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町、青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市）が進めてきた域内の縄文遺跡群で構成する「北海道・北東北の縄文遺跡群」(Jomon Prehistoric sites in Northern Japan)の世界遺産一覧表への記載が決議された。長きにわたり登録推進の実務の責任者として関わってきたが、正直ようやく安堵した瞬間でもあった。

世界遺産とはどのようなもので、どうすれば世界遺産になるのか、文化財保護行政に関わっていたものとしても学ぶ必要がある基本的な事柄が非常に多かったと思う。世界遺産独特の考え方にも最初は戸惑い、さらに世界遺産に詳しい職員を抱えている自治体などもありもしない。文化庁や専門家委員会委員の指導や助言なくして登録は実現しなかったように思うし、関係自治体もそれぞれ真摯に学び、取り組んできたことが大きな成果に結びついたことは誇っている。

文化庁は2006年、これまでのやり方を大きく変更し、世界遺産候補である暫定一覧表追加記載案件について公募することとしたが、この方針の大転換が結果的に縄文遺跡群の世界遺産登録への道を開くことになった。世界遺産を希望する自治体が自らの主張を明らかにする貴重な機会が得られることになったからである。当初は青森県と秋田県のそれぞれの取り組みとして始まったがそれでは世界遺産候補として選ばれることはないものと認識していたので、審議会に選んでいただけるような、世界遺産登録が実現するような提案をする必要があった。その秘策が4道県に所在する縄文遺跡群で構成する「北海道・北東北の縄文遺跡群」であった。

今回の登録推進は、シリアルノミネーションであり、連続性のある資産でなければならず、同一の歴史・文化群であることが求められていた。つまり、互いに文化的関係性が十分に説明できなければならぬため、登録の範囲を日本列島全体とするには無理がある。そうすると日本列島におけるひとつの地域文化圏でもって顕著な普遍的価値を説明することにならざるを得ず、資産を構成する17の遺跡は、長期間継続した採集・漁労・狩猟を基盤とする生活の実態と変遷について連続して示すことができる唯一の地域と言えよう。この目論見は見事に的中し、暫定一覧表への記載が決定した。

構成資産が広域に点在することから、関係道県の知事・教育長及び関係市町の首長等で構成する登録推進本部（本部長：三村申吾青森県知事）を早期に立ち上げ、各自治体の文化財主管課長らによる推進会議、考古学や世界遺産、文化財保護の専門家による専門家委員会を設置し、諸課題への検討と共通理解を図りながら推薦書作成及び機運醸成に迅速に取り組むことができたのも効果的であった。

しかしながら、推薦書作成には多くの時間を要した。資産の顕著な普遍的価値は狩猟・採集・漁労による定住の達成としても、評価基準の適合やどのような価値の説明をするのか何度も議論し、それこそ書いては消し、消しては書きの繰り返しであった。また、顕著な普遍的価値と構成資産の関係を示す図の作成などにも腐心した。とにかく、専門的な内容を書き込みたくなるものの、だれが読んでもわかる内容になるよう徹底したつもりである。

推薦書作成の過程で、それまで日本列島における縄文文化の代表性の説明をしていたものが、北東アジアにおける農耕以前の生活を示すものと直接的に顕著な普遍的価値を説明したのも良かったと思う。ただ、当初含まれていた2つの遺跡を構成資産から除外する苦渋の決断をすることになったが、確実に縄文遺跡群の登録を進めるためにはやむを得ない措置であった。

世界遺産登録を実現することを最優先にし、全体の取り組みを進めてきたが基礎となるのは関係する自治体であり、構成資産である遺跡である。調査研究も保存活用も現場が大事であり、そのための基本的な考え方の再確認も必要に思う。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は人類にとって共通の貴重な文化遺産である。より一層保存と活用を進めていくことが求められているが、これまでどおりに地域の人々の理解と協力を得ながら、少しずつ前に進めばよいが、ホスピタリティー（もてなし）の心を絶対に忘れてはならない。また、遺跡からは絶えず新しい情報発信も必要であろう。調査研究も大事だ。

遺跡は実に心地よい空間である。遺跡を訪れることがそれを実感できる唯一の機会であり、現地でなければ理解できない遺跡の価値もある。まずは遺跡に足を運んでいただきたい。

■表紙写真

特別史跡 三内丸山遺跡（青森県青森市）

■裏表紙写真

左上／史跡 大船遺跡（北海道函館市）“北の縄文”魅力発見フォトコンテスト入賞作品

右上／史跡 御所野遺跡（岩手県一戸町）

下／特別史跡 大湯環状列石（秋田県鹿角市）

北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録記念誌

2023（令和5）年3月10日

編集・発行

縄文遺跡群世界遺産本部

（北海道・青森県・岩手県・秋田県・函館市・千歳市・伊達市・森町・
洞爺湖町・青森市・弘前市・八戸市・つがる市・外ヶ浜町・七戸町・
一戸町・鹿角市・北秋田市）

〒038-0031

青森県青森市三内字丸山 305

三内丸山遺跡センター世界文化遺産課内

TEL:017-782-9463 FAX:017-781-6103

<https://jomon-japan.jp>

印刷

川口印刷工業株式会社

